

令和2年5月版

原子力損害賠償事例集

第1部

(中間指針等の整理及び参考事例一覧)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 当センターの使命は、原子力損害賠償事件の迅速、公平かつ適正な解決を実現するところであり、令和2年3月末現在、センター発足時からの累計受理件数2万5751件のうち、2万4947件を終局させ、和解成立件数1万9999件・和解成立率約80.2%としている。そして、和解成立に至った案件から、和解仲介手続の判断基準となる中間指針及び総括基準の運用上有益と考えられるものとして1632件を選定し、既に文部科学省のホームページに掲載し、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断資料として提供しているところである。しかし、掲載件数が多くなり、体系的な検索や案件間の比較に手間がかかるとの利用者の声も寄せられるようになった。そこで、改めて、当センターの上記使命を十全に果たすべく、当センターにおいてこれまでに蓄積された和解解決例を整理し、当センター内の仲介委員及び調査官の職務上の資料として共有するとともに、閲覧・検索がしやすい形でセンターにおける和解解決例を公表することにより、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断資料として一層活用されることを意図し、本事例集を作成するものである。

ただし、本事例集は、あくまでも、個別の被害者における具体的な事情を反映する個別の事情に規定された和解事例を提示するものであって、当該事案を離れて安易に一般化したり、基準として用いたりできるものではないことにご留意いただきたい。

2 本事例集は、文部科学省において145の事例を分析し取りまとめ、平成25年3月に公にした「原子力損害賠償事例集」（以下「前事例集」という。）の続編に位置付けられるものであり、前事例集に準じ、次に説明をするように二部の構成をとっており、個人識別情報等に関しても、必要な範囲で配慮を加えている。

① 第1部

中間指針の第四次追補まで及び総括基準の損害項目を整理した上で、それぞれに関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにした（前事例集第2章I参照）。紹介箇所に関しては、必ずしも厳密な分類にこだわらず、また、重複をいとわずに当該項目に関連する事案を参照できるように心掛けている。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●※●」などとして紹介している。

② 第2部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめた（前事例集第2章II参照）。

各個票には、まず、「1 事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第1部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「2 基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「3 和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。したがって、これらの記載は、当該案件を担当したパネルの真意を確認して記述したものではないことに留意されたい。

3 最後に、本事例集に掲載した事例は、当センターを構成した多くの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けた真摯な活動の積み重ねの成果であり、本事例集は当センターの活動報告となるものでもある。当センターの活動を担った仲介委員及び調査官等の支援員を末尾に掲記しておく。

総括委員

平成23年9月から平成28年1月まで

大谷 禎男 鈴木 五十三 山本 和彦

平成28年1月から平成31年1月まで

須藤 典明 橋本 副孝 高田 裕成

平成31年1月以降

富田 善範 橋本 副孝 高田 裕成

仲介委員

赤尾 太郎	秋定 和宏	秋葉 信幸	味岡 良行	荒井 史男	荒井 雅彦
安藤 武久	安間 龍彦	飯田 敏彦	飯塚 孝徳	飯塚 優子	五十嵐 利之久
五十嵐 康之	石井 逸郎	石田 省三郎	石塚 伸	石原 弘隆	板垣 眞一
板橋 愛子	市川 太	伊津 良治	出井 直樹	伊藤 紘一	伊藤 嘉健
稲野 正明	井奈波 朋子	犬塚 浩	井上 章夫	井ノ上 正男	今泉 秀和
植村 京子	牛久保 美香	内田 実	海野 浩之	榎本 久也	榎本 恭博
遠藤 昭	遠藤 常二郎	及川 健二	及川 雄介	大木 健司	大汐 義光
大島 やよい	大嶋 芳樹	太田 うるおう	太田 治夫	大谷 隼夫	大西 英敏
大野 康博	大原 義一	小笠原 勝也	岡田 康男	岡本 弘哉	奥野 滋
小倉 純夫	小笹 勝章	小田 修司	尾野 恭史	小淵 喜代治	小山田 一彦
角田 淳	笠井 治	柏木 秀一	勝部 浜子	加藤 慎	加藤 俊子
金口 忠司	兼川 真紀	金田 繁	鎌田 正聰	神村 大輔	嘉村 孝
嘉本 益巳	河合 健司	河井 聡	川添 利賢	川端 基彦	川村 延彦
菅野 芳人	岸本 有巨	北尾 哲郎	北川 雅男	北澤 尚登	鬼頭 季郎
木下 良平	木花 高裕	草野 芳郎	工藤 英知	國貞 美和	國重 慎二
熊谷 光喜	倉林 千枝子	倉本 義之	栗田 裕作	栗原 浩	黒田 純吉
鋤竹 昌利	桑野 雄一郎	桑村 竹則	小坪 眞史	肥沼 隆男	上妻 英一郎
五島 丈裕	小島 延夫	小島 衛	小瀬 保郎	後藤 正治	小西 貞行
小林 哲也	小山 達也	權田 光洋	近藤 健太	犀川 治	齊藤 幸治
斎藤 淳一	斎藤 輝夫	齋藤 祐一	坂井 雄介	坂根 義範	坂本 正幸
櫻井 喜久司	櫻井 滋規	笹原 直和	九石 拓也	佐谷 道浩	佐藤 彰一
澤田 行助	志賀 剛一	篠崎 正巳	篠島 正幸	信田 恵三	篠田 省二
篠原 一廣	柴山 聡	渋川 満	島田 一彦	清水 貴行	白井 孝一
新 弘江	新庄 健二	新穂 均	鈴江 辰男	鈴木 修司	鈴木 純
鈴木 武志	鈴木 雅芳	鈴木 由美	諏訪 雅頭	清 起一郎	関本 隆史
仙波 厚	副田 純子	曾我部 東子	高井 章光	高木 佳子	高木 祥充

高崎 玄太朗	高橋 一郎	高橋 英一	高橋 輝美	高橋 伴子	高畑 拓
武内 明日香	竹内 英一郎	竹下 慎一	竹之下 義弘	竹原 虎之助	田島 二三夫
正 國彦	楯 香津美	田中 昭人	田中 千草	田中 俊充	棚瀬 慎治
玉越 浩美	田村 佳弘	塚越 豊	津川 哲郎	土屋 信	円井 義弘
寺崎 京	寺下 誠司	土井 隆	東海林 正樹	遠山 信一郎	常磐 重雄
徳田 暁	戸嶋 洋一	戸部 秀明	富永 良朗	友納 治夫	豊崎 寿昌
豊田 愛祥	内藤 貴昭	長井 友之	中井 美紀	永石 一郎	中尾 正浩
中島 千絵美	中條 高昭	中野 剛史	中村 芳彦	中村 嘉宏	永山 在浩
行方 美彦	新村 正人	西川 一八	西口 徹	仁科 豊	二島 豊太
二宮 嘉秀	二瓶 茂	野崎 晃	野崎 薫子	野嶋 慎一郎	野田 幸裕
橋爪 健	橋本 副孝	服部 訓子	服部 伸二郎	花崎 浜子	浜田 正夫
樋口 明巳	樋口 收	比佐 守男	姫野 博昭	日向 隆	平嶋 育造
昼間 由真	廣瀬 健一郎	廣瀬 正司	福島 昭宏	福田 寿男	福武 功藏
藤口 光洋	藤重 由美子	藤田 吉信	布施 謙吉	舟久保 賢一	古澤 眞尋
古田 啓昌	細川 大輔	堀 晶子	堀井 敬一	堀川 末子	牧野 義信
卷淵 眞理子	増澤 博和	増山 宏	町田 正裕	町田 行功	松井 良憲
松倉 佳紀	松田 研一	裕田 由貴	松田 隆太郎	松本 佐弥香	丸山 裕司
三尾 美枝子	三木 祥史	水野 賢一	道本 周作	三森 仁	緑川 由香
蓑毛 誠子	宮武 雅子	三輪 和夫	村上 義弘	村木 政之	望月 克也
本山 正人	森 哲也	森居 秀彰	森本 慎吾	八木 清文	安田 博延
柳川 猛昌	柳澤 修嗣	柳田 幸三	矢吹 公敏	山口 政貴	山崎 司平
山崎 泰正	山下 純司	山田 昭	山田 攝子	山田 宣郷	山田 寿
山田 正記	山本 孝	山本 隆幸	山本 卓也	山本 昌彦	湯澤 昌己
横地 宏紀	横山 匡輝	吉岡 桂輔	吉岡 毅	吉田 和夫	米林 和吉
若林 弘樹	脇 奈穂子	脇田 康司	和田 千代	和田 光史	渡部 晃
渡邊 敏					

支援員（室長補佐・調査官等。本とりまとめに関与した者は太字とした。）

上妻 英一郎	出井 直樹	二瓶 茂	近藤 健太	浅井 嗣夫	濱田 愷
石原 弘隆	板橋 愛子	市川 太	牛久保 美香	尾野 恭史	鎌竹 昌利
小山 達也	櫻井 滋規	副田 純子	竹之内 俊	戸嶋 洋一	中尾 正浩
中島 千絵美	中野 里香	永山 在浩	町田 行功	松井 良憲	緑川 由香
和田 千代					
饗庭 東子	青木 俊憲	青柳 恵美	穂吉 慶一	浅川 有三	東妻 陽一
安孫子 理良	阿部 みどり	天田 圭介	荒生 祐樹	荒木 陽一	安藤 誠二

飯島 世栄子	飯塚 優子	飯野 恵海	壹岐 友理子	井口 明子	池田 大介
池本 寛子	石井 宏和	石垣 徹郎	石垣 美帆	石川 優子	井茂 喜之
伊藤 香織	伊藤 陽子	稻川 静	井上 幸子	井上 壮太郎	井上 直美
井上 義之	井原 千恵	今津 信裕	今廣 明	岩永 愛	植田 光久
臼井 智晃	江藤 祥子	江藤 美奈	大泉 優子	大木戸 志万子	大汐 義光
大城 朝久	大塚 康貴	岡本 正	岡本 諒大	小川 久美	小川 恒星
小川 正美	小川 亮太郎	荻布 純也	奥野 麻貴	小倉 拓也	小栗 悠夫
小澤 慶徳	小田 夏子	小野田 朋恵	折戸 誠子	柿原 達哉	鹿児嶋 悠子
金子 剛	金子 磨美	神村 大輔	上村 能克	川崎 達也	川島 潤一郎
菊地 博隆	岸本 有巨	岸本 学	木田 飛鳥	北岡 諭	木花 高裕
木村 達男	木村 浩章	木本 亮	草開 文緒	久保 友子	久保田 陽子
倉田 梨恵	倉本 義之	栗田 裕作	栗原 大	栗原 喜子	黒澤 直木
黒澤 雅臣	桑名 俊光	小林 亞樹	小林 紀子	小林 亮介	小松 京子
近藤 崇史	齋藤 とさ	斉藤 鈴華	酒井 直文	坂根 義範	笹野 茂樹
佐々 真喜子	佐藤 晃	佐藤 生	佐藤 耐治	佐藤 裕紀	佐藤 真由美
佐原 希美	澤藤 亮介	塩谷 尚子	重松 大介	重森 政利	鳶 香苗
島戸 順子	清水 史	新 弘江	信賀 浩志	菅本 麻衣子	杉崎 哲郎
杉田 陽子	杉本 隼与	鈴木 郁夫	鈴木 克哉	鈴木 芳美	鈴木 亮子
須田 和則	諏訪 智紀	関口 俊行	関口 瑞紀	大門 あゆみ	田岡 圭太
高井 陽子	高取 由弥子	高橋 克己	高橋 伴子	高橋 美知代	高橋 裕美子
高橋 里沙	高本 健太	瀧澤 慎一	武内 明日香	竹内 雄一	立石 結夏
田中 恵美子	田中 和人	田中 秀樹	田中 由希	田邊 晋一	谷 洋昌
田畑 貴之	田原 真揮子	田谷 浩之	茶谷 幸彦	辻 勲雄	辻本 浩三
筒井 佳子	坪井 文子	出口 裕規	寺東 由貴	東海 千尋	得重 貴史
徳光 興一郎	外城 隆	戸田 隆祥	朽尾 安紀	豊澤 朋子	鳥居 美和子
内藤 秀明	永井 妥衣子	中畝 恒	中込 二郎	永島 杏奈	中島 健
仲宗根 朝洋	永田 敏樹	中田 希	永野 亮	中村 あゆ美	中村 道子
中村 洋平	長本 恵美子	南波 耕治	南原 由記	西廣 陽子	西村 健
二宮 靖	額田 志保	野口 眞寿	野原 久美	野本 未希	服部 伸二郎
花房 賢	馬場 亨二	濱野 伸一	早坂 慶邦	林 雅子	針谷 侯一郎
東 晃一	東 むつみ	樋口 裕子	彦坂 礼子	平林 有紀	比留川 浩介
屋間 由真	福岡 哲志	福田 正樹	福武 功蔵	福土 勝也	福本 浩志
藤井 沙耶香	藤井 智裕	藤田 剛紀	藤原 澄雄	二木 洋美	古川 孝二
古川 修二	古川 敬嗣	古川 理彩子	朴 敬淑	細川 紀子	細川 寛裕
堀内 大輔	本間 千雅	前谷 保成	増田 智幸	増田 啓示	松井 伸介

松田 啓明	裕田 由貴	松原 崇弘	松本 優子	丸田 憲和	丸山 冬子
三浦 義順	三澤 正大	水上 理	水谷 江利	溝上 聡美	峰 ひろみ
三原 利教	三森 友季	宮川 香代子	宮崎 孝介	宮田 瑞穂	宮野 浩臣
村上 篤直	村上 光明	室岡 裕美	元澤 武	森 清	森居 秀彰
森定 直行	森田 康子	安江 裕太	安田 明	山岡 篤実	山口 純子
山口 政貴	山下 大輔	山下 良	山田 尚平	山田 裕士	山西 弘子
山村 弘一	山本 常幸	横井 秀輝	横川 勇樹	横路 春彦	横山 章子
吉岡 いずみ	吉川 佳子	吉沢 園子	吉田 秀平	吉田 清司	吉田 朋美
吉田 倫子	六角 俊彦	和久田 玲子	分部 祐子	和田 茂樹	渡瀬 耕
渡辺 友実	渡辺 瑞穂	渡邊 義基			

目次

第 1 避難指示等に係る損害	15
1 対象区域（中間指針第 3・第二次追補第 2 の 1(1)）	15
中間指針等の整理	15
2 避難等対象者（中間指針第 3 [避難等対象者]）	17
(1) 中間指針等の整理	17
(2) 当該指針に関する和解事例	17
ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者	17
イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞 在を余儀なくされた者	19
3 検査費用（人）（中間指針第 3 の 1）	22
(1) 中間指針等の整理	22
(2) 当該指針に関する和解事例	22
4 避難費用（中間指針第 3 の 2・第二次追補第 2 の 1・第四次追補第 2）	23
(1) 中間指針等の整理	23
(2) 当該指針に関する和解事例	27
ア 避難費用	27
(ア) 交通費、家財道具移動費用	27
(イ) 宿泊費等	29
(ウ) その他生活費増加費用	32
イ 損害額の算定	40
(ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等	40
(イ) その他生活費増加費用	41
ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用	43
5 一時立入費用（中間指針第 3 の 3）	48
(1) 中間指針等の整理	48
(2) 当該指針に関する和解事例	48
6 帰宅費用（中間指針第 3 の 4）	51
(1) 中間指針等の整理	51
(2) 当該指針に関する和解事例	51
7 生命・身体的損害（中間指針第 3 の 5）	52
(1) 中間指針等の整理	52
(2) 当該指針に関する和解事例	52
ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害	53

(ア) 逸失利益	53
(イ) 治療費、薬代	54
(ウ) 精神的損害	55
(エ) その他	61
イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用	64
ウ その他生命・身体的損害に関する事例	64
8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の	
1）	65
(1) 中間指針等の整理	65
(2) 当該指針に関する和解事例	74
ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料	74
イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について	77
ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について	78
(ア) 増額事例	78
a 要介護状態にあること	78
b 身体または精神の障害があること	84
c 重度または中程度の持病があること	89
d 上記（a から c まで）の者の介護を恒常的に行ったこと	91
e 懐妊中であること	100
f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	100
g 家族の別離、二重生活等が生じたこと	101
h 避難所の移動回数が多かったこと	105
i 上記 a から h まで以外の事由に基づく増額事例	106
(イ) 第四次追補の慰謝料	107
エ 賠償期間について	108
(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例	108
(イ) (ア) 以外の避難終了が問題となった事例	115
(ウ) その他	116
オ 屋内退避者・滞在者の損害額	117
(ア) 屋内退避者に関するもの	117
(イ) 滞在者に関するもの	118
カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害 を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11））	118
9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）	121
(1) 中間指針等の整理	121

(2) 当該指針に関する和解事例	124
ア 避難指示等に伴う逸失利益	125
(ア) 農林水産業	125
(イ) 製造業・加工業	127
(ウ) 販売業	128
(エ) 建設業	130
(オ) 不動産業	131
(カ) 医療業	132
(キ) 観光業	132
(ク) サービス業	132
(ケ) その他	134
イ 避難指示等に伴う追加的費用	135
(ア) 従業員に係る追加的な経費	135
(イ) 商品や営業資産の廃棄費用	136
(ウ) 除染費用等	136
(エ) 事業拠点の移転費用	136
(オ) 営業資産の移動・保管費用	138
(カ) その他追加的費用	139
ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用	142
(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域）	142
(イ) 旧緊急時避難準備区域	143
(ウ) その他避難区域	144
エ 廃業損害	144
オ その他	146
(ア) 営業損害の終期	146
(イ) 特別の努力・中間収入の非控除	147
(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法	149
a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例	149
b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合	150
c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合	152
d その他	153
(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等）	155
10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）	157
(1) 中間指針等の整理	157

(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）	159
ア 減収分	159
(ア) 雇用継続	160
(イ) 解雇その他の離職（未就労）	162
(ウ) 解雇その他の離職（再就職）	168
イ 追加的費用	175
ウ その他	176
(ア) 就労予定者	176
(イ) 退職金差額	176
(ウ) 帰還に伴う就労不能	177
(エ) 特別の努力・中間収入の非控除	177
(オ) その他	180
1 1 検査費用（物）（中間指針第3の9）	182
(1) 中間指針等の整理	182
(2) 当該指針等に関する和解事例	182
1 2 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）	183
(1) 中間指針等の整理	183
(2) 当該指針等に関する和解事例	186
ア 管理不能等	187
(ア) 価値喪失又は減少分	187
(イ) 追加的費用	189
イ 放射性物質曝露等	190
(ア) 価値喪失又は減少分	190
(イ) 追加的費用	191
ウ 価値喪失又は減少の予防費用	191
エ 不動産	192
(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率	192
(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）	196
(ウ) 借地権	201
(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）	202
オ 住居確保損害	204

(カ) 事業用不動産	206
オ 動産	208
(ア) 家財	208
(イ) その他個人用動産	211
(ウ) 事業用動産	212
カ その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）	219
第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）	220
1 中間指針等の整理	220
2 当該指針等に関する和解事例	220
第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）	222
1 中間指針等の整理	222
2 当該指針等に関する和解事例	223
(1) 営業損害	223
ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分	223
イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用	228
ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用	229
エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用	229
(2) 就労不能損害	230
(3) 検査費用	230
第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）	231
1 中間指針等の整理	231
2 当該指針等に関する和解事例	232
第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7）	234
1 一般的基準（中間指針第7の1）	234
(1) 中間指針等の整理	234
(2) 当該指針等に関する和解事例	235
2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）	236
(1) 中間指針等の整理	236
(2) 当該指針等に関する和解事例	239
ア 福島県内	239
イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	246

ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	252
3	観光業の風評被害（中間指針第7の3）	254
(1)	中間指針等の整理	254
(2)	当該指針等に関する和解事例	256
ア	福島県内	257
イ	福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	257
ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	259
4	製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）	261
(1)	中間指針等の整理	261
(2)	当該指針等に関する和解事例	262
ア	福島県内	262
イ	福島県外	267
5	輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）	270
(1)	中間指針等の整理	270
(2)	当該指針等に関する和解事例	271
ア	福島県内	271
イ	福島県外	271
6	その他風評被害	273
(1)	中間指針等の整理	273
(2)	当該指針等に関する和解事例	273
ア	福島県内	273
イ	福島県外	273
第6	いわゆる間接被害（中間指針第8）	275
1	中間指針等の整理	275
2	当該指針等に関する和解事例	275
第7	放射線被曝による損害（中間指針第9）	286
1	中間指針等の整理	286
2	当該指針に関する和解事例	286
第8	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）	287
1	中間指針等の整理	287
2	当該指針に関する和解事例	287
第9	地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）	289
1	中間指針等の整理	289
2	当該指針等に関する和解事例	290

(1) 財物損害	291
(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害.....	291
(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用	291
(4) それ以外の損害	292
ア 測定経費	292
イ 機器購入費	292
ウ 除染費用	292
エ 広告費用	292
オ 旅費・交通費	293
カ 人件費	293
キ その他損害	293
第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3）	
.....	294
1 中間指針等の整理	294
2 当該指針等に関する和解事例	298
(1) 対象区域	298
(2) 対象者	301
(3) 損害項目	303
ア 避難及び帰宅に要した移動費用	303
イ 生活費増加費用	311
ウ 精神的損害	321
エ 生命・身体的損害	328
オ 除染費用	330
カ 財物損害	333
キ 就労不能損害	333
ク 避難雑費	336
ケ その他損害	342
(4) その他論点	342
第11 その他	345
1 除染費用（中間指針第二次追補第4）	345
(1) 中間指針等の整理	345
(2) 当該指針等に関する和解事例	347
ア 避難等対象区域に係る事例	347
イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例	349
2 弁護士費用	355

(1) 中間指針等の整理	355
(2) 当該指針等に関する和解事例	356
3 遅延損害金	357
(1) 中間指針等の整理	357
(2) 当該指針等に関する和解事例	357
4 立証方法等（集団案件含む。）	359
(1) 中間指針等の整理	359
(2) 当該指針等に関する和解事例	359

第1 避難指示等に係る損害

1 対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)）

中間指針等の整理

（中間指針第3〔対象区域〕）

政府による避難等（後記の〔避難等対象者〕（備考）の1）参照。）の指示等（後記の〔避難等対象者〕（備考）の2）参照。）があった対象区域（下記(5)の対象「地点」も含む。以下同じ。）は、以下のとおりである。

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
- ② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10km圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）

(2) 屋内退避区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

- ③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内
（注）この屋内退避区域について、平成23年3月25日、官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域は、同年4月22日、下記の(3)計画的避難区域及び(4)緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除された。

(3) 計画的避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域

- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね1か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求められる区域

(4) 緊急時避難準備区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域

- ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

（注）上記の避難区域（警戒区域）、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定など、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

(5) 特定避難勧奨地点

政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点

- ⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（(1)～(4)の区域を除く。）

- ⑦ 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記(1)～(4)の区域を除いた区域

(注) 南相馬市は、平成23年3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、上記(6)の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

(中間指針第二次追補第2の1(1)避難指示区域：抜粋)

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(1) 避難区域」の①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内(平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。)及び「(3) 計画的避難区域」については、平成24年3月末を一つの目途に、

- ① 避難指示解除準備区域(年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域)
 - ② 居住制限区域(年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域)
 - ③ 帰還困難区域(長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域)
- という新たな避難指示区域(上記①～③の括弧内は各区域の基本的考え方)が設定される

(注記)

以下においては、それぞれの区域名等は、基本的に中間指針等の定義によった。

ただし、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域については、「南相馬市避難要請区域」との略記を用いる場合がある。

2 避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3〔避難等対象者〕）

避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。

- 1 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」という。）を余儀なくされた者（但し、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）
- 2 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者
- 3 屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」という。）を余儀なくされた者

（指針・備考等抜粋）

- ア 避難：本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退きをいう（上記1）。
- イ 対象区域外滞在：避難に引き続く避難等対象区域外滞在をいう（上記1）。
- ウ 住居：避難等対象区域内における生活の本拠としての住居をいう（上記2）。
- エ 屋内退避：屋内退避区域内での屋内への退避をいう（上記3）。
- オ 避難等：「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」を併せたものをいう（備考1）。
- カ 避難指示等：〔対象区域〕における政府又は本件事故発生直後における合理的な判断に基づく地方公共団体による避難等の指示、要請又は支援・促進をいう（備考2）。
- キ 中間指針の示す損害には、損害項目（検査費用、営業損害、就労不能等に伴う損害等）によっては、対象区域内滞在者（本件事故の発生以降、対象区域内に住居がある者のうち、避難しなかった者をいう。）の損害も含まれる（備考3）。

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者

（補足説明）

本指針第1項に関し、避難者であるか否か（どの区域からの避難者であるか否かを含む。）について問題となった事例である。

入院中の対象区域内の病院からの避難や出産のための里帰り先の実家からの避難等により避難者と認められた事例、避難中に結婚した場合や原発事故後に出生した場合になお避難者と認められた事例、自宅は対象区域外にあったが対象区域内に単身赴任中であつたなどにより避難者と認められた事例、対象区域内に住居登録がなかったが避難者と認められた事例等がある。避難者と認めることができるかどうかは、対象区域内に所在していた事情が個別に検討されている。

なお、第1の8(2)ア、同エ(イ)の紹介事例も参照されたい。

【公表番号148※1～※3】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号306※1】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であつた者が、子の出産後、子とともに原発事故により避難を余儀なくされたとして避難者と認められた事例

【公表番号387※3～※5】 避難指示区域から避難した申立人夫婦（原発事故当時は交際中

であり平成23年8月に避難先で入籍した。)及び避難先で平成24年2月に出生した申立人子の日常生活阻害慰謝料について、平成23年5月に避難先で借上げ住宅を確保した後、また同年8月の入籍後も、申立人らの正常な日常生活が阻害され続けていることを考慮し、平成24年11月分まで継続して賠償された事例

【公表番号530※1】 避難指示区域(檜葉町)から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後の期間(同年9月から平成25年5月まで)についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号545※1】 避難指示区域(大熊町)から都内にある婚約者の実家に避難し、その後の平成23年11月に結婚して引き続き都内に滞在している申立人について、結婚時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は夫婦で大熊町にある申立人の実家旅館で働く予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号640※1】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成24年3月から平成25年7月までの期間について、避難先のアパートの賃料及び生活費増加費用として新たに購入した家財について賠償が認められた事案

【公表番号657※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域(双葉町)の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例

【公表番号710※1】 原発事故の約1年前、福島第一、第二原発での業務に携わるため、県外の住居から避難指示区域内の借上げ社宅である宿泊施設に転居したが、住民票は同所に移転しないままであった申立人について、避難者性が認定された事例

【公表番号886※1、※2】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域(浪江町)で同居していた夫婦(原発事故後婚姻)と子について、夫の就労不能損害のほか、平成24年7月に生まれた子に対しても、精神的損害(同月から平成26年5月まで)が賠償された事例

【公表番号953※2】 自主的避難等対象区域(伊達市)の自宅から避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成24年11月から平成26年5月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

【公表番号1000※1～※5】 雇用期間を平成23年3月から平成24年2月までの1年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域(浪江町)の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1032※1】 避難指示解除準備区域(檜葉町)の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場に勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は檜葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成26年11月までの避難費用が賠償された事例

【公表番号1140※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、自宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者

と同様に、平成24年9月から和解案提示時点である平成27年10月まで月額10万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号1220※1、※2】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同年4月分から平成28年4月分までの日常生活阻害慰謝料について中間指針等記載の月額10万円の3割の範囲及び平成26年3月分から同年11月分までの生活費増加分（同年4月以降の就労・通勤のために住宅を借りたことにより負担した敷金・礼金・家賃等）について実際の増額分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1245※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、特定避難勧奨地点が存在した行政区である同市鹿島区榎原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成24年9月分から平成27年3月分まで、月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1268※2】 原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域（富岡町）に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事（トラック運転手）上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料（月額7万円）等が賠償された事例

【公表番号1323※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成24年3月分から同年8月分までの月額10万円の賠償に加えて、同年9月分から平成29年7月分まで月額3万円の限度で賠償された事例

【公表番号1520※1】 帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしてきた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円が、同年5月分から平成26年3月分までは月額2万5000円が賠償された事例

【公表番号1538※1】 居住制限区域（浪江町）内の住居に居住していた申立人について、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書及び公共料金の申立人名義の支払等の事情から前記浪江町の住居に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例

イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者

（補足説明）

本指針第2項に関し、避難等対象区域外に単身赴任中であつた者、転勤、退職、進学等により原発事故時には避難等対象区域外に所在していたが原発事故後に避難等対象区域内の住居に戻る予定であつたという事情があり、それにもかかわらず戻れなくなった者等について同項における対象と認められた事例を挙げた。

【公表番号169※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたものの、避難指示区域（浪江町）の実家に平成23年3月末に転居して専門学校に通学する予定であつた申立人（大人）が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められ、精神的損害の賠償が認められた事例

- 【公表番号233※1】 避難指示区域内に自宅を所有し、家族も自宅に居住していたが、平成22年7月から単身赴任となって原発事故時には海外に居住し、避難指示区域内に住民登録がなかった申立人について、平成24年3月に退職して帰国し、家族の避難先に合流した後平成25年5月までの期間について、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料が認められた事例
- 【公表番号297※1】 平成23年3月末日に定年退職し、同年4月から緊急時避難準備区域内の自宅に帰還する予定で原発事故時には岩手県に単身赴任中であつた者が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められた事例
- 【公表番号374※1】 原発事故当時、仕事の都合上東京都で居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、申立人父が怪我のため仕事の継続が困難となって自宅への帰還を希望したが、原発事故の影響により自宅に帰還できなくなり、東京での生活を継続せざるを得ずに家賃等の負担が継続したことを考慮し、避難等対象者に準じるものとした上で、平成24年7月分から同年12月分までの避難費用（家賃等）が賠償された事例
- 【公表番号940※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故前から、帰還困難区域に居住していた男性と結婚する予定であり、現に原発事故後に結婚したこと、原発事故前から結婚後の新居を帰還困難区域で建築する予定であつたこと等から、原発事故がなければ帰還困難区域で居住していた蓋然性が高いとして、帰還困難区域からの避難者と同様に平成24年9月から平成29年5月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号970※1】 中部地方に居住している申立人について、平成23年4月には緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に戻り、同区内の会社に就職する予定であつたが、原発事故により内定が取り消され、実家での生活も断念せざるを得なかつたこと等を考慮し、緊急時避難準備区域からの避難者と同視して、平成24年8月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1129※1】 帰還困難区域（浪江町）に自宅を有していたが、原発事故時には自主的避難等対象区域（福島市）に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第2の1指針I①に基づく精神的損害の一部600万円が賠償された事例
- 【公表番号1132※1】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に自宅を有し、区域外に単身赴任していた申立人について、単身赴任に至る経緯、事故前後の生活状況等の事情から、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部500万円が賠償された事例
- 【公表番号1158※1、※2】 事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であつたこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降もない時期に大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったことから区域外滞在を余儀なくされた避難者に準じるものとして、申立人ら夫婦について同年10月分以降1か月10万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円等が賠償された事例
- 【公表番号1201※1】 居住制限区域（飯舘村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住していた申立人らについて、平成26年6月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成27年12月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した住居費等が賠償された事例
- 【公表番号1243※1】 平成22年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかつたものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であつたこ

と等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成28年4月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年11月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例

【公表番号1267※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難し、平成23年11月に居住制限区域（飯舘村）から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成28年1月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例

【公表番号1372※1】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第3の避難等対象者に当たると認定されて平成23年3月分から平成29年5月分まで避難による日常生活阻害慰謝料（平成24年5月分までは月額5万円。申立人夫が定年退職した同年6月分以降は月額10万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号1425※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成26年7月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成28年7月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額7万円）が賠償された事例

【公表番号1518※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人父母及び子供3名のうち、子供の就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）で生活していた母及び子供3名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子供3名が檜葉町においても生活の実態があったこと等を考慮し、それぞれ月額1万3000円が、母及び長女については平成23年3月から平成27年9月まで、二女及び三女については平成23年3月からそれぞれの進学による転居時期（二女：平成24年3月、三女：平成26年3月）までの期間について賠償された事例

3 検査費用（人）（中間指針第3の1）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の1）

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

- ア 放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有しており、それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者又は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではないかと不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行動といえる（備考1）。
- イ 無料の検査等実損が生じていない場合は対象とならない（備考2）。
- ウ 避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用は対象となり得る（備考3）。

(2) 当該指針に関する和解事例

（補足説明）

避難等対象者及び対象区域内滞在者の検査費用（人に関するもの）に係る事例である。

賠償すべき損害は、検査費用及び検査のための交通費等であり、原則として実費であるが、東京電力プレスリリース（平成23年8月30日付け等）では、健康診断1回8000円、放射線検査1回1万5000円を原則とし、交通費は1回当たり1人5000円、宿泊費は同8000円としており、これらを参考にした賠償例が多い。

なお、原発事故と相当因果関係のある検査費用は必ずしも避難等対象区域内の者に限られないが、避難等対象区域以外の事例については、第10の2(3)エを参照されたい。

【公表番号160※1】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、子らの内部被曝検査のための交通費の賠償が認められた事例

4 避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の2）

I) 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）
- ③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

II) 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。
但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。
- ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記6の「精神的損害」の（指針）I①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記6のとおりである。

III) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

（備考等抜粋）

ア 指針I③の生活費の増加費用についても、例えば、屋内退避をした者が食品購入のため遠方までの移動が必要となったり、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したりしたような場合には、その増加分は賠償すべき損害の対象となり得る（備考1）。

イ 指針IIの①について、領収証等で費用の金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきであり、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費及び宿泊費等については、原則どおり、実費負担した者が、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償を受けるのが公平かつ合理的である（備考2）。

ウ 指針IIの②については、避難等により生ずる生活費の増加費用は、避難等対象者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人差による差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは實際上困難であり、その立証を強いることは避難等対象者に酷であること、生活費の増加費用は、避難等における生活状況等と密接に結びつくものであることから、後記6の「精神的損害」の指針I①又は②に加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した（備考3）。

エ 指針IIの②において精神的損害の加算要素として一括して算定する生活費の増加費用は、あくまで通常範囲の費用を想定したものであるから、避難等対象者の中で、特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められる（備考3）。

オ 指針IIIについて、平成23年4月22日に屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外となった区域及び上記〔対象区域〕(6)の区域（上記〔対象区域〕(6)の区域については、同日、同区域内の住居への帰宅が許容されたものとみなすことができる。）については、同日から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要と思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする（備考4）。

カ 指針Ⅲについて、特段の事情がある場合とは、避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合などをいう（備考5）。

（中間指針第二次追補第2の1(1)避難指示区域：抜粋）

これらの避難指示区域が設定された地域（以下単に「避難指示区域」という。）内に本件事故発生時における生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

- I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。
- II) I) の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第3の〔損害項目〕の2の（指針）I)の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。
- IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

（備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(1)避難指示区域関係）

ア 指針Ⅱについて、宿泊費等は必要かつ合理的な範囲で賠償されるものであり、その額は、例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。また、宿泊費等が賠償の対象となる期間は、避難指示の解除後相当期間経過までとするのが原則であるが、例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる（備考3）。

イ 指針Ⅱについて、帰還困難区域等に住居があった者が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指針第3の〔損害項目〕の2及び4で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められる。また、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっては、中間指針第3の〔損害項目〕の6で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である（備考5）。

ウ 指針Ⅳについて、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した（備考6）。

エ 指針Ⅳの相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考7）。なお、(2)ウを参照されたい。

(中間指針第二次追補第2の1(2) 旧緊急時避難準備区域：抜粋)

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記(1)の(指針)IV)：避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべき)が経過した時点までとする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(2) 旧緊急時避難準備区域関係)

- ア 指針IIIについては、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である（備考3）。
- イ 指針IIIについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の備考7に同じである（備考3）。なお、(2)ウを参照されたい。
- ウ 指針IIIについて、避難指示区域と同様、中間指針の第3期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考5）。
- エ 指針IIIについて、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る（備考5）。

(中間指針第二次追補第2の1(3) 特定避難勧奨地点：抜粋)

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(3) 特定避難勧奨地点関係)

- ア 指針IIIについては、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである（備考3）。
- イ 指針IIIについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記中間指針第二次追補第2の1(1)の備考7に同じである（備考3）。なお、(2)ウを参照されたい。
- ウ 指針IIIについて、中間指針の第3期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第1期又は第2期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合は、前記(2)の備考5に同じである（備考4）。

(中間指針第四次追補第2の1：抜粋)

1 避難費用及び精神的損害

II) 後記2のI)及びII)で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用(生活費増加費用及び宿泊費等)が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の1避難費用及び精神的損害関係)

ア 指針IIについて、「合理的な時期」とは、例えば、指針I①の対象者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後6年後までを目安とすることが考えられる(備考5)。

イ 指針IIIについて、既に除染やインフラ復旧等が進捗し、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえ、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮した上で、当面の目安を1年間とした。ただし、この「1年間」という期間は、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である(備考6)。

ウ 相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、第二次追補で示したもののほか、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である(備考6)。なお、(2)ウを参照されたい。

(中間指針第四次追補第2の2：抜粋)

2 住居確保に係る損害

IV) 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

V) I)ないしIV)の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

(備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の2住居確保に係る損害関係)

ア 指針IVについて、避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部であることが多いことから、移住等に当たって、移住等の先の借家の家賃等が事故前に賃借していた借家の家賃等を超える場合が多く生じ得ることを考慮し、公共用地取得の際の補償を上回る水準で賠償されることが適当と考えられる。差額が賠償の対象となる「新たな借家の家賃」とは、前記1の指針I①の賠償の対象者、及び前記1の指針I②の賠償の対象者であって移住等を行うことが合理的であると認められる者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた福島県都市部の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的家賃とし、帰還の

際に従前の借家への入居が不可能である者については、本件事故時に居住していた借家の面積等に応じた被災地周辺の平均的な家賃を上回る場合には当該平均的な家賃とする（備考7）。

イ 指針Vについて、住居確保に係る損害は、原則として、現実に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならないが、避難者の早期の生活再建を期するため、東京電力株式会社には、例えば、指針I又はIIの対象となる者については、移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や住宅を取得せず借家に移住等をする場合、指針IIIの対象となる者については、従前の住居の修繕等や移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や帰還が遅れる場合には、移住等の先での住居の取得費用や修繕等の費用が実際に発生していなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考にして事前に概算で賠償し、事後に調整する等の柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考8）。

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難費用

(ア) 交通費、家財道具移動費用

(補足説明)

避難費用のうち交通費、家財道具移動費用に係る賠償事例である。これらは、避難に伴い必然的に発生するため、以下に紹介した事例に限る趣旨でないことに注意されたい。

賠償すべき損害は避難等により負担した交通費及び家財道具移動費用の実費が原則であるが、領収証等でその金額を立証することができない場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められる（中間指針第3の2指針II①）。

東京電力プレスリリース（平成23年8月30日付け）では、同一都道府県内の移動の場合1回（家財道具移動費用は片道）当たり1人5000円とするなどの定額の標準交通費を定めていたが、東京電力プレスリリース（平成24年9月25日付け）においては平成24年6月1日以降分について実費（自家用車の場合は移動距離（km）×22円（15km未満330円））としており、時期によりこれらを参考にした賠償例が多いが、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。

なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない場合の費用については、自主的避難に係る第10の2(3)ア等を参照されたい。

【公表番号148※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号159※1、※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号183※1】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例

【公表番号197※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難に係る交通費の賠償が認められた事例

- 【公表番号242※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した高齢で認知能力の衰えた要介護状態の申立人について、1人での避難が困難であるため茨城県在住のその子夫妻が車で往復して避難させたとして、往復分の交通費が認められた事例
- 【公表番号275※2】 緊急時避難準備区域において申立人妻が出産して退院したところで原発事故が発生し、申立人夫及び子供2名と避難生活を余儀なくされたとして、避難に係る交通費、宿泊費、生活費増加費用等のうち合理的な範囲の賠償が認められた事例
- 【公表番号354※3】 避難指示区域から避難を余儀なくされた際の交通費について、東京電力の直接請求の基準により賠償された事例
- 【公表番号503※1、※2】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より2倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例
- 【公表番号910※1～※8】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成23年3月から平成24年7月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例
- 【公表番号960「4解決基準③」参照】 帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難交通費関係等についての和解方針が示されている。）
- 【公表番号1000※1～※5】 雇用期間を平成23年3月から平成24年2月までの1年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1322※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から1年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家族や周囲の状況等を総合し、平成24年9月から平成28年1月までの家財道具移動費用等の賠償を認めた事例
- 【公表番号1412※4】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から県外へ平成23年4月から同年9月まで避難し、さらに同年11月から平成26年8月まで再度避難し家族別離が生じた申立人らについて、平成23年11月分から平成24年5月分まで（平成23年10月分までは賠償済み）の家族間移動交通費が賠償された事例
- 【公表番号1475-1※1】 居住制限区域（飯館村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯館村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費、通信費用）及び平成29年3月分までの一時立入費用が賠償された事例
- 【公表番号1475-2※1】 居住制限区域（飯館村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯館村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの食費・水道料金の増加費用、平成28年1月分までの面会交通費の増加費用及び同年12月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号1475-3※1】 居住制限区域（飯舘村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯舘村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費）及び平成29年2月分までの一時立入費用等が賠償された事例

(イ) 宿泊費等

(補足説明)

- 1 避難費用のうち宿泊費等に係る賠償事例である。避難先の家賃等の住居費が当然ながら含まれ（生活費増加として整理されている事例もあるので、(ウ)も参照されたい。）、避難に伴いほぼ必然的に発生し、避難中は継続することが通常であるため、紹介に係る事例に限られない。
- 2 賠償すべき損害は避難等により負担した宿泊費等の実費が原則であるが、領収証等でその金額を立証することができない場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められる（中間指針第3の2指針Ⅱ①）。
東京電力プレスリリース（平成23年8月30日付け等）では、1泊当たり1人8000円を上限としており、これを参考にした賠償例も多いが、実費の立証がされる例も多い。
- 3 突然かつ広範囲に被害が生じた原発事故においては、初期段階における親戚、知人宅等へ避難を余儀なくされた場合の合理的な範囲での宿泊謝礼等の事例が相当数認められる。東京電力プレスリリース（平成24年3月5日付け）においては、「ご親戚宅やお知り合い宅への宿泊実費分」として実費の賠償を認め、ただ、賠償範囲として、1世帯当たり1泊につき2000円を目安とし、1世帯当たり1か月につき6万円までとしている。これを参考にした賠償例が多いが、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。
- 4 また、中間指針第四次追補第2の2指針Ⅳは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び②新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分以下について、住居確保損害として賠償すべき損害と認めており、これに関する事例についても、原則として以下に挙げた。
- 5 なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない場合の費用については、自主的避難に係る第10の2(3)イ等を参照されたい。

【公表番号148※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号157※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、親戚宅に平成23年3月から同年5月まで滞在して支払った避難先への謝礼30万円が宿泊費として認められた事例

【公表番号159※1、※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に住居していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

- 【公表番号183※1】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号197※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難先に支払った宿泊謝礼（1人当たり1泊5000円、世帯で1泊2万円）の賠償が認められた事例
- 【公表番号267※2、※3】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦及びその子2名並びに妻の両親について、交通費等の避難費用、一時立入費用、精神的損害等、子の1人については就労不能損害が認められたほか、避難先で新たに住居を購入したものの、東京電力の不動産賠償の基準が確定していないことから、実際に不動産賠償がされるまでの間の家賃相当額を賠償することが認められた事例
- 【公表番号354※4】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、親族宅に滞在していた期間については支払った宿泊謝礼が、賃貸住宅に滞在していた期間については月額5万円の賃料が、それぞれ陳述書により認められて賠償された事例
- 【公表番号374※1】 原発事故当時、仕事の都合上東京都で居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、申立人父が怪我のため仕事の継続が困難となって自宅への帰還を希望したが、原発事故の影響により自宅に帰還できなくなり、東京での生活を継続せざるを得ずに家賃等の負担が継続したことを考慮し、避難等対象者に準じるものとした上で、平成24年7月分から同年12月分までの避難費用（家賃等）が賠償された事例
- 【公表番号532※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から仙台市に避難中の家族について、風評被害を避けるため家業（造園業）の臨時の拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例
- 【公表番号802※1】 避難指示区域（富岡町）から東京都の4LDKの共同住宅（家賃月額18万円）に避難した家族4名について、息子2名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くても広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、平成25年1月から同年10月までの家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の2割が賠償された事例
- 【公表番号910※1～※8】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成23年3月から平成24年7月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例
- 【公表番号958※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）で一人暮らしをしていたが、原発事故による避難により体調を悪化させ、仮設住宅等での一人暮らしが困難な状況となったため、栃木県の長男宅に滞在し、長男に対し月額約6万円の宿泊謝礼を支払っていた申立人について、平成23年12月から体調が回復した平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼等が賠償された事例
- 【公表番号960「4解決基準④」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（宿泊費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難宿泊費関係等についての和解方針が示されている。）

- 【公表番号962※1】 避難指示区域において、家賃の負担なく戸建て住宅に居住していた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、さらに、当初の避難先より床面積が広く賃料も高い避難先に転居したところ、転居後の家賃について、当初の避難先の家賃の範囲にとどまらず、それを超える金額についても賠償が認められた事例
- 【公表番号1000※1～※5】 雇用期間を平成23年3月から平成24年2月までの1年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があったとして、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1009※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患している申立人1名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成23年5月から平成26年4月までの避難先の家賃等が賠償された事例
- 【公表番号1055※1】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（父と成年者の子）について、原発事故前は同居していたが避難により介護施設への入居を余儀なくされた申立人父の平成26年2月までの介護施設居住費が賠償された事例
- 【公表番号1128※4】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成27年5月分までの宿泊費の賠償が認められた事例
- 【公表番号1151※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らのうち1人が、平成26年12月1日から同月7日まで滞在していた親戚宅への同月分の宿泊費について、月額9万円を日割計算した金額が宿泊費等として賠償された事例
- 【公表番号1201※1】 居住制限区域（飯館村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住していた申立人らについて、平成26年6月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成27年12月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した住居費等が賠償された事例
- 【公表番号1214※1】 居住制限区域（浪江町）の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成23年5月に避難先で娘が購入資金の一部（1000万円）を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料額と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の8年分が賠償された事例
- 【公表番号1310※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先での通院の必要性や、平成27年12月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの宿泊費等の生活費増加分が賠償された事例
- 【公表番号1361※4】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成28年3月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、親族（子）宅に滞在したことによる謝礼が生活費増加費用として賠償された事例
- 【公表番号1382※1】 原発事故時、埼玉県等に居住していた申立人兄妹らが、避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成29年8月に死亡した弟の死亡後3か月間（同年9月から同年11月まで）における避難先の家賃や畳の張替費用を負担したことについて、避難前住居区域の避難指示が解除されたとはいえ、亡弟の知人等は帰還して

いないこと、葬儀や四十九日の法要は知人等が多数存在する避難先住居で行うのが合理的であること、避難先住居に弔問客が訪れること等を考慮し、その全額が賠償された事例

【公表番号1386※1、※2】 帰還困難区域（浪江町）内に所在する賃貸住宅から福島市内に所在する賃貸住宅に避難した申立人らについて、避難費用として、原発事故前に負担していた家賃と避難先の家賃との差額分（平成27年11月から平成29年10月まで）及び保証共済金相当額が、住居確保損害として、東京電力の家賃賠償基準と従前の借家との家賃の差額8年分の賠償が認められた事例

【公表番号1418※1～※3】 居住制限区域（浪江町）から避難し、平成28年10月まで埼玉県川口市所在の親戚宅に滞在し、その後、東京都八王子市所在の老人ホームに転居した申立人について、上記親戚に対する平成23年12月から平成28年10月まで（平成23年11月までは直接請求において既払）月額1万円合計59万円の宿泊謝礼のほか、上記老人ホームに転居した際に支払った居室整備費用及び保険料が賠償された事例

【公表番号1425※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成26年7月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成28年7月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額7万円）が賠償された事例

【公表番号1495※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の避難先での家賃及び共益費について、平成28年3月分から平成30年3月分までの全額が賠償された事例

【公表番号1508※2】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から避難し、平成23年末頃まで親族宅に滞在した申立人について、宿泊謝礼等が賠償された事例

(ウ) その他生活費増加費用

(補足説明)

- 1 避難費用のうち、通常範囲の費用を超え、特に高額な生活費の増加費用の負担をした場合として、精神的損害と合算されず、生活費の増加費用として独立して賠償された事例である（中間指針第3の2備考3参照）。
- 2 避難先で新たに負担することとなったものはもちろん、避難元で負担していた生活費について、避難先の生活費が上回る場合や二重に負担する場合等がある（中間指針第3の2備考1参照）。種類としては、水道光熱費増加分、通信費増加分、交通費増加分、教育関係費増加分、自家消費野菜等の購入増額費、避難先家財・衣類日用品購入費等に係る事例が代表的であり、集団事件等では個別に基準を設定している例もある。
- 3 東京電力プレスリリースでは、生活費増加費用は精神的損害月額10万円に含まれることを原則としているが、包括賠償（平成24年9月25日付け）において、緊急時避難準備区域に住居があった者については、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の生活費増加分として1人当たり20万円を賠償し、避難・帰宅等にかかる費用相当額の積算項目として同一世帯内の移動費用3万円（1回当たり5000円とし、1か月に2回として算定した月額3か月分とする。）を挙げている。また、避難指示区域に住居があった者については、避難・帰宅等にかかる費用相当額の積算項目として同一世帯内の移動費用について同様の計算で帰還困難区域60万円（5年分）、居住制限区域24万円（2年分）、避難指示解除準備区域12万円（1年分）を挙げているところである。
- 4 生活費増加費用については、中間指針第3の2備考1が、屋内退避をした者が食品購入

のため遠方までの移動が必要となったり、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したりしたような場合を賠償すべき例として挙げているように、必ずしも避難をしなくても、又は避難後に帰還した場合であっても、原発事故と相当因果関係のある生活費増加費用は賠償すべき損害となり得るところであり、そのような事例についてもここで挙げているので参照されたい。

- 5 なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない費用については、自主的避難に係る第10の2(3)イ等を参照されたい。

【公表番号159※1、※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例

【公表番号160※2】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、避難費用（移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用）、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及び除染費用等の賠償が認められた事例

【公表番号163※1】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）について、避難費用（生活費増加費用を含む。）、宿泊に対する謝礼等の損害の賠償が認められた事例

【公表番号183※1】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、避難費用（避難所から親戚宅に移動した際の交通費及び宿泊費、避難先に適した車椅子の購入費用等の生活費増加費用等）等の賠償が認められた事例

【公表番号195※1、※2】 避難指示区域（大熊町）から神奈川県在住の長男宅に避難した申立人らについて、避難中の自家用車による移動交通費（直接請求における標準交通費）及び生活用品購入に係る生活費増加費用等の賠償が認められたほか、上記長男が結婚する際に別のアパートを賃借せざるを得ず、申立人らがその費用を負担したとして当該費用の賠償が認められた事例

【公表番号197※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難中に購入した防寒衣料購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号202※1】 原発事故当時、避難指示区域（双葉町）に居住していた申立人（美容師）について、避難に係る交通費、宿泊謝礼、避難先駐車場賃料、避難先での生活費増加費用（食品・嗜好品・消耗品を除く生活用品等購入費）の賠償が認められた事例

【公表番号267※2、※3】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦及びその子2名並びに妻の両親について、交通費等の避難費用、一時立入費用、精神的損害等、子の1人については就労不能損害が認められたほか、避難先で新たに住居を購入したものの、東京電力の不動産賠償の基準が確定していないことから、実際に不動産賠償がされるまでの間の家賃相当額を賠償することが認められた事例

【公表番号295※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難中に死亡した夫の葬儀を行った申立人について、自宅で葬儀を行うことができている場合に比して増加した分の費用の賠償が認められた事例

【公表番号298※1、※5】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人について、避難先での家電、衣類、日用品、食品購入費等の生活費増加費用のほか、避難の際の交通費及び宿泊費はもとより、栃木県に避難中に死亡した祖母の葬儀に出席するために負担した避難先からの交通費（レンタカー代を含む。）及び宿泊費等の賠償が認められた事例

- 【公表番号324※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用37万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号449※1】 避難指示区域（浪江町）からいわき市に避難した申立人について、避難生活のため増加した携帯電話の利用料金14万1060円（対象期間平成23年3月から平成24年2月まで）の賠償が、月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に認められた事例
- 【公表番号501※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手続費用等が賠償された事例
- 【公表番号503※1、※2】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より2倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例
- 【公表番号574※1】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、避難費用（家財購入費用）30万円が賠償された事例
- 【公表番号661※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で稲作を営み、稲作の副産物（藁・粃殻）を使用して馬の飼育もしていた申立人について、原発事故による稲作中止のため、藁や粃殻の代わりに購入せざるを得なかったおが屑代相当額の賠償（平成23年3月から平成25年5月まで）が認められた事例
- 【公表番号685※1】 警戒区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、月額1万5000円の生活費増加分が賠償された事例（平成23年3月から平成25年7月まで）
- 【公表番号899※1】 避難指示区域（富岡町）から仮設住宅に避難しその後現在の住居に移った申立人らについて、申立人らが仮設住宅に避難した際購入した物置・カーテン・暖房器具の費用は既に賠償されていたものの、現在の住居に移転する際、同一の品目の生活用品を新たに購入する必要があったとして、その購入代金相当額が賠償された事例
- 【公表番号907※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成23年10月から和解案提示時である平成26年1月まで1人あたり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号910※1～※8】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、避難費用や生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、平成23年3月から平成24年7月までの避難費用や生活費増加費用等（避難交通費、宿泊費用・謝礼、賃料、家財購入費、被服費及び日用品費用、通信費増加費用、食費増加費用、ミネラルウォーター購入費用、水道光熱費、教育関係費用、交通費増加費用等）が賠償された事例
- 【公表番号924※1～※3】 緊急時避難準備区域内に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付けや野菜の栽培をするとともに、井戸水を利用していた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さ等から、放射性物質による汚染の危険性を懸

念して米の作付けや野菜の栽培、井戸水の利用をやめ、商店から米、野菜、ミネラルウォーターを購入したことに合理性を認め、平成26年3月までの米及び野菜の購入費用並びに平成24年8月までのミネラルウォーターの購入費用が賠償された事例

【公表番号939※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成23年3月及び同年5月から平成24年12月まで）のミネラルウォーター購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号26）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号941※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成23年3月から平成26年4月までの食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号944※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成24年9月から和解案提示時である平成26年4月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号953※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成24年11月から平成26年5月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

【公表番号960※2～※7】 帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、避難費用（生活費増加分）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生活費増加分等についての和解方針が示されている。）

【公表番号964※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成26年7月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号982※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、障害を持つ子を同市内の施設に通わせていた申立人について、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の利用にかかる費用が値上がりし、又は新たな費用を負担せざるを得なくなり、他の施設を利用することも子の障害の状況からすれば困難であったとして、平成24年12月から平成26年2月までの増加した費用の賠償が認められた事例

【公表番号991※1】 緊急時避難準備区域に居住する申立人ら（親子）のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用から郡山市への転居によって免れた交通費相当額を控除して得た額（平成26年1月分から同年9月分まで）が賠償された事例

【公表番号999※6】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦と子1名）について、両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、子を保育園に預けざるを得ない状況となったこと等を考慮し、子が4歳になる平成24年度まで（平成23年10月分から平成25年3月分まで）の保育料等が賠償された事例

- 【公表番号1032※1】 避難指示解除準備区域（楡葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場に勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楡葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成26年11月までの避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1067※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、平成26年3月に仮設住宅から社宅に入居する際に購入した家財道具・家電製品購入の合理性を認め、代金相当額が賠償された事例
- 【公表番号1107※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供2人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分（和解案提示の直前月）までの生活費増加分（面会交通費及び自動車関連費用等）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1128※4】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成27年5月分までの避難に係る生活費増加分（食費、駐車場代）が認められた事例
- 【公表番号1133※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成23年3月から平成24年12月までの間に避難に伴い新たに購入した物品等の購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1142※1、※2】 緊急時避難準備区域（田村市）に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成26年12月までの食費増加分等の損害が認められた事例
- 【公表番号1143※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、湯たんぽ3個及びマットレスの購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1151※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、原発事故前は井戸水を利用し、また、野菜を自家栽培していたことから、同年5月までの水道代、食費増加分等の生活費増加分及びペット預け先への謝礼が賠償された事例
- 【公表番号1165※3】 避難指示区域から避難した申立人ら（事故時59歳の息子と93歳の母親）のうち、息子は平成26年12月に避難先でマンションを購入し転居したものの、母親は、体調及び介護上の必要から、その後も避難先である申立外の娘夫婦宅で生活し続けていたことについては合理的な理由があるとして、母親について平成27年6月から同年8月までの生活費増加分（宿泊謝礼等）が賠償された事例
- 【公表番号1166※1】 原発事故時に避難指示区域（浪江町）に居住しており、避難指示が出されたため、津波にさらわれた両親を捜索できずに避難を余儀なくされた申立人について、行方不明の両親の安否確認等のため、平成23年4月から同年7月まで安否不明者に関する情報掲示場所等に通った際の交通費の増加分が賠償された事例
- 【公表番号1193※3】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人子とその母が避難した事案において、原発事故後、申立人子が通学していた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成26年3月末までの避難継続の必要性を認め、生活費増加費用（避難先と避難元とで二重に負担していた光熱費・電話料金及び交通費の増加分等）について、それぞれ前回の申立てにおいて賠償済みの期間の翌月分から平成26年3月分までの賠償が認められた事例

- 【公表番号1206※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に住む申立人について、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子供を遠方の幼稚園に通園させざるを得なくなったために生じた送迎にかかる交通費（ガソリン代）が増加したが、休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区が児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情から原発事故の影響によるものと認められ、平成27年4月分から平成28年3月分までの通園交通費が賠償された事例
- 【公表番号1208※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月から平成26年3月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1209※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人が、避難先でペットを飼うことができないため、原発事故前に飼っていたペットを親族に預けざるを得ない状況になったとして、親族に支払った謝礼金（平成23年6月分から平成28年5月分まで）が避難費用（生活費増加分）として賠償された事例
- 【公表番号1220※2】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同月分から同年11月分までの生活費増加分（同年4月以降の就労・通勤のために住宅を借りたことにより負担した敷金・礼金・家賃等）について実際の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1225※2】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成24年9月から平成26年3月までの食費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1240※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成27年3月に同市原町区に転居した申立人子（原発事故時58歳）及び母（同85歳）について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年8月分までの生活費増加分（食費増加分、水道代等）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1243※1】 平成22年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかったものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成28年4月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年11月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例
- 【公表番号1254※3】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成24年4月になって同所に転居し、申立人子の出産のために同年7月に自主的避難等対象区域（相馬市）に避難した申立人らについて、同年12月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの避難費用が認められた事例

- 【公表番号1280※1】 緊急時避難準備区域から避難し平成24年3月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成26年3月であったことを考慮して、平成24年9月分から平成26年3月分までの食費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1322※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から1年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家族や周囲の状況等を総合し、平成24年9月から平成28年1月までの二重生活による生活費の増加費用（家族間移動費用、駐車場代、火災保険料）等の賠償を認めた事例
- 【公表番号1326※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子供を遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは原発事故の影響によるものとして、平成29年3月分までの通園交通費（ガソリン代）が賠償された事例
- 【公表番号1347※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難をした申立人について、腎機能障害等の持病のため車の運転ができず、事故前は家族が自家用車で送迎を行っていたが、その家族との別離により、通勤及び通院にタクシーの利用を余儀なくされたこと等を考慮して、既に支払を受けた期間の翌月である平成28年12月分から平成29年6月分までの交通費増加分等が賠償された事例
- 【公表番号1361※3】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成28年3月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、米や野菜の購入費及び菩提寺の役員会や避難元の大字総会への参加に要した費用が生活費増加費用として賠償された事例
- 【公表番号1377※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（両親及び子2名）について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、平成29年3月まで避難を継続する特段の事情があるとして、生活費増加分（平成26年4月分から平成29年3月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号1384※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、帰還困難区域内の病院に入院していた高齢の親族が避難先の病院で死亡し、そこから自宅に搬送した際の遺体搬送費が避難費用として認められた事例
- 【公表番号1404※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1412※2、※3】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）に居住する申立人らについて、水道水を飲料用に使うことができなくなったために支出した飲料水購入費及び自家消費米が栽培できなくなったために支出した米の購入費（いずれも平成23年3月分から同年9月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号1416※1】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人について、避難に伴う勤務地の2度にわたる変更により、通勤に利用する駐車場が変更となり、支払うことを要した駐車場料金がその都度増額となったことから、平成23年5月分から平成29年10月分までの増額分（原発事故の影響割合を約8割とする。）が賠償された事例
- 【公表番号1426※4、※5】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯については、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27

年3月までの間の該当する期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が、原発事故当時高校生がいた世帯については、避難によって転校の必要が生じ新たに負担すべき費用が発生したとして、平成23年3月から平成24年8月までの期間において、高校生1人当たり10万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号1427※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号1460※11、※13】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、生活費の増加費用として、避難指示解除後1年が経過する平成29年7月まで月額1万5000円の自家消費の米及び野菜分のほか、避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用の増加分が賠償された事例

【公表番号1465※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人（申立人らの祖母）の介護を目的とする面会交通費について、上記転院に伴う増加分（平成23年4月から平成25年9月まで）が賠償された事例

【公表番号1475-1※1】 居住制限区域（飯館村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯館村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費、通信費用）及び平成29年3月分までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1475-2※1】 居住制限区域（飯館村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯館村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの食費・水道料金の増加費用、平成28年1月分までの面会交通費の増加費用及び同年12月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号1475-3※1】 居住制限区域（飯館村）から避難後、転居し、住居確保損害の賠償を受けた申立人らについて、その後も自宅の管理等のために飯館村内へ相当回数にわたって立入りをするなど帰還の意思があったことや転居先での生活状況等を考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（食費、水道料金、交通費）及び平成29年2月分までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号1483※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、申立人らの一部が帰還した平成23年4月から平成24年8月までの水購入費用月額5000円の賠償が認められた事例

【公表番号1488※2】 避難指示区域内の特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）が、もともと脳内出血の既往症により要介護4の認定を受けており、同老人ホームと同じ敷地内の施設でデイサービスとショートステイを利用している夫からほぼ毎日看護を受けていたところ、避難生活中に両者の体調が悪化して平成23年5月から夫とともに千葉県内の病院に入院し、2人用個室に入室したことによって生じた、原発事故前に入所していた老人ホームの居住費（自己負担分）と入院先の個室料との差額について、原発事故前の被相続人と夫の生活状況を考慮して、同月分から平成28年5月分まで、生活費増加費用（居住費用相当額）として賠償された事例

【公表番号1492※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成24年8月までの水購入費用及び平成26年12月までの自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号1493※1】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、申立人らが井戸水を飲用していたことを考慮し、避難時から帰還後を含む平成

23年4月から平成24年8月までの水購入費用（月額5000円）が、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成23年3月から平成26年12月までの自家消費野菜購入費用（年額8万円）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1501※5】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、事故によって、収穫した農作物の自家消費ができなくなったために食費が増加したとして、平成27年5月分から平成30年3月分までの生活費増加分（食費）等が賠償された事例

【公表番号1508※1】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）の自宅に、平成23年3月1日から同月12日にかけて、避難してきた親戚・友人ら計21人を宿泊させ、食事・風呂・寝具等を提供した申立人について、宿泊者1人当たり2000円的生活費増加費用を認めた事例

【公表番号1514※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人について、原発事故前に田畑を賃貸し賃料の代わりに得られていた米等の食料品が得られなくなったことを考慮し、平成25年9月分から当該田畑の賃貸借契約書の終了期限である平成27年12月分までの食費増加分が賠償された事例

【公表番号1533※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から群馬県に避難した子（成人）と、同町内から宮城県に避難した父との面会交通費について、原発事故時点で別世帯ではあったものの同じ町内から避難によって遠方に離れたこと、原発事故直後の時期における面会の必要性等を考慮して、平成23年4月から平成24年5月までの期間について6回分の面会に係る交通費の実費相当額が賠償された事例

【公表番号1542※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故直後（平成23年3月から平成24年3月まで）の生活費増加費用等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成28年12月から平成30年4月までの生命・身体的損害（通院慰謝料及び通院交通費）が賠償された事例

【公表番号1543※2】 居住制限区域（浪江町）から避難をした申立人ら（祖父、父、母、長男、長女及び二男）について、平成25年4月に避難先が手狭となり新たな避難先に転居した際に負担した仲介手数料及び損害保険料並びに同月分から移住をした平成28年5月分まで月額15万円の家賃が賠償された事例

イ 損害額の算定

（補足説明）

避難費用のうち損害額の算定（認定を含む。）に特色のある事例について挙げた。被害者は、突如避難生活を余儀なくされるのであり、客観的な資料等が残っていないことも多く、そのような場合は申立人のメモや陳述等によって認定したり、合理的に推認される損害額を認定する事例が見られる。また、生活費増加費用は、中間指針第3の6に定める精神的損害の損害額と別に認める例が多数認められる。

（7）交通費、家財道具移動費用、宿泊費等

【公表番号252※1】 避難指示区域からいわき市に避難を余儀なくされ、避難先を移動した申立人夫婦が、それぞれの車2台で5回ずつ移動したことについて、申立人の陳述及び移動日の記載された手帳に基づき、東京電力の直接請求で認められていた2回分以外の残り3回分の家財道具移動費用の賠償が認められた事例

【公表番号273※3】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難先の親類に宿泊費及び礼金を支払ったとして、領収証はないものの、宿泊費月額6万円の8か月分及び礼金5万円の賠償が認められた事例

- 【公表番号331※1】 南相馬市原町区の住民約130名からの滞行者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例
- 【公表番号802※1】 避難指示区域（富岡町）から東京都の4LDKの共同住宅（家賃月額18万円）に避難した家族4名について、息子2名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くて広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、平成25年1月から同年10月までの家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の2割が賠償された事例
- 【公表番号953※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成24年11月から平成26年5月まで転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例

(イ) その他生活費増加費用

- 【公表番号159※1、※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難費用（引越費用及び宿泊先への謝礼等）の賠償のほか、避難先が豪雪地帯であるなど四輪駆動車が必要となって車の買い換えを行ったとして、同年式で査定した場合の差額やスタッドレスタイヤ等付属品費用相当額等が生活費増加費用として認められた事例
- 【公表番号163※1】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）について、避難費用（生活費増加費用を含む。）、宿泊に対する謝礼等の損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号252※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人夫婦について、避難時の服のクリーニング代、申立てのためのコピー代、新たに生じた子供会の会費、水泳教室の会費の増加分等の生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号324※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用37万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号331※5、※6】 南相馬市原町区の住民約130名からの滞行者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例
- 【公表番号907※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成23年10月から和解案提示時である平成26年1月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号939※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成23年3月及び同年5月から平成24年12月まで）のミネラルウォーター

購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号26）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号941※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成23年3月から平成26年4月までの食費増加費用（年額12万円で算定し合計38万円）及びミネラルウォーター購入費用（月額6000円）の賠償が認められた事例

【公表番号944※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成24年9月から和解案提示時である平成26年4月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号964※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成26年7月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号1133※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成23年3月から平成24年12月までの間に避難に伴い新たに購入した物品等の生活費増加分が認められた事例

【公表番号1342※1】 帰還困難区域（大熊町）の勤務先に自家用車を残置したまま避難を余儀なくされたため、平成23年3月末、代替車両（中古車）を購入したが、同年9月に残置車両を回収した後は残置車両と代替車両の両車両を交互に通勤等に使用していた申立人について、車両の必要性、代替車両をレンタルしたと仮定した場合の費用と比較した代替車両の購入金額、申立人が残置車両を回収した後に一定期間は両車両を使用していたこと等を考慮し、代替車両の購入費用の7割相当額の賠償が認められた事例

【公表番号1384※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、帰還困難区域内の病院に入院していた高齢の親族が避難先の病院で死亡し、そこから入院前の自宅に搬送した際の遺体搬送費が、県内で死亡した場合の遺体搬送費やドライアイス代を控除せず、全額を損害として認められた事例

【公表番号1404※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとし、また、申立人らが多数に及ぶことから、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により迅速な救済を図るべきとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号1426※3、※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、原発事故当時高校生がいた世帯については、避難によって転校の必要が生じ新たに負担すべき費用が発生したとして、平成23年3月から平成24年8月までの期間において、高校生1人当たり10万円の生活費増加費用が、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯については、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの間の該当する期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号1427※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例

ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用

(補足説明)

- 1 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない(中間指針第3の2指針Ⅲ)とされているところ、以下は避難指示等の解除等から相当期間経過後に避難費用を賠償すべき特段の事情に関する事例である。
- 2 ここでいう特段の事情がある場合については、中間指針等の備考において以下のようなものが挙げられている。
 - ① 避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合など(中間指針第3の2備考5)
 - ② 例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である(第二次追補第2の1の(1)備考7・(2)備考3・(3)備考3)。
 - ③ 帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である(第四次追補第2の1備考6)。
- 3 以上のような特段の事情がある場合とまでいうことができなくとも、緊急時避難準備区域からの避難者であって、子供のいる世帯については、自主的避難とのバランスもあり、平成24年9月以降の避難費用の賠償が比較的緩やかに認められている事例も多いので、参照されたい。

【公表番号532※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から仙台市に避難中の家族について、風評被害を避けるため家業(造園業)の臨時的拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例

【公表番号640※1】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成24年3月から平成25年7月までの期間について、避難先のアパートの賃料及び生活費増加費用として新たに購入した家財について賠償が認められた事案

【公表番号748※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から子を避難させている申立人について、子の就労上の都合等から避難継続の合理性を認め、平成25年6月までの避難費用(子の避難先の家賃)が賠償された事例

【公表番号799※3】 緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名(うち2名は高校生と中学生)について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成24年9月以降についても、避難中に滞在したアパートの家賃、子供らの転校に伴う制服代等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号821※1、※4】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1(X2の主たる介護者であり唯一の家族)に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、X2の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、避難費用を賠償する特段の事由が認められるとして、平成24年9月以降の宿泊費等、生活費増加費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号892※3】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児）について、幼児に障害があるが、帰還先には障害児の受入可能な保育園がないため、母子が避難先に留まっていること等を考慮し、母子について避難継続の必要性を認め、和解案提示時において障害児の受入先のないことが確認できていた平成25年8月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号907※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成23年10月から和解案提示時である平成26年1月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号924※1～※3】 緊急時避難準備区域内に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付けや野菜の栽培をするとともに、井戸水を利用していた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さ等から、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付けや野菜の栽培、井戸水の利用をやめ、商店から米、野菜、ミネラルウォーターを購入したことに合理性を認め、平成26年3月までの米及び野菜の購入費用並びに平成24年8月までのミネラルウォーターの購入費用が賠償された事例
- 【公表番号939※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、申立人らが自宅にいた期間（平成23年3月及び同年5月から平成24年12月まで）のミネラルウォーター購入費用（概算額）が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号26）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）
- 【公表番号941※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、避難費用として、平成23年3月から平成26年4月までの食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号942※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児3名）について、避難先の相馬市内の住居が手狭であったことから平成24年1月に自宅に戻ったものの、発達障害のある幼児1名が避難中に入所した相馬市内の育児支援センターに引き続き通うため、日中は相馬市の住居の使用を継続していたこと等の事情を考慮し、避難継続の必要性を認め、同月から平成26年4月までの生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号944※2】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された世帯に準じて、平成24年9月から和解案提示時である平成26年4月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号964※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成26年7月まで1人当たり月額10万円の精神的損害、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号982※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、障害を持つ子を同市内の施設に通わせていた申立人について、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の利用にかかる費用が値上がりし、又は新たな費用を負担せざるを得なくなり、他の施設を利用することも子の障害の状況等からすれば困難であったとして、平成24年12月から平成26年2月までの増加した費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号991※1】 緊急時避難準備区域に居住する申立人ら（親子）のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困

難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用から郡山市への転居によって免れた交通費相当額を控除して得た額（平成26年1月分から同年9月分まで）が賠償された事例

【公表番号1009※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患している申立人1名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成23年5月から平成26年4月までの避難先の家賃等が賠償された事例

【公表番号1093※1、※2】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、水については自治体が無償で供給するものを、米については所有している田を第三者に貸してその対価として譲り受けたものを、野菜については自家栽培したものを、それぞれ消費していた申立人が、原発事故によって米及び野菜の購入を余儀なくされ、また、避難先において、水道契約及び避難元と二重の電気契約を締結することとなったことについて、帰還先の復興状況等を考慮して、食費増加分は平成23年3月から平成27年3月までの分が、水道代及び電気代増加分は平成23年8月から平成26年4月までの分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1098※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からいわき市に避難した申立人ら母子について、未就学児を含む子供3人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年4月分までの生活費増加分（交通費）の賠償が認められた事例

【公表番号1107※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供2人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分（和解案提示の直前月）までの生活費増加分（面会交通費及び自動車関連費用等）の賠償が認められた事例

【公表番号1142※1、※2】 緊急時避難準備区域（田村市）に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成26年12月までの食費増加分等の損害が認められた事例

【公表番号1161※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から他県へ避難した申立人らについて、避難後に死亡した親族の納骨を平成27年5月に相馬市で行うために支出した、避難先からの交通費及び宿泊費のうち、事故と相当因果関係を有すると認められる部分について、避難指示等の解除から相当期間経過後であるものの、特段の事情があるものと認められて賠償がされた事例

【公表番号1192※5～※7】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内の地区）から小学生以下の子供らを連れて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、生活費増加費用を含む避難費用の賠償がされた事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号37）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

【公表番号1193※3】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人とその母が避難した事案において、原発事故後、子供が通学していた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成26年3月末までの避難継続の必要性を認め、生活費増加費用（避難先と避難元とで二重に負担していた光熱費・電話料金及び交通費の増加分等）について、それぞれ前回の申立てにおいて賠償済みの期間の翌月分から平成26年3月分までの賠償が認められた事例

【公表番号1206※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に住む申立人について、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となり再開されないため、子供を遠方の幼稚園に通園させざるを得なくなったために生じた送迎にかかる交通費（ガソリン代）が増加したが、休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区が児童の帰還率

- が他地区と比べて低いこと等の事情から原発事故の影響によるものと認められ、平成27年4月分から平成28年3月分までの通園交通費が賠償された事例
- 【公表番号1208※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月から平成26年3月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1225※2】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成24年9月から平成26年3月までの食費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1235※3】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難し、平成26年8月に帰宅した申立人らについて、申立人らの自宅建物の除染・改修工事が完了したのが同月であったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成26年8月分までの生活費増加分の賠償が認められた事例
- 【公表番号1253※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害等の障害を有していること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成25年6月分から平成28年3月分までの避難費用（避難先の家賃、交通費等）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1254※3】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成24年4月になって同所に転居し、申立人子の出産のために同年7月に自主的避難等対象区域（相馬市）に避難した申立人らについて、同年12月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの避難費用が認められた事例
- 【公表番号1280※1】 緊急時避難準備区域から避難し平成24年3月に帰還した申立人らについて、除染完了が平成26年3月であったことを考慮して、平成24年9月分から平成26年3月分までの食費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1310※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先での通院の必要性や、平成27年12月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの宿泊費等の生活費増加分が賠償された事例
- 【公表番号1322※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難し、同区域の指定解除から1年が経過した後も避難を継続した申立人ら家族（小学生の子らを含む。）について、申立人ら家族や周囲の状況等を総合し、平成24年9月から平成28年1月までの家財道具移動費用等、二重生活による生活費の増加費用（家族間移動費用、駐車場代、火災保険料）等の賠償を認めた事例
- 【公表番号1326※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園となって再開されないことから、子供を遠方の幼稚園に通わせざるを得なくなったことについて、自宅及び休園中の幼稚園の所在地区における児童の帰還率が他地区と比べて低いこと等の事情を踏まえて休園中の幼稚園がいまだ再開されないのは原発事故の影響によるものとして、平成29年3月分までの通園交通費（ガソリン代）が賠償された事例
- 【公表番号1395※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要性があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成29年4月から平成30年3月までの避難費用及び生活費増加分等が認められた事例

- 【公表番号1404※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1426※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの間の該当する期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1427※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らのうち、妊婦又は18歳以下の子供がいた世帯について、平成27年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年9月から平成27年3月までの期間において、1世帯当たり月額3万円の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1439※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時5歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、平成26年4月から平成27年3月までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例
- 【公表番号1492※2】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成24年8月までの水購入費用及び平成26年12月までの自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1493※1】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住する申立人らについて、申立人らが井戸水を飲用していたことを考慮し、避難時から帰還後を含む平成23年4月から平成24年8月までの水購入費用（月額5000円）が、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成23年3月から平成26年12月までの自家消費野菜購入費用（年額8万円）が、それぞれ賠償された事例

5 一時立入費用（中間指針第3の3）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の3）

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

- ア 避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者について、平成23年5月10日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加して一時的に住居に戻ることが可能となり、その方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所（中継基地）に集合し、地区ごとに専用バスで住居地区まで移動することとなっている（備考1）。
- イ 対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について負担する場合も否定できず、このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことに伴い、「一時立入り」を行う者が住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる（備考2）。
- ウ 一時立入りへの参加に係る交通費等の算定方法については、避難費用に係る中間指針第3の2備考2（客観的な統計データ等により損害額を推計する方法で立証することも認めつつ実費賠償とする。）に同じである（備考3）。

(2) 当該指針に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第3の3では、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した費用についてのみ規定している。避難指示区域が再編され、警戒区域の指定が解除されると、このような一時立入りに限定されず、ある程度任意の立入りが可能となっていた。もちろん、市町村が政府等の支援を得て実施するもの以外であっても、避難等対象者が避難を余儀なくされ、避難等対象区域内の住居に一時帰宅する際の費用であれば、同様に合理的な範囲で賠償対象となり得る。以下は、主としてそのような事例である。
- 2 賠償すべき損害は、交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）であるが、交通費、家財道具移動費用、宿泊費等については避難費用と同様であるので、第1の4の補足説明を参照されたい。また、除染費用については第1の1を参照されたい。
- 3 なお、避難等対象区域以外の避難指示によらない一時帰宅に関する費用については、自主的避難に係る第10の2(3)イ等を参照されたい。

【公表番号157※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされた申立人らが異なる機会に行った一時帰宅に関する一時立入費用それぞれの交通費が認められた事例

【公表番号179※3】 原発事故後、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から避難を余儀なくされ、平成23年6月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らにつ

いて、同年9月から同年11月までの間に行った月1回を超える回数の一時的立入費用が認められた事例

- 【公表番号183※2】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人について、自宅へ一時立入りをした際の費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号195※3】 避難指示区域（大熊町）から避難を余儀なくされた申立人らについて、避難先から自家用車により自宅に一時立入りをした際の交通費の賠償が認められた事例
- 【公表番号197※4】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、一時立入費用（一回の立入りについて、1人当たり片道5000円で算定した金額。ただし、月2回目の立入りについては1人当たり片道3000円で算定した金額。）が賠償された事例
- 【公表番号202※4】 避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、避難先から自家用車により自宅に一時立入りをした際の交通費2回分の賠償が認められた事例
- 【公表番号331※3】 南相馬市原町区の住民約130名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により避難・一時立入り・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）が賠償された事例
- 【公表番号576※2】 避難指示区域において貸家業を営んでいた申立人について、賃貸物件所在地への一時立入りに要したガソリン代金及び装備費用1万4322円が賠償された事例
- 【公表番号640※2】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり、転居先が計画的避難区域に指定される前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等より計画的避難区域からの避難者と同視して、平成24年9月から平成25年7月までの期間について、一時立入費用として交通費及び宿泊費の賠償が認められた事案
- 【公表番号739※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らが、原発事故前に通院していた医院が閉院し、症状に適した治療を受けられる医療機関がないこと等から避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたとして、平成24年9月以降の一時的立入費用が認められた事例
- 【公表番号910※9】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、一時立入制限解除前と後で基準を分けた上で、一時立入交通費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号960※1】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、一時立入費用（交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、避難交通費関係（一時立入交通費を含む。）等についての和解方針が示されている。）
- 【公表番号1128※1】 避難指示解除準備区域（葛尾村）から避難した申立人らについて、平成27年5月分までの一時立入費用（交通費、宿泊費用）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1151※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人らについて、同年5月までの一時立入費用が賠償された事例
- 【公表番号1165※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（原発事故時59歳の息子と93歳の母親）のうち、平成26年12月に避難先でマンションを購入した息子について、マンション購入後も平成27年11月頃までは生活の本拠は郡山市にあり、同年6月の時点では転居は完了していないとして、同月から同年8月までの自宅の掃除や除染の打合せ等の目的による一時立入費用（交通費、宿泊費用等）が賠償された事例
- 【公表番号1201※1】 居住制限区域（飯舘村）に自宅建物を所有し、従前は同建物に居住していたが、原発事故時は、子供の通学等のため自主的避難等対象区域（福島市）のアパートに居住

していた申立人らについて、平成26年6月までに上記自宅建物の財物損害の賠償金を受領した後も、平成27年12月に新築した住宅に転居するまでの間に負担した一時立入費用等が賠償された事例

- 【公表番号1225※3】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、帰還しても家業が再開できないこと、申立人らの中に障害のため避難先の地区所在の施設に通う必要のある者がいたこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成24年9月から平成26年3月までの一時立入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1240※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成27年3月に同市原町区に転居した申立人子（原発事故時58歳）及び母（同85歳）について、転居後に生活が安定するまでの期間を考慮し、同年8月分までの一時立入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1361※2】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、平成28年3月頃に新居を取得した申立人らについて、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までの一時立入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1377※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（両親及び子2名）について、申立人子が視覚等に障害を有しており、帰還後の学校その他施設の手配が困難であったこと等を考慮し、避難を継続する特段の事情があるとして、一時立入費用（平成24年9月分から平成28年3月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号1399※6】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの平成26年11月分から平成28年12月分までの一時立入費用について、2泊する必要がないとの東京電力の主張を排斥し、2泊分の宿泊費が賠償された事例

6 帰宅費用（中間指針第3の4）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の4）

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

- ア 住居に最終的に帰宅するために負担した交通費や家財道具の移動費用等については、中間指針第3の2で述べた避難費用と同様、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考1）。
- イ 交通費等の算定方法については、避難費用に係る中間指針第3の2備考2（客観的な統計データ等により損害額を推計する方法で立証することも認めつつ実費賠償とする。）に同じである（備考2）。

(2) 当該指針に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第3の4では、避難等対象者が避難等対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した費用について定めている。
- 2 賠償すべき損害は、交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）であるが、交通費、家財道具移動費用、宿泊費等については避難費用と同様であるので、第1の4の補足説明を参照されたい。また、東京電力プレスリリース（平成24年9月25日付け）により一定額の帰宅・転居費用の包括賠償がされており、そのためか和解事例としては稀となっている。
- 3 なお、避難等対象区域外の自主的避難等に係る帰還費用については、第10の2(3)ア等を参照されたい。

【公表番号1254※2】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成24年4月になって同所に転居した申立人妻について、緊急時避難準備区域の者の直接請求と同等の帰宅費用が認められた事例

【公表番号1412※1】 南相馬市避難要請区域（鹿島区）から県外へ平成23年4月から同年9月まで避難し、さらに同年11月から平成26年8月まで再度避難した申立人らについて、それぞれの避難先からの帰宅において支出した交通費が賠償された事例

【公表番号1485※1】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らについて、平成28年5月の帰還に当たり負担した家財道具移動費用の賠償が認められた事例

7 生命・身体的損害（中間指針第3の5）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第3の5)

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

- I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

(備考等抜粋)

- ア 避難等対象者が、本件事故により避難等を余儀なくされたため、「生命・身体的損害」を被った場合には、それによって失われた逸失利益のほか、被った治療費や薬代相当額の出費、精神的損害等が賠償すべき損害と認められる。なお、この「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、後記6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである（備考1）。
- イ 避難等により実際に健康状態が悪化したわけではなくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等による健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来より費用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるから、これによって増加した費用も賠償すべき損害と認められる（備考2）。

(2) 当該指針に関する和解事例

(補足説明)

- 1 中間指針第3の5では、避難等対象者が避難等を余儀なくされた場合における以下のものを賠償すべき損害と認める。
 - ① 避難等と相当因果関係のある傷害、要治療の健康状態の悪化、疾病、死亡により生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等（指針I）
 - ② 避難等により要治療の健康状態の悪化等を防止するために増加した診断費、治療費、薬代等（指針II）
- 2 損害の算定に関しては、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に係る基準、民事交通事故訴訟における損害賠償額算定基準（以下「赤い本」と表記することがある。）等が参照される場合が多い。東京電力プレスリリース（平成23年8月30日付け）では、医療費を原則として実費としつつ、既往症等の悪化防止費用のうち、1人当たり10万円を超える部分は50%等とされ、交通費は1回当たり1人5000円（平成24年6月1日以降は避難費用と同様に変更。）、宿泊費は同8000円としており、これらを参考にした賠償例が多い。
- 3 生命・身体的損害が原発事故によるものであるかについては、特に既往症の悪化等のケースでは、原発事故との影響割合が問題になる事例が多いが、事例ごとの判断となっている。
- 4 放射線被曝による生命・身体的損害については中間指針第9に定められているので、ここでは対象外である。
- 5 中間指針第3の5は避難等を余儀なくされた場合を前提としているが、「避難等」には屋内退避が含まれているように、屋内退避区域以外の対象区域内滞在者が原発事故により傷病を悪化させるなどの場合はあり得、そのような場合に中間指針第3の5に準じて賠償された事例等についても、ウの「その他の生命・身体的損害」において紹介しているので参照されたい。
- 6 また、中間指針第3の5は避難等対象者を対象とするので、避難等対象区域外に住居を有している場合は本指針の対象外であるが、原発事故と相当因果関係のある生命・身体的損害は避

難等対象区域に限られない。避難等対象区域外の事例については、第10の2(3)エを参照されたい。

ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害

(補足説明)

中間指針第3の5指針Iに係る事例について、以下の損害項目ごとに事例を挙げた。

(ア) 逸失利益

(補足説明)

逸失利益に関する事例である。なお(エ)の事例も参照されたい。

- 【公表番号163※3】 原発事故当時、屋内退避区域(いわき市)に居住していた申立人(大人)が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例
- 【公表番号268※1】 申立人の妻は慢性腎不全により週3回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域(広野町)の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成23年3月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を5割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号332※8】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例(死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額280万円)
- 【公表番号543※1】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成23年4月に死亡した90歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を5割とし、死亡慰謝料700万円、死亡逸失利益92万5151円(生活費控除率30%)、葬儀費用50万円及び文書取得費用実費が賠償された事例
- 【公表番号651※2】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成23年9月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係(原発事故の影響割合5割)を認め、年金収入に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号719※1】 避難指示区域(南相馬市原町区)から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を5割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例
- 【公表番号825※1】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認めて就労不能損害(原発事故の影響割合10割)及び慰謝料が賠償された事例

- 【公表番号910※10】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1188※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障害等級1級、平成25年1月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成26年7月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を3割として、死亡慰謝料480万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例
- 【公表番号1289※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの、頰椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頰椎症の発症と避難との間の相当因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成28年3月分までの損害が賠償された事例
- 【公表番号1389※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化により再就職が困難になったことと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成27年3月分から平成30年2月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合7割）が賠償された事例
- 【公表番号1519※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にPTSDにり患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間について、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号1536※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺炎患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に死亡した亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例

(イ) 治療費、薬代

(補足説明)

治療費、薬代等に関する事例である。なお(エ)の事例も参照されたい。

- 【公表番号163※3】 原発事故当時、屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例
- 【公表番号197※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が賠償された事例

- 【公表番号332※8】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号503※1、※2】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より2倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例
- 【公表番号509※1】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成24年3月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号697※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成23年9月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成24年6月から同年8月までの医療費が賠償された事例
- 【公表番号910※10】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1529※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害として、平成23年4月から平成30年8月までの治療費の全額が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

(ウ) 精神的損害

(補足説明)

精神的損害（通院慰謝料、死亡慰謝料等）に関する事例について、死亡慰謝料を含む事例とそれ以外の事例に分けて挙げた。なお(エ)の事例も参照されたい。

a 死亡慰謝料を含む事例

- 【公表番号148※2】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号268※1】 申立人の妻は慢性腎不全により週3回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域（広野町）の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成23年3月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を5割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号271※1】 うっ血性心不全の加療のため避難指示区域内の病院に入院中であった申立人の母が、原発事故後、避難及び救出が遅れるなどしたため、平成23年3月13日頃に病院内で死亡したとして、死亡慰謝料について請求額の9割及び老齢年金に係る逸失利益の賠償が認められた事例

- 【公表番号284※1】 身体障害等級1級等の状態の母が避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、体育館に避難中にインフルエンザに罹患し、肺炎を引き起こすなどして入院した後平成23年5月に死亡したとして、その相続人代表である申立人に対し、死亡慰謝料925万円及び葬儀費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号332※8】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例（死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額280万円）
- 【公表番号357※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、避難生活に伴う生活環境の変化及びストレスにより体調を悪化させて平成24年2月に死亡した高齢の母について、原発事故と死亡との間の相当因果関係を認め、800万円の死亡慰謝料が相続人らに賠償された事例
- 【公表番号391※5】 避難指示区域内に居住し、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例
- 【公表番号395※2】 身体に障害があり要介護5の状態での自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により施設から自主的避難を要請されて平成23年3月中に避難を実行し、避難生活中に体調を悪化させて同年6月に死亡した申立人の被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係を認め、死亡慰謝料700万円等の賠償が認められた事例
- 【公表番号401※1】 平成23年1月に乳がんが診断され余命1年と宣告され、避難指示区域内の病院に入院し抗がん剤治療を受けていたが、原発事故により転院を重ねることとなり同年5月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で原発事故の影響割合を5割とし、赤い本における死亡慰謝料に関する基準額を参考に算定した額の5割が賠償された事例
- 【公表番号447※1】 認知症を患い入所中の檜葉町の老人ホームから避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成23年5月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料800万円が賠償された事例
- 【公表番号456※1】 脳梗塞後のリハビリのため入所中の避難指示区域内の施設から避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症したため避難先においてそのまま入院となり、入院中の平成23年10月に死亡した高齢者について、死亡慰謝料900万円が賠償された事例
- 【公表番号534※1】 脳梗塞の後遺症により寝たきりの状態（要介護5）で避難指示区域内から避難し、長時間の避難移動等による体調悪化により平成23年3月下旬に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡時までの慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号543※1】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成23年4月に死亡した90歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を5割とし、死亡慰謝料700万円、死亡逸失利益92万5151円（生活費控除率30%）、葬儀費用50万円及び文書取得費用実費が賠償された事例
- 【公表番号570※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、原発事故当時80歳台半ばで、脳梗塞の既往症があり、自宅で寝たきり（要介護4）であった父が、避難中の平成23年3月末に死亡したことについて、原発事故との間の相当因果関係を認めた上、原発事故の影響割合を5割と認定した死亡慰謝料（亡父の相続分及び申立人ら遺族固有の慰謝料）の賠償が認められた事例

- 【公表番号589※1】 避難指示区域に居住し、脳梗塞の既往症のある90歳近い高齢者が、平成23年5月の避難開始直後より体調が悪化し、同年7月に死亡した事案について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料800万円が賠償された事例
- 【公表番号606※1】 避難指示区域の介護施設に入所していた90歳近い高齢者が、原発事故直後の避難移動中に急性心筋梗塞により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を9割として、相続人である申立人に1620万円の死亡慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号651※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成23年9月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係（原発事故の影響割合5割）を認め、死亡慰謝料800万円が賠償された事例
- 【公表番号670※2】 原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者（申立人Aの父）が、原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人Aに死亡慰謝料800万円が賠償された事例
- 【公表番号696※1】 避難指示区域に居住し、高血圧、不眠症等の既往症のある80歳台半ばの高齢者が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられ、避難開始から約1週間後に急性心不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料850万円が賠償された事例
- 【公表番号699※1】 避難指示区域の介護施設に入所していた被相続人が、避難開始から間もなく避難先で心不全により死亡した事案について、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例
- 【公表番号706※8】 避難指示区域に居住し、白血病等にり患していた被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成23年10月に原病により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例
- 【公表番号712※1】 緊急時避難準備区域内に居住し、糖尿病の既往症があった70歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅後も症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料を含む。）800万円が賠償された事例
- 【公表番号730※11】 避難指示区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、避難開始から約2週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例
- 【公表番号731※10】 避難指示区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例
- 【公表番号857※1】 帰還困難区域（双葉町）に居住していた70歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成23年7月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、死亡慰謝料等が賠償された事例

- 【公表番号910※10】 南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）の住民（本件ほか3件合計約600人）からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により、通院慰謝料、通院交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1188※1】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障害等級1級、平成25年1月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成26年7月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を3割として、死亡慰謝料480万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例
- 【公表番号1375※1】 帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成27年中に死亡した申立人の母について、立証の程度を考慮し、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料を含む生命・身体的損害等が賠償された事例
- 【公表番号1423※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の特別養護老人ホームに入居していたが、原発事故により県外への避難を余儀なくされ、平成23年5月に死亡した被相続人について、医師が死因を老衰と診断していたものの、避難の経緯や避難前後の健康状態等を考慮し、540万円の死亡慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1484※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していたが平成23年3月に避難先で死亡した被相続人夫婦の生命・身体的損害について、死亡に対する原発事故の影響割合を8割とした上で、慰謝料としてそれぞれ1600万円の賠償がされた事例
- 【公表番号1487※3】 帰還困難区域（大熊町）に所在する病院に入院していた90歳台の被相続人について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、原発事故と平成24年4月に避難先の病院で死亡したこととの間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を3割として死亡慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1536※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺炎患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に死亡した亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例
- b 死亡慰謝料を含む事例以外の事例
- 【公表番号159※5】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、神経症・抑うつ状態の症状を発症した者に通院慰謝料、通院交通費等が、うつ病の精神障害等級3級であったところ避難生活の心労で悪化して精神障害等級2級になった者に慰謝料一時金100万円等が、それぞれ認められた事例
- 【公表番号163※3】 原発事故当時屋内退避区域（いわき市）に居住していた申立人（大人）が避難生活により不眠等になったとして、通院交通費、通院慰謝料等が認められた事例
- 【公表番号197※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が賠償された事例

- 【公表番号285※1～※3】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、避難生活により疾病を発症した申立人3名について、医療費、通院交通費及び診断書作成料とともに赤い本を参考に算定された通院慰謝料が認められた事例
- 【公表番号291※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難生活によるストレス等から適応障害を発症した申立人について、赤い本を参考に通院慰謝料を算定し、既払金を控除して原発事故の影響割合を8割として賠償が認められた事例
- 【公表番号503※1、※2】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より2倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例
- 【公表番号508※2】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人について、処方されていた薬が原発事故直後になくなったため平成23年5月初旬まで服薬できなかったことにより持病（心不全）の悪化と原発事故による避難との間の相当因果関係が認められ、一時金として30万円の精神的損害の賠償がされた事例
- 【公表番号509※1】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成24年3月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号697※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成23年9月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成24年6月から同年8月までの通院慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号719※1】 避難指示区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を5割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例
- 【公表番号729※2】 避難指示区域からの避難により疾病が発症・悪化した申立人の身体的損害（慰謝料。平成23年3月から平成24年8月まで）について、通院が長期かつ不規則であったことから、実通院日数の3.5倍を通院日数とみなして赤い本を参考に損害額を算定した上で、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例
- 【公表番号821※5、※7】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らの生命・身体的損害に係る賠償（平成23年3月から平成25年8月までの入通院慰謝料）として、申立人X1については、原発事故によりうつ病が悪化したとして、いわゆる赤い本の基準を参考に、通院期間12か月、入院期間6か月として算定した合計298万円から直接請求において賠償済みであった110万0400円を控除した187万9600円が、申立人X2については、避難生活により広汎性発達障害等の状態が悪化したとして、同基準を参考に、実通院日数39日の3.5倍を通院日数として算定した合計98万2500円から直接請求において賠償済みであった18万9000円を控除した79万3500円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号825※1】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認めて就労不能損害（原発事故の影響割合10割）及び慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号837※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、避難指示区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で

症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院慰謝料（平成23年5月から平成24年11月まで）が賠償された事例

- 【公表番号960「4解決基準⑥」参照】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、生命・身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生命・身体的損害等についての和解方針が示されている。）
- 【公表番号1037※2】 緊急時避難準備区域からの避難によって健康状態が悪化した申立人について、平成24年4月から平成25年2月までの通院期間における通院慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1122※1】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、平成23年3月から死亡するまでの間の被相続人の入院慰謝料として、原発事故の影響割合を8割として算定した額が賠償された事例
- 【公表番号1289※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から新潟県に避難した申立人について、避難先が豪雪地域のため、冬季に毎日のように除雪作業を行っていたことが原因で平成24年1月に頸椎症を発症し、通院を余儀なくされたことについて、頸椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、原発事故との相当因果関係が認められるとして、平成27年9月から平成28年3月までの通院慰謝料及び通院交通費並びに同年3月から同年5月までの診断書取得費用が賠償された事例
- 【公表番号1328※2】 避難中に持病の既往症の合併症を発したため要介護状態が増悪した申立人について、要介護状態の増悪が原発事故による避難と全く無関係とみるのは難しいとして、身体機能が特に低下した期間を対象に生命・身体的損害の慰謝料の賠償を認めた事例
- 【公表番号1360※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、平成23年7月に心筋梗塞を発症し、後遺症が残った申立人について、原発事故による避難生活と心筋梗塞の発症との間に相当因果関係を認め、後遺症慰謝料及び平成28年11月分から平成29年2月分までの通院慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1402※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）について、避難により申立人夫の持病が悪化したこと及び申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成30年2月分までの生命・身体的損害として、申立人夫に係る入通院慰謝料（1回当たり4200円）並びに申立人子に係る入通院慰謝料（いわゆる赤い本の基準）等が賠償された事例
- 【公表番号1407※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病に罹患した申立人について、平成28年9月分から同年11月分までの生命・身体的損害（通院慰謝料）等が賠償された事例
- 【公表番号1436※2、※3、※5】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母に対し、平成24年3月から平成29年8月までの間の生命・身体的損害（入通院慰謝料及び通院付添費）が賠償された事例
- 【公表番号1441※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入通院を余儀なくされた申立人について、平成24年1月から平成30年2月までの生命・身体的損害（入通院慰謝料）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1462※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の生命・身体的損害（入通院慰謝料）について、既に平成30年5月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、赤い本を参考に、実通院日数の3.5倍を通

院期間として算定した損害額（原発事故の影響割合を4割とする。平成26年2月分から平成30年5月分まで）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

- 【公表番号1483※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らの通院慰謝料について、赤い本を参考にして、実通院日数の3.5倍を通院期間として算定した損害額から既払金を控除した額が認められた事例
- 【公表番号1519※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にPTSDに罹患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間について、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号1529※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害として、平成23年3月から平成30年8月までの入通院慰謝料（原発事故の影響割合を8割として算定した金額）が賠償された事例
- 【公表番号1542※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故直後（平成23年3月から平成24年3月まで）の生活費増加費用等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の相当因果関係を認め、平成28年12月から平成30年4月までの生命・身体的損害（通院慰謝料及び通院交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1550※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が避難生活により発症又は悪化した高血圧症、脂質代謝異常等による平成24年6月分から平成30年5月分までの通院慰謝料として、通院1回当たり8400円として、東京電力による既払分（1回4200円）を控除した金額の約3分の2が賠償された事例

(エ) その他

(補足説明)

(ア)から(ウ)までの損害項目以外の項目を含む事例である。

- 【公表番号148※2】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号160※6】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、原発事故後避難の精神的・身体的ストレスにより気管支炎を発症したとして平成23年11月までの通院慰謝料、診断書料等の賠償が認められた事例
- 【公表番号197※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む。）について、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したとして、生命・身体的損害に係る慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が賠償された事例
- 【公表番号267※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難により精神疾患を発症した申立人について、入院1か月及びその後定期的な通院を余儀なくされたとして、既往症を考慮して慰謝料、交通費等合計100万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号268※1】 申立人の妻は慢性腎不全により週3回通院による透析を要する状態であったところ、緊急時避難準備区域（広野町）の自宅から避難を余儀なくされ、通院が不能になり、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、平成23年3月下旬に体調が急激に悪化して死亡したとして、原発事故による影響割合を5割として、赤い本を参考に死亡慰謝料を算定し、その他逸失利益及び葬儀費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号271※1】 うっ血性心不全の加療のため避難指示区域内の病院に入院中であった申立人の母が、原発事故後、避難及び救出が遅れるなどしたため、平成23年3月13日頃に病院内で死亡したとして、死亡慰謝料について請求額の9割及び老齢年金に係る逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号284※1】 身体障害等級1級等の状態の母が避難指示区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、体育館に避難中にインフルエンザにり患し、肺炎を引き起こすなどして入院した後平成23年5月に死亡したとして、その相続人代表である申立人に対し、死亡慰謝料925万円及び葬儀費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号285※1～※3】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、避難生活により疾病を発症した申立人3名について、医療費、通院交通費及び診断書作成料とともに赤い本を参考に算定された通院慰謝料が認められた事例
- 【公表番号332※8】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の相当因果関係が認められ、医療費、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められた事例（死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益の合計額280万円）
- 【公表番号503※1、※2】 単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より2倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された事例
- 【公表番号509※1】 避難指示区域（富岡町）から避難中の平成24年3月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との間の相当因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号543※1】 寝たきりの状態で入院していた緊急時避難準備区域内の病院から、原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱した状態で自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において肺炎を発症して平成23年4月に死亡した90歳の高齢者について、その相続人に対して、原発事故の影響割合を5割とし、死亡慰謝料700万円、死亡逸失利益92万5151円（生活費控除率30%）、葬儀費用50万円及び文書取得費用実費が賠償された事例
- 【公表番号651※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故当時がんの治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったためがんの転移が進行して平成23年9月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係（原発事故の影響割合5割）を認め、葬儀費用75万円が賠償された事例
- 【公表番号697※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成23年9月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成24年6月から同年8月までに発生した生命・身体的損害に係る通院交通費及び証明書取得費用が賠償された事例
- 【公表番号719※1】 避難指示区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の影響割合を5割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例
- 【公表番号821※5】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人X1について、原発事故によりうつ病が悪化したとして、生命・身体的損害として、平成23年3月から平成25年8月までの診断書発行費用、通院交通費及び雑費について申立人請求額の全額について賠償が認められた事例
- 【公表番号837※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、避難指示区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪

化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分（平成23年5月から平成24年11月まで）等が賠償された事例

- 【公表番号960「4解決基準⑥」参照】 帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、生命・身体的損害（通院交通費）等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、生命・身体的損害等についての和解方針が示されている。）
- 【公表番号1122※2】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、平成23年3月から被相続人が死亡するまでの間の入院雑費・付添看護費用・付添交通費・診断書取得費用として、原発事故の影響割合を考慮の上、申立人の請求額の4割を損害額と算定し、賠償された事例
- 【公表番号1188※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父（身体障害等級1級、平成25年1月死亡）の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成26年7月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を3割として、死亡慰謝料480万円、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例
- 【公表番号1289※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から新潟県に避難した申立人について、避難先が豪雪地域のため、冬季に毎日のように除雪作業を行っていたことが原因で平成24年1月に頸椎症を発症し、通院を余儀なくされたことについて、頸椎症の発症は、豪雪地域での避難生活に起因するものであり、原発事故との相当因果関係が認められるとして、平成27年9月から平成28年3月までの通院慰謝料及び通院交通費、並びに同年3月から同年5月までの診断書取得費用が賠償された事例
- 【公表番号1335※2】 帰還困難区域から避難した申立人について、平成25年6月に脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級3級と認定されたことについて、生命・身体的損害として、100万円が賠償された事例
- 【公表番号1402※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）について、避難により申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成30年2月分までの生命・身体的損害として、申立人子に係る入院慰謝料並びに親の通院付添費（いわゆる赤い本の基準）及び付添交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1407※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していたが、原発事故による避難生活の影響で心臓病及び糖尿病に罹患した申立人について、平成28年9月分から同年11月分までの生命・身体的損害（入院慰謝料）等が賠償された事例
- 【公表番号1436※2、※3、※5】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母に対し、平成24年3月から平成29年8月までの間の生命・身体的損害（入院慰謝料及び通院付添費）が賠償された事例
- 【公表番号1441※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病及び血行障害を発症して入院を余儀なくされた申立人について、平成24年1月から平成30年2月までの生命・身体的損害（入院慰謝料）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1454※3】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害の程度からして、家族同席の下で主治医の話を聞く必要性を一定程度認め、治療のために九州地方に所在する病院（入院歴がある。）に引き続き通院する必要があるとして、関東地方の単身赴任先から九州地方の病院までの通院交通費（平成28年3月から平成29年2月まで）の半額が賠償された事例

【公表番号1529※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した生命・身体的損害について、平成26年3月から平成30年8月までの入通院交通費が原発事故の影響割合を8割として算定した金額が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用

（補足説明）

中間指針第3の5指針Ⅱに係るものであるが、通常、一定程度健康状態が悪化した場合に請求・申立てを行うためか、防止するためだけの費用として明確に認められた事例は現在までの公表事例中には見当たらなかった。

ウ その他生命・身体的損害に関する事例

（補足説明）

中間指針第3の5に準じて賠償された滞在者に係る事例等、上記ア及びイの対象外的事例を挙げた。

【公表番号1462※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後避難をしなかった申立人について、ストレスにより既往症が悪化したとして、既に平成30年5月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、生命・身体的損害（入通院慰謝料。平成26年2月分から平成30年5月分まで）の賠償が認められた事例

8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第3の6)

- I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。
- ① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛
- II) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。
- そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。
- III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。
- ① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）
第1期については、一人月額10万円を目安とする。
但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。
 - ② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）
但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。
第2期については、一人月額5万円を目安とする。
 - ③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）
第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。
- IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。
- ① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月1日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。
 - ② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。
- V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

(備考等抜粋)

- ア 指針Iについては、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当し、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償

すべき損害といえるが、精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされるなど、日常の平穏な生活が現実には妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多数であると認められる（備考1）。

イ 本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、

- ① 避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは
 - ② 本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、
 - ③ 屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされる
- など、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能であり、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる（備考1）。

ウ 指針Ⅱについては、指針Ⅰの①及び②の損害額算定に当たっては、前記避難費用に係る中間指針第3の2の指針Ⅱの②で述べたとおり、原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した（備考2）。

エ 損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、精神的損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした（備考2）。

オ 長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である（備考3）。

カ 指針Ⅲの①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえ、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4200円。月額換算12万6000円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した（備考4）。

キ 特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしていた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる（備考4）。

ク 指針Ⅲの②については、第1期終了後6ヶ月間（第2期）は、引き続き自宅以外での不便な生活を

余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする（備考5）。

ケ 第2期の期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる（備考5）。

コ 指針Ⅲの③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない（備考6）。

サ 指針Ⅳの①について、指針Ⅰの①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられるが、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする（備考7）。

シ 指針Ⅳの②（終期及び避難指示解除から相当期間経過後の賠償）については、前記避難費用に係る中間指針第3の2備考4及び5に同じである（備考8）。なお、(2)エ(ア)を参照されたい。

ス 指針Ⅴについては、指針Ⅰの②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点では指針Ⅰの①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、指針Ⅰの①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である（備考9）。なお、(2)オを参照されたい。

セ 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、指針Ⅲの①及び②並びに指針Ⅴの金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない（備考10）。なお、(2)ウ(ア)を参照されたい。

ソ その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る（備考11）。なお、(2)カを参照されたい。

(中間指針第二次追補第2の1(1)避難指示区域：抜粋)

- I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。
- II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。但し、宿泊費等(中間指針第3の〔損害項目〕の2の(指針)I)の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。)が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。
- III) I)の第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。
- ① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。
 - ② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。
 - ③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。
- IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(1)避難指示区域関係)

- ア 指針IIについて、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっては、中間指針第3の〔損害項目〕の6で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である(備考4)。
- イ 指針IIIについて、具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるかわからないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した(備考5)。
- ウ 指針III①について、避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとした(備考5)。
- エ 指針III③について、帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとしたが、この額はあくまでも目安であり、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る(備考5)。
- オ 指針III②について、居住制限区域は、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとする(備考5)。
- カ 指針IV)について、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないこと等から、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した(備考6)。
- キ 指針IV)の相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律

の終期として損害額を算定することが合理的である（備考7）。なお、(2)エ(ア)を参照されたい。

(中間指針第二次追補第2の1(2)旧緊急時避難準備区域：抜粋)

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記(1)の(指針)IV)）が経過した時点までとする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(2)旧緊急時避難準備区域関係)

ア 指針IIについては、避難指示区域の場合に準じて算定した（備考2）。

イ 指針IIIについては、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である（備考3）。

ウ 指針IIIについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の備考7に同じである（備考3）。なお、(2)エ(ア)を参照されたい。

エ 檜葉町については、同町の区域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることを考慮した（備考4）。

オ 指針IIIについて、避難指示区域と同様、中間指針の第3期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考5）。

カ 指針IIIについて、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る（備考5）。なお、(2)オを参照されたい。

(中間指針第二次追補第2の1(3) 特定避難勧奨地点：抜粋)

中間指針第3の「対象区域」のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の「損害項目」の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の1(3) 特定避難勧奨地点関係)

ア 指針IIについては、避難指示区域の場合に準じて算定した（備考2）。

イ 指針IIIについては、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである（備考3）。

ウ 指針IIIについて、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の備考の7に同じである（備考3）。

エ 指針IIIについて、中間指針の第3期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第1期又は第2期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合は、前記(2)の備考5に同じである（備考3）。

総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）

第1 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間 第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）

金額 一人月額5万円を目安とする。

第2 避難による慰謝料

本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

(理由等抜粋)

ア 中間指針の第1の4、第3の6の備考11によれば、中間指針で類型化された慰謝料以外の慰謝料であっても、本件事故との間に相当因果関係があれば損害賠償が認められる（第1の理由1）。

イ 中間指針策定後、避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たない避難住民が多いこと、帰宅の条件として除染が必要であるが、その完了の見込み時期は明らかになっていないこと等

の事情が認められる（第1の理由2）。

ウ 避難生活の不便さなどの要素が第1期よりも縮減されるとしても、上記事情を考慮すると、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているということができ（第1の理由3）、その不安の増大について賠償する必要性が高く、避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料額（一人月額5万円）と同程度とみることができ、同額を目安とするのが相当である（第1理由4）。

エ 中間指針第3の6の備考10によれば、第3の6の指針Ⅲ②記載の第2期の損害額（一人月額5万円）については、目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている（第2の理由1）。

オ 本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされる状態は、相対的にみて、通常の避難者よりも過酷な状況に置かれているということができ、したがって、目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額（一人月額7万円程度）を、賠償すべき額とするのが相当である（第2の理由2）。

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

1 中間指針第3の6（指針I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること
- ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・ 懐妊中であること
- ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
- ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11）を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由等抜粋）

ア 中間指針第3の6の備考10には、日常生活阻害慰謝料の額（中間指針第3の6指針Ⅲ及びⅤに規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある（理由1）。

イ 1について、避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあったというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である（理由2）。

ウ 2について、増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる（理由3）。

エ 3について、中間指針第3の6の備考11には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、

個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」と記載されていることから、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、これによる慰謝料が賠償の対象となる。賠償額の算定については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる（理由4）。

総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第3の6の指針ⅠからⅤまで、中間指針第二次追補第2の1(2)の指針Ⅰ及びⅡ並びに総括基準（避難者の第2期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について）に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間（ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。）がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

1) 平成23年3月1日から平成23年9月30日まで 月額10万円

（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）

平成23年10月1日以降 月額8万円

この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

2) 平成23年3月1日以降 月額10万円

（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）

この基準による場合は、1)の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

（中間指針第四次追補第2の1）

I) 避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

II) 後記2のⅠ)及びⅡ)で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

（備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の1 避難費用及び精神的損害関係）

ア 指針Ⅰについて、帰還困難区域は、避難区域見直し時、将来にわたって居住を制限することを原則とし、依然として住民等の立入りが制限されており、かつ、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画すら策定されていない。このため、現在においても避難指示解除及び帰還の見通しすら立たず、避難指示が事故後6年後を大きく超えて長期化することが見込まれる。また、大熊町及び双葉町は、町の大半（人口の96%）が帰還困難区域であって、人口、主要インフラ及び生活関連サービスの拠点が帰還困難区域に集中しており、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であっても、帰還困難区域の地域の避難指示が解除されない限り住民の帰還は困難であるため、帰還困難区域と同様に避難指示解除及び帰還の見通しすら立っていないと認められる。

これらの地域に居住していた住民の精神的損害の内容は、理論的には最終的に帰還が可能となるか否かによって異なると考えられるが、①長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした（備考1）。

イ 指針Ⅰ①の対象地域については、本指針決定後、被害者の東京電力株式会社に対する指針Ⅰ①に基づく損害賠償請求が可能になると見込まれる、平成26年3月時点における状況を踏まえて判断することとし、仮に、それまでの間に区域が見直されたり、帰還困難区域であっても除染計画やインフラ復旧計画等が整い帰還の見通しが明らかになったりするなど、上記備考1で述べた状況に変更があった場合には、その変更された状況に応じて判断するものとする（備考2）。

ウ 指針Ⅰについて、大熊町又は双葉町に隣接し、帰還困難区域の境界が人口密度の比較的高い町内の地域を横切っている富岡町及び浪江町においては、帰還困難区域に隣接する高線量地域（区域見直し時、年間積算線量が50ミリシーベルト超とされた地域）の取扱いについて、警戒区域解除後の区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見通し等個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することが考えられる（備考2）。

エ 指針Ⅰ①の加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る金額とした。また、第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成26年3月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした（備考3）。

オ なお、本金額は、被害者の被災地での居住年数等を問わず指針Ⅰ①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る（備考3）。なお、(2)ウ(イ)を参照されたい。

カ 指針Ⅰ②の対象者について、精神的損害の具体的な損害額の合計額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも指針Ⅰ①の対象者の損害額の合計額までを概ねの目安とし、仮に合計額が当該目安に達する蓋然性が高まった場合には、後記2の指針Ⅰで示す住居確保に係る損害の賠償を受けることが考えられる（備考4）。

キ 指針Ⅱについて、「合理的な時期」とは、例えば、指針Ⅰ①の対象者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後6年後までを目安とすることが考えられる（備考5）。

ク 指針Ⅲについて、既に除染やインフラ復旧等が進捗し、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえ、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮した上で、当面の目安を1年間とした。ただし、この「1年間」という期間は、避難

指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である（備考6）。

ケ 相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、第二次追補で示したもののほか、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である（備考6）。なお、(2)ウを参照されたい。

コ 指針Ⅲについて、精神的損害については、第二次追補で示したとおり、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該相当期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である（備考7）。

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料

(補足説明)

中間指針第3の6の指針Ⅰ①に係る精神的損害に関する事例である。避難等対象区域内に住居があった者については対象となることから、事例としては避難案件のほとんどに及ぶものであるが、ここでは、主として、第1の2(2)ア又はイにおいて紹介されたような、避難者であるか否かについて問題となるなどしたが、日常生活阻害慰謝料が一定程度認められたような事例を紹介することとした。

なお、同指針Ⅲは、目安として、原発事故から6か月間を第1期として日常生活阻害慰謝料月額10万円を目安とし、避難所に避難していた期間は月額12万円を目安とするとしているが第1期経過後6か月間の第2期については月額5万円とし、中間指針第二次追補第2の1指針Ⅲは第3期について月額10万円（居住制限区域は2年分、帰還困難区域は5年相当分600万円。第四次追補第2の1指針Ⅰ②も月額10万円とする。）としている。総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）は第2期の慰謝料について、中間指針の上記目安に加え、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として月額5万円（避難所における避難の場合は2万円の増額。）を賠償すべき損害としているので、結局第1期から第3期までいずれも月額としては10万円が目安として賠償されている。また、東京電力プレスリリース（平成23年8月30日付けを除く。）においても、避難等対象区域の日常生活阻害慰謝料の月額はいずれも10万円とされている。

【公表番号148※3】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が、原発事故により避難を強いられた上、平成23年4月に死亡したとして、避難費用（宿泊費を含む。）、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害（避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料）等の損害賠償が認められた事例

【公表番号169※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたものの、避難指示区域（浪江町）の実家に平成23年3月末に転居して専門学校に通学する予定であった申立人（大人）が、区域外滞在を余儀なくされたとして避難等対象者と認められ、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号179※2】 原発事故後、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成23年6月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らについて、平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号233※1】 避難指示区域内に自宅を所有し、家族も自宅に居住していたが、平成22年7月から単身赴任となって原発事故時には海外に居住し、避難指示区域内に住民登録がなかった申立人について、平成24年3月に退職して帰国し、家族の避難先に合流した後

平成25年5月までの期間について、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料が認められた事例

- 【公表番号297※1】 平成23年3月末日に定年退職し、同年4月から緊急時避難準備区域内の自宅に帰還する予定で原発事故時には岩手県に単身赴任中であつた申立人が、区域外滞在を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料（同年4月から平成24年8月まで）が認められた事例
- 【公表番号306※1】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であつた申立人母が申立人子の出産後、申立人子とともに原発事故により避難を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号331※2】 南相馬市原町区の住民約130名からの滞業者慰謝料等の賠償を求める申立てについて、南相馬市原町区の原発事故後の状況を考慮して、滞業者の日常生活は避難生活に匹敵する程度に不自由なものであるとする一方、緊急時避難準備区域の指定が解除された後は、それまでよりも日常生活の不便さがやや解消したのものとして、平成23年3月から同年9月までの慰謝料額を月額10万円、同年10月から平成24年2月までの慰謝料額を月額8万円として慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号411※1】 避難指示区域（富岡町）の社員寮に住込みで勤務し（平成23年9月に定年退職予定であつた。）、会津地域に避難した申立人について、退職後は独身寮の代務員として働く予定であつたこと等から、東京電力が支払を拒んだ時期以降も日常生活阻害慰謝料（平成24年3月から平成25年2月まで）が認められた事例
- 【公表番号530※1】 避難指示区域（楡葉町）から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は楡葉町の実家で暮らす予定であつたこと等を考慮し、結婚後の期間（同年9月から平成25年5月まで）についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例
- 【公表番号710※1】 原発事故の約1年前から避難指示区域内の借上げ社宅に居住していたが住民票は同所に移転しないまま、福島第一、第二原発に派遣されて就労していた申立人について、避難指示区域内（社宅）に生活の本拠があつたと認定して、精神的損害等が賠償された事例
- 【公表番号886※1、※2】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、夫の就労不能損害のほか、平成24年7月に生まれた子に対しても、精神的損害（同月から平成26年5月まで）が賠償された事例
- 【公表番号940※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故前から、帰還困難区域に居住していた男性と結婚する予定であり、現に原発事故後に結婚したこと、原発事故前から結婚後の新居を帰還困難区域で建築する予定であつたこと等から、原発事故がなければ帰還困難区域で居住していた蓋然性が高いとして、帰還困難区域からの避難者と同様に平成24年9月から平成29年5月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号970※1】 中部地方に居住している申立人について、平成23年4月には緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に戻り、同区内の会社に就職する予定であつたが、原発事故により内定が取り消され、実家での生活も断念せざるを得なかつたこと等を考慮し、緊急時避難準備区域からの避難者と同視して、平成24年8月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1000※1～※5】 雇用期間を平成23年3月から平成24年2月までの1年間とする雇用契約に基づき、浪江町（避難指示解除準備区域）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があつたとして、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

- 【公表番号1050※2】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母と未成年の子1名）について、子が避難先の高校を卒業する平成26年3月まで避難の継続を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成26年3月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1158※2】 原発事故前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったものとして、申立人ら夫婦について同年10月以降、和解案提示の直近月である平成27年11月までの期間について1か月10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1220※1】 原発事故当時、避難指示区域の実家に住民票を置きながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に福島県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に実家で生活した蓋然性が高いとして、同年4月分から平成28年4月分までの日常生活阻害慰謝料について、中間指針等記載の月額10万円の3割の範囲で賠償された事例
- 【公表番号1223※1】 平成22年まで帰還困難区域（富岡町）の自宅で夫及び長男と同居し、原発事故当時は、出産等のために他県にある実家に転居していた申立人らについて、これらの経緯に加え、その後、夫及び長男とともに避難先で生活をしていること等を考慮し、原発事故がなければ上記自宅で生活していた蓋然性が高いとして、原発事故前に申立人らが富岡町の自宅に戻っていた割合等を考慮し、日常生活阻害慰謝料について、中間指針等記載の金額の1割として、月額1万円（平成23年3月から平成29年5月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1243※1】 平成22年以前は避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に居住して兼業農家を営み、同年、転勤のため福島市の賃貸アパートに転居していた申立人ら（父、母、子）について、原発事故時浪江町に住民登録がなかったものの、転居後も週末には実家で農作業をしていたこと、原発事故前は申立人父の定年退職後、実家に戻る予定であったこと等を踏まえ、申立人父が定年退職した平成28年4月以降、原発事故がなければ浪江町に生活の本拠があったと認められるとして、同月分から同年11月分までの日常生活阻害慰謝料及び生活費増加分（家賃）が賠償された事例
- 【公表番号1245※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、特定避難勧奨地点の存在した行政区である同市鹿島区榎原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成24年9月分から平成27年3月分まで、月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1254※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住しており、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻して、その後同所に居住する予定であったが、原発事故があったために平成24年4月になって同所に転居した申立人妻について、平成23年5月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料の基本部分と、妊娠の分かった同年4月分から同年8月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分とが賠償された事例
- 【公表番号1267※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難し、平成23年1月に居住制限区域（飯舘村）から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成28年1月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例

- 【公表番号1268※2】 原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域（富岡町）に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事（トラック運転手）上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料（月額7万円）等が賠償された事例
- 【公表番号1286※1】 帰還困難区域（大熊町）に東京電力の従業員である申立外父とともに居住しており、原発事故によって避難した申立人ら（母・乳幼児を含む子2名）について、申立外父に転勤等の可能性があったものの、申立人らは同区域内出身者及びその子であって、育児環境等から同区域内に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、申立時から和解成立時まで（平成27年5月から平成29年5月まで）の間について、避難による日常生活阻害慰謝料及び母である申立人については避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1323※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成24年3月分から同年8月分までの月額10万円の賠償に加えて、同年9月分から平成29年7月分まで月額3万円の限度で賠償された事例
- 【公表番号1425※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成26年7月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成28年7月分まで、宿泊費（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額7万円）が賠償された事例
- 【公表番号1518※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人父母及び子供3名のうち、子供の就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）で生活していた母及び子供3名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子供3名が檜葉町においても生活の実態があったこと等を考慮し、それぞれ月額1万3000円が、母及び長女については平成23年3月から平成27年9月まで、二女及び三女については平成23年3月からそれぞれの進学による転居時期（二女：平成24年3月、三女：平成26年3月）までの期間について賠償された事例
- 【公表番号1520※1】 帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしてきた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円が、同年5月分から平成26年3月分までは月額2万5000円が賠償された事例

イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について

（補足説明）

中間指針第3の6の指針Ⅱは、避難等対象者の日常生活阻害に係る慰謝料について、「精神的損害」（避難慰謝料）の損害額については、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められるとしている。第1の4(2)ア(ウ)においては、精神的損害（避難慰謝料）と合算されず、生活費の増加費用として独立して賠償された事例について紹介しているので参照されたい。

ここでは、滞在者や帰還後等避難中でない場合における生活費増加費用の賠償に関する事例等の特色のあるものを挙げた。

- 【公表番号1483※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に月額5000円の水購入費用（平成23年4月から平成24年8月まで）が認められた事例
- 【公表番号1492※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難先から帰還した後の時期も含めて、月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に、水購入費用及び自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1493※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に水購入費用月額5000円（平成23年3月から平成24年8月まで）及び自家消費野菜購入費用年額8万円（平成23年3月から平成26年12月まで）が認められた事例

ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について

(ア) 増額事例

(補足説明)

- 1 中間指針第3の6の備考10には、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要があるとして、総括基準（精神的損害の増額事由等について）が定められている。なお、東京電力プレスリリース（平成26年1月17日付け等）においても、精神的損害の増額分の賠償を行うようになっているが、「要介護状態等のご事情をお持ちの方」、「恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方」等について、程度に応じ月額1万円、1万5000円、2万円の定額で行われているなど、その範囲、金額は限定的である。
 - 2 以下aからhまでは、総括基準（精神的損害の増額事由等について）の例示列举事由に基づく増額事例であるが、必ずしも明確に区分されたものではない。例えばaはbやcに該当することを前提とする場合も多いが、主に介護認定に係る事情を認めて増額したとみられる場合はaのみに掲げるなどしている。また、複合的な事情による増額事例も多いが、主たる要素と思われる事情を中心に挙げることとし、ただ、必要に応じて重複的に挙げることとした。
 - 3 また、5割以上、10割以上の増額を含む事案については、それぞれの増額事由ごとに分けて紹介しているので、参照されたい。
- a 要介護状態にあること
- 【公表番号222※1】 避難指示区域（大熊町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護3の者について、区域再編前であったが、中間指針第二次追補が帰還困難区域からの避難者に認める平成24年6月から平成29年5月までの間の慰謝料600万円の賠償が認められ、また、避難所生活をしてきた平成23年3月は5万円の、同年4月以降は月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号244※2】 避難指示区域から中通りに避難した家族について、要介護4の認定を受けていたが避難後は寝たきりになるなどした祖母について月額3万8000円の増額（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号1165※5】 避難指示区域から避難した申立人ら（原発事故時59歳の息子と93歳の母親）について、息子は平成26年12月に避難先でマンションを購入し転居したものの、マンション購入後も平成27年11月頃までは生活の本拠は郡山市にあり、母親は体調及び介護上の必要から、その後も避難先である申立外の娘夫婦宅で生活し続けていたことについては合理的な理由があるとして、同年6月から同年8月までの日常生活阻害慰謝料（母親について要介護者の増額分を含む。）が賠償された事例

- 【公表番号1361※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成28年3月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、それぞれ3割増額した日常生活障害慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1375※2】 帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成27年中に死亡した申立人の母について、要介護の程度に応じ、日常生活障害慰謝料（増額分）が平成23年3月分から平成27年10月分まで賠償された事例
- 【公表番号1507※4】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の平成28年4月分以降の日常生活障害慰謝料として、要介護5であった申立外被相続人に対する介護並びに申立人自身も要介護1及び身体障害等級4級であることから、平成30年3月分まで月額3万円が増額されて賠償された事例
- 【公表番号1518※2、※3】 避難指示解除準備区域に住居を有していた申立人夫婦の日常生活障害慰謝料（増額分）について、夫は脳出血の後遺症（要介護1）を抱えながら避難生活を送ったこと、妻は夫の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、夫について平成23年3月分から平成30年3月分まで月額1万円、妻について一時金50万円の慰謝料が増額された事例
- 【公表番号1529※1、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活障害慰謝料（増額分）について、精神障害等級2級の認定を受けた申立人については平成23年3月から、要介護3の認定を受けた申立人及びその介護者については平成26年3月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年11月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例
- 【公表番号1535※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成27年3月分以降の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は、同年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）事例
- 【増額幅が5割以上の事例】
- 【公表番号150※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、既に平成24年5月までの月額10万円又は12万円の日常生活障害慰謝料を受領済みの申立人について、身体障害等級1級の要介護状態にあり5割の日常生活障害慰謝料の増額（平成23年3月から平成24年5月まで）が認められた事例
- 【公表番号270※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、両股関節機能全廃の身体障害等級3級であって、原発事故後には胆嚢がんを発症し要支援1の認定を受けるなどした申立人及び精神障害等級2級であって原発事故時に入院中であつたがその後要介護3の認定を受けた申立人について、それぞれ月8万円の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例
- 【公表番号309※5】 避難指示区域から避難を余儀なくされた自力で外出できない要介護2の者に6割の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例

- 【公表番号332※4、※7】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、同年3月から死亡した同年11月までの間、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料が6割ずつ増額して賠償が認められた事例
- 【公表番号354※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた高齢の申立人について、避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥ったとして、平成23年3月から平成24年2月までの間、6割の増額が認められた事例
- 【公表番号410※6】 避難指示区域（浪江町）から避難した者の精神的損害について、要介護状態（身体障害等級2級）にあったこと等を考慮し、持病の悪化までは8割（平成23年3月から同年8月まで）、持病の悪化以降は9割（同年9月から平成24年8月まで）の増額が認められた事例
- 【公表番号521※6】 緊急時避難準備区域から2か月間避難していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名について、2か月の避難の期間中（平成23年3月及び同年4月）それぞれ月6割の増額が認められた事例
- 【公表番号585※5】 帰還困難区域から避難中に死亡した被相続人の精神的損害について、家族の別離及び要介護3であったことを考慮して、平成23年3月分から死亡した同年8月分まで各月の日常生活阻害慰謝料が6割増額され、また、避難中にがんになり患ったことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金50万円の賠償が相続人である申立人らに対して認められた事例
- 【公表番号905※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、原発事故後は要介護度が上昇し寝たきりに近い状態になった90歳台の要介護者と、それに伴って介護負担が激増した介護者2名について、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことも考慮し、精神的損害の増額分として、要介護者には平成23年3月から平成24年9月まで月額6万円、介護者2名には平成23年3月から同年8月まで合わせて月額3万円、同年9月から平成24年9月まで合わせて月額6万円が賠償された事例
- 【公表番号1190※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時50歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認めるとともに、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強いられていること等の事情を考慮し、平成27年1月分から平成28年3月分まで、各申立人に対し、介護又は要介護を増額事由として、精神的損害について6割の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1259※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和16年生）・子（昭和53年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病に患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成25年11月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成23年3月分から平成25年12月分までは6割、平成26年1月分から平成27年12月分までは4割、平成28年1月分から平成29年1月分までは2割を増額して賠償された事例
- 【公表番号1376※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢であり要支援状態にあったこと、家族別離があったこと等を考慮し、

平成24年9月分から平成29年10月分まで、月額6万円の割合による精神的損害の増額分が賠償された事例

【公表番号1448※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護1で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護3、身体障害等級2級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった2か月間は除く。）月額3万円、4万円又は7万円が賠償された事例

【公表番号1472※1】 居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（ともに80歳台）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、平成26年9月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年11月に要介護1となり、その後、身体障害等級1級、要介護4となったこと等を考慮し、同月分から平成30年3月分まで月額5万円が、申立人夫は、上記のとおり申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成26年11月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1507※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人の平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であったことを考慮し、死亡した同年8月分まで月額6万円が増額されて賠償された事例

【公表番号1531※6、※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号242※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされた申立人について、認知能力が衰え、要介護状態の高齢者であったとして、中間指針の認める日常生活慰謝料に加え、月額10万円の増額が認められた事例

【公表番号265※1】 夫妻及び夫の両親が、同居していた避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、夫の母は股関節症により要介護状態であり、夫の父はがんを患っていた状態であったが、夫妻と夫の両親はそれぞれ別の場所に避難することとなって別離が生じたとして、夫の母について、避難開始当初は特に状況が過酷であったとして平成23年3月は12万円、同年4月は8万円の増額が、その後夫の父が存命中は月額6万円の、その後は月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号310※2】 夫妻及びその子供2名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、妻は、車椅子を使用する身体障害で要介護4であり住居にはバリアフリー環境があったが、避難後は、一時的にバリアフリー環境のある避難所に滞在したが閉鎖されてバリアフリー環境のないホテル等に滞在を余儀なくされ、身体障害を理由に避難所の入所を断られるなど極めてストレスの高い状態での避難生活を強いられ、平成23年9月以降は施設に入所し家族との別離を強いられたとして、同年3月は介護者である夫及び精神障害のある二男と合わせて1

00万円の、同年4月から同年6月までは各月20割の、同年7月から平成24年5月までは各月10割の増額が認められた事例

- 【公表番号329※6】 原発事故前から要介護4の申立人について、避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず、また、原発事故後、寝たきりとなってしまったなどの事情が考慮され、平成23年3月から同年11月までの間、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が月額10万円認められた事例
- 【公表番号375※2】 避難指示区域から避難した申立人（身体障害等級2級、要介護2）の日常生活阻害慰謝料について、平成24年8月分まで月額10万円が増額され賠償された事例
- 【公表番号382※1、※2】 避難指示区域から避難した申立人ら夫婦について、脳梗塞の後遺障害、パーキンソン症候群等による要介護状態にありかつ糖尿病等の持病も有していた夫の日常生活阻害慰謝料及び避難生活中に夫の介護を余儀なくされた妻の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ、平成23年3月分は月額12万円、平成23年4月分以降平成25年5月分までは月額10万円が増額されて賠償された事例
- 【公表番号409※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害等級1級）について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増。）の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例
- 【公表番号488※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した家族4名（両親及び子2名）の避難慰謝料について、両親がともに高齢で、介護又は支援を要し（要介護2及び要支援2）、子2名が介護等を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、避難による日常生活の阻害の程度が著しく高いと判断した上、家族全員について月10割の増額（対象期間平成23年3月から平成24年11月まで）が認められた事例
- 【公表番号492※1】 避難指示区域から避難した家族4名の申立人らの日常生活阻害慰謝料（平成23年3月から平成24年7月まで）について、避難生活中に転倒して車椅子生活となり要支援1から要介護4へ状態が悪化した高齢者については、肺炎等へのり患、病院や施設の多数回の移動等も併せ考慮して月10割の増額が、その夫については、妻の長期入院に伴って強い孤独感を抱くようになり認知症が要支援2から要介護1へ悪化したこと等を考慮して月6割の増額が、両名を介護した息子夫婦については、それぞれ介護の負担を考慮して月8割の増額が認められた事例
- 【公表番号626※6、※9、※10】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年4月まで月額10割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例
- 【公表番号689※1】 原発事故前から認知症で要介護2であり、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月6割（平成23年3月から平成24年5月まで）、発症後は更に脳梗塞も考慮して月10割（同年6月から平成25年7月まで）の増額がされた事例
- 【公表番号694※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年11月まで月10割の増額が認められた事例（増額分のうち24万円は別途受領済み。）

- 【公表番号726※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（申立人A）に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者（申立人B）に月3割の増額、兩名の主たる介護者（申立人D）に月10割の増額、従たる介護者（申立人C）に月3割の増額がそれぞれ認められた事例
- 【公表番号820※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成24年9月以降現実に原町区に帰還した平成25年1月まで（母親）及び同年5月まで（夫婦）の賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額）が認められた事例
- 【公表番号1084※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級1級、要介護5であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮し、いずれも避難生活における負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、精神的損害に係る慰謝料（平成26年7月分から平成27年5月分まで）について申立人らのいずれにも月10割の増額が認められた事例
- 【公表番号1087※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を平成26年11月まで、それぞれ認めた事例
- 【公表番号1188※2】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難し平成26年7月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年1月分から同年7月分まで月額3万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成27年4月分から同年11月分まで月額3万円が認められた事例
- 【公表番号1446※1】 居住制限区域から避難した被相続人A（平成27年10月死亡。相続人は申立人B及び申立人D。）、その妻である申立人B、被相続人Aの弟である申立人C、被相続人Aの子である申立人D、その配偶者である申立人E及び同人らの子である申立人Fについて、被相続人Aについては、平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円（ただし、既払金112万円を除く。）が、申立人Bについては、被相続人Aの介護を理由として被相続人Aと同期間について同額（ただし、既払金56万円を除く。）が、申立人Cについては、被相続人Aの介護を理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、申立人D、E及びFについては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人D、E及びF各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成23年4月分から平成25年9月分までそれぞれに対し月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1465※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人（申立人らの祖母）の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをすることも

できないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、平成23年3月から被相続人が死亡した平成25年9月まで、10割増額した額が賠償された事例

【公表番号1488※3】 帰還困難区域（双葉町）の特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）について、同人がもともと脳内出血の既往症により要介護4の認定（認定期間の終期は平成25年12月31日。）を受けていたところ、避難生活により夫との交流が絶たれて極度の不安に陥り、また、健康管理も十分にされなかったために、避難生活中に体調が悪化し、平成23年5月からは千葉県内の病院に入院するなどして、避難生活が過酷となったことや原発事故当時に要介護4であったことを考慮して、同年3月分から同年5月分までは10割、同年6月分から平成25年12月分までは2割を増額して、被相続人の日常生活阻害慰謝料が相続人である申立人らに対して賠償された事例

b 身体または精神の障害があること

【公表番号159※7】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、うつ病の精神障害等級3級であったところ避難生活の心労で悪化して精神障害等級2級になった者に2割の増額（平成23年3月から平成24年8月まで）が認められた事例

【公表番号354※1、※2】 避難指示区域からの避難生活により体力が低下し、その後、要支援2の状況に陥った高齢者及びこれを介護する者2名の日常生活阻害慰謝料について、要介護者には6割の、介護者にはそれぞれ3割の、増額が認められた事例

【公表番号1231※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級4級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年3月から平成24年8月まで、東京電力が認める月額1万5000円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例

【公表番号1394※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、精神疾患にり患していた申立人の精神的損害について、避難により十分な通院・服薬ができなくなり、原発事故前に通っていた福祉事業所にも通うことができなくなったこと等を考慮し、特に環境変化での適応が困難であった平成23年3月分から平成24年2月分までについては3割、同年3月分から平成30年3月分までについては2割増額された事例

【公表番号1439※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時5歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し申立人ら家族全員に対し、平成23年4月から平成26年3月までの家族の別離を理由とする増額分（月額3万円）及び同年4月から平成27年3月までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例

【公表番号1466※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故前に入院し、緑内障の手術を受けた申立人について、退院後間もなく原発事故によって避難を余儀なくされ、点眼薬の持ち出しすらままならず、また、避難先では入浴をすることができないなどの不衛生な生活環境に置かれ術後の感染症の危険にさらされたほか、避難後しばらくは通院することができなかったことにより術後の適切な治療を受けられなかった点等を考慮し、原発事故後半年間についての精神的損害（一時金）が賠償された事例

【公表番号1510※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は原発事故前から精神障害（障害等級3級）を抱えながら日常生活を送っていたところ、原発事故の避難による

ストレスから症状が悪化し、入院治療を経ても症状が改善せず、悪化した精神障害を抱えながら避難生活を送らなければならなかったことが考慮され、病院退院後の同年7月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1529※1、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級2級の認定を受けた申立人については平成23年3月から、要介護3の認定を受けた申立人及びその介護者については平成26年3月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年11月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

【公表番号1535※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成27年3月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は、同年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号210※1】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住しており、既に平成25年5月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人が、避難生活によりうつ病が悪化し、過酷な避難生活を強いられたとして、平成23年3月から平成24年10月まで6割の増額が認められた事例

【公表番号245※1】 避難指示区域から中通りに避難を余儀なくされた発達障害、中度の精神遅滞を有していた申立人について、避難生活により新たな症状も認められるようになったとして、平成23年3月から平成24年2月まで5割の増額が認められた事例

【公表番号296※1、※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難生活によりうつ病を発症し、重篤な症状での避難生活を強いられた者について、生命・身体的損害の慰謝料とは別に、中間指針の認める日常生活阻害慰謝料のほか、平成23年6月から平成24年3月までの間特に重篤であった2か月分については8割、その他の月は5割の、同年4月から同年8月までは2割の増額が認められた事例

【公表番号317※6】 避難指示区域から避難を余儀なくされた身体に障害がある高齢者について、エレベーターのない住居において過酷な避難生活を余儀なくされたなどとして、避難による日常生活阻害慰謝料が避難所にいた平成23年3月から同年6月までは6割、個別住居に移った同年7月から平成24年4月までは3割の増額がされた事例（別途一部和解で慰謝料目安額188万円を受領済み。）

【公表番号335※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら4名のうち、1名は身体障害等級2級、1名は知的障害者であり、その余の申立人らが介護等をしていること等を考慮し、平成23年3月から帰還した平成24年7月まで、避難による日常生活慰謝料の増額が、身体障害等級を有する者には6割、その余の申立人らには5割、それぞれ認められた事例

【公表番号363※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（兄、母、弟）の日常生活阻害慰謝料について、身体障害等級2級の兄について6割、高齢者でありかつ兄の介護を余儀なくされた母について3割、兄の介護及び母の世話を負担した弟について6割が、それぞれ平成24年3月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号482※1】 避難指示区域から避難した申立人ら家族の避難慰謝料（対象期間平成23年3月から平成24年5月まで）として、高齢者について家族の別離

及び身体障害等級2級（半身不随）を考慮して月8割の増額、息子夫婦について家族の別離を考慮して合わせて月3割の増額が認められた事例

【公表番号494※1、※2】 避難指示区域（浪江町）から避難した夫婦の日常生活阻害慰謝料について、視力障害（身体障害等級1級）を有する夫について、知人宅に避難していた平成23年3月は9割、長男宅に避難していた同年4月から平成25年3月までは8割、妻について、自身の持病により入院しており夫の介護をしていなかった平成23年3月から同年5月までは3割、持病を抱えながら夫の介護を行っていた同年6月から平成25年3月までは6割を増額した賠償が認められた事例

【公表番号550※1】 避難指示区域（楡葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成23年3月について月6割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年7月までそれぞれ月6割の増額等が認められた事例

【公表番号644※1】 避難指示区域（双葉町）から避難した高齢の申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料について、避難生活への適合が困難であったとして、平成23年3月について夫婦に月額10割、同年4月から同年12月までの期間について夫に月額3割、夫が平成24年1月から寝たきりとなって以降の期間について、夫に月額5割、妻に月額3割の増額が認められた事例

【公表番号765※1、※3】 緊急時避難準備区域からの避難を平成23年3月に開始した申立人らについて、ADHD（注意欠陥・多動性障害）に罹患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月6割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月6割等の精神的損害の増額がされ、また、ADHDの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成24年9月以降も（平成25年9月まで）賠償が継続された事例

【公表番号769※1】 避難指示区域（楡葉町）から避難した申立人らのうち、うつ病等の悪化した2名についてそれぞれ月6割及び月3割、二人を支えた他の3名について全体として月3割増額をした精神的損害が平成25年8月分まで賠償された事例

【公表番号821※1、※2、※6】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、X2の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、精神的損害を賠償する特段の事由が認められるとした上で、うつ病の悪化、障害を有する未成年の養育及び家族別離を理由として、増額分として平成23年3月から平成25年8月まで月額6万円を認められた事例

【公表番号884※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難をした申立人らの日常生活阻害慰謝料について、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に、平成23年3月から平成25年11月までの間、月3割ないし6割を増額した賠償が認められた事例

【公表番号912※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母親と小学生の子供2名）について、子供2名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことが考慮され、母親と子供2名それぞれに、平成23年3月から事故時住所に帰還した平成24年3月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額10万円が賠償された事例

【公表番号1103※1】 知的障害を有し、避難指示区域（富岡町）の障害児入所施設に入所していたが、原発事故により施設の移転を余儀なくされた申立人らの長女の精神的損害について、知的障害の存在、原発事故前に受けていた日常生活支援が十分に受けられなくなったこと及び原発事故時には実施されていなかったが近い時期に実施予定であった就労支援等を受けられなかったこと等の事情を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月から平成24年7月までの間は月額6万円、同年8月から平成27年3月までの間は月額3万円、同年4月から同年6月までの間は月額4万円が認められた事例

【公表番号1178※1、※2】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成24年3月分まで月額10割、同年4月分から平成28年2月分まで月額6割の増額、申立人妻について、平成23年5月分まで月額5割、同年6月分から同年11月分まで月額8割、同年12月分から平成28年2月分まで月額4割の増額）が賠償された事例

【公表番号1335※1、※3】 帰還困難区域から避難した申立人父子について、平成25年6月に申立人子が脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級3級と認定されたことを考慮し、同月分から平成28年6月分まで、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人子について8割、主たる介護者であった申立人父について5割）が賠償された事例

【公表番号1436※1、※4】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母の日常生活阻害慰謝料について、申立人子には、障害の程度に応じて平成23年3月から平成25年2月まで3割、身体障害等級が1級になった同年3月から平成27年12月まで5割の増額分が、申立人母には、介護の負担が増大した平成24年3月から平成27年12月まで3割の増額分が賠償されたほか、申立人らが購入した居宅に入居後の平成28年1月から平成29年5月までの間については、申立人らの生活状況及び要介護者の心身の状態が一定程度安定したとして、申立人子に3割、申立人母に2割の増額分が賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号183※3】 原発事故当時、避難指示区域内に居住し、バリアフリー環境において車椅子で生活してきた申立人について、その環境が失われるなど過酷な避難生活を余儀なくされたとして10割の増額（平成23年3月から平成24年7月まで）及び一時金85万円が認められた事例

【公表番号208※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた視覚障害による身体障害等級1級である申立人に平成23年3月から平成24年5月まで10割の増額が認められた事例

【公表番号232※1】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から中部地方に9か月（平成23年3月から同年11月まで）にわたり避難した視覚障害による身体障害等級1級である申立人について、同期間について10割の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号310※3】 夫妻及びその子供2名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされたが、二男は、てんかんの持病を持つ知的障害者（障害等級2級）であるところ、避難中は抗てんかん薬の入手が困難となって意識を失うことも多数回に及ぶなど過酷な避難生活を強いられたとして、平成23年3月は

介護者である二男の父及び身体障害のある二男の母と合わせて100万円の、同年4月から平成24年5月までは各月10割の増額が認められた事例

- 【公表番号360※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（祖父、祖母、父、母、子供2名）の日常生活阻害慰謝料として、身体障害を抱える祖父（身体障害等級1級）について6割（避難所での生活時期については10割）、祖母（同3級）について3割（避難所での生活時期については6割）、祖父母を介護した父及び母について3割（避難所での生活時期については6割）、避難により家族の別離を余儀なくされた子供2名について3割が、それぞれ平成24年8月分まで増額されて賠償された事例
- 【公表番号375※2】 避難指示区域から避難した申立人（身体障害等級2級、要介護2）の日常生活阻害慰謝料について、平成24年8月分まで月額10万円が増額され賠償された事例
- 【公表番号389※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級1級の二女の日常生活阻害慰謝料について月額10万円が増額され、二女の介護をしながらの避難生活を余儀なくされた母の日常生活阻害慰謝料について月額6万円が増額されて、それぞれ平成23年10月分まで賠償された事例
- 【公表番号406※1】 南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級1級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害及び妻が夫とその母（高齢かつ持病がある。）の介護を行っていたこと等を考慮して、それぞれ、避難による日常生活阻害慰謝料が平成23年3月から夫の母が死亡する同年9月まで10割、その後も平成24年11月まで6割の増額がされた事例
- 【公表番号490※1、※2】 南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料（増額分）について、幼児については視力障害（身体障害等級1級）、持病を抱えての避難所生活が考慮され、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額20万円及び避難中に体調不良となり救急搬送されたこと等について一時金10万円の合計50万円が、また、母親については幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことが考慮され、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額10万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号976※1】 帰還困難区域から避難した申立人ら（夫婦とその子1名）のうち夫婦の避難慰謝料について、夫婦がともに重度の身体障害を有し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きく、その状況は将来においても継続することが見込まれるとして、平成23年3月から将来分も含めた平成29年5月まで月10割の増額が認められた事例
- 【公表番号1122※4】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、被相続人の避難慰謝料として、平成23年3月について15割、同年4月から死亡するまでの間について5割の増額が認められた事例
- 【公表番号1355※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した夫婦について、身体障害がある夫（平成28年死亡）については平成23年3月から平成26年3月まで、妻については夫を介護した平成23年3月について、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額が10割認められた事例
- 【公表番号1408※2】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の1人が避難により適応障害を発症

し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと及び父母に避難による持病の悪化等の事情があったこと等を考慮し、当該申立人子については平成24年9月から平成27年7月まで月額7万円、その介護を行っていた申立人母については同期間につき月額4万円、申立人父については平成24年9月から平成26年3月まで月額4万円の増額が認められた事例

【公表番号1437※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成26年2月に避難先での転落事故によって脊髄を損傷して寝たきり状態となり、その後平成28年に死亡した被相続人について、平成26年2月から死亡時（平成28年5月）までの日常生活阻害慰謝料について10割の増額分が賠償された事例

c 重度または中程度の持病があること

【公表番号298※4】 腎機能障害により人工透析を受けており身体障害等級1級であった者の精神的損害について、緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、かつ、避難中にうつ病に罹患したこと等から4割の増額（平成23年3月から平成24年1月まで）が認められた事例

【公表番号491※1、※2】 避難指示区域（富岡町）から避難した夫婦の避難慰謝料として、夫について両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金7万円の増額、また、妻について夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金5万円の増額が認められた事例

【公表番号508※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人は、原発事故当時慢性心不全等の持病があり定期的に服薬していたところ、原発事故による避難によって原発事故直後、薬がなく服用できなくなったことが、通常の避難者と比べその精神的苦痛が大きいとして、これに平成24年6月から同年8月まで月額3万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号1093※3】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に多数の持病を抱えながら居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいえないことを考慮して、平成24年9月から平成26年4月までの避難継続の必要性を認めるとともに、平成23年3月から平成26年4月までの精神的損害の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号1188※2】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難し平成26年7月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入院院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年1月分から同年7月分まで月額3万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成27年4月分から同年11月分まで月額3万円が認められた事例

【公表番号1208※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月から平成26年3月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号1231※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級4級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年3月から平成24年8月まで、東

京電力が認める月額1万5000円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例

- 【公表番号1441※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難生活中にうつ病、血行障害、足の痺れを発症し、睡眠、食事、歩行等の日常生活上の動作に支障の大きかった申立人について、平成25年2月から平成27年2月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号1449※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とするを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたことから、避難所生活をしてきた平成23年3月分及び同年4月分については月額5万円が、家族間別離を余儀なくされ生活に不便が生じていた同年5月分から同年7月分までについては月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1454※2】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、原発事故に起因して発症した双極性感情障害により一時休職し、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、中程度の持病があったものとして、平成23年3月から申立人が休職していた平成24年2月までは月額3万円、復職した同年3月から平成29年2月までは月額1万円の精神的損害の増額が認められた事例
- 【公表番号1460※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、入院していた申立人に入院していた期間に係る日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1528※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子供2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成28年4月から平成30年3月までの期間について月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成27年5月から平成30年3月までの期間について、さらに月額3万円の増額が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

- 【公表番号550※1】 避難指示区域（楡葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成23年3月について月6割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年7月までそれぞれ月6割の増額等が認められた事例
- 【公表番号555※1】 避難指示区域（双葉町）から避難した申立人について、90歳前後の高齢単身者で、左目の視力がなく右目も疾病を抱えていたなどの事情が考慮され、日常生活阻害慰謝料の増額が月6割認められた事例
- 【公表番号1509※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人ら夫婦について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、同月から同年7月まで申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額5万円が、その後も人工透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、同年8月から平成29年10月まで申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額2万円の精神的損害の増額が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号408※1】 避難指示区域（双葉町）の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者（認知症のため歩行・会話困難）について、避難先で床ずれを重症化させたこと等の避難生活の過酷さを考慮して、平成23年3月から同年11月まで10割の増額が認められた事例

【公表番号429※2】 避難指示区域（双葉町）から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、母についてはうつ病の持病があること及び知的障害のある二男の介護を恒常的に行ったことを考慮し平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の増額が、二男については知的障害であることから住・教育環境の変化により生じる苦痛を考慮し、同期間について月額10万円の増額が認められた事例

【公表番号987※1、※2】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成23年3月から平成24年8月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成23年8月までは月額10割の、帰還した同年9月以降は月額2割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金20万円の賠償が認められた事例

【公表番号1178※1、※2】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成24年3月分まで月額10割、同年4月分から平成28年2月分まで月額6割の増額、申立人妻について、平成23年5月分まで月額5割、同年6月分から同年11月分まで月額8割、同年12月分から平成28年2月分まで月額4割の増額）が賠償された事例

【公表番号1487※2】 帰還困難区域（大熊町）に所在する病院に入院していた90歳台の被相続人の日常生活阻害慰謝料について、避難前後の症状や入院生活状況等を考慮し、平成23年3月から被相続人の死亡した平成24年4月まで月額10万円の増額が認められた事例

【公表番号1536※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に亡くなった亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益について、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命・身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例

d 上記（aからcまで）の者の介護を恒常的に行ったこと

【公表番号159※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、神経症・抑うつ状態の症状を発症した者が、ともに避難したうつ病の精神障害等級2級になった者の介護を行っていたとして2割の増額（平成23年3月から平成24年8月まで）が認められた事例

【公表番号245※1】 避難指示区域から中通りに避難を余儀なくされた発達障害、中度の精神遅滞を有していた子の両親について、避難生活により子に新たな症状も

認められるようになり、介護負担が増えたとして、それぞれ平成23年3月から平成24年2月まで3割の増額が認められた事例

- 【公表番号273※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、混合型認知症を発症した高齢の家族の介護をしながら避難場所を4回変更した申立人2名について、平成23年3月から平成24年11月までそれぞれ3割の増額が認められた事例
- 【公表番号354※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた子夫妻について、ともに避難した高齢の親が避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥り、避難生活の間介護を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成24年2月までの間、3割の増額が認められた事例
- 【公表番号491※1、※2】 避難指示区域（富岡町）から避難した夫婦の避難慰謝料として、夫について両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金7万円の増額、また、妻について夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金5万円の増額が認められた事例
- 【公表番号769※1】 避難指示区域（檜葉町）から避難した申立人らのうち、うつ病等の悪化した2名についてそれぞれ月6割及び月3割、二人を支えた他の3名について全体として月3割増額をした精神的損害が平成25年8月分まで賠償された事例
- 【公表番号916※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた父親が仮設住宅での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、緊急時避難準備区域に居住している娘が、平成23年7月から平成24年2月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞在者慰謝料の増額分として、平成23年7月から平成24年8月まで月額4万円が賠償された事例
- 【公表番号1151※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、平成27年3月に南相馬市原町区の新居に転居した申立人について、要介護2の母を介護したこと等を理由として、平成27年5月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1240※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、住居確保損害を受領した後、平成27年3月に同市原町区に転居した申立人子（原発事故時58歳）について、転居後要介護者である申立人母（原発事故時85歳）の介護をしていたことに鑑み、請求期間である同年11月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分（3割増）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1361※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成28年3月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、それぞれ3割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1405※1】 帰還困難区域に居住し、配偶者とともに避難した申立人について、病気で入退院を繰り返していた配偶者の介護を行っていたことを考慮し、平成23年3月分から平成24年6月分までの日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1408※2】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の1人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと及び父母に避難による持病の悪化等の事情があったこと等を考慮し、当該申立人子については平成24年9月から平成27年7月まで月額7万円、その介護を行っていた申立人母

については同期間につき月額4万円、申立人父については平成24年9月から平成26年3月まで月額4万円の増額が認められた事例

【公表番号1436※1、※4】 帰還困難区域から避難し、先天性疾患及び心臓機能障害という既往症の悪化と適応障害等の発症により、避難先で入通院を繰り返した申立人子及びその介護の負担からうつ病及び不眠症を発症した申立人母の日常生活阻害慰謝料について、申立人子には、障害の程度に応じて平成23年3月から平成25年2月まで3割、身体障害等級が1級になった同年3月から平成27年12月まで5割の増額分が、申立人母には、介護の負担が増大した平成24年3月から平成27年12月まで3割の増額分が賠償されたほか、申立人らが購入した居宅に入居後の平成28年1月から平成29年5月までの間については、申立人らの生活状況及び要介護者の心身の状態が一定程度安定したとして、申立人子に3割、申立人母に2割の増額分が賠償された事例

【公表番号1445※1、※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①平成23年5月分から平成25年7月分まで、原発事故時同居していた長男との家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定（要介護1）を受けた夫を同居しながら介護していたことを考慮して更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1472※1】 居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（ともに80歳台）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、平成26年9月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年11月に要介護1となり、その後、身体障害等級1級、要介護4となったこと等を考慮し、同月分から平成30年3月分まで月額5万円が、申立人夫は、上記のとおり申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成26年11月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1477※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、脳梗塞の後遺障害等を有する実父とは原発事故前相当期間にわたって疎遠であったものの、原発事故後に新たに父の身の回りの世話をするようになったこと等の事情を考慮して、平成23年3月から上記父が他界する同年8月までの分として合計15万円が賠償された事例

【公表番号1497※1】 避難指示解除準備区域から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、認知症等により要介護1（平成27年3月以降は要介護2）の認定を受けている妻を介護したこと等を考慮して、平成23年7月分から平成28年7月分まで月額3万円が認められた事例

【公表番号1507※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料として、要介護5であった申立外被相続人を介護していたことから、平成30年3月分まで月額2万円が増額されて賠償された事例

【公表番号1510※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故前から精神障害（障害等級3級）を抱えていた申立人の姉が、原発事故の避難によるストレスから症状を悪化させ治療のため避難先で入院治療を受けた後、同年7月に退院して以降は、申立人が同居して、姉の介護に従事しなければならなかったことが考慮され、姉の退院後の同月分から平成29年3月分まで月額2万円が賠償された事例

【公表番号1518※2、※3】 避難指示解除準備区域に住居を有していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫は脳出血の後遺症（要介護1）を抱えながら避難生活を送ったこと、妻は夫の介護をしながらの避難生活を余儀なく

されたこと等を考慮し、夫について平成23年3月分から平成30年3月分まで月額1万円、妻について一時金50万円の慰謝料が増額された事例

【公表番号1528※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子供2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成28年4月から平成30年3月までの期間について月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成27年5月から平成30年3月までの期間について、さらに月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1529※1、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級2級の認定を受けた申立人については平成23年3月から、要介護3の認定を受けた申立人及びその介護者については平成26年3月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年11月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

【公表番号1535※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成27年3月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は、同年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号150※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、既に平成24年5月分までの月額10万円又は12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人について、身体障害等級1級の子及び身体障害等級2級となった母の介護を恒常的に行っていたとして平成23年3月分から平成24年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額（8割）が認められた事例

【公表番号163※2】 自主的避難等対象者である介護を要する母親を連れて屋内退避区域（いわき市）から避難を余儀なくされた者について、避難先での介護等により過酷な生活を余儀なくされたとして、平成23年3月から同年9月まで東京電力が直接請求の基準で認めた72万円の精神的損害に加え、月額5万円の増額が認められた事例

【公表番号270※1、※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、両股関節機能全廃の身体障害等級3級であって、原発事故後には胆嚢がんを発症し要支援1の認定を受けるなどした者及び精神障害等級2級であって原発事故時に入院中であったがその後要介護3の認定を受けた者を介護しながら避難生活を送った申立人について、自らも高血圧、肩痛が悪化するなどして生命・身体的損害の賠償を受けたほか、月額5万円の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例

【公表番号296※1、※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた夫婦が、避難生活によりうつ病を発症し、重篤な症状であった妻の弟の介護をしながらの避難生活を強いられたとして、夫婦それぞれについて、中間指針の認める日常生活阻害慰謝料のほか、平成23年6月から平成24年3月までの間特に妻の弟の症状が重篤であった2か月分については5割、その他の月は3割の、同年4月から同年8月までは1割の増額が認められた事例

- 【公表番号309※5】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、自力で外出できない要介護2の者を介護する腰椎の椎間板ヘルニアの持病を持つ者に6割の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例
- 【公表番号332※4、※7】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、同年3月から死亡した同年11月までの間、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料が6割ずつ増額して賠償が認められた事例
- 【公表番号335※1】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、身体障害等級2級の者及び第二種精神薄弱者である者の介護を行っていた申立人2名について、避難を行っていた平成23年3月から平成24年8月までのうち17か月間について過酷な避難生活を強いられたとして、それぞれ月額5万円の増額が認められた事例
- 【公表番号360※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（祖父、祖母、父、母、子供2名）の日常生活阻害慰謝料として、身体障害を抱える祖父（身体障害等級1級）について6割（避難所での生活時期については10割）、祖母（同3級）について3割（避難所での生活時期については6割）、祖父母を介護した父及び母について3割（避難所での生活時期については6割）、避難により家族の別離を余儀なくされた子供2名について3割が、それぞれ平成24年8月分まで増額されて賠償された事例
- 【公表番号363※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（兄、母、弟）の日常生活阻害慰謝料について、身体障害等級2級の兄について6割、高齢者でありかつ兄の介護を余儀なくされた母について3割、兄の介護及び母の世話を負担した弟について6割が、それぞれ平成24年3月分まで増額されて賠償された事例
- 【公表番号389※1】 避難指示区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級1級の二女の日常生活阻害慰謝料について月額10万円が増額され、二女の介護をしながらの避難生活を余儀なくされた母の日常生活阻害慰謝料について月額6万円が増額されて、それぞれ平成23年10月分まで賠償された事例
- 【公表番号409※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害等級1級）について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増。）の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例
- 【公表番号410※5】 避難指示区域（浪江町）から避難した者の精神的損害について、避難先においてともに避難した妻（要介護者）の介護を余儀なくされたこと及び自身も持病が悪化したこと等を考慮し、原発事故直後から要介護者への介護器具導入までは6割（平成23年3月から同年4月まで）、介護器具導入以降は3割（同年5月から同年10月まで）、その後の自身の持病の悪化以降は5割（同年11月から平成24年7月まで）、さらなる持病悪化以降は6割（同年8月分）の増額が認められた事例
- 【公表番号448※1】 富岡町から避難している申立人ら夫婦について、原発事故後に、富岡町から同様に避難している兄夫婦から寝たきり状態の要介護4母親の介護を引き受けざるを得なくなった事情を考慮して、平成23年3月から平成25年1月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額が月額8万円（申立人らの親族が介護を助けるようになってからは月額6万円）認められた事例
- 【公表番号492※1】 避難指示区域から避難した家族4名の申立人らの日常生活阻害慰謝料（平成23年3月から平成24年7月まで）について、避難生活中に転倒して車椅子生活となり要支援1から要介護4へ状態が悪化した高齢者については、肺炎等へのり患、病院や施設の多数回の移動等も併せ考慮して月10割の増額が、そ

- の夫については、妻の長期入院に伴って強い孤独感を抱くようになり認知症が要支援2から要介護1へ悪化したこと等を考慮して月6割の増額が、兩名を介護した息子夫婦については、それぞれ介護の負担を考慮して月8割の増額が認められた事例
- 【公表番号494※1、※2】 避難指示区域（浪江町）から避難した夫婦の日常生活障害慰謝料について、視力障害（身体障害等級1級）を有する夫について、知人宅に避難していた平成23年3月は9割、長男宅に避難していた同年4月から平成25年3月までは8割、妻について、自身の持病により入院しており夫の介護をしていなかった平成23年3月から同年5月までは3割、持病を抱えながら夫の介護を行っていた同年6月から平成25年3月までは6割を増額した賠償が認められた事例
- 【公表番号521※6】 緊急時避難準備区域から2か月間避難していた申立人ら家族の日常生活障害慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名について、2か月の避難の期間中（平成23年3月及び同年4月）それぞれ月6割の増額が認められた事例
- 【公表番号550※1】 避難指示区域（楡葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母については、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送ったとして平成23年3月について月6割の増額が、また、祖父及び祖母については、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送ったとして同月から同年7月までそれぞれ月6割の増額等が認められた事例
- 【公表番号586※4、※5】 帰還困難区域から避難した夫婦について、避難中の家族別離（単身生活）等を考慮して、原発事故直後から平成23年8月まで夫に月3割の日常生活障害慰謝料の増額が認められ、また、同期間中の家族別離及び義母に対する介護の労を考慮して、妻に月6割の日常生活障害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号726※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活障害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（申立人A）に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者（申立人B）に月3割の増額、兩名の主たる介護者（申立人D）に月10割の増額、従たる介護者（申立人C）に月3割の増額がそれぞれ認められた事例
- 【公表番号765※1、※3】 緊急時避難準備区域からの避難を平成23年3月に開始した申立人らについて、ADHD（注意欠陥・多動性障害）にり患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月6割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月6割等の精神的損害の増額がされ、また、ADHDの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成24年9月以降も（平成25年9月まで）賠償が継続された事例
- 【公表番号905※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、原発事故後は要介護度が上昇し寝たきりに近い状態になった90歳台の要介護者と、それに伴って介護負担が増した介護者2名について、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことも考慮し、精神的損害の増額分として、要介護者には平成23年3月から平成24年9月まで月額6万円、介護者2名には平成23年3月から同年8月まで合わせて月額3万円、同年9月から平成24年9月まで合わせて月額6万円が賠償された事例
- 【公表番号1190※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時50歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認めるとともに、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強い

られていること等の事情を考慮し、平成27年1月分から平成28年3月分まで、各申立人に対し、介護又は要介護を増額事由として、精神的損害について6割の増額分が賠償された事例

【公表番号1259※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和16年生）・子（昭和53年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病にり患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成25年1月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成23年3月分から平成25年12月分までは6割、平成26年1月分から平成27年12月分までは4割、平成28年1月分から平成29年1月分までは2割を増額して賠償された事例

【公表番号1335※1、※3】 帰還困難区域から避難した申立人父子について、平成25年6月に申立人子が脳梗塞となり、これによる両下肢機能障害によって身体障害等級3級と認定されたことを考慮し、同月分から平成28年6月分まで、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人子について8割、主たる介護者であった申立人父について5割）が賠償された事例

【公表番号1448※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護1で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護3、身体障害等級2級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった2か月間は除く。）月額3万円、4万円又は7万円が賠償された事例

【公表番号1509※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人ら夫婦について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、同月から同年7月まで申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額5万円が、その後も人工透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、同年8月から平成29年10月まで申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額2万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号1510※4】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人自身も精神障害を抱えるなか、避難先で申立外亡母（要介護4）の介護に従事しなければならなかったことが考慮され、母が避難から約2週間後に介護老人保険施設に入居するまでについて、8万円が賠償された事例

【公表番号1531※6、※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号208※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、ともに避難した視覚障害による身体障害等級1級である者に常に付き添う必要があった申立人に平成23年3月から同年10月まで10割の、同年11月から平成24年5月まで6割の増額が認められた事例

- 【公表番号265※1】 夫妻及び夫の両親が同居していた避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、夫の母は股関節症により要介護状態であり、夫の父はがんを患っていた状態であったが、夫妻と夫の両親はそれぞれ別の場所に避難することとなって別離が生じて夫妻は離れた夫の両親の介護に通う状態であったとして、夫妻について、それぞれ、避難開始当初は特に状況が過酷であったとして平成23年3月は12万円、同年4月は8万円の増額が、その後夫の父が存命中は月額6万円の、その後は月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号310※1】 夫妻及びその子供2名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされたが、妻は車椅子を使用する身体障害で要介護4であり、二男はてんかんの持病を持つ知的障害者（障害等級2級）であるところ、夫は、妻及び二男の避難による体調の悪化等による極めて過酷な状況の中、これらを介護しながらの避難生活を強いられたとして、平成23年3月は妻及び二男の分も合わせて100万円の、同年4月から同年6月までは各月20割の、同年7月から平成24年5月までは各月10割の増額が認められた事例
- 【公表番号382※1、※2】 避難指示区域から避難した申立人ら夫婦について、脳梗塞の後遺障害、パーキンソン症候群等による要介護状態にありかつ糖尿病等の持病も有していた夫の日常生活阻害慰謝料及び避難生活中に夫の介護を余儀なくされた妻の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ、平成23年3月分は月額12万円、同年4月分以降平成25年5月分までは月額10万円が増額されて賠償された事例
- 【公表番号406※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級1級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害及び妻が夫とその母（高齢かつ持病がある。）の介護を行っていたこと等を考慮して、それぞれ、避難による日常生活阻害慰謝料が平成23年3月から夫の母が死亡する同年9月まで10割、その後も平成24年11月まで6割の増額がされた事例
- 【公表番号429※1】 避難指示区域（双葉町）から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、父については、持病のある妻及び知的障害のある二男の介護を恒常的に行ったこと、平成23年10月以降は二重生活により生活費が増加したことを考慮し同年3月から平成24年8月まで月額6万円の増額が、長男については、持病のある母及び弟の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成23年3月から同年9月まで月額3万円、父との家族別離後の同年10月から平成24年8月まで月額10万円の増額が認められた事例
- 【公表番号443※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、申立人らが、避難中に要介護状態にあった同人らの父（原発事故後死亡）らの介護をしていた事情が考慮され、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が、平成23年3月は月額10万円、同年4月から同年10月までは月額6万円、同年11月から平成24年5月までは月額3万円認められた事例
- 【公表番号452※1】 避難指示区域から避難した申立人ら2名の日常生活阻害慰謝料について、うち1名は、知的障害者と高齢者を介護しながら多数回の避難移動を実行したこと等の事情が考慮され、平成23年3月は8割、同年4月から平成24年2月までは6割の増額が認められ、うち1名は、上記事情に加え、自身の持病悪化を伴った避難であることが考慮され、平成23年3月は14割、同年4月から平成24年2月までは12割の増額が認められた事例
- 【公表番号488※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した家族4名（両親及び子2名）の避難慰謝料について、両親がともに高齢で、介護又は支援を要し（要介護2及び要支援2）、子2名が介護等を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、避難による日常生活

の阻害の程度が著しく高いと判断した上、家族全員について月10割の増額（対象期間平成23年3月から平成24年11月まで）が認められた事例

- 【公表番号490※1、※2】 南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料（増額分）について、幼児については視力障害（身体障害等級1級）、持病を抱えての避難所生活が考慮され、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額20万円及び避難中に体調不良となり救急搬送されたこと等について一時金10万円の合計50万円が、また、母親については幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことが考慮され、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額10万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号626※6、※9、※10】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年4月まで月額10割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例
- 【公表番号820※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成24年9月以降現実に原町区に帰還した平成25年1月まで（母親）又は同年5月まで（夫婦）の賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額）が認められた事例
- 【公表番号912※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母親と小学生の子供2名）について、子供2名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことが考慮され、母親と子供2名それぞれに、平成23年3月から原発事故時住所に帰還した平成24年3月までの間、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額10万円が賠償された事例
- 【公表番号1084※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級1級、要介護5であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮し、いずれも避難生活における負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、精神的損害に係る慰謝料（平成26年7月分から平成27年5月分まで）について申立人らのいずれにも月10割の増額が認められた事例
- 【公表番号1178※1、※2】 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人夫について、平成24年3月分まで月額10割、同年4月分から平成28年2月分まで月額6割の増額、申立人妻について、平成23年5月分まで月額5割、同年6月分から同年11月分まで月額8割、同年12月分から平成28年2月分まで月額4割の増額）が賠償された事例
- 【公表番号1355※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した夫婦について、身体障害がある夫（平成28年死亡）については平成23年3月から平成26年3月まで、妻については夫を介護した平成23年3月について、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額が10割認められた事例
- 【公表番号1446※1】 居住制限区域から避難した被相続人A（平成27年10月死亡。相続人は申立人B及び申立人D。）、その妻である申立人B、被相続人Aの弟である申立人C、被相続人Aの子である申立人D、その配偶者である申立人E及び同

人らの子である申立人Fについて、被相続人Aについては、平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円（ただし、既払金112万円を除く。）が、申立人Bについては、被相続人Aの介護を理由として被相続人Aと同期間について同額（ただし、既払金56万円を除く。）が、申立人Cについては、被相続人Aの介護を理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、申立人D、E及びFについては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人D、E及びF各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成23年4月分から平成25年9月分までそれぞれに対し月額3万円の賠償が認められた事例

e 懐妊中であること

【公表番号371※1】 避難指示区域から避難した原発事故当時妊娠中であった申立人母の日常生活阻害慰謝料について、避難当時に切迫早産と診断されていたことに鑑み一時金として50万円、平成23年7月の出産後は子供の世話をしながらの避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額3万円がそれぞれ平成24年12月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号1426※1～※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年8月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立人に月額3万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額3万円、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円の増額がされた事例

【公表番号1492※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例

f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

【公表番号275※1】 緊急時避難準備区域（広野町）において申立人妻が出産して退院したところで原発事故が発生し、申立人夫及び子供2名と過酷な避難生活を余儀なくされたとして、夫妻それぞれに月額3万円の増額（平成23年3月から平成24年8月まで）が認められた事例

【公表番号306※2】 原発事故前に里帰り出産のため緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に滞在し、同区域内の産婦人科に通院中であった者が子の出産後、子とともに原発事故により避難を余儀なくされ、乳幼児の世話をしながら避難生活をしたとして月額3万円の増額（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例

【公表番号371※1】 避難指示区域から避難した原発事故当時妊娠中であった申立人母の日常生活阻害慰謝料について、避難当時に切迫早産と診断されていたことに鑑み一時金として50万円、平成23年7月の出産後は子供の世話をしながらの避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額3万円がそれぞれ平成24年12月分まで増額されて賠償された事例

【公表番号739※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人が、避難生活中に乳幼児である子供の世話を恒常的に行ったとして、平成23年3月から避難継続を認めた平成24年9月以降も月額3万円の増額を認めた事案

【公表番号847※3、※4】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児4人の避難先での進学・入

園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成24年6月から平成25年10月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号1284※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・乳幼児2名の平成24年9月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳幼児2名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成25年4月分までの損害が賠償され、申立人母については慰謝料の増額がされた事例

【公表番号1404※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親に月額3万円（平成23年3月から平成24年3月まで）、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円（平成23年3月から平成24年8月まで）の増額がされた事例

【公表番号1426※1～※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年8月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立人に月額3万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額3万円、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円の増額がされた事例

【公表番号1492※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号1515※3】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成27年12月分から当該乳幼児が就学した月の前月である平成29年3月分まで、主に世話をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料が月額1万5000円増額された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号787※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（乳児を含む親子）について、避難による日常生活阻害慰謝料が、父については母子との別離を理由に月額3万円（平成23年3月から同年8月まで）、母については育児を恒常的に一人で行わなければならなかったことを理由に月額6万円（同年3月から平成24年8月まで。平成23年3月のみ、多数回移動を理由にさらに3万円）の増額がされた事例

【公表番号1511※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、同年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

g 家族の別離、二重生活等が生じたこと

【公表番号206※6、※13、※16】 原発事故当時、避難指示区域（双葉町）に居住していた申立人らについて、一家が離散した状態で多数の移動をしたこと、失業し、又は運営していた音楽教室の閉鎖を余儀なくされたこと等の事情から、1割（平成23年3月から平成24年5月まで）及び10万円又は11万円の一時金の増額が認められた事例

- 【公表番号261※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から母及び1歳未満の子が避難を余儀なくされたが、父は地方公務員として避難することができず、家族別離が生じたとして、それぞれに月額概ね3万円に相当する増額が認められた事例
- 【公表番号266※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校等の関係で家族別離を余儀なくされた家族について、平成23年3月から平成24年11月までの間、それぞれに月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号305※6】 避難指示区域から避難を余儀なくされた者らが、原発事故後に避難先を転々としたこと、家族と別離が生じたこと、ペットが死亡したこと、避難生活中の病気のり患等により合計45万円ずつの増額（平成23年3月から平成24年11月まで）が認められた事例
- 【公表番号437※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難慰謝料の増額事由として、家族の別離、極度の精神的不安定状態、避難所の移動回数が多かったこと及びペットの喪失等が考慮され、申立人Aについては平成24年3月から平成25年2月までの間について中間指針が認める日常生活阻害慰謝料及び増額分合計455万3955円、申立人Bについては平成23年3月から平成24年8月までの間について同慰謝料及び増額分合計269万円及び申立人Cについては同期間について同慰謝料及び増額分合計257万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号482※1】 避難指示区域から避難した申立人ら家族の避難慰謝料（対象期間平成23年3月から平成24年5月まで）として、高齢者について家族の別離及び身体障害等級2級（半身不随）を考慮して月8割の増額、息子夫婦について家族の別離を考慮して合わせて月3割の増額が認められた事例
- 【公表番号574※3】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、かつ、平成24年9月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて、平成23年5月分から平成25年5月分まで家族別離を理由として日常生活阻害慰謝料が3万円増額して賠償された事例
- 【公表番号620※1】 原発事故により特定避難勧奨地点に指定された南相馬市の自宅から79歳の母を含めた6人で茨城県に避難したが、母が避難先の生活に耐えられず一人で上記自宅に戻ったことによって家族の別離が生じた申立人について、別離による精神的損害の増額分として和解案提示月である平成25年5月まで月額3万円の増額を認めた事例
- 【公表番号787※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（乳児を含む親子）について、避難による日常生活阻害慰謝料が、父については母子との別離を理由に月額3万円（平成23年3月から同年8月まで）、母については育児を恒常的に一人で行わなければならなかったことを理由に月額6万円（同年3月から平成24年8月まで。平成23年3月のみ、多数回移動を理由にさらに3万円）の増額がされた事例
- 【公表番号799※2】 緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名（うち2名は高校生と中学生）について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料等の賠償継続及び日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号1087※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、

申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を同年11月まで、それぞれ認めた事例

- 【公表番号1107※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父について、原発事故により申立人母子が避難したために家族の別離が生じた事情を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分までの期間について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1133※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、平成24年6月から平成26年12月までの精神的損害について、家族別離を理由とする月額1万円の増額分の賠償が認められた事例
- 【公表番号1188※2】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難し平成26年7月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年1月分から同年7月分まで月額3万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成27年4月分から同年11月分まで月額3万円が認められた事例
- 【公表番号1369※1】 帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、原発事故による避難の結果、同居していた家族の別離が生じたとして、平成23年4月分から別離状態が解消した平成27年1月分まで、申立人らの世帯全体に対して月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1404※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親に月額3万円（平成23年3月から平成24年3月まで）、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円（平成23年3月から平成24年8月まで）の増額がされた事例
- 【公表番号1406※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で、夫、子供夫婦及び孫らと生活していた申立人について、原発事故に伴う同子供夫婦及び孫らの避難により別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、別離が解消されていた平成23年9月分から平成24年3月分までを除く。）の日常生活阻害慰謝料の増額分（3割）が賠償された事例
- 【公表番号1412※5】 南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）から県外へ平成23年4月から同年9月まで避難し、さらに同年11月から平成26年8月まで再度避難し家族別離が生じた申立人らについて、平成23年4月分から同年9月分までの精神的損害の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1426※1～※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年8月までの間の該当する期間において、懐妊中又は乳幼児の世話をしたことを理由として乳幼児の母親である申立人に月額3万円、身体の障害があったことを理由として身体障害者である申立人に月額3万円、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円の増額がされた事例
- 【公表番号1427※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、家族別離を理由として1世帯当たり月額3万円（平成23年3月から平成24年8月まで）の増額がされた事例
- 【公表番号1428※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子二人）について、平成29年4月にいわき市で同居を開始するまでの間、申立人夫が単身赴任となり、家族間別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年3月分まで、申立人夫について月額3万円、申立人妻子について月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

- 【公表番号1429※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により家族の別離が生じたことを考慮し、住居確保損害の支払後は家族の別離を余儀なくされたとは認められないとの東京電力の主張を排斥し、平成23年3月分から平成27年3月分までは月額合計6万円（ただし、原発事故の直後である平成23年3月分から同年6月分までは月額7万2000円又は6万6000円。）、平成27年4月分から平成30年3月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1444※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時同居していた両親との別離を余儀なくされたことを考慮して、別離開始時である平成23年5月から両親が移住用住居を購入した平成25年7月まで、月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1445※1、※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①平成23年5月分から平成25年7月分まで、原発事故時同居していた長男との家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定（要介護1）を受けた夫を同居しながら介護していたことを考慮して更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1446※1】 居住制限区域から避難した被相続人A（平成27年10月死亡。相続人は申立人B及び申立人D。）、その妻である申立人B、被相続人Aの弟である申立人C、被相続人Aの子である申立人D、その配偶者である申立人E及び同人らの子である申立人Fについて、被相続人Aについては、平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円（ただし、既払金112万円を除く。）が、申立人Bについては、被相続人Aの介護を理由として被相続人Aと同期間について同額（ただし、既払金56万円を除く。）が、申立人Cについては、被相続人Aの介護を理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、申立人D、E及びFについては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人D、E及びF各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成23年4月分から平成25年9月分までそれぞれに対し月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1447※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月分から平成26年5月分まで、家族別離を余儀なくされたことや避難直後は通院が不可能であり持病の薬を入手することができなかったこと等を考慮して、世帯代表者に月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1449※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、膝部に痛みを抱える中、避難所を転々とすることを余儀なくされ、転倒事故を起こすなどしたことから、避難所生活をしてきた平成23年3月分及び同年4月分については月額5万円が、家族間別離を余儀なくされ生活に不便が生じていた同年5月分から同年7月分までについては月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1460※6】 避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、世帯主に家族別離が生じていた期間に係る日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1483※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、2組に分かれて避難したことにより家族の別離が生じたという事情が考慮され、平成23年3月から平成24年2月までの間、精神的損害の増額が月額3万円認められた事例

- 【公表番号1492※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、家族別離、懐妊中、乳幼児の世話といった事情が考慮され、精神的損害の増額が認められた事例
- 【公表番号1493※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、申立人らが別々の場所に分かれて避難した期間について家族の別離が生じたという事情が考慮され、平成23年5月から同年9月までの間、精神的損害の増額が月額3万円認められた事例
- 【公表番号1510※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故前に同居していた家族との別離（同年3月から同年4月まで妻及び長男と別離、また同年3月から同年7月まで姉と別離）を余儀なくされていたことが考慮され、同年3月分から同年7月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1528※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子供2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成28年4月から平成30年3月までの期間について月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ平成27年5月から平成30年3月までの期間について、さらに月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1543※1】 居住制限区域（浪江町）から避難をした申立人ら（祖父、父、母、長男、長女及び二男）のうち、長女及び二男の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母及び長男との家族の別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年4月分から平成25年2月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1544※1】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人の日常生活阻害慰謝料について、妻及び子が原発事故の影響を懸念して平成23年3月から同年8月まで一時的に妻の母国に帰国し家族別離が生じたとして、上記期間について、月額3万円の増額が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

- 【公表番号311※1】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた家族4名について、平成23年3月から平成24年3月までの日常生活阻害慰謝料として、家族間で別離が生じたこと等を考慮し、長時間通勤及び週末移動を余儀なくされた者については上記期間のうち10か月間は6割及びその他の期間は3割、持病を有していた者については6割、その他の者については3割の増額が認められた事例
- 【公表番号1442※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料について、家族との別離を余儀なくされたことや申立人がうつ病に罹患していたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円の増額分（ただし、既払金255万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1511※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、同年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

h 避難所の移動回数が多かったこと

- 【公表番号1438※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人の精神的損害について、避難先の移動回数が相当程度多かったこと等の事情を考慮して、平

成23年3月から最終的な移動を行った同年8月までの間、日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1504※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人（原発事故当時10歳台）について、原発事故発生直後の避難において、両親との別離を余儀なくされた上、車中泊を行いながら避難場所を転々としたこと等を理由に、平成23年3月分の精神的損害として5万円の増額が賠償された事例

i 上記aからhまで以外の事由に基づく増額事例

【公表番号244※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた発達障害のある申立人について、避難前は普通科の高校に通学していたが、避難により情報ビジネス科の高校に編入され、学校になじめずに自主退学するに至ったとして、月額3万円の増額（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例

【公表番号960※9】 帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、原発事故発生後、政府の避難指示がないまま、同地区に留まり続けた申立人らは、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められることから、かかる恐怖や不安に係る精神的損害として、子供又は妊婦は1人100万円、それ以外の者は1人50万円が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、精神的損害等についての和解方針が示されている。）

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号221※1】 入院中の南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）所在の病院が原発事故により閉鎖されたことに伴い会津地域の病院への転院を余儀なくされた高齢かつ寝たきりの状態であった者について、過酷な避難と環境の変化による心身の状況の悪化等を考慮して転院期間中の平成23年3月から同年8月までの間日常生活阻害慰謝料が合計35万円増額された事例

【公表番号540※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住居登録し、緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であつたが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で転院先入院中の申立人の精神的損害について、元の病院を生活の本拠として認定の上、月10万円の基本部分に加え、申立人の強制的転院及び病状悪化による精神的苦痛が大きかったとして原発事故後6か月（平成23年8月まで）について一時金50万円、6か月経過後である同年9月から平成25年6月までについて月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号816※1】 避難指示区域から避難した複数の母子家庭世帯の精神的損害について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、平成23年3月から同年12月まで月額3割ないし9割の増額が認められた事例

【公表番号1037※3】 原発事故による避難によって過酷な勤務体制を強いられた申立人について、個別事情を考慮して、平成23年9月分から平成24年8月分までの日常生活損害慰謝料の増額分として、月額6万円の賠償が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号443※3】 要介護状態にありながら避難指示区域から避難を余儀なくされ、平成23年4月に避難先で死亡した者について、過酷な避難生活であったこと

が考慮され、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が、同年3月は月額12万、同年4月は月額10万円認められ、相続人である申立人に賠償された事例

(イ) 第四次追補の慰謝料

(補足説明)

中間指針第四次追補第2の1指針I①は、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、第二次追補で帰還困難区域について示した1人600万円に1人1000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とするとし、具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とするとしている。第3期の始期（避難指示区域の再編時期）は、市町村ごとにさまざまであり、同月が再編時期になる地域はないが、東京電力プレスリリース（平成24年9月25日付け）の包括賠償では、帰還困難区域に対する第3期の精神的損害600万円の対象期間を平成24年6月1日から平成29年5月31日までとしており、本指針はこれと同様の時期について具体的な金額の目安を示していることとなる。東京電力プレスリリース（平成26年3月26日付け）はもちろん、和解事例においても、ほぼこの目安による金額を前提としている。

この金額は、被害者の被災地での居住年数等を問わず指針I①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る（中間指針第四次追補第2の1備考3）とされており、わずかながら増額事例もあるので、紹介した。また、帰還困難区域での居住実態に応じた割合的な解決がされている案件も一定程度あり、これらについても紹介しているので参照されたい。

【公表番号1013※1】 帰還困難区域（大熊町）において、両親が開拓した自宅や畑等を単独で相続して自ら居住・耕作し、地域の人々とのつながりを活かした仕事を生業としてきた独身女性の申立人について、申立人の生活歴や年齢等を考慮すれば、申立人の精神的な安寧は居住環境や地域コミュニティに依存する部分が大きく、避難先の環境への順応も容易でないことから、長期間にわたって住居及び地域に帰還不能になったことによりそこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対する精神的損害について増額を認めるべき特段の事情があるとして、中間指針第四次追補第2の1I①に基づく精神的損害が100万円増額された事例

【公表番号1110※1】 原発事故当時、居住制限区域の自宅と帰還困難区域の実家の両方で生活していた申立人について、申立人がこの両方で生活していた理由や具体的な生活状況等を踏まえ、申立人は帰還困難区域にあった実家に一定の居住性はあったと認められるが、実家だけに住んでいたわけではなく、居住制限区域にあった自宅にも居住性があったと認められることから、平成28年4月から平成29年5月までの月額10万円の精神的損害140万円と中間指針第四次追補第2の1I①に基づく慰謝料700万円の合計840万円の半額である420万円が賠償された事例

【公表番号1129※1】 帰還困難区域（浪江町）に自宅を有していたが、原発事故時には自主的避難等対象区域（福島市）に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第2の1指針I①に基づく精神的損害の一部600万円が賠償された事例

【公表番号1132※1】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）に自宅を有し、区域外に単身赴任していた申立人について、単身赴任に至る経緯、原発事故前後の生活状況等の事情から、中間指針第四次追補に基づく慰謝料の一部500万円が賠償された事例

- 【公表番号1158※1】 原発事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦は原発事故がなければ同月以降大熊町の自宅に帰還していたはずであり、原発事故によって帰還困難区域（大熊町）の自宅に帰ることができなくなったものとして、申立人ら夫婦について中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円が賠償された事例
- 【公表番号1223※2】 平成22年まで帰還困難区域（富岡町）の自宅で夫及び長男と同居し、原発事故当時は、出産等のために他県にある実家に転居していた申立人らについて、これらの経緯に加え、その後、夫及び長男とともに避難先で生活をしていること等を考慮し、原発事故がなければ上記自宅で生活していた蓋然性が高いとして、中間指針第四次追補に基づく精神的損害について、中間指針等記載の金額の5割が賠償された事例
- 【公表番号1372※1】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の自宅所在地を住民票上の住所とし、関東地方に単身赴任中であった申立人夫について、毎週末に申立人妻子が生活している上記自宅に帰宅していたこと等の事情を考慮し、中間指針第四次追補第2の1の指針I①に基づく精神的損害の全額としての賠償が認められた事例
- 【公表番号1479※1】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、住民票上の住所は栃木県内であったものの、原発事故前から6年がかりの開墾をしてきたため、浪江町での居住実態があったこと等の生活の実態等を考慮して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害の700万円の8割（560万円）が賠償された事例

エ 賠償期間について

(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例

(補足説明)

- 1 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない（中間指針第3の6指針IV②）とされ、以下は相当期間の経過や特段の事情に関する事例である。
- 2 特段の事情がある場合については、中間指針等の備考では以下のようなものが挙げられている。
 - ① 避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合など（中間指針第3の2備考5・第3の6備考8）
 - ② 例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である（第二次追補第2の1の(1)備考7・(2)備考3・(3)備考3）。
 - ③ 帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である（第四次追補第2の1備考6）。
- 3 東京電力プレスリリース（平成25年2月4日付け：旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害のお取扱いについて）では、原発事故当時旧緊急時避難準備区域に居住していた、同区域の避難指示解除後相当期間経過後である平成24年9月1日時点において中学生以下又は高等学校に在学し、かつ年齢が15歳から18歳までであった者について、避難等に関連した学校生活等における精神的損害として、同日から平成25年3月31日まで1人当たり月額5万円の賠償を行っている。

- 【公表番号406※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦（夫は身体障害等級1級。）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が同月まで認められた事例
- 【公表番号540※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住居登録し、緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であつたが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で転院先に入院中の申立人について、元の病院を生活の本拠として認定の上、平成24年9月分から平成25年6月分までの避難慰謝料の賠償継続が認められた事例
- 【公表番号574※2】 緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、かつ、平成24年9月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて平成25年5月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号647※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成24年9月以降も避難継続の必要性があると判断して、平成25年7月分まで日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号689※1】 原発事故前から認知症で要介護2であり、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、避難先での治療及び近親者付添いの継続の必要性を肯定して、東京電力が賠償の打切りを主張した同年9月以降（平成25年7月分まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号738※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内の勤務先で就労していたが、原発事故により勤務先が宮城県へ事業所を移転したことに伴い、同県に避難して就労を続けている申立人らの精神的損害について、元事務所の事業再開が困難であり帰還しても就労が困難であること等を考慮し、平成24年3月から平成25年8月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号739※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らが、原発事故前に通院していた医院が閉院し、症状に適した治療を受けられる医療機関がないこと等から避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたとして、平成24年9月以降の精神的損害が認められた事例
- 【公表番号740※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、子供が避難先から近い高等学校に進学し、帰還すれば通学が困難となることから、避難継続の必要性を肯定して、平成24年9月以降の避難慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号747※1】 緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内（南相馬市小高区）の事業所で会社を経営する申立人らについて、避難指示区域から県外への事業所移転には一応の合理性があり、これに伴う緊急時避難準備区域からの住居の移転（避難）及びその継続にも一応の合理性があるとして、平成25年8月まで1人月額10万円の避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）が賠償された事例
- 【公表番号749※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人らについて、勤務していた会社が避難指示区域内から風評被害を避けるため県外に移転したため避難を継続せざるを得なかったとして、平成24年9月以降も平成25年8月まで精神的損害が賠償された事例

- 【公表番号765※1、※3】 緊急時避難準備区域からの避難を平成23年3月に開始した申立人らについて、ADHD（注意欠陥・多動性障害）にり患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月6割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月6割等の精神的損害の増額がされ、また、ADHDの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断して、平成24年9月以降も（平成25年9月まで）賠償が継続された事例
- 【公表番号799※2】 緊急時避難準備区域内に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名（うち2名は高校生と中学生）について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していることや家族別離等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料等の賠償継続及び日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号820※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成24年9月以降現実に原町区に帰還した平成25年1月まで（母親）又は同年5月まで（夫婦）の賠償継続が認められた事例
- 【公表番号821※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係るうつ病り患のため家事もできないほどの精神状態であること、X2の施設入所による家族別離等の事情から、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、精神的損害を賠償する特段の事由が認められるとして、平成24年9月から平成25年8月まで月額慰謝料10万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号841※1、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人親子について、子が平成23年4月に避難先で高校に入学したことから、子が高校を卒業するまで子及び母親に避難継続の必要性を認め、避難指示等の解除（同年9月30日）から相当期間（平成24年8月末）経過後の平成24年9月以降平成26年3月までの避難慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号847※3、※4】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児4人の避難先での進学・入園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成24年6月から平成25年10月までの精神的損害等が賠償された事例
- 【公表番号889※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から宮城県に避難した申立人ら（母と幼児2名）について、生計維持のため、母が就労しなければならないこと、母が就労を続けるためには、申立外の祖母らに子の世話をしてもらう必要があるが、祖母らも宮城県に避難をしていること等を考慮し、避難継続の必要性を認め、平成23年3月から平成25年11月までの精神的損害等が賠償された事例
- 【公表番号892※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（夫婦と幼児）について、幼児に障害があるが、帰還先には障害児の受入可能な保育園がないため、母子が避難先に留まっていること等を考慮し、母子について避難継続の必要性を認め、和解案提示時において障害児の受入先のないことが確認できていた平成25年8月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例
- 【公表番号907※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成23年10月から和解案提示時である平成26年1月まで1人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例

- 【公表番号908※1～※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、夫に身体障害（身体障害等級1級）があり、原発事故時50歳前半の妻の収入により生計を立てていた申立人夫婦について、原町区にあった妻の勤務先（チェーン店）は現在に至るまで閉鎖されており、妻の年齢等を考慮すると、帰還したとしても、原発事故前と同水準の収入を確保する就労先を得られる可能性は低いこと、生計維持のためには、妻が避難先にある上記チェーン店の別店舗で勤務を継続する必要があることから、避難継続の必要性を認め、平成24年12月から平成26年2月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号922※1】 緊急時避難準備区域（田村市）で有機農業等を営んでおり、避難先（会津地方）においても有機農業を再開していた申立人について、帰還してすぐに避難先における事業と同程度の事業を再開することは困難であるとして、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、同月から平成26年2月までの避難慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号939※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成24年9月から和解案提示時である平成26年4月まで、1人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号26）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）
- 【公表番号941※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、現実的かつ具体的な放射線被曝への懸念や不安を抱いていること及び申立人らが生活上の制限・制約を被っていることから、申立人らの被る精神的苦痛について特定避難勧奨地点に設定された住居の住民に準じて賠償されるべきであることを理由として、平成24年9月から和解案提示月である平成26年4月までの期間について月額10万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号944※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていなかったものの、特定避難勧奨地点に設定された住居の世帯に準じて、平成24年9月から和解案提示時である平成26年4月まで1人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例
- 【公表番号945※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に避難した申立人ら（夫婦と子3名）について、二女が平成23年4月から進学が決まっていた私立高校が原発事故により休校となり、やむを得ず福島市内の高校に進学したことから、避難継続の必要性を認め、平成24年9月から二女が高校を卒業した平成26年3月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号964※1】 特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成26年7月まで1人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例
- 【公表番号1009※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にもり患している申立人1名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成24年6月から平成26年4月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1023※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した、要介護認定を受けている80歳台の申立人らについて、自宅に帰還しても従前と同等の介護を受けることが困難な状況にあること等から、避難継続の必要性を認め、平成24年9月から平成26年3月までの精神的損害（1人当たり月額10万円）が賠償された事例

- 【公表番号1046※6】 緊急時避難準備区域から避難指示区域内の事業所に勤務していた申立人らについて、元事業所の営業は再開したが、同事業所への再転勤が難しいこと等から避難継続の必要性を認め、平成26年12月までの精神的損害等の賠償の継続を認めた事例
- 【公表番号1050※2】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（母と未成年の子1名）について、子が避難先の高校を卒業する平成26年3月まで避難の継続を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成26年3月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1087※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、高齢者の母及び同人の付添い等を継続した申立人長男のいずれについても避難継続の合理性を認めた事例
- 【公表番号1093※3】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいえないことを考慮して、平成24年9月から平成26年4月までの避難継続の必要性を認め、精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1121※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、申立人母子は県外へ避難し、申立人父は原発事故前の居住地にとどまった申立人らについて、原発事故により家族の別離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学したなどの事情を考慮して、申立人母子について子が高校を卒業する平成27年3月までの避難継続を認め、申立人母子に避難慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1122※3、※4】 原発事故時、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）に居住し、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に車椅子を利用して通院し、人工透析治療を受けていた被相続人（申立人はその相続人である。）が、原発事故により、病院での車椅子患者の受入れが困難になったため、急遽、ヘリコプターで富山市内の病院に搬送され、その後、複数の病院への転院を余儀なくされたところ、避難中に健康を害し、自宅以外の避難先等での療養の継続が必要であるため帰宅できない特段の事情があったとして、被相続人が死亡する平成25年6月までの避難慰謝料（増額分を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1144※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人EからHまでの各申立人（夫婦及びその子ら）について、夫の勤務先が原発事故を原因として移転し、原発事故時の住所地からの通勤が困難になったこと及び発達障害を有する子がいること等を考慮し、平成24年9月以降、原発事故時住所からの通勤が可能となった平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1190※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時50歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成27年1月分から平成28年3月分までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1192※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内の地区）から小学生以下の子供らを連れて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、子供らの精神的損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和

解案提示理由書（掲載番号37）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）

- 【公表番号1193※1、※2】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）に居住し、同市都路町所在の小学校に通学していた申立人とその母が避難した事案において、原発事故後、子供が通学していた小学校は早期に同市船引町の仮校舎にて再開されたものの、自宅から仮校舎への通学は、通学距離や所要時間、申立人らの体調から毎日の送迎は負担が大きいこと等の事情を考慮して、同市都路町内の校舎で小学校が再開された直前の平成26年3月末までの避難継続の必要性を認め、平成24年9月分から平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）の賠償を認めるとともに、避難を継続していた申立人らと仕事の都合で早期に帰還した申立外夫との家族別離を理由として、上記期間について、日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1208※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、診断書等により認められる原発事故前から患っていた病気及び原発事故後に発症した病気に係る避難中の病状の悪化並びに避難前住所地付近の復興状況等を考慮し、平成24年9月から平成26年3月までの期間について避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（病気を理由とする増額分を含む。）及び生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1210※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら家族について、原発事故前住居地近隣の小学生の帰還率が低いこと等から、申立人らのうち、原発事故時小学生であった子が小学校を卒業する平成27年3月時点まで避難を継続すべき特段の事情を認め、平成24年6月から平成27年3月まで、申立人ら全員に月額10万円の精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1225※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人らについて、このうち障害のある申立人が原発事故前に利用していた福祉施設が本格的にサービスを再開したのは平成26年4月であり、原発事故後それまで当該申立人は避難先付近の福祉施設を利用していたが、介助を行う申立人らが自宅から当該施設まで毎日送迎するのは負担が大きいこと等を考慮し、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（障害、障害者の介助等を理由とする月額3万円の増額分を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1235※1】 緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難し、平成26年8月に帰宅した申立人らについて、子供が通学する自宅付近の小学校等の再開が同年4月であったこと等を考慮して、平成24年9月分から平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1253※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害等の障害を有していること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成25年9月分から平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料（疾病及び障害等を理由とする月額6万円の増額分を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1284※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・乳幼児2名の平成24年9月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳幼児2名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成25年4月分までの損害（申立人母について増額分を含む。）が賠償された事例
- 【公表番号1323※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）で生活を営み、原発事故によって避難したと主張するが、住民票上の住所を緊急時避難準備区域（同区）内の実家に置いていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難指示解除準備区域での生活を裏付ける証拠内容に鑑みて、平成24年3月分から同年8月分ま

での月額10万円の賠償に加えて、同年9月分から平成29年7月分まで月額3万円の限度で賠償された事例

- 【公表番号1355※1】 身体障害がある夫（平成28年死亡）とともに緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人妻について、自宅に帰還しても夫が十分な介護を受けることが困難な状況にあったこと等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、平成26年3月分までの申立人妻及び夫の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1395※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らについて、発達障害を抱える申立人子が避難先の小学校の特別支援学級に通級しており、引き続き同学級での就学を継続する必要があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認め、平成24年9月から平成26年3月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1408※1】 緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（父母及び子ら）の精神的損害について、申立人子の1人が避難により適応障害を発症し、医師から早期に帰還すべきではないという診断がされていたこと等を考慮し、当該申立人子及びその介護を行っていた申立人母については平成24年9月から平成27年7月まで、その余の申立人については平成24年9月から平成26年3月まで、避難を継続すべき合理的な理由があると認め、それぞれの期間についての精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1439※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時5歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し、平成24年9月以降も避難を継続すべき合理的な理由があると認め、申立人母子に対し、平成23年4月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円及び同3万円の増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1463※1】 南相馬市原町区の特定避難勧奨地点に指定された自宅から避難した申立人らについて、平成26年12月に上記指定が解除された後も、業者の都合により自宅の修繕工事が終了しなかったこと等を考慮し、同解除から相当期間を経過した後の平成27年8月まで避難継続の合理性を認め、同年4月分から同年8月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1465※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人（申立人らの祖母）について、自ら寝返りをすることもできないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、平成23年3月から被相続人が死亡した平成25年9月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1523※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び子供3名）の日常生活阻害慰謝料について、長男（平成25年3月に高校卒業）及び長女（平成26年3月に高校卒業）が避難先の高校への通学を継続する必要性が認められること、家族である父母及び二女（同月末に小学校卒業）にも避難継続の必要性が認められること等の事情を考慮し、長男について平成24年9月から平成25年3月まで、父母、長女及び二女について平成24年9月から平成26年3月までの期間について、各人の精神的損害としてそれぞれ月額10万円が賠償された事例
- 【公表番号1532※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、かつ、同所において勤務していた申立人の日常生活阻害慰謝料について、勤務先が原発事故後に他県に移転したために申立人もやむなく同県に転居し、そこにとどまったこと等を考慮し、平成24年9月分から申立人が勤務先を退職した平成25年6月分までの賠償を認めた事例

(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例

(補足説明)

避難指示等の解除等からの相当期間経過前においても、避難後、帰還すべき避難前の生活の本拠が避難等対象区域内ではなくなった場合には、対象区域外滞在を長期間余儀なくされているとはいい難くなる場合がある。第1の2(2)ア又はイにおいて紹介されたような、避難者であるか否かについて問題となった事例と多く重なるが、あえてここにおいても紹介した。なお、例えば転勤による転居の場合に避難が終了するとみるべきかは、対象区域内に所有に係る自宅を有するかどうか、生活の安定具合、帰住意思を表象する事情の内容等、個別事情を手掛かりに、避難といえるかどうか、またその期間をどうみるのかが検討されている。

【公表番号387※3～※5】 避難指示区域から避難した申立人夫婦（原発事故当時は交際中であり平成23年8月に避難先で入籍した。）及び避難先で平成24年2月に出生した申立人子の日常生活阻害慰謝料について、平成23年5月に避難先で借上げ住宅を確保した後も、また同年8月の入籍後も、申立人らの正常な日常生活が阻害され続けていることを考慮し、平成24年11月分まで継続して賠償された事例

【公表番号411※1】 避難指示区域（富岡町）の社員寮に住込みで勤務し（平成23年9月に定年退職予定であった。）、会津地域に避難した者について、退職後は独身寮の代務員として働く予定であったこと等から、東京電力が支払を拒んだ時期以降も日常生活阻害慰謝料（平成24年3月から平成25年2月まで）が認められた事例

【公表番号530※1】 避難指示区域（檜葉町）から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後の期間（同年9月から平成25年5月まで）についても避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号535※1】 単身赴任先である避難指示区域（富岡町）の社宅から避難した申立人について、平成23年7月にいわき市所在の勤務先の寮に移転した時点をもって避難終了との東京電力の主張を排斥し、平成26年5月末までの避難慰謝料が賠償された事例

【公表番号544※1】 原発事故当時、関東地方の自宅を離れ帰還困難区域（富岡町）の実家から帰還困難区域（大熊町）内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた申立人について、自宅に戻った平成23年3月時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降（同月から平成25年4月まで）も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号545※1】 避難指示区域（大熊町）から都内にある婚約者の実家に避難し、その後の平成23年11月に結婚して引き続き都内に滞在している申立人について、結婚時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は夫婦で大熊町にある申立人の実家旅館で働く予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例

【公表番号657※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例

【公表番号810※1】 避難指示区域内の高校に進学し、高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校への転校を余儀なくされた高校生について、実家への避難・転校の時点で避難終了したとの東京電力の主張を排斥

し、転校先の高校の卒業式が行われる平成25年2月末までは避難が継続しているとして、平成23年4月から平成25年2月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号953※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅から避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、平成24年11月から平成26年5月まで精神的損害が賠償された事例

【公表番号969※1】 避難指示区域内（浪江町）に居住していた申立人ら（父母とその娘）のうち、父が経営する会社で稼働し、原発事故前から父が経営する会社を継ぐ予定であった娘について、避難先で知り合った夫と結婚した後も避難終了ではなく避難が継続していると判断し、平成26年2月までの避難慰謝料630万円が認められた事例

【公表番号997※1】 原発事故当時、親元を離れて避難指示区域内の中学に通い、同区域内の高校に進学する予定であったが、原発事故後、いったんはその高校に進学したものの、避難先の実家に近い高校への転校を余儀なくされた高校生について、高校卒業時までの避難継続を認めて平成23年3月から平成26年3月までの精神的損害等が賠償された事例

【公表番号1032※2】 避難指示解除準備区域（楡葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楡葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていること等から、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成26年11月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1286※1】 帰還困難区域（大熊町）に東京電力の従業員である申立外父とともに居住しており、原発事故によって避難した申立人ら（母・乳幼児を含む子2名）について、申立外父に転勤等の可能性があったものの、申立人らは同区域内出身者及びその子であって、育児環境等から同区域内に居住し続ける意思であったこと等を考慮して、申立時から和解成立時まで（平成27年5月から平成29年5月まで）の間について、避難による日常生活阻害慰謝料及び母である申立人については避難による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円の賠償が認められた事例

【公表番号1299※1】 居住制限区域（富岡町）から避難した東京電力の従業員である申立人の日常生活阻害慰謝料について、転勤等の可能性があったとしても、申立人自身は同区域内の出身で、実家も同区域内にあり、その生育環境等を踏まえると同区域内に居住し続ける意思であったといえること等を考慮して、未賠償であった平成24年6月から和解成立時である平成29年8月までの賠償が認められた事例

【公表番号1361※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成28年3月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、それぞれ3割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

(ウ) その他

(補足説明)

上記(ア)及び(イ)のほかに、日常生活阻害慰謝料の賠償期間が問題となった事例を挙げた。第1の2(2)ア又はイにおいて紹介されたものとも重なるが、上記(イ)とは逆に、原発事故前から避難等対象区域や避難指示区域に転居する予定のあった者に係る事例等がある。

【公表番号627※1】 中間指針第二次追補の第2の1(1)所定の第3期の精神的損害のうち帰還困難区域の600万円は、避難指示区域の見直しの時からの月額10万円の5年間分であって、富岡町については平成25年4月から平成30年3月までの分に当たる(平成25年3月分までの月額10万円は第2期の賠償金である。)として、平成25年4月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料合計600万円を認め、そのうち、申立人の既受領分(平成25年4月から平成29年5月まで)500万円を控除した100万円(平成29年6月から平成30年3月まで)を認める和解案を提示した事例

【公表番号640※3】 緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成24年9月から平成25年7月までの期間について、月額慰謝料として月10万円の賠償が認められた事案

【公表番号1140※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、自宅の建設工事請負契約書や住宅ローンの借入申込書等に基づき、原発事故がなければ避難指示解除準備区域に住宅を建築して転居していたとして、避難指示区域内の避難者と同様に、平成24年9月から和解案提示時点である平成27年10月まで月額10万円の精神的損害の賠償が認められた事例

オ 屋内退避者・滞在者の損害額

(補足説明)

中間指針第3の6指針Vは屋内退避者の精神的苦痛に対する損害額は1人10万円としているが、東京電力の直接請求では平成23年3月から同年9月まで月額10万円の賠償を認めている(平成24年7月24日付けプレスリリース)。

また、滞在者に関しては、第二次追補第2の1(2)備考5は、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとし、総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)は、原則として月額10万円の慰謝料の賠償等を認めている(東京電力の直接請求においても、平成24年6月21日付け、同年7月24日付け、同年8月13日付けプレスリリース等により、緊急時避難準備区域、南相馬市避難要請区域及び屋内退避区域について滞在者、早期帰還者に月額10万円の賠償を認めている。)

以下の事例は、これらに関するものである。

(ア) 屋内退避者に関するもの

【公表番号163※2】 自主的避難等対象者である介護を要する母親を連れて屋内退避区域(いわき市)から避難を余儀なくされた者について、避難先での介護等により過酷な生活を余儀なくされたとして、平成23年3月から同年9月まで東京電力が直接請求の基準で認めた72万円の精神的損害に加え、月額5万円の増額が認められた事例

【公表番号934※2】 屋内退避区域(いわき市)で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、平成23年9月以降の避難継続を認め、新たな事業地を購入した平成25年8月までの精神的損害が賠償された事例

(イ) 滞在者に関するもの

- 【公表番号157※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成23年7月に同区域に帰還した者について、行動の自由を制限されているなどとして日常生活阻害慰謝料（同年8月及び同年9月）の賠償が認められた事例
- 【公表番号179※2】 原発事故後、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成23年6月に帰還したが、放射線量が高かったために再度避難を行った申立人らについて、平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料が認められた事例
- 【公表番号335※2】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人らが、平成23年3月から平成24年8月までの間に避難していなかった期間1か月について、それぞれ10万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例
- 【公表番号388※4】 原発事故当時は自主的避難等対象区域に居住し、平成23年6月以降は転勤のため緊急時避難準備区域に居住した申立人について、自主的避難等対象区域に居住していた期間分について中間指針第一次追補に基づく精神的損害が賠償されたほか、同月以降に緊急時避難準備区域に居住した時期分についても中間指針に基づく日常生活阻害慰謝料（同年9月分まで月額10万円、同年10月分及び同年11月分月額8万円）が賠償された事例
- 【公表番号389※1】 緊急時避難準備区域から避難した申立人ら（父母、長女、二女）のうち、脳性麻痺等の持病があり身体障害等級1級の二女について、平成23年11月の避難先からの帰還後も、居住地域の障害者福祉水準の低下により十分な福祉サービスが受けられなかったことを考慮し、月額6万円の滞在者慰謝料の増額分が平成24年8月分まで賠償された事例
- 【公表番号916※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた父親が仮設住宅での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、緊急時避難準備区域に居住している娘が、平成23年7月から平成24年2月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞在者慰謝料の増額分として、平成23年7月から平成24年8月まで月額4万円が賠償された事例
- 【公表番号987※1、※2】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成23年3月から平成24年8月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成23年8月までは月額10割の、帰還した同年9月以降は月額2割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金20万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1231※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級4級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年3月から平成24年8月まで、東京電力が認める月額1万5000円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例

カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11））

（補足説明）

中間指針第3の6備考11は、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）第3項は、日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生

した場合には、中間指針第3の6備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができるとする。

以下の事例は、日常生活阻害慰謝料又はその増額とは別に認められた精神的損害を含む事例である。ただし、これらの精神的損害の違いは相対的などところもあり、厳密に区分することは困難であるから、上記ウ(7)等も併せて参照されたい。

なお、自主的避難等対象区域その他避難等対象区域外に係る事例については、第10の2(3)ウを参照されたい。

- 【公表番号206※19】 原発事故当時、避難指示区域（双葉町）において入院していた申立人が、原発事故当時入院先に置き去りにされたなどの事情から、平成23年3月から平成24年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料合計150万円とともに、同額の慰謝料が認められた事例
- 【公表番号282※3】 避難指示区域において津波により死亡した子の両親である申立人らについて、原発事故により避難指示が出されて立ち入ることができず、子の捜索、安否確認もできなかったこと及び平成23年4月に子の遺体が発見されたが放射能汚染のおそれが高いとして他と別扱いにされていたことにより生じた精神的損害に対し100万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号305※7】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、震災後に避難指示区域内で行方不明となり津波で死亡していた親族の捜索を行うことができなかった申立人らについて、民法711条の近親者に限らず45万円から145万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号335※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難後に帰還した申立人について、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設、障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料として2万円が、日常生活阻害慰謝料の増額とは別に認められた事例
- 【公表番号348※1】 避難指示区域において津波にさらわれた者の家族ら3名について、原発事故により避難指示が出されて立ち入ることができず、捜索ができなかったことにより生じた精神的損害に対し合計120万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号470※2】 原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進めていた申立人について、原発事故により営農ができなくなったことによる精神的損害に対する慰謝料として20万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号670※1】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族（申立人Aの妻・申立人Bの母）を捜索できなかったことによる損害について、申立人A及びBそれぞれに各60万円が賠償された事例
- 【公表番号698】 自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族らの捜索を継続できなかったことによって遺体を適切に葬ることができなかったことにより、故人に対する哀惜・追慕の情が侵害されたとして、遺族に対して、故人との親等数・関係に応じて精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号724※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追い（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を手放さざるを得なくなった申立人について、家族同様に飼育していた馬を処分し、生きがいであった野馬追いへの出場が困難になったことに対する精神的損害として15万円が賠償された事例
- 【公表番号955※1】 南相馬市小高区が警戒区域に指定されたため津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害として、家族3名に各60万円合計180万円が賠償された事例
- 【公表番号987※1、※2】 緊急時避難準備区域から避難した申立人の平成23年3月から平成24年8月までの間の日常生活阻害慰謝料について、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたこと等を考慮し、避難中の平成23年8月までは月額10割の、帰還した同年9月以降は月額2割の増額が認められ、さらに、申立人が避難先

の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金20万円の賠償が認められた事例

【公表番号1026※2】 移住を目的として平成16年に避難指示解除準備区域内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月1週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、原発事故の発生により、当該山林への立入りが不能となって3年が経過し、それまで開拓していた土地が荒廃したことについて、「第2の人生を奪われたことに対する慰謝料」として100万円の賠償が認められた事例

【公表番号1061※1】 親族（未成年者）が津波にさらわれ、自宅付近（南相馬市小高区）が警戒区域に指定された申立人らについて、警戒区域の指定前に当該親族の遺体が発見されたものの、同じく津波にさらわれた当該親族の両親の捜索が制限されたこと等により葬儀の実施が遅れたことに対する、精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号1081※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において馬一頭を飼育し、野馬追いや競馬等にも参加させていた申立人らについて、原発事故によって手放すことを余儀なくされた馬は、申立人にとって生きがいであって家族のようなペットと同等の存在であったことから、ペット喪失による精神的損害10万円の賠償が認められた事例

【公表番号1205※1】 緊急時避難準備区域の病院で清掃員をしていた申立人が、原発事故後一度避難したものの平成23年3月中に避難先から早期に帰還し、一人で同病院の清掃に従事するなどの過重労働を余儀なくされたとして、同月から他の従業員らが帰還した同年9月までの7か月間について、日常生活阻害慰謝料とは別に、一時金として30万円の精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号1311※1】 原発事故当時、自主的避難区域（相馬市）に居住し、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区榑原）所在の事務所で一般貨物運送業を営んでいた申立人らが、原発事故後、同事業所周辺の榑原地区の住居が特定避難勧奨地点に設定される中、同事業所での勤務を余儀なくされたことから、精神的損害が発生したとして、一時金100万円の賠償が認められた事例

【公表番号1328※5】 避難中に持病の既往症の合併症を発したため要介護状態が増悪した夫を介護した申立人について、夫の要介護状態の増悪が原発事故による避難と全く無関係とみるのは難しいとして、夫の身体機能が特に低下した期間を対象に慰謝料の賠償を認めた事例

【公表番号1438※2】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人の精神的損害について、避難により同町内にある親族の墓参りや仏事ができなくなったことを考慮して、一時金として10万円が賠償された事例

【公表番号1533※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、平成23年4月に結婚式及び披露宴を開催する予定であった申立人夫婦について、原発事故により結婚式等を開催することができなくなったことに係る慰謝料が一時金として賠償された事例

9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第3の7)

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

II) また、I)の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、I)の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(備考等抜粋)

ア 避難指示等があったことにより、自己又は従業員等が対象区域からの避難等を余儀なくされ、又は、車両や商品等の同区域内への出入りに支障を来したことなどにより、同区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、その事業に支障が生じた場合には、当該事業に係る営業損害は賠償すべき損害と認められる（備考1）。

イ 対象となる事業は、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る（備考1）。

ウ 指針Iの「収益」には、売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば、農業における戸別所得補償交付金、医療事業における診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合は、これらの交付金等相当分も含まれる（備考2）。

エ 事業者が本件事故により負担を免れた賃料や従業員の給料等を逸失利益から控除しなかった場合には、事業者は実際に負担しなかった販売費及び一般管理費分についても賠償を受けることになってしまい妥当ではないと考えられることから、指針Iの「費用」には、売上原価のほか販売費及び一般管理費も含まれる（備考3）。

オ 将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、当該費用は本件事故によっても負担を免れなかったとしてこれを控除せずに減収分（損害額）を算定するのが相当である（備考4）。

カ 避難指示等の前に本件事故により生じた営業損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故日以降の営業損害が賠償すべき損害と認められる（備考6）。

キ 営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある（備考7）。

ク 倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益

及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる（備考8）。

ケ 既に対象区域内の拠点を開鎖し、事業拠点を移転又は転業した場合（一時的な移転又は転業を含む。）は、営業資産の減価分、事業拠点の移転又は転業に至るまでの期間における逸失利益、事業拠点の移転又は転業後の一定期間における従来収益との差額分及び指針Ⅱに掲げる移転に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる（備考9）。

コ 逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別な考慮をすることとする（備考10）。

（中間指針第二次追補第2の2）

2 営業損害

中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

I) 中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

II) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別な努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

（備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の2関係）

ア 営業損害の終期は、専ら同指針Ⅰにより判断されるものであって、これとは別に、避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではない（備考1）。

イ 指針Ⅰについて、具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある（備考2）。

ウ 指針Ⅱについて、営業損害を被った事業者において、本件事故後の営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得られた利益や給与等があれば、これらの営業・就労が本件事故がなければ従前の事業活動に仕向けられていたものである限り、損害額から控除するのが原則と考えられる。しかしながら、本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全て控除すると、こうした営業・就労をあえて行わない者の損害額は減少しない一方、こうした営業・就労を行うほど賠償される損害額は減少することになる。このため、当該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別な努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要である（備考3）。

（中間指針第四次追補第2の1）

1 避難費用及び精神的損害（略）

（中間指針第四次追補第2の2）

2 住居確保に係る損害（略）

（備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の1関係）

営業損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の

経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる（備考8）。

（備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の2関係）

被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。

なお、移住等の先や避難先での営農や営業については、これまでの指針において、逸失利益や財物の賠償に加え、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用として、商品や営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている。事業者の多様性等に鑑みれば、これらについて一律の基準を示すことは困難であるため、東京電力株式会社においては、被害者が移住等の先や避難先で営農や営業を再開し生活再建を図るため、農地や事業拠点の移転等を行う場合、当該移転等に要する追加的費用に係る賠償についても、損害の内容に応じた柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考10）。

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

（理由等抜粋）

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法には、複数の合理的な算定方法が存在するが、その複数の方法を比較しても、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる（理由）。

総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

（理由等抜粋）

避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたことと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である（理由2抜粋）。

（2）当該指針に関する和解事例

（補足説明）

1 中間指針第3の7では、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた事業者について、避難指示等に伴い事業に支障が生じて発生した減収分及び負担した追加的費用を賠償すべき損害と認めている（同指針Ⅰ・Ⅱ）。

2 賠償対象となる減収分（逸失利益：中間指針第3の7指針Ⅰ）

同指針は、おおむね、

〔（原発事故がなければ得られたであろう収益）－（実際に得られた収益）〕

－〔（原発事故がなければ負担していたであろう費用）－（実際に負担した費用）〕

＝逸失利益

と定義している。

収益、費用等の考え方については、上記中間指針第3の7の備考2から4まで等を参照されたい。

また、原発事故がなければ得られたであろう収益（収入額）の考え方については、上記総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）及び後記オ(ウ)を参照されたい。

なお、企業努力によって損害を防止した場合の特別の努力の考え方については、中間指針第二次追補第2の2の指針Ⅱや総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）及び後記オ(イ)を参照されたい。

3 東京電力の貢献利益方式

東京電力は、平成23年9月21日付けプレスリリース等において、逸失利益＝（粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費－給料賃金・地代家賃）×減収率との算定式を用いており、経費中の変動費（原発事故後に免れた費用）の多寡に応じて逸失利益を算出している。固定費・変動費の割り振りは必ずしも一律に決まるものではないため、原発事故の前後の状況等からこの比率等を見直す審理が行われた事案も相当数ある。

4 上記2（中間指針に規定する方式）又は上記3（東京電力の貢献利益方式）のいずれによるにしても、費用の問題として減価償却費の控除の要否という問題が生ずる。その要否については理論上の問題もあり難しい問題であるが、原発事故後初期にあつては、財物賠償の実現が賠償基準の整備中という事情により遅れていたということや、事業者に対する可及的速やかな賠償実現が喫

緊の問題であったこと等から、控除を消極とした和解例が多く見られた。財物賠償の実現が広範囲に進んだ結果、控除を積極とする和解例が趨勢となっている。ただし、控除の仕方については、法定耐用年数ではなく経済的耐用年数に基づく算出をする和解例もある。

- 5 逸失利益についてはアに、追加的費用についてはイに、避難指示解除後の逸失利益及び追加的費用（中間指針第3の7指針Ⅲ）についてはウに、廃業損害（中間指針第3の7備考8等）についてはエに、その他（営業損害の終期、特別の努力、「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法及びその他）についてはオに、それぞれ事案を挙げた。なお、エの廃業損害並びにオのうち、(イ)の特別の努力及び(ウ)の「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法に係る事例については、避難指示等に係る中間指針第3の7の営業損害に限らず、風評被害による営業損害その他の営業損害に係るものについても、便宜上併せて挙げているので参照されたい。

ア 避難指示等に伴う逸失利益

(補足説明)

中間指針第3の7指針Ⅰに係る事例について、業種別に挙げた。同指針備考1の例示を参考に、代表的な業種について項目として挙げた。

(ア) 農林水産業

【公表番号405※1】 計画的避難区域（葛尾村）で養豚業を営む申立人について、平成23年2月に子豚の導入頭数を増加したことにより、原発事故がなければ増収が見込まれたとして、同年3月から平成24年12月まで、子豚の導入頭数の増加により増収するはずであった収入を基にした営業損害が賠償された事例

【公表番号416※1】 計画的避難区域（飯舘村）できのこと類を収穫・販売していた申立人について、原発事故で避難を余儀なくされたことに伴う休業による逸失利益の賠償（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例

【公表番号419※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で自家栽培野菜の販売を行っていた申立人について、避難実行に伴い販売が不能となったことによる平成23年3月分から平成24年8月分までの逸失利益について、領収書控えに記載された原発事故前の売上実績に基づき損害額が算定され賠償された事例

【公表番号433※1】 避難指示区域（浪江町）で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき平成24年1月から同年12月までの間の営業損害が賠償された事例

【公表番号464※1】 福島県の阿武隈山地における国有林等の立木を買い取り伐採して木材加工業者に販売する宮城県の業者について、立木の売買契約をしていた山林（双葉郡、南相馬市、相馬郡）に所在する木材は、いずれも商品としての価値を喪失したとして、同木材の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額が、立木伐採権の価値喪失とそれに伴って生じた営業損害（平成23年3月11日から各立木伐採権取得契約の終期まで）の損害額として賠償された事例

【公表番号470※1】 原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進めていた申立人について、原発事故により営農ができなくなったことによる平成23年3月から平成25年1月までの逸失利益を認め、その算定方法として農林水産省の平成23年度の植栽面積規模別「0.5ha未満」の数値が用いられた事例

【公表番号483※1】 避難指示区域（双葉町）で野菜の生産、販売業を営む申立人について、収穫予定の葉にんにくが収穫できなかったことによる平成23年3月から平成24年6月までの逸失利益等（耕作面積に葉にんにくの単位当たりの期待所得を乗じることにより算定）が賠償された事例

- 【公表番号523※3】 避難指示区域（双葉町）の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき平成23年3月から平成24年6月までの営業損害（野菜の生産販売事業の逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号541※2】 平成23年から帰還困難区域（双葉町）において柿の製造販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、同年3月から同年12月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号573※1】 避難指示区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、平成23年3月分から平成24年5月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号612※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成23年に作付けを断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に同年3月から同年12月までの損害額を算定した事例
- 【公表番号620※2】 南相馬市において農業及び林業を営んでいた申立人の平成25年5月までの林業に係る営業損害（逸失利益）について、基準年度の売上金額から変動費を控除した金額全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号686※1】 帰還困難区域（富岡町）において牛の飼育業を営んでいた申立人について、自給飼料の使用割合が通常の畜産農家よりも高いことから利益率も通常の畜産農家よりも高いと判断し、農協を通じての直接請求における賠償額を上回る金額の逸失利益があるとして、賠償済みの金額を超える部分の逸失利益（平成23年9月から平成25年6月まで）が賠償された事例
- 【公表番号714※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で農業を営んでいた申立人らについて、直接請求における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害（平成24年1月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号716※1】 避難指示区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び立木伐採権を行使できないことによる逸失利益（平成23年3月から立木伐採権取得契約の終期まで）が一体として賠償された事例
- 【公表番号721※1】 計画的避難区域（飯舘村）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号744※1】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、避難指示により養蜂場に残置したミツバチの死滅による平成23年3月から平成24年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号773※5】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人らが、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したとして、平成23年3月から平成25年2月までの期間について金10万円の営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号822※1】 避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げの確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、申立会社が主張する金額の半額を対象年度の売上高から控除して、平成23年4月分から平成24年3月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号975※1】 避難指示区域内で稲刈り等の農作業を手伝い、手間賃を得ていた高齢の申立人について、原発事故がなければ平成25年も農作業を手伝い、従前と同水準の手間賃を得た蓋然性が高いとして、同年分の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号1086※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に事業所を有し、磐城森林管理署管内の国有林（南相馬市や飯館村）において伐採、販売、造林を営む申立会社について、原発事故前に作業をしていた山林には避難指示により立ち入ることができず、他地域の山林において事業を再開することは従前の申立会社の事業内容等に照らして困難であったとして、平成26年1月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1479※2】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、平成29年1月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例

(イ) 製造業・加工業

【公表番号211※1】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により休業等を余儀なくされ平成23年3月から同年12月まで減収（減収率10割）が生じたとして、相当と認められる固定費・変動費の分類に基づく算定により逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号256※1】 避難指示区域内に最終処分場を有して産業廃棄物処理事業を営み、避難指示により処分場に立ち入ることができずに営業が不能となった申立人について、平成22年に処理能力に関する変更許可を受けて処分場の容量を拡大していたこと、東日本大震災による需要の拡大等の事情を考慮した計画値に基づき、平成23年6月から平成24年12月までの逸失利益について、既払金を控除した残額の9割の額の賠償が認められた事例

【公表番号420※1】 警戒区域（富岡町）で衣料品製造業を営む申立人が、平成23年3月から平成24年11月までの間、原発事故がなければ取引先からの発注が増加すると見込まれたとして、発注の増加により増収するはずであった収入を基にした逸失利益の損害の賠償が認められた事例

【公表番号499※1】 避難指示区域（富岡町）において鉄鋼工事施工業を営む申立会社について、川内村の養鶏場から発注を受けて完成していた設備製作改修工事（完成検査中）の引渡しが発注により不能となったことにより発生した営業損害等が賠償された事例

【公表番号505※1】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う平成23年3月から同年8月までの逸失利益等の賠償が認められた事例

【公表番号518※4】 原発事故当時、緊急時避難準備区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、平成23年3月から同年12月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号541※1】 平成23年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪の販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、同年3月から同年12月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号582※1】 東日本各地に事業所を展開する申立会社について、緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業

所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したことは特別の努力に当たるとして、平成23年9月から同年12月までの支払賃金の8割について、賠償が認められた事例

【公表番号649※4】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、茨城県の工場で製造した製品に対する風評被害の結果、減収が生じたとして、平成23年7月から平成25年4月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号734※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度（平成21年8月から平成22年7月まで）を変更して、新たな基準年度（平成22年3月から平成23年2月まで）を基礎として賠償額（平成23年9月から平成24年5月まで）が算定された事例

【公表番号764※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号1150※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成23年10月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も原発事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、同年1月分及び同年2月分の逸失利益が賠償された事例

【公表番号1339※2、※3】 浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成26年9月以降の営業損害について、同月から平成27年2月までは経過分の営業損害を、それ以降は、当事者双方が、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号1399※4】 帰還困難区域（富岡町）において衣類の製造販売業を営んでいた申立人の平成27年3月分から平成29年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を10割とした上で、法定耐用年数ではなく経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額が賠償された事例

(ウ) 販売業

【公表番号204※1】 原発事故当時、避難指示区域内の営業所（原発事故直前に開設）において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人について、原発事故による顧客の避難により売上げが減少し、原発事故前の基準期間の営業利益と原発事故後の対象期間（平成23年3月から平成24年4月まで）の営業利益の差額が逸失利益として認められた事例

【公表番号294※1】 避難指示区域（浪江町）で薬局を経営する申立人について、原発事故により営業停止を余儀なくされ、平成23年3月から同年12月までの間に逸失利益が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号386※1】 避難指示区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3000万円（平成23年3月から同年8月まで）の賠償が認められた事例

- 【公表番号421※1】 帰還困難区域（大熊町）で家畜商を営む申立人について、原発事故による避難指示等に伴い、休業をせざるを得なくなったとして平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益が認められた事例
- 【公表番号603※1】 緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により平成24年3月半ばまで同店舗の休業を余儀なくされたことに伴う同月1か月分の逸失利益について、営業再開直後の時期は再開準備業務と並行した営業形態であったことを考慮されて、同月後半においても実質的な休業状態であったと評価され、同月分の減収全体について賠償された事例（同年2月までの期間については直接請求において賠償済み）
- 【公表番号613※1】 避難指示区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、平成23年9月から平成24年8月までの避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された事例
- 【公表番号645※1】 原発事故当時、避難指示区域で防災設備等の販売・施工業を営んでいた申立人について、平成23年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して、同年3月から同年12月までの間の逸失利益が算定・賠償された事例
- 【公表番号680※1】 避難指示区域（南相馬市小高区）の借地に選果場を設置して生産者から野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立人について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされ収入が減少したとして、平成23年3月から平成25年2月までの逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号1139※1】 緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを営んでいたものの、原発事故後、コンビニエンスストアを閉鎖し、別の事業を開始していた申立会社について、原発事故に伴いコンビニエンスストアの店舗所在地が緊急時避難準備区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成26年1月から平成27年8月までの営業損害として、原発事故の影響割合を9割として算定した逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1141※1】 緊急時避難準備区域で菓子を製造販売していた申立人が、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念し平成27年4月に廃業したとして、原発事故の影響割合を8割として廃業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1457※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、飯館村及びその周辺地域を中心に水産物の移動販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、平成27年1月分から平成29年7月分まで原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合は10割から3割まで漸減し、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正した賠償が認められた事例
- 【公表番号1522※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯館村、浪江町等）の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を3割として算定された金額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1537※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成23年3月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なく

されたなどの事情がある期間を除いた平成17年度から平成19年度まで及び平成22年度（年度は当年4月から翌年3月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成23年4月から平成24年3月まで原発事故による影響割合を5割5分、同年4月から平成27年2月まで同割合を9割5分として算定した経過分の逸失利益及び同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年3月以降の将来分について直近の年間逸失利益の2倍相当額の賠償が認められた事例

【公表番号1540※1】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。）

(エ) 建設業

【公表番号176※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（双葉郡）内に所在し、避難指示区域を含む近隣地域で土木・建設業を営んでいた申立人について、避難指示等により大幅に売上げが減少したとして、平成23年3月から平成24年2月までの間に係る逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号200※1】 原発事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、避難指示区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、避難指示等により地域の住民の多くが避難したこと等から売上げが減少したとして、平成23年3月から同年12月までの間の逸失利益の損害賠償が認められた事例

【公表番号400※1】 避難指示区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益（平成23年3月から平成24年2月まで）が賠償された事例

【公表番号404※1】 避難指示区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故前に受注していた工事が中断し完成しなかったとして、既存の請負契約の残工事代金相当分等の逸失利益が賠償された事例

【公表番号438※1】 建設業を営む申立会社について、下請企業として避難指示区域内（大熊町）において施工中の公共用道路建設工事が、原発事故により遂行不能となったことによる逸失利益（平成23年3月から同年8月まで）が賠償された事例

【公表番号441※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む会社の逸失利益（平成23年3月から同年11月まで）が賠償された事例

【公表番号553※1】 避難指示区域（富岡町）で測量設計事務所を営む申立人について、避難指示区域内にあつて連絡がとれなくなった取引先への売掛金が、原発事故により回収不能となったことを認め、売掛金相当額の営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

【公表番号593※1】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、原発事故により避難を余儀なくされて減収が生じたことから、逸失利益（平成23年3月分から同年8月分まで）が賠償された事例

【公表番号662※1】 原発事故当時、避難指示区域内で土木建築請負業を営んでいた申立人について、本店所在地の移転等を余儀なくされた結果、減収が生じたとして、平成23年12月から平成24年2月までの間の逸失利益として373万3618円の賠償が認められた事例

【公表番号673※2】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人について、原発事故の避難指示等に伴い、営業が不能になったとして、営業損害（平成23年3月から和解案提示月である平成25年8月までの30か月分及び同年9月から平成27年2月までの将来分18か月分の逸失利益）の賠償がされた事例

- 【公表番号725※1】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は同年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1199※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）及び帰還困難区域（大熊町）を拠点として建築設計業務を営む申立人の大熊町の拠点に係る逸失利益について、事業の実態に基づいて損害額の計算を補正した上で、平成27年12月分までの損害（原発事故の影響割合10割）が賠償された事例

(オ) 不動産業

- 【公表番号172※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において不動産賃貸業を営んでいた申立人について、原発事故による避難指示により借入人が避難したため賃料の収入が失われ、平成23年4月からは新築の賃貸物件についても賃貸が開始されたと見込まれるにもかかわらず賃貸が不能となったとして、同年3月から同年8月までの間、賃料収入の逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号385※1】 警戒区域内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益（平成23年3月から平成25年1月まで）を賠償した事例
- 【公表番号390※1】 避難指示内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人について、当該不動産の財物賠償がまだされていないことから、平成24年6月については直接請求手続において控除された減価償却費相当額を、同年7月から和解案提示月の前月である平成25年1月までについては減価償却費を控除しない方法により算定した逸失利益の全額を、それぞれ賠償することが認められた事例
- 【公表番号576※1】 避難指示区域において貸家業を営んでいた申立人について、借家人の避難に伴う平成23年3月から平成24年9月までの逸失利益の算定に当たり、東京電力の主張する減価償却費の取扱いや固定費と変動費の振分けの方法を採用せずに賠償額（407万0579円）が算定された事例
- 【公表番号725※2】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、不動産業は同年3月から平成24年2月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号906※1】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、宅地分譲事業計画に関する営業損害が賠償された事例
- 【公表番号952※1】 平成23年1月に開業し、帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、営業実績はないものの、申立会社の代表者が開業前10年以上にわたり不動産会社に勤務した中で得たノウハウや人脈を駆使して開業した会社であり、少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることは可能であったとして、4年分（同年3月から平成27年2月まで）の返済金相当額592万円が逸失利益の額であるとした申立会社の主張を認め、逸失利益が賠償された事例

(カ) 医療業

【公表番号443※1】 避難指示区域で自営業を営んでいた申立人らの亡父（原発事故後に死亡）の営業損害（父死亡後は申立人Aが事業を承継した。）が賠償された事例

【公表番号484※1】 避難指示区域内で接骨院を営み、原発事故により休業を余儀なくされ、避難先で事業を再開した申立人について、平成23年3月から同年12月までの休業による減収分について、事業再開後の売上げを「特別の努力」と認めて控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号580※1】 避難指示区域において自営業を営む申立人について、原発事故に伴い避難するために営業停止したことによる平成23年3月から平成24年8月までの営業損害（逸失利益）が、請求額満額について賠償された事例

【公表番号629※1】 福島県（避難指示区域外）で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、同年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、同年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例

(キ) 観光業

【公表番号648※1】 避難指示区域で観光牧場を営んでいた申立人について、原発事故により営業することができなくなったことによる逸失利益が賠償された事例

【公表番号775※1】 避難指示区域で平成23年4月から自然庭園の本格的な営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の本格的な営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して同年3月から平成27年2月末までの逸失利益が賠償された事例

(ク) サービス業

【公表番号204※1】 原発事故当時、避難指示区域内の営業所（原発事故直前に開設）において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人について、原発事故による顧客の避難により売上げが減少したことによる逸失利益（原発事故前の基準期間の営業利益と原発事故後の対象期間（平成23年3月から平成24年4月まで）の営業利益の差額）の賠償が認められた事例

【公表番号253※1】 避難指示区域内において整体業を営んでいた申立人について、避難指示により営業が不能となったとして、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益の損害について、東京電力のプレスリリースを踏まえ、平成23年3月から平成24年5月までの間の逸失利益においては償却資産に係る減価償却費を控除せず、同年6月から平成27年2月までの逸失利益の計算においてはこれを控除した計算により賠償が認められた事例

【公表番号293※1】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が避難指示区域に指定されたため、当該重機を賃貸することができず、また回収することもできなくなったことにより逸失利益が生じたとして、平成23年3月から同年8月までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号320※1】 双葉郡内で機械器具の販売業及びリース業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う避難指示により取引先が減少して生じた営業損害（平成23年3月分から平成24年2月分まで）が賠償された事例

【公表番号336※1】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故により店の休業を余儀なくされたとして、逸失利益約1657万円が賠償された事例

- 【公表番号342※1】 関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号414※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で美容院を営む申立人の逸失利益の計算において、対象期間（平成23年3月から同年8月まで）中の売上げを特別の努力として控除せずに賠償を認めた事例
- 【公表番号437※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）で樹木管理及び造園業を営む申立人について、原発事故に係る避難指示により顧客が喪失されるなどしたため減収が生じたとして、事業の増収見込みを考慮した年間売上高を基礎として、減収額から経費相当分30%を控除して損害額が算定され、逸失利益（平成24年3月から平成25年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号440※1】 原発事故前から緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備（平成23年9月開業予定）をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益（同月から平成25年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号539※1】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを営む申立会社について、避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の各店舗の営業休止を余儀なくされたことに伴う平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号554※1】 原発事故当時、避難指示区域内に1店舗、それ以外の場所に2店舗の美容院を営んでいた申立人が、原発事故により避難指示区域内の1店舗のみが営業休止を余儀なくされたが、東京電力への直接請求では3店舗分を合算した数値で売上げ・利益の減少額が算出され賠償されたのを不服とする申立てをしたところ、平成23年3月から平成24年3月までの間の逸失利益について、避難指示区域内の1店舗分の数値で売上げ・利益の減少額を算出し、直接請求手続における賠償の不足分が賠償された事例
- 【公表番号556※1】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であった申立人について、開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号564※1】 避難指示区域（富岡町）においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成23年6月から緊急時避難準備区域（南相馬市）において週3回程度開催する予定であった新教室の開設が不可能になったことによる同年3月から同年11月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号575※1】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う平成23年3月から平成24年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号667※1】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、平成25年9月に成立した和解において、東京電力が直接請求手続において包括請求を認めている平成27年2月までの将来分を含めて賠償され、金額の算定に当たっては、特別の努力を適用したほか、水道光熱費及び通信費について半額のみを変動費とした事例
- 【公表番号700※2】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、逸失利益（平成23年3月から平成24年11月まで）が賠償された事例
- 【公表番号717※1】 福島県内の避難指示区域内外各地に営業所等を置きクリーニング業を営む申立会社について、避難指示区域内の営業所等における逸失利益（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号757※1】 避難指示区域（飯舘村）の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わない

ような特別の努力により売上げが増加したものとして、平成23年3月から平成24年2月までの売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例

【公表番号821※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人X1について、南相馬市原町区に営業所のある会社から内職を請け負い、稼働していたが、原発事故によりうつ病が悪化したため、従前のように稼働できなくなったこと及び原発事故により就労先の規模が縮小されたため営業が不能になったとして、平成24年12月から平成25年8月まで月額3万円の賠償が認められた事例

【公表番号840※2】 福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に帰還困難区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得ず、代替車納入までの間、当該車両を使用できなかったことによる営業損害（休車損）が賠償された事例

【公表番号855※1】 工事中資機材のリース業等を営む申立会社について、資機材のリース先が避難指示区域内の工事現場であり、原発事故後、資機材が利用できなくなったことで、リース先が支払を拒み、未収となっていたリース料相当額（平成23年4月から平成24年4月（一部について平成23年6月）まで）が賠償された事例

【公表番号873※4】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、将来の増収増益見込みを考慮して営業損害（平成23年3月から平成24年12月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号984※2】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先に対する当該設備のリース料の売上げが減少したことに伴う逸失利益（平成23年3月から平成24年3月まで）が賠償された事例

【公表番号993※1】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を営んでいた申立会社について、原発事故により全ての事業を停止したことに伴う逸失利益（平成23年3月から平成26年9月まで）が賠償された事例

【公表番号1263※1】 南相馬市小高区の学習塾に係る平成27年3月以降の営業損害について、当事者双方が、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号1379※1】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

【公表番号1545※1】 帰還困難区域（双葉町）においてクリーニング業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続による賠償状況を見直した結果、平成23年12月分以降の営業損害（逸失利益）に係る直接請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年3月分から同年11月分までの営業損害（逸失利益）に係る請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、同年3月分から同年11月分までの営業損害（逸失利益）が追加賠償された事例

(ケ) その他

【公表番号741※1】 南相馬市鹿島区で情報関連事業を営む申立会社について、原発事故による従業員らの避難等を原因とする売上減少があったことを認め、事故時から平成25年5月までの逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号798※1】 避難指示区域の宗教法人について、収入額の認定に現金出納帳や経験則上発生が見込まれる収入については陳述書を利用し、客観的資料の不足を補った上で、営業損害等が賠償された事例
- 【公表番号865※1】 住民の避難により区費の集金ができなくなった避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、原発事故時点で既に支出があった平成23年度の費用相当額（区費回収不能に伴う損害）約27万円が賠償された事例
- 【公表番号909※1】 避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分（平成23年度から平成25年度までの卒業生分）の逸失利益（平成23年3月から平成26年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1517※1】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所内部の定期検査における放射線管理業務を受託していた申立人について、原発事故に伴い同受託契約が解除されたために生じた営業損害（逸失利益）として、平成25年分は原発事故の影響割合を5割、平成26年分は同割合を3割、平成27年分は同割合を1割として賠償された事例

イ 避難指示等に伴う追加的費用

（補足説明）

中間指針第3の7指針Ⅱに係る事例について、追加的費用の種類別に挙げた。なお、除染費用については、第11の1(2)において集約しているため、他の営業損害に伴うもの、営業損害にとどまらないもの等について、そちらも参照されたい。

（ア） 従業員に係る追加的な経費

- 【公表番号342※1】 関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号424※1】 原発事故当時、避難指示区域において化粧品の販売業を営んでいた申立人が、避難指示等により、店舗の移転を余儀なくされるとともに、販売代理店も移転してしまったため、営業のために遠く離れた販売代理店に赴くことが多くなり、留守中の申立人店舗への問合せ等に対応するために従業員を新規に雇用したとして、そのために支出した費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号505※2】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（従業員の避難に係る宿泊費用、転勤を余儀なくされた従業員の社宅費用、稼働実体のない従業員の給与。平成23年3月から平成25年4月まで）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号618※4】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により一時休業を余儀なくされたとして、休業期間（平成23年3月）中の従業員の給与が賠償された事例
- 【公表番号700※3】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号725※5】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、同年3月から平成24年2月までの従業員に係る追加的経費が賠償された事例

【公表番号780※1】 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、対象区域外であるものの、中間指針第3の7Ⅱの趣旨を踏まえて、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した平成23年3月から同年8月までの追加的費用（人件費及びリース費用）が賠償された事例

【公表番号952※2】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、事業所から必要書類を持ち出すために従業員に支払った日当が、追加的費用3万4000円（区域内作業費時給2000円×2時間×2名×2日、区域外人件費時給750円×6時間×2名×2日）として賠償された事例

【公表番号995※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市）で美容用品の販売等を営み、原発事故後、平成25年3月に福島県内に営業所を増設した申立会社について、平成26年7月までに発生した原発事故により避難した従業員の通勤費用増加費用、早出や残業の際の宿泊費、通勤距離増加に伴うタイヤ摩耗によるタイヤ交換費用の賠償が認められた事例

【公表番号1435※4】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、近隣に居住する従業員が避難を余儀なくされたことにより申立人が負担する通勤交通費が増加したとして、平成29年5月から同年10月までの増額分について賠償が認められた事例

(イ) 商品や営業資産の廃棄費用

【公表番号211※3】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により事業に支障が生じたために負担した一時立入費用及びリース解約金の賠償が認められた事例

【公表番号369※1】 緊急時避難準備区域（広野町）を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人である申立人（いわき市所在）に生じた部材の購入・製作費用、撤去費用等の相当額（平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例

【公表番号611※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例

【公表番号641※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例

(ウ) 除染費用等

【公表番号174※1、※2】 原発事故当時、避難指示区域所在の事業所において精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により、各工場の除染費用、出入口エアシャワー室の設置、改修及び屋根修理に係る費用の負担を余儀なくされたとして、いずれの費用についても追加的費用の賠償が認められた事例

【公表番号798※1】 避難指示区域の宗教法人について、本殿の壁を高压洗浄機で洗浄するなどした除染費用が賠償された事例

(エ) 事業拠点の移転費用

【公表番号174※3、※5】 避難指示区域内に複数の工場を有し、精密機械等の製造業を営んでいた申立人が、原発事故による放射性物質の放出を懸念した取引先の要請により二本松市に新たな工場を設置せざるを得なかったとして、工場の一部の移設に要した人件費、

工場の賃借に係る敷金相当額の運用益としてその5分に相当する額、役員の前居に係る賃料（ただし、賃料については直接請求手続において支払うこととされたために和解対象外となった。）が追加的費用の賠償として認められた事例

- 【公表番号441※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む会社について、原発事故後に避難指示区域外に設置した仮設事務所の備品代金等（追加的費用。平成23年3月から同年11月まで）が賠償された事例
- 【公表番号475※1】 薬品の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備（建物・建物付属設備を含む。）を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例
- 【公表番号479※1】 避難指示区域（葛尾村）で個人で建設工事下請業を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年9月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開のために新たに購入した営業用車両及び工具類の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号484※2】 避難指示区域内で接骨院を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年12月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開等に伴う追加的費用等が賠償された事例
- 【公表番号568※1】 大工である申立人について、避難指示区域（飯舘村）の作業場が原発事故により使用不能となったため、新たに川俣町の自宅の敷地に仮設の作業場を設置したが、当該作業場設置費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号573※2】 避難指示区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、移転先で営業を再開するための追加的費用（ビニールハウスの代金や作業場建築代金を含む。）が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して、移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部が賠償された事例
- 【公表番号593※2】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、原発事故後同区域からいわき市に営業拠点を移動して建設業の営業を再開するための追加的費用（平成23年3月分から同年8月分まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号611※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例
- 【公表番号656※2】 避難指示区域及び居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいた申立人が、移転先の新店舗のために新規で取得した設備費用について、取得価格の4割の賠償が認められた事例
- 【公表番号688※2】 避難指示区域及び居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人について、歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の3割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の5割が賠償された事例
- 【公表番号700※3】 避難指示区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号725※3、※4】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、同年3月から平成24年2月までの、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号737※1】 避難指示区域で左官業を営んでいた申立会社について、避難先で営業を継続するために建築した仮設事務所兼倉庫及び付属設備の設置費用（追加的費用）等が賠償された事例

- 【公表番号743※5】 大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用（新規取得にかかる金額の5割）が、費用を現実に支出する前に賠償された事例
- 【公表番号750※1】 緊急時避難準備区域内の涼しい山間部（エアコン不要）で機械部品の製造業を営んでいた申立会社について、避難先（区域外）の工場が市街地にあり、高温で窓を開放すると土埃が室内に入るなどの事情のために新たに導入したエアコンの購入代金・設置費用が賠償された事例
- 【公表番号764※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例
- 【公表番号806※2】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、事務所を移転したために新たに生じることとなった事務所の賃料の賠償が認められた事例
- 【公表番号954※1】 避難指示区域（浪江町）で飲食店（居酒屋）を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先で新たに焼肉店を始めた際に支出した備品・機器リース料の一部が賠償された事例
- 【公表番号995※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市）で美容用品の販売等を営み、原発事故後、平成25年3月に福島県内に営業所を増設した申立会社について、営業所を増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で事業を維持していくために必要な措置であったとして、増設した営業所の開設費用等の一部が賠償された事例
- 【公表番号1030※1】 緊急時避難準備区域（田村市）の工場で製造業を営んでいたが、原発事故により同区域外に工場を移転させた申立会社について、工場の賃借料増加分（対象期間平成23年9月から平成26年5月まで）及び移転先の敷地の舗装工事費用（対象期間平成24年5月）について、原発事故の影響割合を7割とする和解が成立した事例
- 【公表番号1074※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅兼店舗において美容室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成27年1月に首都圏において美容室の営業を再開するために要した、自宅兼店舗の賃借のための初期費用及び店舗部分の新装工事費用等が賠償された事例
- 【公表番号1435※3】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、原発事故により同じ飯舘村内に仮工場を新設して移転した後、平成29年3月の避難指示解除に伴い仮工場を同年2月に閉鎖して原発事故前の工場に戻る際、工場設備の移転及び設置作業費用の支出を余儀なくされたとして、同年1月から同年3月までの移転費用について賠償が認められた事例

(オ) 営業資産の移動・保管費用

- 【公表番号505※2】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（商品の保管費用。平成23年3月から同年8月まで）等の賠償が認められた事例

- 【公表番号603※3】 緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により一時同店舗の休業を余儀なくされたことに伴い同店舗の在庫商品を搬出して他の店舗に移転した際に要した費用について賠償された事例
- 【公表番号611※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例
- 【公表番号614※1】 相双地域内の避難指示区域で獣医師業を営んでいた申立人について、原発事故後に営業資産を保管し、事業を維持するために購入した医療用動産の購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号641※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号744※3】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した平成24年中の交通費等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号952※2】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、事業所から必要書類を持ち出す際に必要な防護服等の購入費用4449円が賠償された事例
- 【公表番号1435※2】 居住制限区域（飯舘村）に工場を有していた申立人が、原発事故により同じ飯舘村内に仮工場を新設して移転し、平成29年3月の避難指示解除に伴い仮工場を閉鎖して原発事故前の工場に戻る経緯の中で、工場間の人員・生産品・製品の移動のため営業車のリースを余儀なくされたとして、平成25年11月から平成29年4月までのリース費用について賠償が認められた事例

(カ) その他追加的費用

- 【公表番号211※3】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人について、避難指示により事業に支障が生じたために負担した一時立入費用及びリース解約金の賠償が認められた事例
- 【公表番号302※1】 リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンター等に設置していた申立人について、設置場所が避難指示区域に指定されたコイン精米機のリース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が、営業損害（追加的費用）として賠償された事例
- 【公表番号336※3】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故により店の休業を余儀なくされ収入が途絶えたため、店の経営に関する金融機関からの借入金の遅延約定利息金及び遅延損害金が発生したとして、営業損害の追加的費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号342※1】 関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を避難指示区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号343※1】 茨城県で運送業を営む申立人について、原発事故により国道6号線の避難指示区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた事例
- 【公表番号369※1】 緊急時避難準備区域（広野町）を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人である申立人（いわき市所在）に生

じた部材の購入・製作費用、撤去費用等の相当額（平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例

- 【公表番号404※2】 避難指示区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故により受注中の工事の工期が遅れたために平成23年3月から同年12月までの間に発生した、バリケードや工事機材等の追加のレンタル料及びレンタル用品の買取費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号505※2】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により避難指示解除準備区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う追加的費用（代替品の調達に要した経費、線量計購入費用、他の事業所の設備拡充費用、新規運転資金の借入利息、火災保険料、工場への一時立入費用。平成23年3月から平成30年5月まで）等の賠償が認められた事例
- 【公表番号527※1】 緊急時避難準備区域内の現場で土木工事を請け負っていた申立会社について、区域指定により工事現場への立入りが制限され、2か月間工事現場から搬出できなかったために使用不能となったリースの掘削機についてリース会社に支払ったリース料相当額及び同じく自社所有のクレーンを搬出・使用できなかったために新たに借りたクレーンの賃借料相当額が賠償された事例
- 【公表番号539※2】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の店舗の営業休止を余儀なくされた申立会社について、店舗の営業再開のために生じた平成23年3月分から同年8月分までの追加的費用（店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用）が賠償された事例
- 【公表番号556※2】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であつた申立人について、開業の見込みが立たなくなったことを理由に、開業のために負担していた準備費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号610※4】 避難指示区域である富岡町においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、営業損害の追加的費用として、開業から廃業までに支出した経費分（リース料、支払利息、人件費、その他の経費等）が賠償された事例
- 【公表番号611※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用が追加的費用として賠償された事例
- 【公表番号612※4、※5】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成23年3月から同年8月までにかけて避難先から農地の管理に赴いた費用のほか、原発事故による減収のため、農機具の購入費用を割賦払いとしたことよって発生した平成24年3月から平成26年3月までの分割手数料が賠償された事例
- 【公表番号613※1】 避難指示区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、平成23年9月から平成24年8月までの避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された事例
- 【公表番号623※1】 避難指示区域で畜産サービス業を営んでいたが、原発事故により千葉県内への事業移転を余儀なくされた申立人について、事故後に購入した輸送用中古トラック（ディーゼル車）の購入費用の一部が賠償されたほか、条例により車への設置を義務付けられたフィルターを購入・装着費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号624※1】 緊急時避難準備区域で総菜や弁当を製造販売しており、原発事故により長期休業を余儀なくされたが、平成24年12月に元の店舗で事業を再開した申立人について、事業再開のための店舗の修繕工事費用のほか、長期休業後に再開のために購入した備品類の購入費用について、追加的費用として賠償が認められた事例
- 【公表番号633※1】 避難指示区域（双葉郡）で化粧品の販売代理店を営んでいた申立人について、原発事故後、営業拠点を避難先の関東地方に移転したことにより生じた交

通費（配達費）、商品発送費用及び電話代の増加分について、直接請求において拒否された平成24年8月から平成25年1月までの期間についても賠償が認められた事例

- 【公表番号641※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、緊急時避難準備区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされ、最終的に中止せざるを得なくなったとして、工事費用、商品等の廃棄費用、営業資産の管理費用（平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号650※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）でクリーニング店を営んでいた申立人について、原発事故後、配送等のために避難先の埼玉県から福島県内への車での行き来を余儀なくされたことによりタイヤが損耗したためタイヤを購入したとして、平成23年3月から平成25年4月までの購入価格の9割が賠償された事例
- 【公表番号667※2】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人について、原発事故により避難を余儀なくされ、避難の際にピアノを持ち出せず、避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用が追加的費用として賠償された事例
- 【公表番号668※1】 避難指示区域（南相馬市小高区）の所有地上に建築予定の集合住宅を建設会社に一括借上げしてもらう計画を有していたが、原発事故により建設中止となった申立人について、建設会社に支払った請負代金のうち原発事故前に生じた工事費用として返還されなかった金額、借入金利息等が賠償された事例
- 【公表番号700※3】 避難指示区域内で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業拠点移転費用や従業員移動費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号746※1】 避難指示区域（帰還困難区域）に工場Aがあった各種機械・金属製品の製造業者について、原発事故直後より別の工場Bでの製造活動再開の必要に迫られたが、原発事故による工場Aへの立入困難により取引先から貸与を受けていた金型が使用できなくなり、その代替品を製造せざるを得なかったことによる製造費用等が賠償された事例
- 【公表番号780※1】 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、対象区域外であるものの、中間指針第3の7Ⅱの趣旨を踏まえて、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した平成23年3月から同年8月までの追加的費用（人件費及びリース費用）が賠償された事例
- 【公表番号798※1】 避難指示区域の宗教法人について、石灯籠が台座から落下したまま1年3か月近く修繕できなかったために、接着面が劣化するなどしたために生じた修理増加費用が賠償された事例
- 【公表番号808※1】 避難指示区域（広野町）において、津波で被災した大型重機の引き上げ・修理を行おうとしていた申立人について、原発事故により重機の搬出が遅滞したことで発生した追加の修理費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号865※2】 避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、平成24年度及び平成25年度（同年3月まで）の間、総会や役員会等を区外で開催することを余儀なくされたために生じた交通費等の増加費用として約101万円が賠償された事例
- 【公表番号891※1】 避難指示区域にて美容院を営んでいた申立人について、事業再開に向けて平成25年5月に行った店舗清掃費用等が賠償された事例
- 【公表番号934※1】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

- 【公表番号954※1】 避難指示区域（浪江町）で飲食店（居酒屋）を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先で新たに焼肉店を始めた際に支出した備品・機器リース料の一部が賠償された事例
- 【公表番号1062※2】 南相馬市鹿島区に居住し、会社勤務をしつつ兼業農家を営んでいた申立人について、原発事故後、勤務先営業所の移転により単身赴任を余儀なくされたこと等により田の管理が困難になったとして、原発事故後に購入した除草の為の機械について、その代金の一部が賠償された事例
- 【公表番号1435※1】 居住制限区域（飯館村）に工場を有していた申立人が、同工場において来客用及び従業員用の飲料水購入を余儀なくされたとして、避難指示が解除された平成29年3月分までの飲料水購入費用について賠償が認められた事例
- 【公表番号1512※2】 帰還困難区域（浪江町）で個人事業を営んでいた申立人について、避難先から顧客の法事に参加するための交通費（平成26年4月から平成29年11月までについて5万7248円）が賠償された事例

ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用

（補足説明）

中間指針第3の7指針Ⅲに係る事例について、区域別に挙げた。

（ア） 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域）

- 【公表番号1263※1】 南相馬市小高区の学習塾に係る平成27年3月以降の営業損害について、当事者双方が、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例
- 【公表番号1333※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において祭祀行為等を行う申立人（神社）の逸失利益について、同市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、避難した住民が戻りつつあること等も踏まえて、平成27年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号1339※2、※3】 浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成26年9月以降の営業損害について、同月から平成27年2月までは経過分の営業損害を、それ以降は、当事者双方が、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例
- 【公表番号1379※1】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1435※4】 居住制限区域（飯館村）に工場を有していた申立人が、近隣に居住する従業員が避難を余儀なくされたことにより申立人が負担する通勤交通費が増加したとして、平成29年3月の避難指示解除後の同年5月から同年10月までの増額分について賠償が認められた事例
- 【公表番号1479※2】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、平成29年1月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例

【公表番号1522※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯館村、浪江町等）の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を3割として算定された金額の賠償が認められた事例

【公表番号1537※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成23年3月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度から平成19年度まで及び平成22年度（年度は当年4月から翌年3月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成23年4月から平成24年3月まで原発事故による影響割合を5割5分、同年4月から平成27年2月まで同割合を9割5分として算定した経過分の逸失利益及び同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年3月以降の将来分について直近の年間逸失利益の2倍相当額の賠償が認められた事例

(イ) 旧緊急時避難準備区域

【公表番号603※2】 緊急時避難準備区域で小売店舗を経営する申立会社が、原発事故により同店舗の休業を余儀なくされ、平成24年3月半ばに営業を再開したものの、申立外電力会社との間において原発事故当時に電力供給契約上適用されていた割引料金が、休業に伴う同契約の解約後、再開時に改めて締結した電力供給契約には適用されなくなったことによって生じた差額電力代金分について賠償された事例

【公表番号873※4】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、平成23年3月から平成24年12月までの逸失利益が損害された事例

【公表番号1027※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で近隣の農家等から仕入れた食材を使って弁当店を営んでいたが、原発事故後に休業している申立人について、避難指示等解除後においても購入客の多くがまだ帰還しておらず、食材の仕入も困難な状況にあること等から従前の店舗で営業を再開することは困難であり、また、申立人の年齢や経済的状況等から、他の地域で新たに営業を開始することも困難であることから、平成26年1月から同年6月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1078※1】 緊急時避難準備区域（川内村）に居住し、双葉郡の工務店を取引先とする仕事を中心に大工業を営んでいた申立人について、平成26年1月から同年12月までの逸失利益について、原発事故の影響割合を同年1月から同年6月までは6割、同年7月から同年12月までは4割として賠償された事例（平成25年12月までの営業損害は本和解外で東京電力により支払済みである。）

【公表番号1139※1】 緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを営んでいたものの、原発事故後、コンビニエンスストアを閉鎖し、別の事業を開始していた申立会社について、原発事故に伴いコンビニエンスストアの店舗所在地が緊急時避難準備区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成26年1月から平成27年8月までの営業損害として、原発事故の影響割合を9割として算定した逸失利益が賠償された事例

【公表番号1540※1】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成

28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。）

(ウ) その他避難区域

【公表番号1379※1】 群馬県内で魚の釣り堀営業を営む申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例

エ 廃業損害

(補足説明)

中間指針第3の7備考8は、「倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる」としており、同備考10は、逸失利益等が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、高齢者、農林漁業者等の転職が特に困難な場合や特別な努力を講じた場合等には、特別の考慮をすることとするとしている。

以下は、同指針に基づく廃業損害に関する事例を中心に、風評被害による営業損害その他のものについても、便宜上廃業損害に係る事例については併せて挙げた。なお、避難等対象区域内に係る事案とそれ以外の区域に係る事案を分けて紹介した。

【避難等対象区域内に係る事案】

【公表番号513※1】 自主的避難等対象区域に本店を置き、避難指示区域を含む福島県浜通り全域の美容院を主要な取引先としてヘアケア用品の販売等を行っていたが、原発事故による受注減少により事業継続を断念した申立会社について、平成23年3月から平成28年3月までの5年分の営業損害（廃業損害）が賠償された事例

【公表番号610※1】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社の廃業損害について、過去の売上実績がなかったことから、申立会社作成に係る収支予測試算に基づく算定により廃業損害（事故から4年間分の逸失利益相当額）が賠償された事例

【公表番号845※2】 緊急時避難準備区域で教育施設を運営していた申立人について、原発事故により廃止を余儀なくされたとして、廃止に伴う施設や借地権等の財物損害、職員の解雇に伴う人件費（退職金を含む。）等が賠償された事例

【公表番号934※1】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

【公表番号1069※1】 緊急時避難準備区域（川内村）で造園業を営み、緑化木を育成・販売していた申立人について、廃業に伴う棚卸資産として緑化木の損害が賠償された事例

【公表番号1141※1】 緊急時避難準備区域で菓子を製造販売していた申立人が、原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念し平成27年4月に廃業したとして、原発事故の影響割合を8割として廃業損害の賠償が認められた事例

【公表番号1150※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成23年1

0月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、原発事故と廃業との間に相当因果関係を認め、廃業後3年分の廃業損害の賠償がされ（原発事故の影響割合5割）、申立会社の代表者である申立人について、借地上に建てていた申立会社の本社兼工場の解体費用等の追加的費用の一部（同割合5割）が賠償された事例

【公表番号1239※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成28年2月に廃業した会社について、逸失利益の賠償が認められたほか、原発事故前から債務超過であったものの、取引先の多くが避難指示区域内にあったことから原発事故後に大幅な売上減少が継続したことを考慮すると、原発事故と廃業との相当因果関係は否定できないとして、廃業損害（営業利益の約1年半分）が賠償された事例

【公表番号1368※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で飲食店を営んでいたが、原発事故に伴う売上げの減少等により、平成27年3月に廃業した申立人の廃業損害について、逸失利益として、約2年分の逸失利益相当額（597万5393円）が、追加的費用として、解体工事の必要性等を考慮して廃業に伴う建物設備の解体費用の約8割相当額（340万円）が賠償された事例

【公表番号1440※1】 福島県内等で複数の飲食店の運営等の業務を行う申立会社について、避難指示解除準備区域（浪江町）の店舗に関しては平成27年10月まで、居住制限区域（富岡町）の店舗に関しては平成28年10月までの営業損害（逸失利益）に係る賠償金を受領しているものの、原発事故の影響により同月に両店舗の営業再開を断念したことを考慮し、廃業損害として両店舗の営業利益の1年分相当額が賠償された事例

【避難等対象区域外に係る事案】

【公表番号436※1】 会津地域でガソリンスタンドを経営していたが、風評被害による売上減少等が原因で平成23年6月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例

【公表番号538※1】 原発事故当時、茨城県において海水浴客向けの民宿業を営んでいた申立人について、風評被害により海水浴客が減少したために廃業を余儀なくされたとして、廃業に伴う損害（平成23年分の逸失利益の5倍相当額と解体費用の一部を合計した額）の賠償が認められた事例

【公表番号587※1】 果樹の栽培を福島県浜通り（避難指示区域外）で営む申立人について、風評被害により廃業することを余儀なくされたことに伴う損害（おおむね年間利益の5年分に相当）等が賠償された事例

【公表番号628※1】 県南地域で酪農業を営んでいたが、風評被害による売上げ減少のために平成24年9月に廃業を余儀なくされた申立人に対し、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例

【公表番号636※1】 申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において廃品回収業を営み、回収した廃品を宮城県の廃品買取業者に売却する取引をしていたところ、原発事故後、放射性物質による汚染の懸念を理由として取引先から買取価格を下げられたり出入りを断られたりするなどして営業利益が減少し、平成23年6月に廃業に追い込まれたとして、これに伴う廃業損害（逸失利益）について、実利益3年分に原発事故の影響割合7割を乗じた額の賠償が認められた事例

【公表番号783※1、※2】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成23年3月から平成31年12月までの約9年分の逸失利益に相当する金額の賠償及びしいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号784※1】 自主的避難等対象区域でペットを繁殖させて販売するブリーダー業を営んでいたが、原発事故により買い手がつかなくなったこと等から廃業を余儀なくされた申立人について、5年分の年間収入額に原発事故による影響割合を8割として算定した金額の廃業損害が賠償された事例
- 【公表番号818※1、※2】 茨城県内で福島県産の原材料を使用した加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、廃業損害として、5年分の年間利益に原発事故による影響割合として5割を乗じて算定した金額のほか、食品製造業用機械及び冷暖房設備に係る財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1053※1】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割までの範囲の賠償額が算定された事例
- 【公表番号1075※1】 茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の風評被害に基づく営業損害について、事故後閉鎖した店舗について、閉鎖に一定の経営判断があったことから、原発事故の影響割合を5割、補償対象期間を3年とする廃業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1127※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成27年に廃業することを余儀なくされたとして、3年分の年間利益に原発事故の影響割合5割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例

オ その他

(ア) 営業損害の終期

(補足説明)

中間指針第3の7備考7は、「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的」としつつ、改めて検討するとし、中間指針第二次追補第2の2指針Iにおいても、「当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする」としている。

営業損害の終期が避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではないこと（中間指針第二次追補第2の2備考1）、具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする、また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にするものも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要があること（同備考2）、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられること（中間指針第四次追補第2の1備考8）等が備考として挙げられている。

営業損害の終期について明確に判断するなどの関連事例については、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

(イ) 特別の努力・中間収入の非控除

(補足説明)

中間指針第二次追補第2の2指針Ⅱ又は総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)に関する事例である。特別の努力というか否かはともかく、事故後収入(中間収入)を控除しなかった事例もここで紹介する。

同指針は避難指示に関する営業損害を前提としているが、風評被害その他の営業損害においても特別の努力を認めた事例があるので、便宜上ここに挙げた。なお、避難等対象区域内に係る事案とそれ以外の区域に係る事案を分けて紹介した。

【避難等対象区域内に係る事案】

【公表番号414※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で美容院を営む申立人の逸失利益の計算において、対象期間(平成23年3月から同年8月まで)中の売上げを特別の努力として控除せずに賠償を認めた事例

【公表番号475※2】 薬品の製造販売業を営む申立会社について、他の工場において早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、避難指示区域内の工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益(平成23年3月から平成24年8月まで)の賠償額が算定された事例

【公表番号484※1】 避難指示区域内で接骨院を営み、原発事故により休業を余儀なくされ、避難先で事業を再開した申立人について、平成23年3月から同年12月までの休業による減収分について、事業再開後の売上げを特別の努力と認めて控除せず、逸失利益が賠償された事例

【公表番号582※1】 東日本各地に事業所を展開する申立会社について、緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したことは特別の努力に当たるとして、平成23年9月から同年12月までの支払賃金の8割について、賠償が認められた事例

【公表番号629※1】 福島県(避難指示区域外)で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、同年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、同年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号667※1】 避難指示区域でピアノ教室を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、平成25年9月に成立した和解において、東京電力が直接請求手続において包括請求を認めている平成27年2月までの将来分を含めて賠償され、金額の算定に当たっては、特別の努力を適用したほか、水道光熱費及び通信費について半額のみを変動費とした事例

【公表番号757※1】 避難指示区域(飯舘村)の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものとして、平成23年3月から平成24年2月までの売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例

【公表番号822※1】 避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げの確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、申立会社が主張する金額の半額を対象年度の売上高から控除して、平成23年4月分から平成24年3月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【避難等対象区域外に係る事案】

- 【公表番号709※1】** 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているため損害はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号929※1】** 宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上げは増加していたが、この売上増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの企業努力の結果、福島県産の水産物以外の売上増加が寄与したことによるものであり、福島県産の水産物等については原発事故による風評被害が認められるとして、平成23年4月から平成24年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号996※1】** 千葉県で漁業等を営む申立人について、平成23年の事業全体の売上高は原発事故前である平成22年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、平成23年5月までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、原発事故の影響割合を7割として算出された損害額での和解が成立した事例
- 【公表番号1002※1】** 自主的避難等対象区域（田村市）で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していたが、原発事故の風評被害により全ての顧客を失った申立人について、原発事故の影響割合を10割として平成25年度分の逸失利益を算定し、同年度にアルバイト等で得られた収入を控除することなく賠償が認められた事例
- 【公表番号1012※1】** 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、平成24年4月から平成25年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1153※1】** 宮城県で包装資材の販売業を営む申立会社について、原発事故後、風評被害によって主な取引先である水産加工業者の売上げが減少したことに伴い、申立会社の売上げが減少したと認め、売上減少額の算定に当たって、原発事故後に取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引に係る売上げについては原発事故と関係がないためその7割を除いた額をもって事故後の売上げとし、平成23年10月から平成27年2月までの逸失利益（原発事故の影響割合を平成25年7月まで5割、同年8月から平成27年2月まで2割）として1433万2318円が賠償された事例
- 【公表番号1283※1】** 自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上げを増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上げの3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上げから控除した上で、原発事故による影響割合を6割として賠償された事例
- 【公表番号1539※1】** 自主的避難等対象区域（福島市）において青果物の卸売業を営む申立人の、風評被害に基づく逸失利益について、申立人の平成25年4月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、これは申立人が同月に県外に事業所を新設したことによるものであること、同月から平成26年3月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成25年4月分から平成26年3月分

まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を2割として、賠償された事例

(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法

(補足説明)

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例である。同総括基準が挙げる認定方法のうち、参考となる特色のある項目に分けて事例を挙げた。

なお、中間指針第7の営業損害に限らず、風評被害による営業損害その他のものについても、対象として併せて挙げた。

a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例

【公表番号146※1】 白河市で研磨材料の製造販売を営む申立人について、原発事故の風評被害により平成23年3月から平成24年3月までの間減収が生じたとして、平成21年4月から平成22年3月までの直近年度ではなく、同年4月から平成23年3月までの1年間を基準年度として平均利益率32%、原発事故の影響割合10割として逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号430※1】 複数のガソリンスタンドを経営する申立人について、売上げが減少した猪苗代町の観光地に所在する1店舗に係る逸失利益について、平成21年度の同期の額を基準とし、原発事故以外の原因の影響割合を1割8分として、10万円以下を切り上げの上損害額を算定し賠償された事例

【公表番号487※1】 栃木県内でいちご狩りの観光農園を営んでいた申立人の風評被害について、基準年である平成22年度分に直近の売上げの伸び率を乗じて平成23年度に原発事故がなかった場合に想定される売上高（想定売上高）を算出しこれを基礎として、同年3月分から同年8月分までの営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号621※1】 福島県中通りで建築用鉄骨等の加工販売業を営む申立会社について、風評被害により関東地方を中心とする取引先から受注が喪失・減少したことに伴う逸失利益の算定に当たり、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成19年度から平成21年度までの3年間の平均値とした上で、平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益2159万円の賠償が認められた事例

【公表番号635※1】 原発事故当時、宮城県丸森町のキュウリ（加工用を含む。）を栽培・販売していた申立人が、原発事故による風評被害による価格低下により減収が生じたとして、平成23年7月から平成24年10月までの営業損害について、原発事故前の平成20年及び平成21年の販売価格の平均値を基準価格として算定した損害額の賠償が認められた事例

【公表番号673※2】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人が避難指示等に伴い営業が不能になったとして請求した損害の賠償について、原発事故前の基準となる売上高に関し、9年間の平均額を基準にすることを主張する申立人に対し、東京電力は3年間の平均額を主張したところ、双方の主張を考慮し、申立人が平均して年間1件程度の曳家を行っていたものと認定した上で年間の逸失利益を概括で算定し営業損害（平成23年3月から和解案提示月である平成25年8月までの30か月分及び同年9月から平成27年2月までの将来分18か月分の逸失利益）の賠償がされた事例

【公表番号684※1】 県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人（個人事業）について、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成20年度から平成22年度までの3年間の所得金額の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号893※1】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買付け卸売りをしている申立会社の福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県産水産物の売上減に係る平成24年度（当年4月から翌年3月まで）の営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、平成21年度の売上高はリーマンショックによる影響からこれを基準年度とすることは相当ではなく、また、原発事故前からの売上減少傾向等を考慮し、平成17年度から平成20年度までの売上高対前年度比を算定し、平成20年度の売上高に同比を乗じたものを基準年度売上高として営業損害を認定した事例
- 【公表番号911※1】 県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害として、原発事故前の肉豚1頭の販売価格（過去5年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した3か年の平均値）と平成23年における肉豚1頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、基準価格差に同年度の販売頭数を乗じ、さらに原発事故の影響割合として8割5分を乗じた額が、逸失利益（同年3月から平成24年2月まで）として賠償された事例
- 【公表番号917※1】 工場が津波被害を受け、平成23年9月に事業を再開した宮城県の水産加工業者の風評被害による逸失利益（同年8月から平成25年9月まで）について、原発事故前の売上変動が大きいため、事故前直近2年度分の売上高の平均値を原発事故がなければ得られたであろう収入額とし、工場再建前から外部業者への製造委託等によって生産量を維持する努力をしていたことを考慮し、原発事故の影響割合を8割とする和解が成立した事例
- 【公表番号1537※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を営んでいた申立人が、避難を余儀なくされたこと等から売上げが減少し、避難指示解除後も売上げが戻らないとして請求していた平成23年3月以降の逸失利益について、申立人の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度から平成19年度まで及び平成22年度（年度は当年4月から翌年3月まで）の平均値を基準期間の売上げとして、平成23年4月から平成24年3月まで原発事故による影響割合を5割5分、同年4月から平成27年2月まで同割合を9割5分として算定した経過分の逸失利益及び同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みに基づき同年3月以降の将来分について直近の年間逸失利益の2倍相当額の賠償が認められた事例

b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合

- 【公表番号172※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において不動産賃貸業を営んでいた申立人について、原発事故による避難指示により賃借人が避難したため賃料の収入が失われ、平成23年4月からは新築の賃貸物件についても賃貸が開始されたと見込まれるにもかかわらず賃貸が不能となったとして、同年3月から同年8月までの間、賃料収入の逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号256※1】 避難指示区域内に最終処分場を有して産業廃棄物処理事業を営み、避難指示により処分場に立ち入ることができずに営業が不能となった申立人について、平成22年に処理能力に関する変更許可を受けて処分場の容量を拡大していたこと、東日本大震災による需要の拡大等の事情を考慮した計画値に基づき、平成23年6月から平成24年12月までの逸失利益について、既払金を控除した残額の9割の額の賠償が認められた事例
- 【公表番号359※1】 自主的避難等対象区域（県北地域）で小売店を営む申立人について、原発事故後は、病気により事業収支が不調であった事故前の状況を脱する見通しであったとして、事故前の平成22年度の実績に拘束されずに、それ以前の実績も考慮するなどして賠償額を算定した事例
- 【公表番号405※1】 避難指示区域（葛尾村）で養豚業を営む申立人について、平成2

3年2月に子豚の導入頭数を増加したことにより、原発事故がなければ増収が見込まれたとして、同年3月から平成24年12月まで、子豚の導入頭数の増加により増収するはずであった収入を基にした営業損害が賠償された事例

【公表番号420※1】 避難指示区域（富岡町）で衣料品製造業を営む申立人が、平成23年3月から平成24年11月までの間、原発事故がなければ取引先からの発注が増加すると見込まれたとして、発注の増加により増収するはずであった収入を基にした逸失利益の損害の賠償が認められた事例

【公表番号437※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）で樹木管理及び造園業を営む申立人について、原発事故に係る避難指示により顧客が喪失されるなどしたため減収が生じたとして、事業の増収見込みを考慮した年間売上高を基礎として、減収額から経費相当分30%を控除して損害額が算定され、逸失利益（平成24年3月から平成25年2月まで）が賠償された事例

【公表番号612※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成23年に作付けを断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に同年3月から同年12月までの損害額を算定した事例

【公表番号645※1】 原発事故当時、避難指示区域で防災設備等の販売・施工業を営んでいた申立人について、平成23年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して、同年3月から同年12月までの間の逸失利益が算定・賠償された事例

【公表番号703※1】 福島県（避難指示区域外）できのこ類を原料とする製品の製造販売業を営む申立人について、原発事故後の売上増加見込みを考慮した算出額で、平成23年3月から平成25年6月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号768※1】 自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、原発事故前から開発が計画されており原発事故後に稼働した増設施設の減収分についても相当因果関係を認め、申立人の主張する想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益（平成23年3月から平成25年3月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号873※4】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、原発事故当時に美容院の開業から1年が経過しておらず、増収増益が続いていたことから、将来の増収増益見込みを考慮して営業損害（平成23年3月から平成24年12月まで）の損害賠償が認められた事例

【公表番号979※1】 千葉県で大根の生産販売をしている申立人について、原発事故後の売上げが原発事故前より増加していたところ、当該売上増加は原発事故の前年に大根の作付面積を拡大したことによるものであって、原発事故の風評被害がなければ更に売上げが増加していた蓋然性が高いとして、平成23年5月及び同年6月の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号1097※1】 自主的避難等対象区域（国見町）であんぽ柿の生産販売業を営み、原発事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぽ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益（平成23年4月から平成27年3月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号1218※1】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成23年3月から平成27年2月まで）が賠償された事例

【公表番号1393※1】 茨城県内でしいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの平

成28年1月分から平成29年12月分までの営業損害（逸失利益）について、基準年度売上高に原発事故前からの増産計画に基づく増産分を加算した額を基準売上高として算定した事例

【公表番号1500※1】 緊急時避難準備区域（広野町）において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前年の平成22年は事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が原発事故直前及び請求対象年において具体的に販路を有し他品目を販売していたこと等を考慮して、平成22年の山菜等売上高の3倍相当額から廃棄等によるロス率1割と出荷経費を控除した上で、疎明の程度等を考慮した調整として0.9を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成28年1月分から平成29年12月分まで（ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成28年12月分まで。）について賠償された事例

c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合

【公表番号199※1】 原発事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、原発事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した申立人について、事業計画上の予想売上げや同種店舗の売上減少率等を参考に、逸失利益（同年3月から同年12月まで）の算定をした事例

【公表番号362※2】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、ワラビ・スナップエンドウ等の初出荷の自粛を余儀なくされたとして、仮に出荷した場合に想定される売上げを基に算出した損害額を請求したところ、申立人の陳述等により、過去の出荷実績にとらわれることなく逸失利益が認定されて賠償された事例

【公表番号440※1】 原発事故前から緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備（平成23年9月開業予定）をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益（同月から平成25年12月まで）が賠償された事例

【公表番号459※1】 自主的避難等対象区域（田村市）でニンニクを栽培していた（ただし、原発事故以前の販売実績はない。）申立人について、風評被害による平成23年3月から平成25年3月までの逸失利益が、統計及び申立人の栽培実績等に基づき算定され、賠償された事例

【公表番号497※1、※2】 自主的避難等対象区域（県北地域）できのこを栽培し平成23年から販売を開始する予定であつた申立人について、原発事故前の販売実績はなかったが、出荷制限によって販売できなくなったため、同年3月から平成25年3月までの間の逸失利益及び直接請求手続に要した費用の賠償が認められた事例

【公表番号541※1、※2】 平成23年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪及び柿の製造販売を開始する予定であつた申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売することができなくなったため、同年3月から同年12月までの間の逸失利益が生じたとして、開業準備期間中に締結した売買契約に基づいて算定した営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号556※1】 原発事故当時、避難指示区域で新規事業の開業準備中であつた申立人について、開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益（平成23年12月から平成25年5月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号564※1】 避難指示区域（富岡町）においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人の、平成23年6月から緊急時避難準備区域（南相馬市）において週3回程度開催する予定であつた新教室の開設が不可能になったことによる逸失利益（同年3月から同年11月まで）について、収入見込み額（予定されていた入会金及び月謝の9か月分の合計に想定入会者数を乗じた金額）が賠償さ

れた事例

- 【公表番号721※1】 避難指示区域（飯館村）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号775※1】 避難指示区域で平成23年4月から自然庭園の本格的な営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の本格的な営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して同年3月から平成27年2月末までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号809※1】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、販売実績がないことから賠償できないとの東京電力の主張を排斥し、想定販売額に期待所得率を乗じた金額による逸失利益（平成23年3月から平成29年12月まで）の賠償を認めた事例
- 【公表番号906※1】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、事業の進捗状況や申立人の原発事故前における不動産事業の利益率等を考慮し、事故がなければ得られたであろう収入額の算定をした事例
- 【公表番号952※1】 平成23年1月に開業し、帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、営業実績はないものの、申立会社の代表者が開業前10年以上にわたり不動産会社に勤務した中で得たノウハウや人脈を駆使して開業した会社であり、少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることは可能であったとして、4年分（同年3月から平成27年2月まで）の返済金相当額592万円が逸失利益の額であったとした申立会社の主張を認め、逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1036※1】 宿泊施設の経営等を業とする申立人について、原発事故直後に北陸地方で開店した宿泊施設に風評被害による逸失利益が生じたとして、原発事故前の売上実績はないが平成24年から平成26年までの3か年の各3月から5月までの宿泊分売上げの平均を参考とし、当事者が合意した原発事故の影響割合等を考慮して、平成23年3月から同年5月までの逸失利益が認められた事例
- 【公表番号1479※2】 帰還困難区域（浪江町）において農林業の開業準備中であった申立人について、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないものの、農産物の期待所得を基準とするなどして、平成29年1月分以降の逸失利益について、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく営業損害の賠償等がされた事例

d その他

- 【公表番号536※1】 会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益（平成23年9月分から平成24年8月分まで）について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法（本件における東京電力の主張）を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法（農作物一般に適用される東京電力の書式による方法）により、賠償がされた事例
- 【公表番号600※1】 青森県の畜産農家である申立人について、飼育する肉牛の飼料として宮城県登米地区で産出された稲わらを使用していたところ、原発事故後、申立人が出荷した牛肉からセシウムが検出されたため、平成24年8月から同年11月までの

- 間、牛肉の価格下落による風評被害による減収が生じたとして、損害の計算方法としては、東京電力とJAとの合意で採用された価格下落方式ではなく、当該請求期間前に関して採用されていた価格積み上げ方式によって算定された額の賠償が認められた事例
- 【公表番号714※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で農業を営んでいた申立人らについて、直接請求における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害（平成24年1月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号725※1、※2】 避難指示区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上げ・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は同年3月から同年5月まで、不動産業は同年3月から平成24年2月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号734※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度（平成21年8月から平成22年7月まで）を変更して、新たな基準年度（平成22年3月から平成23年2月まで）を基礎として賠償額（平成23年9月から平成24年5月まで）が算定された事例
- 【公表番号815※1】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る平成24年7月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号862※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を営んでいる申立人の入院患者減少に係る逸失利益（平成24年4月から平成25年3月まで）について、地震による建物損壊等の原発事故以外の要因により病床数が減少していることから、請求期間において病床稼働率が100%であったと仮定した場合の売上高（請求期間各月の売上高を各月の病床稼働率で除した金額）を原発事故がなければ得られたであろう売上高とした上で、人口の自然減等を考慮し原発事故の影響割合を9割5分として、同期間に係る逸失利益が算定された事例
- 【公表番号909※1】 避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分として、平成23年度から平成25年度までに卒業予定であった生徒数から実際の卒業生数を控除した生徒減少数に1人当たりの入会金の額を乗じた金額及び入会金の徴収が不能となった平成24年3月時点の卒業生数に1人当たりの入会金の額を乗じた金額の合計を平成23年3月から平成26年2月までの逸失利益として認め、賠償した事例
- 【公表番号928※1】 茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していた申立組合について、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率93%、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率93.5%、さらに原発事故の影響割合として6割を乗じた額が逸失利益（平成23年3月から平成26年1月まで）として賠償された事例
- 【公表番号1012※1】 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、逸失利益の算出方法として出荷制限の対象である海産物の原発事故前の売上高（月間）に平成24年4月から平成25年12月までの間の出荷制限期間（月数）を乗じた金額に、平成23年度の貢献利益率

と原発事故の影響割合として5割を乗じた金額が賠償された事例

- 【公表番号1051※1】 栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成25年5月から平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1057※1、※2】 会津地域でしいたけの生産・販売を行い、原発事故後の会社全体の売上高が原発事故前よりも増加していた申立会社について、平成23年3月から平成24年3月までの、廃棄したしいたけに係る逸失利益（廃棄量は申立人の主張する量の9割と認定。）及び売上げが減少した地域に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1076※1】 千葉県でホテル業等を営んでいる申立人の、平成24年4月に事業譲渡を受けたホテルの風評被害に基づく営業損害について、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、同月から平成26年12月までの賠償が認められた事例
- 【公表番号1095※1】 東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営む申立会社について、売上げが減少している東北地方の販売先への売上げのみを対象として、原発事故による影響割合を8割として、平成24年9月から平成25年8月までの風評被害に基づく営業損害が賠償された事例
- 【公表番号1120※1】 関東地方で水産加工業を営む申立会社について、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによって生じたサンマの売上減少分について、全魚種の年間売上高は原発事故前を上回っていたにもかかわらず、サンマの売上高に限定して逸失利益を算出し、平成25年9月分から平成26年8月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1238※1】 自主的避難等対象区域（玉川村）でマメ科野菜の栽培、販売をしていた申立人の風評被害による逸失利益について、事故がなければ得られたであろう売上高を、事故前の売上高を前提に全国平均価格変動係数を考慮して算定した上で、平成28年5月分及び同年6月分について影響割合を5割として損害が賠償された事例
- 【公表番号1313※1】 中国地方において貿易業を営み韓国に宮城県産のホヤを輸出していた申立会社における、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり、宮城県産のホヤを輸出できなくなったことによる営業損害（逸失利益）について、原発事故との相当因果関係を認め、ホヤの仕入可能量に単価を乗じて申立人の売上高を推定した上で、平成26年1月から平成28年12月まで賠償された事例
- 【公表番号1522※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社が、これらの事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域（川俣町、飯舘村、浪江町等）の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については減収が継続しているとして、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を3割として算定された金額の賠償が認められた事例

(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等）

（補足説明）

(ア)から(ウ)まで以外の営業損害に係る事例である。例えば逸失利益や追加的費用が発生したのではないが、原発事故前に投下した費用が原発事故により無駄になったような場合の当該経費に係る損害の事例等について挙げた。

- 【公表番号849※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成22年12月から平成23年3月までの間に原木等の購入に要した費用が賠償された事例
- 【公表番号865※1】 住民の避難により区費の集金ができなくなった避難指示区域（帰還困難区域）の行政区について、原発事故時点で既に支出があった平成23年度の費用相当額（区費回収不能に伴う損害）約27万円が賠償された事例
- 【公表番号906※1】 避難指示区域に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、申立人が事業計画のために負担した経費について賠償を認めた事例
- 【公表番号993※2】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を運営していた申立会社について、整体院の開業準備費用（車両代、資格取得費用、建物の内装工事費用、書籍・テキスト代、ベッド代金等）等が賠償された事例

10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の8）

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記7の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

- ア 避難等を余儀なくされた勤労者が、例えば、対象区域内にあった勤務先が本件事故により廃業を余儀なくされ、又は、避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められる（備考1）。
- イ 就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる（備考1）。
- ウ 自営業者や家庭内農業従事者等の逸失利益分については、別途営業損害の対象となり得るから、ここでいう就労不能等に伴う損害の対象とはならない（備考2）。
- オ 既に就労したものの未払いである賃金については、当該賃金は本来雇用者が支払うべきものであるが、本件事故により当該賃金の支払が不能等となったと認められる場合には、当該賃金部分も勤労者の損害に該当し得る（備考3）。
- カ 避難指示等の前に本件事故により生じた就労不能等に伴う損害があれば、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由はないから、本件事故発生日以降のものが賠償すべき損害と認められる（備考4）。
- キ 未就労者のうち就労が予定されていた者については、その就労の確実性によっては、就労不能等に伴う損害を被ったとして賠償すべき損害の対象となり得る（備考5）。なお、2ウ（ア）を参照されたい。
- ク 給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には各種手当、賞与等も含まれる（備考6）。
- ケ 追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲に含まれる（備考7）。
- コ 就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについて、その具体的な時期等を現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時的就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある（備考8）。

（中間指針第二次追補第2の3）

3 就労不能等に伴う損害

中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害は、中間指針に示したもののほか、次のとおりとする。

- I) 中間指針第3の〔損害項目〕の8の就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。
- II) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合に

は、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の3関係)

ア 指針Ⅰの就労不能等に伴う損害の終期についての考え方は、基本的には中間指針第二次追補第2の2の備考1及び2（前記第1の9参照）に同じである。但し、その終期は、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来すると考えられることも考慮するものとする（備考1。なお、中間指針第四次追補第2の1備考8も参照）。

イ 指針Ⅱについて、「特別の努力」に係る「合理的かつ柔軟な対応」の考え方は、基本的には中間指針第二次追補第2の2の備考3（前記第1の9参照）に同じである（備考2）。

総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

(理由等抜粋)

避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたことと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である（理由2抜粋）。

(上記総括基準に係る総括委員会決定（中間収入の非控除について）)

東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。

(中間指針第四次追補第2の1)

1 避難費用及び精神的損害

Ⅲ) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

2 住居確保に係る損害（略）

(備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の1関係)

ア 営業損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる（備考8）。

イ 被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考

えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。

なお、移住等の先や避難先での営農や営業については、これまでの指針において、逸失利益や財物の賠償に加え、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用として、商品や営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている。事業者の多様性等に鑑みれば、これらについて一律の基準を示すことは困難であるため、東京電力株式会社においては、被害者が移住等の先や避難先で営農や営業を再開し生活再建を図るため、農地や事業拠点の移転等を行う場合、当該移転等に要する追加的費用に係る賠償についても、損害の内容に応じた柔軟かつ合理的な対応が求められる（中間指針第四次追補第2の2備考10）。

(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）

（補足説明）

- 1 中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労不能となった場合及び同7の営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により就労不能となった場合を規定するが、ここでは便宜上、それに限らず、政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）、その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）、いわゆる風評被害について（中間指針第7）、いわゆる間接被害（中間指針第8）等により営業損害を被った事業者には雇用されていた場合に生じた就労不能等についても、減収分、追加的費用等の区分ごとに事例を挙げた。
- 2 アの減収分に係る事例については、中間指針第8の対象であると思われる避難等対象区域内に勤務先又は住居があった場合と、それ以外の場合に区分した。就労不能に係る事例においては、必ずしも勤務先の被った営業損害が上記の区分のいずれであるかは明確ではないため、それ以上の区分は行わなかった。
- 3 なお、自主的避難の実行に伴い就労不能が生じた事例については、第10の2(3)キを参照されたい。

ア 減収分

（補足説明）

中間指針第3の8備考6は、給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該「給与等」には各種手当、賞与等も含まれるとしている。

以下は、就労不能損害のうち、減収分に関する事例である。なお、雇用が継続しているもの、解雇等により離職し、未就労となった期間を対象とするもの、離職後再就職している期間を対象とするものについて、それぞれが明らかである事例については、(ア)から(ウ)までに分けて事例を挙げたので、参照されたい。

【避難等対象区域内に係る事例】

【公表番号160※5】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、申立人夫にあつては原発事故後勤務先を自宅待機となって減収が生じ、申立

人妻にあつては勤務先の退職を余儀なくされて収入を失つたとして、それぞれの平成23年3月分から同年11月分までの減収分についての賠償が認められた事例

【公表番号184※4】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した者であつて、緊急時避難準備区域にある勤務先に獣医師として勤務していた申立人について、原発事故により平成23年3月から平成24年5月までの間減収が生じたとして、その減収分の賠償が認められた事例

【公表番号311※7、※10】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされた申立人らの就労不能損害について、長時間通勤及び週末移動を余儀なくされ、二重生活に耐えかねて平成23年12月に勤務先を退職した申立人父については退職後の減収分の賠償が、内定を取り消された申立人子については、内定先が内定取消しの撤回をしようとした事実があるものの、内定取消しが撤回されても避難元と避難先の距離等に照らせば、就労は不能であるとして賠償が認められた事例

(ア) 雇用継続

(補足説明)

減収分に関する事例のうち、主に雇用は継続されているが就労不能損害が生じている事例を挙げた。

【避難等対象区域内に係る事例】

【公表番号202※2】 避難指示区域（双葉町）に居住し、美容師として勤務していた者が避難を余儀なくされ、就労等が不能等となったとして、平成23年3月から同年12月までの減収分に加え、勤務先から持ち出すことのできなかつた美容師道具一式の購入費用が追加的費用として認められた事例

【公表番号392※4】 避難指示区域内に居住し、就業していた者について、避難を余儀なくされ休業したことにより賞与等が大幅に減額され、また平成23年4月から昇給されることが決定していたにもかかわらず原発事故によって見送られたとして、同年3月から平成24年3月までの減収分及び原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例

【公表番号590※1】 計画的避難の実行後も特例的に操業を継続していた計画的避難区域内の工場に勤務していたが、平成24年11月に妊娠が判明したため、会社の指示により、翌12月から休職せざるを得なくなつた申立人の就労不能損害について、休職開始時期である同月から本来の産休開始日前日である平成25年5月までの間の減収分が賠償された事例

【公表番号832※1】 避難指示区域から避難した役場職員について、子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたこと等により、退職を余儀なくされたとして、就労不能損害として、平成25年4月から同年10月までの給与相当額が賠償された事例

【公表番号1000※1～※5】 雇用期間を平成23年3月から平成24年2月までの1年間とする雇用契約に基づき、避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務し、会社が用意した同区域内の旅館に滞在していたものの、原発事故により北陸地方の自宅に避難した申立人について、雇用期間内は上記旅館に生活の本拠があつたとして、平成23年3月から平成24年2月までの避難費用、精神的損害、就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1064※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）で原子力発電所の点検業務等を行う会社に勤務していた申立人について、原発事故後に業務内容が変化して収入が減少するなど勤務状況が不安定となつた上、申立人がひとり親として

同居する子の監護を行わなければならない中で同居する父親も介護が必要となったことから、平成25年3月に自主退職し、就職活動も厳しく未就労であったことについて、原発事故の影響割合を7割として、平成24年6月分から平成26年2月分までの減収分の就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号1169※1】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分（平成27年3月から同年7月まで）の賠償のほか、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分（平成24年4月から平成27年7月まで）についても、休業損害を賠償する趣旨で、通院付添いをした日（家事都合・自宅付添いのための休日は除く。）について、年度ごとに平均日給に基づき算定した日数分が賠償された事例

【公表番号1189※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、同工場が平成27年3月に廃業となり退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、廃業後の就労の努力を基礎づける客観的資料がないこと等を考慮し、廃業前について減収分（原発事故の影響割合は10割）が、廃業後について事故前の収入の一部（原発事故の影響割合は同月分から同年8月分まで5割、同年9月分から平成28年2月分まで3割）が賠償された事例

【公表番号1265※2、※5】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、居住制限区域（富岡町）の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動して減収が生じた申立人母及び子の就労不能損害について、減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあること、申立人子が知的障害を有していること、申立人母がその介護の必要があることにより、いずれも転職が容易でないこと等の一切の事情を考慮して、申立人母について平成26年3月分から平成28年2月分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分までについて5割、同年3月分から平成28年2月分までについて2割5分とする。）、申立人子について平成26年3月分から平成28年7月分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分までについて10割、同年3月分から平成28年2月分までについて5割、同年3月分から同年7月分までについて2割5分とする。）等が賠償された事例

【公表番号1285※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、データ管理業務の委託を受けていた申立人（原発事故当時70歳台後半）の就労不能損害について、避難指示によって相双地区における業務量が減少したこと、申立人の年齢や健康状態、業務委託契約の更新実績等を考慮して、平成27年8月分まで減収分の全額が賠償された事例

【公表番号1454※4】 単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難した申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害により長時間勤務等が困難となって、それまで従事していた技術営業の仕事を行うことができず内勤の間接部門への配置転換を余儀なくされたため、賞与が減少し減収が生じたとして、平成27年12月から平成28年5月までの減収分の賠償が認められた事例

【避難等対象区域外に係る事例】

【公表番号904※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、原発事故によって勤務先の従業員が多数自主避難し逸失利益が発生したために平成23年夏季賞与が減額された父に対し夏季賞与減額分として相当な金額が賠償された事例

【公表番号1203※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、同市内で釣り船の船頭として勤務していた申立人について、原発事故に基づく汚染水の影響等により釣りの対象魚の多くに出荷制限がかけられていること、漁協から出航制限がかけられ試験操業の範囲内で週末に限定して営業せざるを得ないこと等の事情に鑑み、就労不能損害として、中間収入を控除した平成27年1月分から同年12月分までの減収分（原発事故の影響割合10割）が賠償された事例

(イ) 解雇その他の離職（未就労）

（補足説明）

就労の不能等には、本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれる（中間指針第3の8備考1）。減収分に関する事例のうち、主に解雇等により離職し、未就労となった期間における就労不能損害に関する事例を挙げた。

【避難等対象区域内に係る事例】

【公表番号367※1】 避難指示区域で高齢の親と同居しつつ同町内で就労していた申立人について、原発事故による避難により一緒に避難した高齢の親の体調が悪化して入院し看護が必要になったこと、勤務先が原発事故の影響により自主的避難等対象区域に移転したため通勤の負担が大きくなったことにより平成23年11月に退職を余儀なくされて被った就労不能損害（対象期間平成24年11月まで）が賠償された事例

【公表番号462※1】 緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）に居住しており、避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年1月から定年退職の予定時期であった同3月末までの就労不能損害184万2984円の賠償が認められた事例

【公表番号507※1】 避難指示区域内で居住及び就労していたが、避難先からの通勤が困難となったことから平成23年7月に勤務先を退職した申立人について、同年3月から平成24年11月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号542※1】 緊急時避難準備区域に居住し、同区域内の農園で就労していた申立人らについて、農園の事業停止に伴う就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年1月から同年12月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号578※1】 避難指示区域からの避難中に妻が体調を崩し、妻の看病のために、自主的避難等対象区域内に所在する勤務先を自主退職した申立人（定年後の派遣社員）について、自主退職と原発事故による避難との間に相当因果関係を認め、将来分を含む自主退職後の就労不能損害（平成24年4月から平成26年3月まで）が賠償された事例

【公表番号615※1】 原発事故により避難指示区域（浪江町）から関東地方に転勤したが、一緒に関東地方に避難し、避難により心身の状況が悪化した両親の介護等のために平成23年12月に自主退職した申立人について、自主退職と原発事故との間の相当因果関係を認め、平成24年1月から平成25年3月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号751※1】 原発事故後、避難指示区域内にあった勤務先工場が閉鎖となり、勤務先会社から退職か、同じ会社の九州の工場への転勤かの選択を求められて、当時東京電力からの賠償等がどうなるかも不明であったことから、単身で九州の工場に異動したが、長期にわたる家族との別離と二重生活苦のために自主退職した申立人

について、退職の形態が自主退職であることを考慮に入れても、原発事故と自主退職後の収入の減少との間に相当因果関係があると判断し、就労不能損害（申立人が退職した翌月の平成24年7月から和解案提示の直近である平成25年9月まで）が賠償された事例

- 【公表番号825※1】 避難指示区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の影響割合は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたこと等の影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との相当因果関係を認めて就労不能損害（原発事故の影響割合10割）及び慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号847※1、※2】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（乳幼児を含む。）について、自宅付近の放射線量及び乳幼児4人の避難先での進学・入園状況等から、避難継続の必要性を認め、平成24年6月から平成25年10月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号856※1】 避難指示区域内の勤務先工場の閉鎖に伴い、他県のグループ会社に出向したが、適応することができず、うつ病等の精神的疾患に罹患した後、会社からの強い退職勧奨によって出向先を退職せざるを得なくなった申立人について、原発事故と相当因果関係を有する損害として、平成23年3月から平成25年12月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号878※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難したが、同区域の解除後、夫のみ仕事のために南相馬市に戻り、妻子との別離が生じていた申立人らについて、原発事故から1年9か月余り経過した平成24年12月に妻子との別離を解消するために夫が自主退職したとと原発事故との間の相当因果関係を認め、影響割合を5割とした上で、平成25年1月以降の就労不能損害等が賠償された事例
- 【公表番号897※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の勤務先が原発事故のため経営難に陥り、人員整理の対象となって退職を余儀なくされた50歳台後半の申立人について、勤務期間が長く、原発事故がなければ定年まで就労継続の蓋然性があったこと、申立人の年齢からして再就職が困難であること等を考慮し、退職の4年後である平成28年7月末までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号903※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）の勤務先が原発事故のために閉鎖され、退職を余儀なくされた申立人について、申立人に身体障害（身体障害等級4級）があり、就職活動にもかかわらずいまだ就職できていないことを考慮して、就労不能損害（平成25年1月から平成26年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号930※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同地域の漁港を拠点とする漁船の乗組員をしていた申立人について、東京電力は、船主に対して乗組員の給与を含む休漁損害を賠償済みであると主張したが、休漁期間中の給与相当額から、船主から一部支払を受けた額を控除した額の就労不能損害（平成23年3月から平成26年1月まで）が、賠償された事例
- 【公表番号965※1】 帰還困難区域（双葉町）で居住・勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の要請に応じて自主的避難等対象区域（いわき市）での勤務を始め、そこでの就労を続けながら、週末には家族の避難先である埼玉県に通うという生活を約2年間にわたり送っていたが、体力的、精神的に限界を感じて平成25年5月に勤務先を退職したこと等を考慮し、退職と原発事故との間の相当因果関係を認め、同年6月から平成26年2月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例

- 【公表番号981※1】 帰還困難区域から避難した高齢の母を受け入れ、南相馬市原町区において平成23年5月頃から同居していた申立人が、持病が悪化した母の介護に専念するため、平成24年8月に勤務先を退職せざるを得なくなったとして、同年9月から平成25年9月までの給与相当額の7割が、就労不能損害として賠償された事例
- 【公表番号1037※1】 緊急時避難準備区域の病院で勤務していたが、原発事故後に勤務状態が過酷となったこと等から体調に異変を生じ、うつ状態となって、平成24年12月に退職した申立人について、平成25年1月分から平成26年12月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の2年分全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1047※1】 緊急時避難準備区域に居住し、定年後も再雇用制度を利用して勤務していたが、原発事故後、避難先である茨城県から通勤することとなり、通勤負担が増大したなどの理由により退職を余儀なくされた申立人について、申立人の業務内容や勤続年数等から平成27年3月までの雇用継続が見込まれていたこと並びに申立人の年齢及び健康状態等から再就職は困難であったこと等を考慮し、就労不能損害（平成24年9月から平成27年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1050※1】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成25年4月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年1月から平成26年3月までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1052※1】 緊急時避難準備区域に居住し同区域で就労していたが、原発事故直後に親族とともに避難して平成23年3月に退職し、避難先で親族の介護等の事情のため就労困難であった申立人について、平成25年1月から平成27年1月までの就労不能損害の賠償を認めた事例
- 【公表番号1064※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）で原子力発電所の点検業務等を行う会社に勤務していた申立人について、原発事故後に業務内容が変化して収入が減少するなど勤務状況が不安定となった上、申立人がひとり親として同居する子の監護を行わなければならない中で同居する父親も介護が必要となったことから、平成25年3月に自主退職し、就職活動も厳しく未就労であったことについて、原発事故の影響割合を7割として、平成24年6月分から平成26年2月分までの減収分の就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1143※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成26年6月に再就職先を退職した申立人について、平成27年4月から同年8月までの就労不能損害として、事故前の収入の6割の金額が賠償された事例
- 【公表番号1182※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同区域内の会社に勤務していた申立人（原発事故時70歳台前半）について、定年退職の予定がなく、勤務先には80歳台の従業員も勤務していたこと、申立人は健康状態に問題がなく、また、健康である限りは働き続けるつもりであったこと、申立人の年齢からは新たな就職先を見つけることが困難であること等の事情を考慮し、平成26年3月分から同年12月分までの就労不能損害の賠償（原発事故の影響割合は同年3月分から同年7月分まで7割、同年8月分から同年12月分まで5割）が認められた事例
- 【公表番号1189※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていたが、原発事故の影響により収入が減少し、さらに、同工場が平成27年3月に廃業となり退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、廃業後の就労の努力を基礎づける客観的資料がないこと等を考慮し、廃業前について減収分（原発事故の影響割合は10割）が、廃業後について事故前の収入の

一部（原発事故の影響割合は同月分から同年8月分まで5割、同年9月分から平成28年2月分まで3割）が賠償された事例

- 【公表番号1204※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（檜葉町）の勤務先に勤めていたが、原発事故により勤務先が休業となった申立人らの就労不能損害について、①勤務先が事業再開のための準備を行っており、申立人らもそれに参加するとともに、勤務先から、他社への再就職をしないよう説得を受けており、就職活動を行っていなかったこと、②勤務先が事業再開するよりも先に、平成27年2月に東京電力による直接請求での賠償が打ち切られ、賠償金も給与も得られないため、同年4月にやむなく勤務先を退職し、就職活動を開始したが、事故前と同水準の収入を得られる就職先は見付からず、平成28年4月に自ら起業するに至ったこと等の事情を考慮し、事故前の収入に基づき、原発事故の影響割合を5割として平成27年4月分から平成28年3月分までが賠償された事例
- 【公表番号1253※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故に伴い避難したことにより職を失い、かつ、原発事故前から患っていたうつ病や糖尿病等の持病が悪化して就労できなくなった申立人について、持病は回復傾向にあることも認められること、平成27年7月から短期間ではあるがパートタイムとして勤務した実績があること等を考慮し、平成25年9月分から平成27年6月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1258※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、避難指示解除準備区域（浪江町）の飲食店に勤務していたが、原発事故によって退職を余儀なくされた申立人（事故時60歳台）の就労不能損害について、申立人は上記飲食店の店主とは遠縁の親戚で、原発事故がなければ勤務を継続していたことが見込まれること等の事情を考慮して、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1289※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの、頸椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頸椎症の発症と避難との相当因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成28年3月分までの損害が賠償された事例
- 【公表番号1310※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、原発事故当時は同区域内に勤務していたが、事故後に解雇された申立人の就労不能損害について、長年勤務していた事故前勤務先であれば、通院しながら勤務することも可能と考えられること等を踏まえて、平成27年4月分から平成28年3月分まで、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例
- 【公表番号1350※2】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立人が身体障害を有していること、原発事故前の就業に至る経緯及び就業状況等を考慮して、平成28年3月分から従前の就労先に再就職できた前月である平成29年5月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号1357※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成27年4月に帰還した後も平成28年2月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を6割として賠償された事例
- 【公表番号1389※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化により再就職が困難になっ

たことと原発事故との相当因果関係を認め、平成27年3月分から平成30年2月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合7割）が賠償された事例

【公表番号1397※1】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、避難指示解除準備区域（浪江町）内の勤務先に就労していたが、勤務先の休業により失職した申立人の就労不能損害について、申立人は求職活動を行っていなかったものの、その理由が主に従前の勤務先の事業再開見込みが立ちつつあること（和解成立時において再開未了）や原発事故による重篤な疾病へのり患にあること等を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年3月分から平成29年2月分までについて8割、同年3月分から同年11月分までについて5割として賠償された事例

【公表番号1535※3、※4】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難を余儀なくされた申立人らの就労不能損害について、同区内の会社で代表取締役としての業務に従事していた申立人父については、避難により会社の操業が不能となるとともに、申立時点においても避難先で再就労に至っておらず減収が生じたとして、事故前収入を基準とし、原発事故の影響割合を平成27年3月分から平成28年2月分までは10割、同年3月分から平成29年2月分までは5割とした金額が、申立人子についても、避難により就労が不能となり、避難先でも再就労に至っておらず減収が生じたとして、原発事故の影響割合を平成27年3月分から平成28年2月分までは10割、同年3月分から平成29年2月分までは5割、同年3月分から平成30年2月分までは3割とした金額が賠償された事例

【避難等対象区域外に係る事例】

【公表番号288※1】 栃木県の観光客を対象とする農産物販売店のパート従業員にして、店の風評被害を原因とする売上減少により解雇されたことに伴う就労不能損害（原発事故前の収入から、勤務しなければ支払われなかった交通費分を控除）が賠償された事例

【公表番号413※1】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた者について、東京電力が支払を拒んだ時期以降もその減収分（平成24年6月から平成25年1月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号504※1】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、原発事故による風評被害のために同市内の勤務先工場が操業を停止することになり、平成23年7月に退職せざるを得なくなった申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月から平成25年1月までの給与相当額の損害が賠償された事例

【公表番号515※1】 自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で魚の選別作業等のパートをしていた申立人らの就労不能損害について、前回の当センターでの和解では平成24年8月末までの賠償がされ、再度の申立てによる今回の和解において、地元の漁業が再開していない状況等に鑑み、それ以降（同年9月から平成25年4月まで）も賠償継続が認められた事例

【公表番号522※1】 会津地域に居住し、原発事故により営業損害を被った同地域内にある勤務先からの退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を退職から1年後である平成24年5月末までとする東京電力の主張を排斥し、同年6月から平成25年3月までの期間の賠償が認められた事例

【公表番号546※1】 自主的避難等対象区域内に居住し、同区域内の水産会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月から平成25年1月までの期間の賠償が認められた事例

- 【公表番号639※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立月である平成25年3月までの賠償継続が認められた事例
- 【公表番号704※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、いわき市に事業所を持つ会社で勤務していた申立人について、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされたことに伴う就労不能損害が、東京電力が賠償していた後の期間である平成24年6月分から平成25年8月分まで賠償された事例
- 【公表番号759※1】 自主的避難等対象区域（福島県浜通り地方）の勤務先で就労していた原発事故時50歳台の申立人が、原発事故に起因する人員整理で定年前に退職せざるを得なくなったとして、就労不能損害の賠償を申し立てたのに対し、和解案提示の直近月である平成25年9月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号793※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後1年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との相当因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成24年3月又は同年4月末日の整理解雇により生じた平成25年9月（和解案提示日の前月）までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号834※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、福島市内の勤務先に、定年退職後、平成23年3月末までの有期契約で再雇用されていたが、原発事故に伴い同年3月下旬に解雇された申立人について、原発事故がなければ雇用契約が更新されていた可能性が高かったことを考慮し、平成25年6月以降の就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1115※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、同地区の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇された申立人が、求職活動を継続しているものの、事故前と同種の仕事は募集が少なく、就職できていないこと等の事情から、請求期間である平成26年7月分から平成27年2月分までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1123※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係があると認め、平成23年3月分から平成27年2月分までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1134※1】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、同区域内の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、他の工場への異動を希望せず自主退職した申立人について、申立人が母の介護をしながら勤務していたこと等を考慮して、平成25年6月から平成26年3月までの期間は10割、同年4月から平成27年3月までの期間は7割の就労不能損害を認めて総額521万0917円が賠償された事例
- 【公表番号1162※1】 自主的避難等対象区域（本宮市）に居住し、南相馬市内に所在する職場において勤務していたが、原発事故後に解雇された申立人について、平成26年12月まで原発事故の影響割合を6割とする就労不能損害を賠償された事例
- 【公表番号1292※1】 自主的避難等対象区域外である会津地域に居住し、同地域の観光会社に勤務していたが、風評被害の影響による業績悪化に伴い解雇された申立人（原発事故当時50歳台）の、平成26年4月以降の就労不能損害について、原発事故の影響割合を同月分から同年6月分までについて5割、同年7月分から同年9月分までについて3割、同年10月分から同年12月分までについて1割として賠償を認めた事例

(ウ) 解雇その他の離職（再就職）

（補足説明）

減収分に関する事例のうち、主に解雇等により離職し、その後再就職した場合における就労不能損害に関する事例を挙げた。

なお、以下には中間収入の控除・非控除にかかわらず再就職に関する事例を挙げているが、特別の努力・総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）に関し、特に紹介すべき事例については、重ねて後記ウ(エ)に挙げているので参照されたい。

【避難等対象区域内に係る事例】

【公表番号185※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった申立人（大人）について、東京電力から直接請求での賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額（平成24年2月まで避難先において就労して得た賃金）について、特別の努力によりこれを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号239※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、同一の勤務先に就労した申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、同一の勤務先に就職したのはたまたまであって、給与・勤務形態は原発事故前と異なることから特別の努力を認め非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号259※1、※2】 自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人が、避難をしなかったものの、就労先の移転により退職を余儀なくされ、その後再就職をしたが、特別の努力により原発事故前の平均月収と同額の就労不能損害（追加的費用を含む。平成23年3月から平成24年5月まで）が認められた事例

【公表番号303※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、平成23年12月から平成24年2月まで避難先における就労により収入があった者が、直接請求において当該避難先における収入分を控除されて賠償を受けていたところ、これを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号322※4】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給付金を控除せずに就労不能損害（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例

【公表番号325※1】 緊急時避難準備区域に居住し、自主的避難等対象区域内の医療機関に勤務していたが、避難により退職を余儀なくされたものの、平成23年9月から同区域内の別の医療機関において正社員として勤務を開始した申立人について、東京電力による直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での同月から平成24年3月までの収入相当額について、特別の努力として、その賠償が認められた事例

【公表番号371※3】 避難指示区域に居住し同区域内で就労していたが原発事故による避難のため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害について、避難先で再就職して得た中間収入について、避難前の業務内容とは異なること、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し（対象期間平成24年12月分まで）賠償された事例

【公表番号377※1】 避難指示区域内に居住し平成23年4月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害（対象期間平成24年2月

- 分まで) について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入について、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例
- 【公表番号399※1】 避難指示区域内に居住し就業していたが、避難により就業先を自主退職し、その後避難先で再就職した者について、東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での収入相当額(平成23年9月から平成24年2月まで)の賠償が認められた事例
- 【公表番号506※1】 屋内退避区域(いわき市内)に居住し、同市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由として解雇された申立人について、屋内退避区域の就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月から平成25年3月までの給与相当額の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号548※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住しており、関東地方へ避難した後の平成23年10月に勤務先の退職を余儀なくされた申立人について、同人が南相馬市に帰還して間もない平成25年4月末日時点においては事故前と同様の求職・就労環境にあるとは認められないとして、避難開始から同日までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号657※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、帰還困難区域(双葉町)の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号797※1】 川内村の緊急時避難準備区域に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、緊急時避難準備区域の就労不能損害の終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年1月以降の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号886※1、※2】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域(浪江町)で同居していた夫婦(原発事故後婚姻)と子について、子の精神的損害のほか、夫が、平成23年4月から同年8月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額を含め、就労不能損害(同年3月から平成26年2月まで)の賠償が認められた事例
- 【公表番号961※1】 原発事故後、避難指示解除準備区域(楢葉町)の雇用主から事業再開の見込みが立たないことを理由に解雇されたが、いわき市で新たな事業を開始した同じ雇用主に再就職した申立人について、解雇通知の存在や再就職の経緯等から失職の事実を認めた上で、再就職後の就労が原発事故前と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとまではいうことができないとして、平成23年6月から平成24年2月までの就労不能損害の算定において再就職後の収入が控除されずに賠償された事例
- 【公表番号980※1】 帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人ら(夫婦)のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに、請求のあった平成25年6月分から平成26年3月分までの就労不能損害が算定された事例
- 【公表番号994※1】 避難指示区域(大熊町)から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいること等の事情を考慮し、平成26

年3月から同年5月までの就労不能損害の算定において特別の努力を認め中間収入の全部が控除されずに賠償された事例

- 【公表番号1001※1】 緊急時避難準備区域に居住し同区域内の美容室で勤務していたが、原発事故後避難し、避難先で再就職した申立人について、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確保に努めていること等の事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに平成26年8月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1050※1】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成25年4月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年1月から平成26年3月までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1052※1】 緊急時避難準備区域に居住し同区域で就労し、原発事故後に申立人の妻とともに避難した親族の介護のため平成25年3月に退職し避難した申立人について、退職前の収入に影響割合を5割として乗じ、退職後の中間収入を控除した上で、同年4月から平成27年1月までの就労不能損害の賠償を認めた事例
- 【公表番号1077※1】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤した後、原発事故の影響による工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成25年7月に退職したことに伴う就労不能損害の賠償を認めた事例
- 【公表番号1096※1】 避難指示区域（大熊町）に居住し同区域内の塗装会社で塗装業務に従事していたものの、原発事故により同社の継続が不能となり失職した申立人について、避難生活中、塗装業を中心に就職活動を継続するも安定した就職先が見つからないこと、平成26年4月から知人の塗装業務を手伝うこともあったが、日給で正式な雇用契約もなく、収入が安定しなかったこと等を考慮し、特別の努力として避難生活中の就労により得た収入を控除せずに、同年6月から平成27年2月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1099※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成27年3月分から同年5月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1126※1】 避難指示区域（双葉町）から避難し、失職した申立人が避難先で再就職をしたものの、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに平成26年4月から平成27年3月までの就労不能損害の賠償を認めた事例
- 【公表番号1133※4】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、平成24年6月から平成26年2月又は同年12月までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1135※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示解除準備区域（同市小高区）内の工場に勤務していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖され、出向後、人員整理の対象となり自主退職を余儀なくされた申立人について、再就職先との給与差額全額の賠償が和解案提示直前の平成27年7月分まで認められた事例
- 【公表番号1138※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示解除準備区域内（檜葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となり、解雇された申立人について、平成27年3月分から同年8月分までの給与減収分（再就職先との給与差額）の就労不能損害の賠償が認められた事例

- 【公表番号1149※1】 緊急時避難準備区域に居住し、アトピーの持病を持ちながら、同区域内の美容室で就労していたが、原発事故後に勤務先を退職して避難し、避難先で再就職した申立人について、アトピーの持病のため通常美容室での就職が限定されているため、事故後は美容室での就労が困難であったこと等の事情を考慮し、平成26年9月分から平成27年9月分までの就労不能損害（ただし、同年3月分までは原発事故の影響割合を10割、同年4月分以降は原発事故の影響割合を6割として。）が賠償された事例
- 【公表番号1163※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住し帰還困難区域（富岡町）の勤務先に勤務していたが、原発事故により退職および避難を余儀なくされた申立人について、就職活動を継続し2度の再就職をしたものの原発事故前と同水準の待遇の仕事を見つけるには至らなかったこと等を考慮して、原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を3分の2として、平成27年3月分から和解案提示の月である同年11月分までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1175※1】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域内の飲食店に勤務していた申立人について、避難先で就職したアルバイトでの収入額を控除し、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1176※1】 緊急時避難準備区域（川内村）の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場が原発事故により営業停止したことに伴い平成23年3月に退職した後の同年4月の数日間の後片付けの日当や、同年8月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年10月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とまではいうことができないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例
- 【公表番号1179※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、年齢や事故前就労の安定性、避難先での就職活動を積極的に進め再就職していること等を考慮し、平成27年3月分から平成28年1月分まで、事故前からの減収分（原発事故の影響割合10割）が賠償された事例
- 【公表番号1181※1】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難して退職を余儀なくされ、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、原発事故前の仕事は公務員に準ずるものであり安定性の高いものであったこと、帰還できるようになれば復職する可能性があること等の事情を考慮して、平成26年12月分から平成27年9月分までの減収分（原発事故の影響割合10割）が賠償された事例
- 【公表番号1207※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内（檜葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故の影響により同工場が閉鎖となり、解雇された申立人について、平成27年9月分から平成28年2月分までの給与減収分（再就職先との給与差額）の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1217※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の申立てのうち、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、平成26年11月から避難先の配送業者にて梱包作業のパートとして再就職したものの、避難中に同申立人がうつ状態に陥ったことや、これにより勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同月分から同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成28年6月分までについて、減収分が全額賠償された事例
- 【公表番号1226※1】 居住制限区域（富岡町）から避難し、原発事故前の勤務先を退職した申立人の就労不能損害について、申立人は避難先で継続的に就職活動を行っているものの、断続的に非正規雇用を得ているに留まること等を考慮して、平成27年3月から平成28年3月までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合5割）が賠償された事例

- 【公表番号1277※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難したことにより失職し、その後再就職したものの収入が減少した申立人夫及び妻それぞれの就労不能損害について、各自が転職をした経緯、避難前後の勤務内容、勤務時間、避難後の減収額等を考慮し、平成27年3月から平成28年2月までの期間について、原発事故の影響割合を夫について10割、妻について5割として賠償された事例
- 【公表番号1279※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、タクシー会社に正社員として勤務していたが、原発事故によって他県に避難し、退職を余儀なくされた申立人（事故時60歳台）の就労不能損害について、避難先では土地勘がなく同種の仕事をすることが困難であったこと、平成28年9月にはもとの住所地近くに転居し、その後別会社へ再就職していること等の事情を考慮して、同年3月分から同年9月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例
- 【公表番号1288※1】 居住制限区域に居住し、経営状況の安定した企業で中高年になるまで就労していたが、原発事故後避難し、当該企業を平成24年4月に解雇された申立人について、定年までの就労可能性を認め、平成28年3月から同年8月までの減収分の5割の賠償が認められた事例
- 【公表番号1314※1】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域（同町）で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成24年4月に解雇された申立人の就労不能損害について、申立人が解雇された直後に再就職していること、従来と同等の就労活動を営むことができる勤務先を探すのは必ずしも容易でないと考えられること等を考慮して、減収分について原発事故の影響割合を平成28年2月分及び同年3月分について10割、同年4月分から平成29年3月分までについて8割、同年4月分から同年6月分までについて5割として賠償された事例
- 【公表番号1321※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、居宅と同じ敷地内で弟が経営する整骨院にて事務職として勤務していた申立人について、原発事故前の収入と再就職先の収入の差額を基礎とし、原発事故の影響割合を平成27年3月から平成28年7月まで10割、同区の避難指示が解除された後の同年8月から同年12月まで5割として就労不能損害が認められた事例
- 【公表番号1327※1】 居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの事故前の勤務に比して給料が低く生活が困難であったことから、より給料の高い職場に転職するために平成27年2月に退職し、その後平成28年3月に県外へ転居した申立人について、原発事故前の収入額を基に、平成26年8月分から平成27年3月分まで10割、同年4月分から平成28年3月分まで5割、同年4月分から同年9月分まで2割からそれぞれ原発事故後の収入額を控除した額が、就労不能損害として賠償された事例
- 【公表番号1351※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の音楽教室において講師をしていたが、同教室の閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、就労に至る経緯や就労内容等を考慮し、平成27年8月分から平成29年2月分までの減収に係る損害（原発事故の影響割合を、平成28年2月分までは10割、同年3月分以降は5割とする。）が賠償された事例
- 【公表番号1376※4】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、勤務先の事業の特殊性等から就労が継続され、事故前収入を得ることができたことの蓋然性を認め、平成24年9月分から平成27年8月分までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例
- 【公表番号1409※1】 帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇され、平成24年に他所に再就職した申立人について、その後の求職活動の内容等を考慮して、原発事故当時の収入の6割相当額から再就職先での収入を控除した残額について、平成28年9月分から平成29年8月分までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1482※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に家族と住み、避難指示解除準備区域の会社に勤務していた申立人の原発事故後の転職による就労不能損害について、申立人の勤続年数は20年を超えており、原発事故がなければ引き続き同じ会社に勤務することが見込まれたにもかかわらず、勤務先が原発事故を原因として他県へ移転したことから、申立人が事故後別離した家族と再び一緒に暮らすためには、勤務先を退職し転職せざるを得なかったこと、申立人の年齢は転職時50歳台で従前と同程度の条件の再就職は困難であったこと、申立人は再就職後も求職活動を行っていたこと等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年3月分から同年8月分までは5割、同年9月分から平成29年2月分までは3割として、事故前収入と実収入との差額の一部が賠償された事例

【公表番号1511※3】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の平成27年3月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、避難により両親と別離が生じたことにより仕事と育児とを両立できる環境が失われたが、時間の経過に伴う子らの成長及び申立人が資格を有することをも勘案して、原発事故との影響割合を平成27年3月分まで10割、同年4月分から同年8月分まで7割、同年9月分から平成28年2月分まで5割、同年3月分から同年8月分まで3割、同年9月分から平成29年2月分まで1割として、原発事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部が賠償された事例

【公表番号1519※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費、通院慰謝料等について、原発事故後にPTSDに罹患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までについて、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号1530※1】 原発事故当時、福島県内の警備会社に勤務し、原発事故により避難指示区域から避難したことにより失職した申立人（原発事故当時50歳台）の就労不能損害について、失職後の再就職の状況や就職活動の状況等の事情を考慮し、平成27年3月から同年8月までの期間について事故前収入の3割相当額、同年9月から平成28年2月までの期間について事故前収入の1割相当額が賠償された事例

【避難等対象区域外に係る事例】

【公表番号520※1】 原発事故発生当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同区域内に勤務していた者に、勤務先の事業縮小等の影響を受けて退職したとして、平成24年3月から再就職した同年11月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号528※1】 自主的避難等対象区域に居住し、田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していた者に、原発事故により顧客を失って退職を余儀なくされたとして、平成24年6月から同年12月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号745※1】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、同区域内の建設会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、東京電力が申立人に対して賠償していた後の期間である平成24年6月分から平成25年7月分までの賠償が認められた事例

【公表番号793※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後1年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との相当因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成24年3月又は同年4月末日の整理解雇により生じた平成25年9月（和解案提示日の前月）までの就労不能損害（再就職による収入がある者については差額）が賠償された事例

- 【公表番号828※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市のゴルフ場でキャディーとして働いていたが、原発事故後に解雇され、平成24年4月に同勤務先に再雇用されたものの減収が生じた申立人について、同年6月から平成25年5月までの間の減収分について就労不能損害が認められた事例
- 【公表番号1003※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の観光会社で勤務していたが、原発事故後の観光客の減少により勤務先が営業損害を被ったため退職を余儀なくされ、別会社に再就職した申立人について、就労不能損害として平成25年6月から平成26年5月までの給与の減収分40万9606円が賠償された事例
- 【公表番号1029※1】 母国政府からの避難勧告を受け、平成23年3月に自主的避難等対象区域から母国に避難し、平成24年3月に日本に帰還した外国籍の申立人について、子2人を連れて避難したことや避難を開始した時期等の事情を考慮して、同月までの避難に合理性を認めた上で、避難により休職を余儀なくされた期間（平成24年3月まで）及び日本への帰還後の再就職先における稼働状況が原発事故当時と同程度に戻るまでの期間（平成25年12月まで）の減収分について就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1113※1】 自主的避難等対象区域（田村市）に居住していたが、原発事故の影響により勤務先工場が閉鎖されたため、勤務先から解雇された申立人について、これまでの勤務状況や勤務先における定年等を考慮して、申立人の定年退職予定時期であった平成27年5月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1186※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い解雇され、避難先で再就職した申立人（原発事故時60歳前半）について、元の勤務先において、当初の雇用契約書上は有期雇用とされていたものの期間満了後も継続して雇用されていたこと等の事情を考慮し、就労不能損害として、平成26年3月から申立人の元の勤務先の定年時期である平成27年10月までの減収分（原発事故の影響割合9割）が賠償された事例
- 【公表番号1234※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、同区域にある航空会社の事業所に勤務していたが、原発事故の影響による同事業所の閉鎖に伴い解雇され、平成24年5月に他業種の会社に再就職した申立人（原発事故当時39歳）の就労不能損害について、申立人は、再就職前には求職活動を繰り返し行っており、再就職先では当初非常勤職員であったがその後準社員になっていること等の事情を考慮し、平成26年1月分から平成27年12月分まで減収分の全額が賠償された事例
- 【公表番号1242※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、農業を営むとともに同市内において勤務していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により退職した申立人（原発事故当時50歳台）の平成27年6月分以降の就労不能損害について、勤務先の閉鎖に原発事故の影響が一定程度認められること、申立人は退職直後に再就職しており、そこでの収入も増加傾向にあること等を踏まえ、減収分について、原発事故の影響割合を同月分から同年8月分まで10割、同年9月分から平成28年2月分まで7割、同年3月分から同年5月分まで5割として損害が賠償された事例
- 【公表番号1308※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、同市内の牛の肥育農家の従業員として勤務していた申立人について、原発事故の影響により牛の出荷制限が実施されたことから勤務先が廃業したことに伴い、平成24年12月に県外の同種農家に転職したことにより生じた収入の減収分について、就労不能損害（同年3月分から平成25年12月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号1390※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）の釣具店に勤務していたが、原発事故による勤務先の業績悪化を理由に解雇された申立人について、平成25

年11月分から再就職する前月である平成26年3月分までの就労不能損害が賠償された事例

イ 追加的費用

(補足説明)

中間指針第3の8備考7は、追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲に含まれるとしている。以下は、就労不能損害のうち、追加的費用に関する事例である。

- 【公表番号202※2】 避難指示区域（双葉町）に居住し、美容師として勤務していた者が避難を余儀なくされ、就労等が不能等となったとして、平成23年3月から同年12月までの減収分に加え、勤務先から持ち出すことのできなかった美容師道具一式の購入費用が追加的費用として認められた事例
- 【公表番号528※1】 自主的避難等対象区域に居住し、田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していた者に、原発事故により顧客を失って退職を余儀なくされたとして、平成24年6月から同年12月までの就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号591※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示解除準備区域の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、福島県外の事業所に単身赴任した申立人について、平成23年6月から平成25年2月までの間の帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号664※1】 伊達市に居住する申立人が、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、勤務先の指示により県外の別の工場への転勤及びそれに伴う単身赴任を余儀なくされたとして、住居費、生活費増加費用等の就労不能等に伴う追加的費用（平成23年3月から平成24年7月まで）が賠償された事例
- 【公表番号760※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、単身赴任による追加的費用として、平成25年7月までに生じた帰省・通院費用、生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1077※2】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤したことによって生じた二重生活に伴う生活費増加分及び面会交通費の賠償を認めた事例
- 【公表番号1099※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、事故により勤務先が閉鎖となり、勤務先の指示により他県に転勤したものの、その後自主退職した申立人について、事故前の勤務形態、退職に至った経緯、退職後の就職活動状況等を考慮し、平成27年3月分から同年5月分までの通勤費増加分の賠償が認められた事例
- 【公表番号1169※1】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分（平成27年3月から同年7月まで）の賠償のほか、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分（平成24年4月から平成27年7月まで）についても、休業損害を賠償する趣旨で、通院付添いをした日（家事都合・自宅付添いのための休日は除く。）について、年度ごとに平均日給に基づき算定した日数分が賠償された事例
- 【公表番号1287※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に妻子とともに居住していた申立人について、原発事故の影響により避難指示区域内の勤務先の工場が閉鎖し、県外の工場への転勤を命じられ、単身赴任を余儀なくされた申立人の面会交通費、生活費増加分について、平成28年10月分までの損害が賠償された事例

- 【公表番号1308※2】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住し、同市内の牛の肥育農家の従業員として勤務していた申立人父とその家族である申立人母子について、原発事故の影響により牛の出荷制限が実施されたことから勤務先が廃業したことに伴い、申立人父が平成24年12月に県外の同種農家に転職し、申立人ら全員が県外に転居した際に支出した同年3月から平成25年12月までの交通費、家財道具購入費、住居関連費（清掃費用、仲介手数料、損害保険料、賃料増加分）が賠償された事例
- 【公表番号1343※1】 自主的避難等対象区域に居住し、避難指示区域内の勤務先に勤務していた申立人（取締役）について、原発事故により勤務先が県外に移転したことにより、申立人が単身赴任を余儀なくされて支出した追加的費用（家財道具購入費用、帰省に必要な交通費、二重生活に伴う生活費増加費用。期間は、勤務先が移転した平成23年6月から平成29年3月まで。）が賠償された事例

ウ その他

(ア) 就労予定者

(補足説明)

中間指針第3の8備考5は、未就労者のうち就労が予定されていた者については、その就労の確実性によっては、就労不能等に伴う損害を被ったとして賠償すべき損害の対象となり得るとしている。以下は、就労不能に関する事例のうち、事故前に就労が予定されていたがいまだ就労していなかった場合に関する事例を挙げた。

【公表番号311※10】 緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、内定を取り消された者について、内定先が内定取消しの撤回をしようとしたが、避難元で内定取消しが撤回されても就労は不能であるとして賠償が認められた事例

【公表番号377※1】 避難指示区域内に居住し平成23年4月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害（対象期間平成24年2月分まで）について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入について、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例

(イ) 退職金差額

(補足説明)

就労不能により減収分が生じた場合の一つとして、退職金について減収が生じることがあり得るが、以下は、就労不能に関する事例のうち、主に退職金差額に関する事例を挙げた。

【公表番号832※1】 避難指示区域から避難した役場職員について、子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたこと等により、退職を余儀なくされたとして、賃金センサスを使用して算出された退職金減額分の7割が賠償された事例

【公表番号836※1】 避難指示区域内で母親や妻と居住し、原発事故後、仕事の関係で福島県に残ったものの、平成24年3月に予定されていた定年退職前の、平成23年6月に自己都合退職をした申立人について、茨城県に避難した母親等との別離を余儀なくされていた間に、介護を要する母親の状態が悪化し、母親の介護を巡って家庭不和が生じたこと、母親の介護を行うために申立人が退職したこと等を考慮し、定年退職の場合の退職金との差額分の賠償が認められた事例

- 【公表番号1191※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の会社に勤務していたが、原発事故により同社が休業となり退職を余儀なくされた申立人らについて、申立人らの勤続期間が30年以上であることや、勤務先の幹部社員といえること等の事情を考慮し、原発事故がなければ平成31年の定年まで勤務していた蓋然性が高いとして、早期退職により支払われた退職金と定年退職の場合に支払われる退職金との差額の5割が損害として賠償された事例
- 【公表番号1272※1】 帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に次長として勤務していたが、原発事故によりいったん解雇された後、給与引下げの下で再雇用された申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、平成23年4月から想定退職時期の前月である平成27年2月までの間の定期昇給額相当の賠償及び定年時に得べかりし退職金との差額相当額が賠償された事例
- 【公表番号1288※2】 居住制限区域に居住し、経営状況の安定した企業で中高年になるまで就労していたが、原発事故後避難し、当該企業を平成24年4月に解雇された申立人について、定年までの就労可能性を認め、実際の退職により得られた退職金と定年時に得られるはずであった退職金の差額の5割の賠償が認められた事例
- 【公表番号1314※1】 帰還困難区域（富岡町）に居住し、同区域（同町）で勤務していたが、原発事故により勤務先が休業となり、平成24年4月に解雇された申立人の就労不能損害について、申立人が従来 of 勤務先に長期間にわたって勤務を継続していたこと等を考慮して、従来 of 勤務先において平成28年8月まで勤務した後に退職した場合における退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額が賠償された事例
- 【公表番号1334※1】 福島県内の金融機関の従業員であった申立人らが原発事故の影響に伴う勤務先の業績悪化により退職金を減額されたことについて、その減額分について原発事故の影響割合を5割として賠償された事例
- 【公表番号1378※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、避難指示区域内の小売店に勤務していた申立人（原発事故当時51歳）について、原発事故に伴う勤務先店舗の閉店により解雇され、定年退職の場合に比して勤続年数が減少したことに伴い、退職金の額も減少したとして、原発事故の影響割合を2割として退職金差額分が賠償された事例

(ウ) 帰還に伴う就労不能

(補足説明)

中間指針第四次追補第2の1備考8は、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられるとしている。以下は、就労不能に関する事例のうち、帰還により損害が継続又は発生した場合に関する事例である。

- 【公表番号1357※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成27年4月に帰還した後も平成28年2月末まで就労していなかった申立人の就労不能損害について、帰還直後は就職活動が困難であったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を6割として賠償された事例

(エ) 特別の努力・中間収入の非控除

(補足説明)

中間指針第二次追補第2の3指針Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、総括基準（営業

損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)も原発事故後の中間収入の非控除について定めている。ここでは、これらに関する事例について、避難指示区域及び緊急時避難準備区域に係る事例に分けて挙げた。

東京電力プレスリリース(平成24年6月21日付け等)では平成24年3月1日以降の収入月額50万円まで非控除とする扱い(平成25年6月10日付けプレスリリース等により平成23年3月から適用するよう改訂された。)としており、上記総括基準に係る平成24年6月26日付け総括委員会決定(中間収入の非控除について)も非控除限度額の目安を1人月額50万円としていることから、概ねその範囲内の事例が多いと思われる。

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号239※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、同一の勤務先に就労した申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、同一の勤務先に就職したのはたまたまであって、給与・勤務形態は原発事故前と異なることから特別の努力を認め非控除として賠償することが認められた事例
- 【公表番号303※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった後、平成23年12月から平成24年2月まで避難先における就労により収入があった者が、直接請求において当該避難先における収入分を控除されて賠償を受けていたところ、これを非控除として賠償することが認められた事例
- 【公表番号322※4】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給付金を控除せずに就労不能損害(平成23年3月から同年12月まで)が賠償された事例
- 【公表番号371※3】 避難指示区域に居住し同区域内で就労していたが原発事故による避難のため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害について、避難先で再就職して得た中間収入について、避難前の業務内容とは異なること、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し(対象期間平成24年12月分まで)賠償された事例
- 【公表番号377※1】 避難指示区域内に居住し平成23年4月から同区域内で正社員として就労することが内定していた申立人の就労不能損害(対象期間平成24年2月分まで)について、避難先において内定先の系列関係にある勤務先の非正規社員として勤務して得た中間収入について、安定性や継続性を有する就業とまではいうことができないことを考慮し、当該中間収入を控除せずに損害額を算定し賠償された事例
- 【公表番号399※1】 避難指示区域内に居住し就業していたが、避難により就業先を自主退職し、その後避難先で再就職した者について、東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での収入相当額(平成23年9月から平成24年2月まで)の賠償が認められた事例
- 【公表番号657※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したまま、避難指示区域内(双葉町)の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故が発生して実家へ避難した申立人について、申立人が事故前収入より多額の収入を得ているのは、震災復興のための特需であり安定性・継続性のある収入とまではいうことができないことから控除すべきでないとして、事故後の収入を非控除として就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号886※1、※2】 原発事故当時、既に婚約しており、避難指示区域(浪江町)で同居していた夫婦(原発事故後婚姻)と子について、子の精神的損害のほか、夫が、平成23年4月から同年8月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就

職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額を含め、就労不能損害（同年3月から平成26年2月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号961※1】 原発事故後、避難指示解除準備区域（檜葉町）の雇用主から事業再開の見込みが立たないことを理由に解雇されたが、いわき市で新たな事業を開始した同じ雇用主に再就職した申立人について、解雇通知の存在や再就職の経緯等から失職の事実を認めた上で、再就職後の就労が原発事故前と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとまではいうことができないとして、平成23年6月から平成24年2月までの就労不能損害の算定において再就職後の収入が控除されずに賠償された事例

【公表番号980※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦）のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに、請求のあった平成25年6月分から平成26年3月分までの就労不能損害が算定された事例

【公表番号994※1】 避難指示区域（大熊町）から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいること等の事情を考慮し、平成26年3月から同年5月までの就労不能損害の算定において特別の努力を認め中間収入の全部が控除されずに賠償された事例

【公表番号1096※1】 避難指示区域（大熊町）に居住し同区域内の塗装会社で塗装業務に従事していたものの、原発事故により同社の継続が不能となり失職した申立人について、避難生活中、塗装業を中心に就職活動を継続するも安定した就職先が見つからないこと、平成26年4月から知人の塗装業務を手伝うこともあったが、日給で正式な雇用契約もなく、収入が安定しなかったこと等を考慮し、特別の努力として避難生活中の就労により得た収入を控除せずに、同年6月から平成27年2月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1126※1】 避難指示区域（双葉町）から避難し、失職した申立人が避難先で再就職をしたものの、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに平成26年4月から平成27年3月までの就労不能損害の賠償を認めた事例

【緊急時避難準備区域に係る事例】

【公表番号185※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、就労等が不能等となった申立人（大人）について、東京電力から直接請求での賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額（平成24年2月まで避難先において就労して得た賃金）について、特別の努力によりこれを非控除として賠償することが認められた事例

【公表番号259※1、※2】 自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人が、避難をしなかったものの、就労先の移転により退職を余儀なくされ、その後再就職をしたが、特別の努力により原発事故前の平均月収と同額の就労不能損害（追加的費用を含む。平成23年3月から平成24年5月まで）が認められた事例

【公表番号325※1】 緊急時避難準備区域に居住し、自主的避難等対象区域内の医療機関に勤務していたが、避難により退職を余儀なくされたものの、平成23年9月から同区域内の別の医療機関において正社員として勤務を開始した申立人について、東京電力による直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象とな

っていなかった避難先での同月から平成24年3月までの収入相当額について、特別の努力として、その賠償が認められた事例

【公表番号797※1】 川内村の緊急時避難準備区域に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職し、事故後に除染の仕事に就いた申立人について、平成25年9月には事故前よりも増収しているものの、除染の仕事は雨の日や冬の間は仕事ができず収入がなくなるため不安定であって、和解対象期間を通してみれば損害がいまだに発生していると認定し、同年1月から同年10月末までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1001※1】 緊急時避難準備区域に居住し同区域内の美容室で勤務していたが、原発事故後避難し、避難先で再就職した申立人について、原発事故前と全く異なる業種に就いていること、再就職先の収入が原発事故前の半分以下であり、休日出勤をするなどして収入の確保に努めていること等の事情を考慮し、再就職後の収入を控除せずに平成26年8月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1050※1】 緊急時避難準備区域から避難し、同区域内の勤務先からの退職を余儀なくされ、平成25年4月に避難先で再就職した申立人について、避難先での仕事がパートで仕事内容も原発事故前と異なる職種であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したこと等の事情を考慮して特別の努力を認め、中間収入を控除せずに同年1月から平成26年3月までの就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号1176※1】 緊急時避難準備区域（川内村）の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場が原発事故により営業停止したことに伴い平成23年3月に退職した後の同年4月の数日間の後片付けの日当や、同年8月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年10月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とまではいうことができないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例

(オ) その他

(補足説明)

就労不能損害に関し、上記(ア)から(エ)まで以外の問題点を含む事例を挙げた。

【公表番号392※4】 避難指示区域内に居住し、就業していた者について、避難を余儀なくされ休業したことにより賞与等が大幅に減額され、また平成23年4月から昇給されることが決定していたにもかかわらず原発事故によって見送られたとして、同年3月から平成24年3月までの減収分及び原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例

【公表番号503※3】 南相馬市鹿島区に自宅があり、いわき市に単身赴任中であつたが、避難指示区域（浪江町）に居住していた両親の避難及び生活の支援等のため、有給休暇を取得せざるを得なかった申立人について、その日数に応じた給与相当額の一部の賠償が認められた事例

【公表番号981※1】 帰還困難区域から避難した高齢の母を受け入れ、南相馬市原町区において平成23年5月頃から同居していた申立人が、持病が悪化した母の介護に専念するため、平成24年8月に勤務先を退職せざるを得なくなったとして、請求のあった同年9月から平成25年9月までの給与相当額の7割が、就労不能損害として賠償された事例

【公表番号1143※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成26年6月に再就職先を退職した申立人について、就労不能損害の賠償を請求するに当たり、申立人が怪我を負い、就労できずにいることを裏付ける診断書の発行手数料が賠償された事例

【公表番号1272※1】 帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に次長として勤務

していたが、原発事故によりいったん解雇された後、給与引下げの下で再雇用された申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、平成23年4月から想定退職時期の前月である平成27年2月までの間の定期昇給額相当の賠償及び定年時に得べかりし退職金との差額相当額等が賠償された事例

1 1 検査費用（物）（中間指針第3の9）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の9）

対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

ア 個々の財物はその価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露しているか否かは不明であるが、財物の価値ないし価格は、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受け、しかも、財物に対して実施する検査は、取引の相手方による取引拒絶、キャンセル要求又は減額要求等を未然に防止し、営業損害の拡大を最小限に止めるためにも必要とされる場合が多い。したがって、平均的・一般的な人の認識を基準として当該財物の種類及び性質等から、その所有者等が当該財物の安全性に対して危惧感を抱き、この危惧感を払拭するために検査を実施することが必要かつ合理的であると認められる場合には、その負担した検査費用を損害と認めるのが相当である（備考1）。

イ 避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、その検査費用も必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考2）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第3の9の指針に係る事例である。なお、避難等対象区域外の財物において問題となる検査費用については、第5「いわゆる風評被害について」において取り上げられている事例を参照されたい。

【公表番号160※1】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、1回目の検査で線量が高かったため再度詳細に行ったとして、車の放射線検査費用合計2回分の賠償が認められた事例

【公表番号952※3】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいた申立会社が、不動産取引の際の重要事項として線量を説明するのに必要であるとして購入した放射線測定器の購入費用18万9000円が賠償された事例

【公表番号1294※2】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、緑化木の汚染状況を確認するための放射線検査費用（平成27年8月）が賠償された事例

1 2 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の10）

財物につき、現実発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

- I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。
- II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、
 - ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、
 - ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。
- III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

- ア 指針 I について、当該財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきである（備考1）。
- イ 立入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる（備考1）。
- ウ 指針 I 及び II について、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る（備考4）。
- エ 損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる（備考5）。
- オ 不動産売買契約及び不動産賃貸借契約（以下「不動産関連契約」という。）の契約価格の下落に係る損害については、本件事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められ、不動産関連契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本件事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められ、不動産を担保とする融資の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行ったことによる損害等については、本件事故がなければ当該融資の拒絶や賃料の減額等が行われなかったとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考6）。

(中間指針第二次追補第2の4)

4 財物価値の喪失又は減少等

中間指針第3の〔損害項目〕の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

- I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。
- II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第2の4関係)

- ア 指針Iについて、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第3の10において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少(全損)したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする(備考1)。
- イ 指針IIについて、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする(備考2)。
- ウ 「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあつては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする(備考3)。
- エ 賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる(備考4)。
- オ 地震・津波による損害については賠償の対象とはならないが、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もあることから、合理的な範囲で、「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる(備考5)。

総括基準(避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について)

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

- 1) 動産(製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等)であつて、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害
 - ① 避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となつたため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- 2) 不動産であつて、避難等対象区域内に存在するものについての、上記1)の①から③までに記載の損害

(理由等抜粋)

中間指針第3の10備考1に「立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認が

できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる」とあることからすれば、動産、不動産の価値の喪失又は減少について、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と考えるべきである（理由抜粋）。

（中間指針第四次追補第2の2）

2 住居確保に係る損害

I) 前記1のI) ①の賠償の対象者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。以下同じ。）と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値（第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

② 宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と事故時に所有していた宅地の事故前価値（第二次追補第2の4の財物価値をいう。以下同じ。）との差額。ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

II) 前記1のI) ①の賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担したI) ①及びI) ③の費用並びにI) ②の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

III) I) 又はII) 以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

② 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用

③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

V) I) ないしIV) の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

（備考等抜粋：中間指針第四次追補第2の2関係）

ア 指針I) について、中間指針第四次追補第2の1指針I) ①の精神的損害が賠償の対象となる地域（帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域）は、避難指示解除時期の見通しすら立たない状況であり、本件事故時に当該地域に居住していた避難者は、移住等を行うことが必要と認められる（備考1）。

イ 指針II) について、「移住等を行うことが合理的と認められる場合」とは、例えば、帰還しても営業再開や就労の見通しが立たないため避難指示の解除前に新しい生活を始めることが合理的と認められる場合、現在受けている医療・介護が中断等されることにより帰還が本人や家族の医療・介護に悪影響を与える場合、避難先における生活環境を変化させることが子供の心身に悪影響を与える場合等が考えられる（備考2）。

ウ 指針I) ①、II) 及びIII) ①について、特に築年数の経過した住宅の事故前価値が減価償却により低い評

価とならざるを得ないことを考慮し、公共用地取得の際の補償額（築48年の木造建築物であっても新築時点相当の価値の5割程度を補償）を上回る水準で賠償されることが適当と考えられる（備考3）。

エ 指針Ⅰ②及びⅡについて、避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部である場合が多いことから、移住等に当たって、移住等の先の宅地取得費用が所有していた宅地の事故前価値を超える場合が多く生じ得ることを考慮した。所有していた宅地面積の基準は、福島県の平均宅地面積を考慮し400㎡とした。また、「福島県都市部の平均宅地面積」及び「福島県都市部の平均宅地単価」は、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市及び南相馬市について、専門機関に委託して調査した結果、当面は250㎡及び38,000円/㎡を目安とすることが考えられる（備考4）。なお、「福島県都市部の平均宅地単価」については、平成28年1月28日第43回原子力損害賠償紛争審査会において41,000円/㎡と、平成29年1月31日第45回原子力損害賠償紛争審査会において43,000円/㎡と、平成31年1月25日第49回原子力損害賠償紛争審査会において45,000円/㎡と、それぞれ改定されている。

オ 指針Ⅱについて、対象となる地域は居住制限区域及び避難指示解除準備区域であり、避難指示の解除等により土地の価値が回復し得ることを考慮した（備考5）。

カ 指針Ⅲについて、建替えの必要性を客観的に判断するに当たっては、管理不能に伴う雨漏り、動物の侵入、カビの増殖等の事態を受け、建替えを希望するという避難者の意向にも十分に配慮して柔軟に判断することが求められる。そのため、例えば、木造建築物にあつては、雨漏り、動物の侵入、カビの増殖等により、建物の床面積又は部屋数の過半が著しく汚損していると認められる場合は建替えを認める等の客観的な基準により判断することが妥当であると考えられる（備考6）。

キ 指針Ⅴについて、住居確保に係る損害は、原則として、現実に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならないが、避難者の早期の生活再建を期するため、東京電力株式会社には、例えば、指針Ⅰ又はⅡの対象となる者については、移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や住宅を取得せず借家に移住等をする場合、指針Ⅲの対象となる者については、従前の住居の修繕等や移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や帰還が遅れる場合には、移住等の先での住居の取得費用や修繕等の費用が実際に発生していなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考にして事前に概算で賠償し、事後に調整する等の柔軟かつ合理的な対応が求められる（備考8）。

ク 指針Ⅰ及びⅡの賠償の対象者が、移住等の後に従前の居住場所に帰還する場合、帰還に必要な事故前に居住していた住宅の修繕、建替え費用等については、特段の事情のない限り、移住等の先の宅地及び住宅の価値等によって清算することが考えられる（備考9）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

中間指針第3の10においては、避難等対象区域内の財物を対象として、管理不能等（指針Ⅰ）、放射性物質曝露等（指針Ⅱ）及び価値喪失等予防費用（指針Ⅲ）について定めており、アからウまでにおいてはこれらの指針の区分に応じて事例を挙げた。なお、これらの指針は避難等対象区域内に限っており、また、中間指針第二次追補第2の4において価値減少率の推認をしている対象も、避難指示区域内の不動産に限定されている。これらを超えて財物価値の賠償が避難等対象区域外の財物や避難指示区域外の不動産についてされる事例は例外的となっているが、ここでは、これら指針に準じるものとして紹介したので、参照されたい。また、エからカまでにおいては、不動産、動産及びその他の区分に応じ、それぞれの賠償例として特徴的なものを挙げたが、必要に応じてアからウまでとも重複をいとわずに挙げているので、参照されたい。

ア 管理不能等

(補足説明)

中間指針第3の10の指針Iに係る事例である。同指針は、管理不能等により現実に価値を喪失又は減少した部分及びこれに伴う追加的費用を賠償すべき損害として挙げているので、特に管理不能が問題となった事例について、賠償対象ごとに、また、避難指示区域に係る事例と避難指示区域外に係る事例に区分して挙げた。例えば、建物の損壊自体は地震によるものであったとしても、避難等を余儀なくされて管理不能等となり、雨漏り等により損壊が拡大するなどする場合は、避難指示区域以外の避難等対象区域等における事例でもみられるところである。なお、追加的費用としては除染費用もあり得るが、除染に関する事例は、第11の1(2)に集約しているので参照されたい。

(ア) 価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号211※2】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人が避難を余儀なくされ、同区域内の棚卸資産の管理が不能等となり、当該資産の価値が失われたとして財物賠償が認められた事例
- 【公表番号293※2】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害が賠償された事例
- 【公表番号294※2】 避難指示区域（浪江町）で薬局を営む申立人の店舗内に残置された棚卸資産について、原発事故の影響割合等を考慮し、事故時の棚卸資産額（推計）の9割を損害額として財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号336※2】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故時の在庫食品等（生鮮食品等が中心。）が、管理も持ち出しもできず腐敗するなどして価値が滅失したとして、財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号526※1】 建設用資材のリース業を営む申立会社について、避難指示区域の建設工事現場において工事会社にリースしていた建設用仮設資材が工事中止により現場に残置されたまま利用不能となったことによる財物損害が賠償された事例
- 【公表番号571※1】 避難中に居住制限区域（富岡町）の自宅から自動車等を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての購入額の一部が賠償された事例
- 【公表番号575※2】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、避難指示区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害（全額）が賠償された事例
- 【公表番号619※1】 帰還困難区域（大熊町）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機器等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（50年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号630※1】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として2割を控除した後の残額（評価額の8割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の10割が賠償された事例
- 【公表番号656※1】 居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を双葉郡の緊急時避難準備区域に移転させた申立人の、旧店舗内で所有し

ていた営業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（20年ないし40年）を基礎とする減価をして算定した損害額の賠償が認められた事例

- 【公表番号685※1】 警戒区域（浪江町）から避難した申立人らに対し、事故時住所の農機具について、申立人らの避難に基づく管理不能により財産的価値が喪失したとして、申立人らの主張に係る中古農機具販売業者の立会調査に基づく原発事故時の推定市場価格による賠償がされた事例
- 【公表番号688※1】 居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人について、歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の3割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の5割が賠償された事例
- 【公表番号707※1】 避難指示区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないが写真等からその存在を認定した上で、動産ごとに取得時期からの期間を考慮して新規調達価格の50%又は80%の金額で賠償額が算定された事例
- 【公表番号771※1】 避難中に避難指示区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求手続により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例
- 【公表番号774※1～※4】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号801※1】 地目は畑であるが、申立人が宅地並みの価格で取得し、宅地への転用許可を得ていた帰還困難区域（双葉町）所在の土地について、その取得価格相当額が財物損害として賠償された事例
- 【公表番号895※1】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材1㎡当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例
- 【公表番号951※1】 避難指示解除準備区域（楡葉町）で観賞用の錦鯉を飼育していた申立人について、原発事故後の避難に伴う管理不能が原因で死滅した錦鯉45匹の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号984※1】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故前に避難指示区域内の工事現場に設置したリース品が回収不能となったことによる財物損害として、リース品取得価格の5割相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1031※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例
- 【公表番号1296※4】 申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の居宅の財物損害について、平成28年7月に避難指示が解除された後も、仮に同居宅に戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例

【避難指示区域外に係る事例】

- 【公表番号781※1】 福島県浜通りの避難等対象区域から避難を余儀なくされた申立人について、飼育していたレース鳩が管理不能により死亡したことについて財物賠償が認められた事例
- 【公表番号873※5】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後4年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の6分の4の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号1125※1】 電子部品等製造業を営み、緊急時避難準備区域（広野町）所在の工場に製品の仕掛品を保有していた申立会社について、原発事故当時の仕掛品（立入禁止の解除後に完成させた一部の仕掛品を含む。）について、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に取引先の仕様が変更されたこと等の事情により、取引先から引き取られなかった製品に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1294※1】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を7割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用（平成27年5月）が賠償された事例
- 【公表番号1380※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断し、平成25年11月に工事の中止及び工事請負契約の解除を決定した申立人らについて、屋内退避指示及び緊急時避難準備区域の指定等により申立人及び工事業者において建築中の本件建物土台及び建築資材の管理が不能となり、風雨にさらされたことによりこれらの一部が使用不能となったこと等を踏まえ、同契約の解除により工事業者に支払った清算金の一部が賠償された事例

(イ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号337※7】 割賦払クレジット契約で購入した乗用車を帰還困難区域内（富岡町）に残して避難した同区域の住民について、原発事故直後の日に納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号472※1】 避難指示区域内（富岡町）の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等23万4927円の賠償が認められた事例
- 【公表番号687※1】 警戒区域（南相馬市小高区）から避難した際に自宅に自動車を放置せざるを得ず、その後、メンテナンスができずにタイヤがパンクしたため避難先に持ち出せず、平成24年9月にレッカー移動をし、車両足回りのさび付き等の修理を行った申立人について、タイヤ交換代、車両修理代及び車検代が、原発事故避難に伴う管理不能による損害として賠償された事例
- 【公表番号1446※2】 居住制限区域からの避難に伴う財物の管理不能等による必要かつ合理的な範囲の追加的費用として、母屋のリフォーム費用の賠償が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

- 【公表番号724※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追い（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を有償で引き取ってもらわざるを得なくなった申立人について、引取りの際に支払った運搬費用が賠償された事例

- 【公表番号773※3】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人が、所有する農機具について、原発事故により除染完了まで耕作ができなくなったため、農機具が活用できず無駄になる一方、メンテナンス費用がかかるとして、請求額の約5割相当額の財物損害（追加的費用を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号792※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例
- 【公表番号833※1】 申立人らが緊急時避難準備区域（川内村）の自宅屋外に放置したままで避難を余儀なくされ、不具合の生じた重機について、不具合と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を8割として修理代金が賠償された事例
- 【公表番号1294※1】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域（田村市）所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を7割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用（平成27年5月）が賠償された事例
- 【公表番号1322※3、※4】 緊急時避難準備区域（川内村）に居住用物件を所有し、親族に同物件を賃貸していた申立人について、自らは居住していなかったが東京電力の直接請求の基準による定額30万円の補修・清掃費用の賠償が認められたほか、ボイラー交換に要した費用として、居住者等が避難を余儀なくされていた間等の凍結故障であることから原発事故との間に相当因果関係があるとして、同費用の賠償（ただし、交換によりボイラーの価値が上昇したとして、交換費用の2分の1の限度とする。）が認められた事例
- 【公表番号1485※2】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らが、平成28年5月の帰還に当たり負担した自宅修繕費用、清掃費用、交換した物品購入費用等の原状回復費用について、費目ごとに割合的に損害を認定して賠償が認められた事例
- 【公表番号1493※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難実行により自宅を管理できず補修の必要が生じたため、また、自宅内の線量を低減させるためとして、平成25年に実施した自宅の修繕工事代の一部（工事場所ごとに2割ないし5割相当額）等が認められた事例

イ 放射性物質曝露等

（補足説明）

中間指針第3の10の指針Ⅱに係る事例である。同指針は、①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合及び②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合について、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び追加的費用を賠償すべき損害として挙げているので、これらが特に問題となる事例について以下のとおり区分して挙げた。なお、同指針は追加的費用として除染費用も挙げているが、除染に関する事例は、第11の1(2)に集約しているのでそちらを参照されたい。

(ア) 価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号168※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例

- 【公表番号328※1】 居住制限区域（浪江町）で農業を営む申立人が所有する農業用機械（トラクター・コンバイン・籾乾燥機）の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号392※6】 避難指示区域内（大熊町）から持ち出した自家用車（放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能となっていた。）について、同車両査定価格全額を損害と認めた事例
- 【公表番号581※1】 避難指示区域で海産物の卸売業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せず、実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とした事例
- 【公表番号669※1】 茨城県に居住し、定年後に家を建てて移住するために平成14年に帰還困難区域内の土地を購入し、原発事故までに宅地造成工事や井戸設置工事等の移住の準備を進めていた申立人に対し、当該土地の財物損害として、同土地の購入代金や各工事費用等を参考に相当額が賠償された事例
- 【公表番号895※1】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材1㎡当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例
- 【公表番号1443※1】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取相当額85万円が賠償された事例

【避難指示区域外に係る事例】

- 【公表番号612※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人が原発事故後時保管していた肥料について、放射能汚染による財物価値の喪失を認めた事例

(イ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号168※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号337※6】 割賦払クレジット契約で購入した乗用車を、帰還困難区域内（富岡町）に残して避難した同区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金の賠償が認められた事例
- 【公表番号1443※1】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取相当額とともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用が認められた事例

ウ 価値喪失又は減少の予防費用

(補足説明)

中間指針第3の10の指針Ⅲに係る事例である。

- 【公表番号678※1】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住し家庭菜園用にショベルカーを所有していた申立人が、避難に伴う管理不能によるショベルカーの財物価値の減少

を防ぐため、平成24年に自宅から避難区域外に持ち出すこととなり、その際に支出した持出費用、保管場所構築費用、交通費等が賠償された事例

エ 不動産

(補足説明)

財物価値の喪失又は減少等に係る事例のうち、不動産の賠償事例について、(ア)帰還困難区域外の不動産の価値減少率、(イ)事故時価格の算定、(ウ)借地権、(エ)その他不動産関連費用(修繕費用、高額設備、立木、墓、その他)、(オ)住居確保損害、(カ)事業用不動産の各項目に区分して挙げた。

不動産賠償についての具体的な算定例は、事例ごとにさまざまとなっているものの、東京電力の賠償基準(主に避難指示区域内の宅地建物に係る平成24年7月24日付け、平成25年3月29日付け等プレスリリース、主に同田畑に係る同年11月29日付けプレスリリース、これら以外の土地、立木等に係る平成26年9月18日付け等プレスリリース)により算定される例も相当程度ある。宅地については平成22年度の固定資産税評価額の1.43倍、建物については平成22年度の固定資産税評価額に一定の係数を乗じる方法、平均新築単価から残存価値を2割、耐用年数を48年間として減価償却させて算出する方法等がとられており、個別評価を行うこともあるとされている。また、一般的な田畑については、近隣の標準地についての鑑定結果による単価を基に算定するものであるが、田畑は取引事例が稀であることから、これと異なる時価を個別に算定することは通常困難であり、和解事例としてもこの算定によることが多い。一方、宅地、建物等については、個別の事情に基づき算定される例が多い((イ)等を参照されたい。))。

(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、中間指針第二次追補により全損が推認される帰還困難区域の不動産以外の避難指示区域の不動産の価値減少率に関する事例を、区域ごとに分けて挙げた。東京電力は、避難指示解除までの月数を分子、原発事故から72か月(6年間)を分母として価値減少割合の算定を行っており(平成24年7月24日付け、平成25年3月29日付け等東京電力プレスリリース)、結果として避難指示解除まで6年間を要した地域は、帰還困難区域と同様、全損として賠償している。以下の事例においては、避難指示解除までの見通しが立たない時点において、将来的に6年間使用不能と見込まれた場合の事例が多い。なお、避難指示解除後の期間についても、避難者側の事情ないし主観的事情により使用不能となっていることを考慮し、当該期間に対応する価値減少分の賠償を認めることができるかという問題があるが、東京電力は消極の立場を明らかにしている(令和元年6月12日付け和解案提示理由書(和解案提示理由書等(成立に至らなかった事例)9として公表)を参照。))。

【居住制限区域】

【公表番号215※1】 原発事故当時、避難指示区域(浪江町)に居住し、避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地、建物及び家財(居住制限区域を含む。)に対し、全損として、東京電力の直接請求における基準を参考に事故時価値が算定され、一部建物に係る事故直前のリフォーム費用相当額全額を加えて財物損害が認められた事例

【公表番号289※1】 居住制限区域(富岡町)所在の貸し地の底地を相続により所有していた破産者の破産管財人が原発事故直前の不動産競売事件における更地価格の7割を当該底地の価格として全損で請求していたところ、東京電力の直接請求の基準では

価値減少率が72分の36であったところ、請求に係る価格の全損での賠償が認められた事例

- 【公表番号403※1】 居住制限区域内でインドアゴルフ場を経営していた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害（インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号468※1】 富岡町の居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金485万0575円、建物について金2020万0929円（土地及び建物については、いずれも平成22年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財については金595万円とする賠償が認められた事例
- 【公表番号630※1】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として2割を控除した後の残額（評価額の8割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の10割が賠償された事例
- 【公表番号774※1】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号852※5】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、300㎡を超える部分は原発事故前の地価を乗じた額とした事例
- 【公表番号874※1】 居住制限区域（富岡町）から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物について原発事故時の残価率を8割とし、土地について郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例
- 【公表番号877※2】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例
- 【公表番号879※3、※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の自宅土地建物について、周辺施設の状況、インフラ復旧状況、原発事故当時の勤務先の状況等を考慮し、全損と評価された事例
- 【公表番号932※1】 申立人が別荘として所有する居住制限区域（富岡町）の不動産（土地建物）について、原発事故により別荘としての価値は失われているとして全損と評価し、財物損害の賠償を認めた上で、土地上に設置されていた土留めのためのコンクリート擁壁の工事費用（一部）についても、これは土地の評価額に含まれるとの東京電力の主張が排斥され、賠償が認められた事例
- 【公表番号935※4】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地について、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例
- 【公表番号1010※1】 申立人が自宅用地として平成21年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害に関し、価値減少率について、東京電力の認否が72分の60であるのに対し、全損と評価した事例

【公表番号1021※1】 移住を目的として平成21年に居住制限区域（富岡町）所在の実家の隣地を購入し、原発事故前に同土地の既存建物を取り壊し、同土地に外構を築造した申立人（原発事故時は千葉県に居住していた。）について、同土地及び外構の価値減少率が全損と評価された事例

【公表番号1039※1】 申立人が所有する居住制限区域（富岡町）の土地（登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地）の財物損害について、価値減少率を全損と評価して損害額が算定された事例

【避難指示解除準備区域】

【公表番号505※3】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、避難指示解除準備区域内に有する工場の土地、建物、付属設備等について、全損で財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号788※6】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（田村市）に居住していた申立人について、申立人が定年後に農業生活を送るために都会から同区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点等を考慮して、全損で財物損害（自宅建物及び同建物敷地の借地権）の損害賠償が認められた事例

【公表番号790※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）に土地を所有する首都圏居住の申立人について、近々、当該土地に移住する予定であったが、原発事故後の当該地区の客観的状況等から申立人が少なくとも原発事故後6年間は当該地区で生活することが困難であると認定し、同土地の財物損害が全損と評価されて賠償された事例

【公表番号839※8】 避難指示解除準備区域（檜葉町）の不動産について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てていたところ、作付けが制限されていること等を考慮して全損と判断され、賠償が認められた事例

【公表番号859※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の不動産（自宅土地建物）について、放射線量、除染の見通し、近隣の状況、建物の状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価して財物損害が賠償された事例

【公表番号868※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の不動産（自宅土地建物）について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、財物損害が賠償された事例

【公表番号875※5、※6】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等を全損と評価し賠償された事例

【公表番号876※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、自宅付近の除染状況等の事情を考慮し、帰還困難区域の不動産に準じて、全損と評価した事例

【公表番号894※1】 原発事故発生当時、避難指示解除区域に原野を所有していた申立人が、事故前は小屋を作り、畑や果樹園にしていたが原発事故により価値が減少したとして、不動産の取得価格に、原野を造成するのにかけた労力分を金銭価格に評価して加算し、価値減少率を6分の5として不動産賠償を認めた事案

【公表番号902※5】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫が避難中の食生活やストレス等により糖尿病を発症し、週3日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため申立人らは帰還を断念し、東京近郊（千葉県）への移住を希望していること等を考慮して、価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（250㎡）の借地権割合を、千葉県内の東京通勤圏のそれを参考に6割として損害額が算定された事例

- 【公表番号938※1】 申立人が老後の移住先とする目的で所有していた避難指示解除準備区域（葛尾村）の土地（登記上の地目は原野）の財物損害について、帰還困難区域と近接していることや除染が困難な山林に囲まれた土地であること等から老後の移住先としての効用は喪失しているとして全損と評価した上で、同土地の取得価格と整地費用等を考慮して賠償額が算定された事例
- 【公表番号985※1、※2】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1025※1】 避難指示解除準備区域（葛尾村）で牧場を営んでいたが、原発事故により事業所の移転を余儀なくされた申立会社について、牧場内の社宅兼事務所建物について、実際の使用状況等を考慮して事業用資産ではなく住居として、かつ、牧場という土地の放射線量が生産物に直接に影響する事業態様であることから、価値減少率は全損と評価して、賠償額が算定された事例
- 【公表番号1026※3】 移住を目的として平成16年に避難指示解除準備区域内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月1週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾、整地、道路や井戸の設置、植栽等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、山林の財物損害（全損評価）、山林の開墾のためのガレージ購入費用、重機購入費用、井戸等工事費用等の追加的費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1101※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの不動産について、定年後に夫婦揃って自然豊かな土地にて、有機農法等を行いながら新たに第二の人生を歩んでいくとの人生設計が、その実行途上において突如として白紙に戻されてしまったこと等を考慮し全損として賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1124※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの所有不動産（自宅土地建物及び畑等）について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等に照らせば、今後も相当の期間にわたり各不動産の使用収益が害される蓋然性が高いことから、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に当該畑を賃貸して収受していた賃借料と、福島県、東北地方及び全国のそれぞれの畑の平均価格並びに賃借料とを比準して、東京電力の主張よりも高額の平米単価による賠償がされた事例
- 【公表番号1263※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の申立人所有の自宅不動産（土地、建物、庭木構築物）の財物損害について、申立人の避難先での病状及び通院状況等を考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後6年は帰還できないことに合理性があるとして、全損と評価して賠償された事例
- 【公表番号1296※4】 申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の居宅の財物損害について、平成28年7月に避難指示が解除された後も、仮に同居宅に戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例
- 【公表番号1312※1】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の自宅土地建物の財物損害について、申立人は農業をするために移住しており、同土地の大部分が農地として利用されていたこと、申立人の生活圏には原発事故後6年間避難指示が解除されなかった地域が含まれていたこと等の事情を踏まえ、全損と評価して賠償された事例
- 【公表番号1317※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で衣料品販売店を営む申立人らが所有する土地及び建物（店舗兼自宅・倉庫）の財物損害について、公立学校等の強い要望を受けて、平成28年11月に同建物の一部を使用して店舗の営業再開に至ったものの、原発事故後6年間、同建物の管理をすることがほぼできず、湿気や

雨漏りにより同建物が大きく損傷したことから仮設住宅での生活を継続せざるを得なかったこと等の事情を考慮して、全損評価に基づく損害が賠償された事例

【公表番号1383※1】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に複数の土地(宅地、田畑、山林)を所有していた申立人について、避難指示の解除時期のみでなく、除染時期、除染後の線量低下を確認するための事後モニタリングの実施時期及び仮置き場としての使用状況等も考慮し、物件ごとに72分の65から72分の72(全損)までの範囲において算定した価値減少率を基に財物損害が賠償された事例

【公表番号1458※1】 避難指示解除準備区域(楡葉町)に居住し、自宅近くの医療機関で人工透析を受けていた申立人について、原発事故に伴う当該医療機関の移転によって自宅から通院することが可能な医療機関がなくなり、平成28年10月まで避難を継続することを余儀なくされ、自宅不動産の管理等を行うことができなくなったこと等を考慮し、価値減少割合を72分の68として自宅(土地、建物、庭木・構築物)の財物損害が賠償された事例

【特定避難勧奨地点】

【公表番号915※1】 特定避難勧奨地点の設定を受けた伊達市所在の申立人の自宅土地建物について、申立人の家族(父母と未就学児を含む子供3名)が設定の解除まで事実上自宅に居住できなかつたとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

【公表番号1164-1※1】 南相馬市原町区に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅土地建物について、申立人らが事実上自宅に居住できなかつたとして、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえ、原発事故時の時価の6割を財物損害として賠償された事例

【公表番号1476※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定され、実際に避難をした申立人の財物(不動産)損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとして、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例

【緊急時避難準備区域】

【公表番号1164-2※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯(事故時は妊婦及び子供4名を含む。)の自宅土地建物について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、自宅土地建物については時価相当額の少なくとも2割の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、申立人らから提出された資料に基づいて原発事故との相当因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例

(イ) 事故時価格の算定(購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等)

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、事故時価格の算定に関し特徴のある事例を挙げた。

【公表番号206※8】 帰還困難区域(双葉町)から避難を余儀なくされた申立人らの所有又は共有に係る土地・建物・借地権について、取得価格又は建築価格の判明するものはそれらの額を一定程度減価させ、防音工事等特殊な工事の施されているものについて

はそれを前提に事故時価値が算定され、かつ、中間指針第二次追補第2の4 Iにより全損が認められた事例

- 【公表番号215※1】 原発事故当時、避難指示区域（浪江町）に居住し、避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地、建物及び家財（帰還困難区域以外の区域を含む。）に対し、全損として、東京電力の直接請求における基準を参考に事故時価値が算定され、一部建物に係る事故直前のリフォーム費用相当額全額を加えて財物損害が認められた事例
- 【公表番号222※2】 避難指示区域（大熊町）に現況宅地（地目山林）及び居宅を所有して居住していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、当該土地建物について、区域再編前であったが、既に町の機能が失われているとして全損（時価の計算は東京電力の直接請求の基準による。）での賠償が認められた事例
- 【公表番号280※1】 避難指示区域（大熊町）で建設中の倉庫が9割方完成したところで原発事故が発生し、工事続行と倉庫の使用が不能になったとして、申立人が原発事故後に支払を余儀なくされた設計費用及び工事費用が損害として認められた事例
- 【公表番号282※1】 帰還困難区域から避難を余儀なくされた申立人所有（相続分を含む。）に係る土地・建物について、取得から4年程度しか経っていなかったことから、取得価格又は建築価格相当額を事故時価値として、全損での賠償が認められた事例
- 【公表番号350※1】 東京都内に居住し、帰還困難区域内（大熊町）に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額が賠償された事例
- 【公表番号442※5】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人の所有に係る土地・建物について、平成22年度の固定資産税評価額を基に算定した時価相当額の賠償を認め、また建物については時価相当額に加え平成21年に実施した大規模リフォーム工事の工事費用の5割を加算した額の賠償を認めた事例
- 【公表番号453※1】 大熊町所在の自宅建物について、自宅が平成21年新築であること、新築時からの価値の減少が見受けられないこと等を考慮して、新築費用に相当する金3000万円の財物賠償が認められた事例
- 【公表番号468※1】 富岡町の居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金485万0575円、建物について金2020万0929円（土地及び建物については、いずれも平成22年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財については金595万円とする賠償が認められた事例
- 【公表番号610※2】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、不動産（土地、建物）の財物損害として、申立会社の取得価額に基づき賠償された事例
- 【公表番号638※8】 申立人が帰還困難区域に所有する不動産のうち原発事故の7か月前の平成22年8月に新築された建物について、経年減価がないものとして新築時価格が賠償された事例
- 【公表番号669※1】 茨城県に居住し、定年後に家を建てて移住するために平成14年に帰還困難区域内の土地を購入し、原発事故までに宅地造成工事や井戸設置工事等の移住の準備を進めていた申立人に対し、当該土地の財物損害として、同土地の購入代金や各工事費用等を参考に相当額が賠償された事例
- 【公表番号722※1】 東京都に居住し、将来移住するために平成19年に居住制限区域内（富岡町）の土地を購入して原発事故時も所有していた申立人について、その土地の財物損害を購入時の売買価格と同額とした事例
- 【公表番号764※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成23年3月から平成24年2月ま

での逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例

【公表番号772※1、※2】 平成14年に帰還困難区域内の土地を購入し、翌年に建物を新築して居住していた申立人らについて、土地については購入時価格と造成費用を考慮して損害額を算定し、また、建物については購入時価格に実際の使用可能年数（100年）を基礎とする減価をして損害額を算定して財物損害が賠償された事例

【公表番号800※1】 平成19年に取得した帰還困難区域所在の土地及び平成20年に同土地上新築した建物の財物賠償について、土地については平成19年の売買代金額と同額、建物については平成20年の建物新築請負代金額と同額（経年減価を伴わない。）が賠償された事例

【公表番号801※1】 地目は畑であるが、申立人が宅地並みの価格で取得し、宅地への転用許可を得ていた帰還困難区域（双葉町）所在の土地について、その取得価格相当額が財物損害として賠償された事例

【公表番号850※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例

【公表番号857※3】 帰還困難区域（双葉町）に居住していた70歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成23年7月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、財物損害（被相続人の自宅建物についてリフォーム代金を加味して賠償額を算定した。）等が賠償された事例

【公表番号868※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の不動産（自宅土地建物）の財物損害について、土地については、取得時期がバブル経済崩壊後の平成10年であり、和解金額の算定に当たりバブル景気による地価高騰の影響を考慮する必要はないことや、申立人らが原発事故後により地価の高い地域への移住を決断することを余儀なくされたこと等の事情を考慮し、購入時価格（造成費用を含む。）が賠償され、建物については、その仕様や修繕状況等を考慮し、建築費用に経年減価率（耐用年数60年、残価率6割）を乗じた額に庭造園費用（構築物及び庭木）を加えた額が賠償された事例

【公表番号877※2】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例

【公表番号894※1】 原発事故発生当時、避難指示解除区域に原野を所有していた申立人が、事故前は小屋を作り、畑や果樹園にしていたが原発事故により価値が減少したとして、不動産の取得価格に、原野を造成するのにかけた労力分を金銭価格に評価して加算し、価値減少率を6分の5として不動産賠償を認めた事案

【公表番号920※1】 申立会社が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は農地等となっていたが、申立会社が上記土地を取得した不動産競売手続における評価書で現況宅地との評価がされていたことに鑑み、上記評価書における評価額（宅地並み）に基づき算定された賠償額の和解が成立した事例

【公表番号931※1】 帰還困難区域（富岡町）所在の建物を所有している申立人について、同建物が平成23年1月に完成し、同年3月4日に建物保存登記を完了したという事情に鑑み、建物の請負代金及び諸費用の全額が賠償された事例

- 【公表番号933※1】 帰還困難区域（大熊町）の複数の土地（登記上の地目は山林、雑種地）の評価について、東京電力の主張（いずれも現況を宅地と認定した上で、東京電力が実施した「現地評価」（東京電力のホームページ参照）の結果や、不動産鑑定士が机上において固定資産税評価における標準宅地との比較によって行った評価の結果）を退け、近隣宅地の地価公示価格を参考にして損害額が算定された事例
- 【公表番号960※12】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らが所有する不動産（居住建物）について、耐用年数を48年とし同期間経過後も8割の価値が残存すると評価して財物損害が賠償された事例
- 【公表番号971※1】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）の土地の財物損害について、登記上の地目は山林となっていたが、航空写真や公図等の客観的資料のほか、購入当時の別荘販売の情報誌に当該土地を含む地域を別荘地として販売している旨の記載があること等の事情を考慮し、現況宅地と認定して賠償額が算定された事例
- 【公表番号1010※1】 申立人が自宅用地として平成21年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は畑又は山林となっているものの、同土地が宅地に囲まれていること等の事情を考慮して現況宅地と認定した上で、購入価格を損害額とする賠償が認められた事例
- 【公表番号1021※1】 移住を目的として平成21年に居住制限区域（富岡町）所在の実家の隣地を購入し、原発事故前に同土地上の既存建物を取り壊し、同土地上に外構を築造した申立人（原発事故時は千葉県に居住していた。）について、財物損害として同土地の取得価格、同土地上の既存建物の取壊費用及び外構の請負工事費用の全額が賠償された事例
- 【公表番号1039※1】 申立人が所有する居住制限区域（富岡町）の土地（登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地）の財物損害について、両隣の土地に住宅が存在していること等の近隣の状況等を考慮し、基準単価として近隣の宅地単価を使用し、宅地単価に対する価値割合を8割とした上で、損害額が算定された事例
- 【公表番号1101※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1116※1】 申立人所有の居住制限区域（富岡町）の土地について、登記上の地目は原野となっていたが、同地の現況等から準宅地と評価し、周辺地域の現況、近隣宅地の価格も踏まえ、東京電力による鑑定評価を上回る損害額が算定された事例
- 【公表番号1173※2】 申立人が居住制限区域（富岡町）に所有する土地の財物損害について、登記上の地目は原野となっていたが、当該土地の立地状況（市街化区域内で公道に面していること等）や、原発事故当時は仲介業者を通じて宅地として売り出し中であり売却が決まれば宅地として整備予定であったこと、仲介業者に対して購入希望者からの問合せもあったこと等の事情を考慮して、売り出し価格等を踏まえて宅地並みの賠償額が算定された事例
- 【公表番号1180※1】 帰還困難区域（双葉町）に実家（原発事故当時は空き家）があるものの、原発事故当時県外に居住していた申立人が、実家近くに所有していた土地の財物損害について、登記上の地目が田である土地について移住に備えて盛土工事がされていたこと等を考慮して、宅地価格を参考に算定された損害額が賠償された事例
- 【公表番号1194※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）所在の申立人所有の不動産3筆（登記簿上の地目は田が1筆、畑が2筆）について、過去に同不動産が相続財産の一部として家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額のほか、同不動産の上下水道や電気の引込の難易及び道路との高低差等の点を考慮し、同不動産の原発事故当時の価値を申立人の主張する評価額の6割として算定し、東京電力が提出した同不

動産についての不動産価格調査書における評価額を上回る額の財物損害が賠償された事例

- 【公表番号1211※1】 原発事故前、申立人らの一部（申立会社の代表者とその父ら）が居住し、登記名義は申立会社であった居住制限区域（富岡町）所在の店舗兼住居に関する財物損害について、外観及び構造上住居部分と店舗部分とが区別でき、固定資産明細書上も別個のものとされていることや、実際の居住実態等を考慮し、住居部分について、事業用資産としてではなく通常の居宅用建物（庭木及び構築物相当額を含む。）として算定された金額が賠償された事例
- 【公表番号1251※1】 関東地方に居住する申立人が所有する避難指示解除準備区域（富岡町）所在の建物の財物損害について、原発事故の約1年半前に建物の屋根や外壁補修等のメンテナンス工事が実施され、その後の状態も良好であること等を考慮して、平成22年度の固定資産税評価額を基にした上で、宅地について227万8949円【 $=159万3670円（推計される固定資産税評価額） \times 1.43 \times 72 / 72$ 】、建物本体について残価率を4割として1636万6831円【 $=2146万4696円（想定新築価格） - \{2146万4696円 \times (1 - 0.4（残価率4割）) \times 19年（事故時経過年数） / 48年（耐用年数）\}$ 】、庭木・構築物について255万0261円【 $=354万2029円（固定資産税評価額） \times 0.72 \times 72 / 72$ 】が賠償された事例
- 【公表番号1270※2】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記上の地目は山林）の財物損害について、同土地は別荘地の区画の一つとして販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地上に樹木は生育していないこと、同土地の近くまで上水道が敷設されていること等の事情を考慮し、準宅地として評価した額（1㎡当たり6721円）について、全損にて賠償された事例
- 【公表番号1273※1】 居住制限区域（富岡町）所在の申立人が所有する建物（母屋、浴場、物置）の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された原発事故時の時価相当額について賠償された事例
- 【公表番号1278※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人の自宅敷地内の庭木・庭石等の財物損害について、申立手続内において東京電力による現地評価を実施した上で、構築物及び庭木の評価額の合計額から、直接請求における構築物・庭木についての既払額を控除した分が賠償された事例
- 【公表番号1295※1】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の木造居宅の財物損害について、申立手続内で提出された不動産鑑定士である専門委員の意見を踏まえ、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を70年、70年経過後の残価を2割として賠償された事例
- 【公表番号1298※1】 申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の土地（登記上の地目：田、課税地目：畑）について、当該土地は住宅が点在する地域にあり、実際に住宅に隣接していること、申立人が当該土地について福祉施設の建設を予定し宅地としての利用を検討していたこと等を踏まえ、近隣の住宅地の基準地価を基にした上で、住宅地に対する価値の割合を3割として賠償された事例
- 【公表番号1312※1】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の自宅土地建物の財物損害について、自宅土地は平成16年に実施された同町による分譲宅地の公募販売によって取得されたものであるが、売買契約で10年間の転売禁止の特約が付されるなどしており、その取得価格は時価よりも安いと考えられること、その周辺一帯は区画整備され上下水道も完備されていること等を踏まえ、同土地の原発事故当時の価格について、取得価格から減価することなく宅地造成や外構工事等に要した費用の一部を加算して算定した事例

- 【公表番号1320※1】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の土地（登記上の地目：田）の財物損害について、同土地は用途地域内にあり、周囲に住宅があって上下水道も整備されていること等を踏まえ、宅地価格に対する価値割合を5割とした上で、避難指示の解除時期に応じた価値減少率を考慮した額が賠償された事例
- 【公表番号1358※1】 申立人が第三者に賃貸していた帰還困難区域（富岡町）に所在する土地（宅地）の財物損害について、賃貸借契約の期間や内容等を考慮して、借地権割合を2割とすべきとする東京電力の主張を一部排斥してこれを1割と評価し、土地全体の時価額から上記借地権相当額を控除した金額が賠償された事例
- 【公表番号1410※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らが所有していた不動産（建物）の財物損害について、東京電力に対する直接請求で支払われた金額（固定資産課税台帳登録事項明細書記載の床面積に基づく。）と登記事項全部証明書上の床面積に基づく金額との差額の半分が賠償された事例
- 【公表番号1489※1】 帰還困難区域（大熊町）に所在する不動産（土地建物）の財物損害について、登記簿上の同土地の地目は山林であったが、課税台帳上の現況地目は宅地とされ、宅地比準で課税されていたことから、同土地が宅地であることを前提として算定された金額が賠償された事例
- 【公表番号1494※1】 帰還困難区域（大熊町）に所在する土地の財物損害について、同土地の登記簿上及び固定資産税評価上の地目はいずれも山林であるが、東京電力が本件手続係属中に手続外で委託した調査においては近隣地域の状況等から宅地見込地であるとして、これを前提とした原発事故直前の時価が調査価格として示されたこと等から、同価格によって賠償された事例

(ウ) 借地権

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、借地権に関する事例を挙げた。

- 【公表番号630※1】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、宅地の評価額のうち借地権相当分として2割を控除した後の残額（評価額の8割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、借地権割合による控除は行わず、宅地評価額の10割が賠償された事例
- 【公表番号788※6】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（田村市）に居住していた申立人について、申立人が定年後に農業生活を送るために都会から同区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点等を考慮して、全損で財物損害（自宅建物及び同建物敷地の借地権）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号902※5】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫が避難中の食生活やストレス等により糖尿病を発症し、週3日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため申立人らは帰還を断念し、東京近郊（千葉県）への移住を希望していること等を考慮して、価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（250㎡）の借地権割合を、千葉県内の東京通勤圏のそれを参考に6割として損害額が算定された事例
- 【公表番号956※1】 申立人は、原発事故時申立人及び申立人の夫が居住しており、申立人の夫が有していた帰還困難区域（双葉町）の自宅の敷地の借地権を申立人の夫から相続したところ、申立人の身寄りは一関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都下への移住を希望していること等を考慮して、東京都下への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、いまだ移住用不動産の取得は

されていなかったものの、上記借地権の一部（250㎡）について、中間指針第四次追補第2の2記載の目安である福島県都市部の平均宅地単価よりも高額である郡山市の平均宅地単価を基準に算定された損害額の賠償がされた事例

(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）

（補足説明）

不動産に関する事例のうち、修繕費用、高額設備、立木、墓、その他不動産関連費用に関する事例を挙げた。なお、除染費用については、主として第11の2に紹介しているので、そちらも参照されたい。

- 【公表番号222※3】 避難指示区域（大熊町）に居住し、墓を所有していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、墓の解体・除染・運搬費用、改葬費用、永代使用料及び塔婆立建立代について、必要かつ合理的な額として賠償が認められた事例
- 【公表番号439※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の墓地・墓石の財物賠償等が認められた事例
- 【公表番号442※4】 帰還困難区域（双葉町）所在の霊園の利用許可料相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号464※1】 福島県の阿武隈山地における国有林等の立木を買い取り伐採して木材加工業者に販売する宮城県の業者について、立木の売買契約をしていた山林（双葉郡、南相馬市、相馬郡）に所在する木材は、いずれも商品としての価値を喪失したとして、同木材の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額が、立木伐採権の価値喪失とそれに伴って生じた営業損害（平成23年3月11日から各立木伐採権取得契約の終期まで）の損害額として賠償された事例
- 【公表番号477※1】 原発事故当時、飯舘村に事業所を置き、立木の伐採、販売等の林業を営んでいた申立人について、居住制限区域内の立木について、購入時価格相当である215万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号517※1】 緊急時避難準備区域（福島県の阿武隈山地）に山林を所有する申立人らについて、山林内の立木が全損と評価されて賠償された事例
- 【公表番号558※1】 避難指示区域（浪江町）の山林の立木伐採権が原発事故による放射能汚染により価値がなくなったとして、平成23年3月の立木伐採権の賠償がされた事例
- 【公表番号692※1】 平成23年3月後半から避難指示区域内（富岡町）において新築住宅の着工を予定していたところ、原発事故により建築することができなくなった申立人について、原発事故以前に支出していたが無駄となった投下費用（土地の造成工事代金、図面作成費用、設計変更費用等）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号716※1】 避難指示区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び立木伐採権を行使できないことによる逸失利益（平成23年3月から立木伐採権取得契約の終期まで）が一体として賠償された事例
- 【公表番号774※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号792※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例

- 【公表番号850※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例
- 【公表番号880※1、※2】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成25年8月に帰還した申立人について、長期間の不在により、自宅内に存した家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用及び家屋補修・清掃費用が賠償された事例
- 【公表番号895※1】 避難指示解除準備区域（葛尾村）にある山林内の立木について、所有者の避難により管理不能になるとともに、価値を喪失させる程度の放射性物質に曝露したとして、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材1㎡当たりの購入単価）に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例
- 【公表番号914※1】 帰還困難区域の墓地について、祭祀承継者である申立人に対し、財物価値喪失分及び追加的費用として150万円が賠償された事例
- 【公表番号985※4】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する井戸等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1044※1】 帰還困難区域の土地上に建物を建築中（平成23年5月に完成予定）であった申立人について、建物の請負工事代金（東京電力の直接請求手続で支払済み。）とは別に、建物の建築に必要な材木のほとんどを申立人が自ら調達し、それらが原発事故により使用不能となったこと等を考慮し、材木の調達費用が、建物使用のための電気利用申請を行ったものの、原発事故により電気利用ができなくなったことを考慮し、電気利用申請費用がそれぞれ賠償された事例（東京電力の直接請求手続で支払済みのものを除く。）
- 【公表番号1055※3】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、除染のため屋敷林を伐採したことについて伐採した材木に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1106※2】 居住制限区域（双葉郡富岡町）内の山林上の立木（松、ヒノキ等）の財物損害について、申立人の主張や航空写真を踏まえ、当該山林の半分を人工林と評価して賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1137※2】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楡葉町）の土地及び山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等を基に、立木の種類及びその数量（割合）を個別に認定し、東京電力による直接請求の基準を上回る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1198※1】 避難指示解除準備区域（楡葉町）に居住し、同町内に新居を建築中であった申立人について、原発事故の影響により請負工事契約が解除されたことに基づく損害として、支払済の工事費用（材料購入費、工事着手金等）等が賠償された事例
- 【公表番号1221※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の申立人の自宅について、地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じたために必要となった、平成25年10月から平成26年秋頃までにかけて実施された内装修理工事に関し、原発事故の影響割合を8割、内装修理工事を実施することによる原発事故前と比較した価値の増加分を1割として、工事費用の7割2分が賠償された事例
- 【公表番号1261※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した後、平成28年秋に帰宅した申立人が帰宅に当たり支出した費用について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、自宅の修繕費用及びカーテン購入費用の一部並びに炊飯器、電子レンジ及び湯沸しポットの購入費用が賠償された事例

- 【公表番号1303※1、※2】 帰還困難区域（双葉町）の墓地を使用していた申立人らについて、墓石の財物損害及び同墓地の永代使用料・管理料相当額が賠償された事例
- 【公表番号1380※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内に居住用建物を建築中であったが、原発事故により建築工事が中断し、平成25年11月に工事の中止及び工事請負契約の解除を決定した申立人らについて、同契約の解除による住宅ローンの繰上げ返済に際し支払を余儀なくされた利息の一部が賠償された事例
- 【公表番号1485※2】 自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らが、平成28年5月の帰還に当たり負担した自宅修繕費用、清掃費用、交換した物品購入費用等の原状回復費用について、費目ごとに割合的に損害を認定して賠償が認められた事例
- 【公表番号1527※1】 帰還困難区域（浪江町）に所在する墓（以下「旧墓」という。）の祭祀承継者であって、避難に伴って別の地域に墓を新設した申立人に対し、原発事故前に旧墓を建立した価格を基に旧墓の財物価値を算定し、旧墓の財物損害（同墓の移転に要した費用よりも高額となる。）が賠償された事例
- 【公表番号1541※1】 帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内に墓を有していた申立人らの墓の移転費用について、墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額が賠償された事例（ただし、既払金151万円は除く。）
- 【公表番号1546※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、疾病等の事由により平成24年9月以降も避難を継続していた申立人について、避難中に劣化して補修を要することとなった自宅に平成30年7月頃に帰還するに当たって、同月頃に実施したリフォーム工事の費用のうち、原発事故との相当因果関係が認められる修繕費用について賠償が認められた事例

(オ) 住居確保損害

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、中間指針第四次追補に係る住居確保損害に関する事例を挙げた。なお、同指針の策定前、移住をすることが合理的と認められる避難者について、移住先の地価を考慮するなどして損害額の算定を行った和解事例が成立しているため、当該事例も併せて挙げた。また、東京電力は、平成26年4月30日付けプレスリリースにより、事故前の宅地、建物等に応じて上限金額を設定し、その範囲で移住先住居の取得に係る費用について賠償を行っている。

- 【公表番号842※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物の財物損害について、土地については、取得土地のうち250㎡を超える面積については原発事故時の時価を、250㎡については郡山市の土地単価を乗じた金額を算定し、それらの合計金額が賠償され、建物については、新築時の建物価額の60%が48年経過時の残存価値であるとした上で、築年数に応じた原発事故時の住宅の価額が賠償された事例
- 【公表番号850※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地については同年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額が、建物については昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額が、それぞれ損害額と認められた事例
- 【公表番号852※5】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300㎡までは移住先であるいわき市の

平均地価を乗じた額とし、300㎡を超える部分は原発事故前の地価を乗じた額とした事例

- 【公表番号874※1】 居住制限区域（富岡町）から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物については原発事故時の残価率を8割とし、土地については郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例
- 【公表番号876※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人夫婦の財物損害（自宅土地建物）について、自宅付近の除染状況等の事情を考慮して全損と評価した上で、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に県南地域（白河市周辺）に避難しており、孫の世話等のため息子らと同居する必要があることから、県南地域への移住の合理性を認め、いまだ移住用不動産の取得はされていなかったものの、自宅土地のうち300㎡について白河市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例
- 【公表番号877※2】 居住制限区域（浪江町）から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物の財物損害について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したこと等の事情を考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例
- 【公表番号890※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気（水頭症）を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であること等を考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡について、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例
- 【公表番号935※4】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地については移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例
- 【公表番号956※1、※2】 申立人は、原発事故時申立人及び申立人の夫が居住しており、申立人の夫が有していた帰還困難区域（双葉町）の自宅の建物（以下「本件建物」という。）及び敷地の借地権を申立人の夫から相続したところ、申立人の身寄りは関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都下への移住を希望していること等を考慮して、東京都下への移住の合理性及び移住に伴う費用発生蓋然性をいずれも認めた上で、いまだ移住用不動産の取得はされていなかったが、上記借地権の一部（250㎡）については、中間指針第四次追補第2の2記載の目安である福島県都市部の平均宅地単価よりも高額である郡山市の平均宅地単価を基準に算定した額が、本件建物の構築物・庭木部分については、原発事故時点での交換価値相当額（原発事故により構築物・庭木の価値が100%減少したことを前提として算定した金額）が、本件建物本体部分については、新築時点の価値の80%相当額が48年経過後の残存価値となるよう経年減価させた額が、平成19年に本件建物の敷地上に93万0300円の費用をかけて設置された本件建物本体部分とは独立したカーポートについては60万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号960※12、※16】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らが所有する不動産について、土地については居住部分の一部について移転予定先である福島市の平均宅地単価を踏まえ財物価値の算定を行い、居住建物については耐用年数を48年とし同期間経過後も8割の価値が残存すると評価して、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1200※1】 申立人母が居住し、県外に居住する申立人息子が所有名義人である避難指示解除準備区域（浪江町）所在の居宅の財物損害について、同居宅は亡父死

亡時において、法定相続人である申立人母が居住し、同じく法定相続人である申立人息子は山形県内に居住していたところ、最終的には申立人息子が相続により所有権全部を取得することを考えて、亡父死亡時において、申立人息子名義に相続を原因とする所有権移転登記はされていたものであり、原発事故時において、実際に申立人母が居住していたこと、事故後、申立人母と申立人息子は、新築した二世帯住宅に転居し同居していること等の事情から、申立人母が浪江町の居宅から転居したことについて、移住の合理性を認め、移住先での住居取得を考慮した額での賠償がされた事例

【公表番号1300※1】 申立人子が所有する居住制限区域（飯舘村）の土地について、原発事故当時、申立人子は福島市内にある自己所有の居宅で主に生活していたものの、同土地上で申立人父母が自己所有の居宅に居住しており、申立人父母は同居宅に係る住居確保損害の賠償を受けていることを考慮して、住居確保損害を含む財物損害が賠償された事例

【公表番号1331※1】 申立人らの一部が所有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の自宅土地について、同土地が平成27年に南相馬市の防災集団移転促進事業の対象区域として、同市に売却されたという事情はあるものの、申立人らの一部に係る介護の必要等を踏まえて移住の合理性を認め、住居確保損害を含む賠償がされた事例

【公表番号1356※1】 居住制限区域（富岡町）の自宅に居住していたが、原発事故後、特別養護老人ホームへの入居を余儀なくされた申立人夫（平成29年に死亡）について、自宅の賠償（財物損害）とは別に、住居確保損害として、同ホームの入居等費用が賠償された事例

【公表番号1434※1】 帰還困難区域（双葉町）の不動産に同居していた3世帯（主たる建物に親子2世帯、附属建物に1世帯）の申立人らについて、各世帯が新規に3か所で購入した各住居に係る住居確保損害（財物賠償による支払額を控除したもの。）が賠償された事例

【公表番号1538※1】 居住制限区域内（浪江町）の住居に居住していた申立人について、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書及び公共料金の申立人名義の支払等の事情から同所に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例

(カ) 事業用不動産

(補足説明)

不動産に関する事例のうち、事業用不動産の事例として特徴のあるものを、避難指示区域に係る事例と避難指示区域外に係る事例に区分して挙げた。

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号206※8】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人らの所有又は共有に係る土地・建物・借地権について、取得価格又は建築価格の判明するものはそれらの額を一定程度減価させ、防音工事等特殊な工事の施されているものについてはそれを前提に事故時価値が算定され、かつ、中間指針第二次追補第2の4 Iにより全損が認められた事例

【公表番号241※1】 帰還困難区域（富岡町）に販売目的で土地を所有し、原発事故により販売が不能になったとする申立人について、区域再編前であったが、近隣の積算線量等から帰還困難区域に再編されることは確実として全損（時価の計算は東京電力の直接請求の基準による。）での賠償が認められた事例

【公表番号403※1】 居住制限区域内でインドアゴルフ場を運営していた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害（インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例

- 【公表番号470※3】 避難指示解除準備区域（大熊町）所在の土地（農地として利用）の財物損害が全損と評価されてその取得価格での賠償が認められた事例
- 【公表番号505※3】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、避難指示解除準備区域内に有する工場の土地、建物、付属設備等について、全損で財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号611※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う土地建物の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号649※5】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、避難指示解除準備区域内（南相馬市小高区）に所有していた土地及び建物の財産価値の全部を喪失したとして、それぞれの時価相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号700※1】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、敷地及び構築物、並びに事業用資産については実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償された事例
- 【公表番号764※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例
- 【公表番号806※3】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥し、全損で財物損害（事業用建物）の賠償が認められた事例
- 【公表番号875※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、農地を全損と評価し賠償された事例
- 【公表番号884※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で兼業農家を営んでいた申立人らの所有する自宅土地建物等の財物損害について、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例
- 【公表番号1056※3】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有する倉庫・事務所等の事業用不動産のうち、未登記かつ決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない建物について、申立人の主張する取得価格及び取得時期を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例
- 【公表番号1124※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの所有不動産（自宅土地建物及び畑等）について、申立人らの年齢、疾患及び通院状況、周辺施設やインフラの復旧状況等に照らせば、今後も相当の期間にわたり各不動産の使用収益が害される蓋然性が高いことから、いずれも全損と評価し、畑については、申立人らが第三者に当該畑を賃貸して収受していた賃借料と、福島県、東北地方及び全国のそれぞれの畑の平均価格並びに賃借料とを比準して、東京電力の主張よりも高額の平米単価による賠償がされた事例
- 【公表番号1474※1、※2】 申立外清算会社の所有する居住制限区域（飯舘村）内に所在する不動産（土地・建物）について、同社の東京電力に対する上記不動産についての賠償金請求権を取得した申立人に対し、土地については平成22年度の固定資

産税評価額に1.43を乗じた金額が、建物については上記清算会社における帳簿価格が分かる資料を入手することができなかったこと等から同年度の固定資産税評価額が賠償された事例

【避難指示区域外に係る事例】

【公表番号873※5】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後4年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の6分の4の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の損害賠償が認められた事例

【公表番号934※1】 屋内退避区域（いわき市）で自然環境を重視する生活等についての研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償された事例

オ 動産

(補足説明)

財物価値の喪失又は減少等に係る事例のうち、動産に関する事例について、家財、その他個人用動産、事業用動産等に区分し、避難指示区域内外に分けて挙げた。動産賠償についての具体的な算定例も、不動産賠償と同様に事例ごとにさまざまとなっているものの、東京電力の賠償基準（主に避難指示区域内の家財、棚卸資産、償却資産に係る平成24年7月24日付けプレスリリース、償却資産、棚卸資産に係る同年12月26日付けプレスリリース、家財の定額賠償に係る平成25年3月29日付けプレスリリース等）を参考に算定される例も相当程度ある一方で、個別にこれを調整したり、別途個別の高額家財を認定したりする例も相当数ある。

(ア) 家財

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号206※9】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人について、区域再編前であったが、帰還困難区域と同等の損害が発生したものと評価して、当時東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に家財の財物損害が認められた事例

【公表番号282※2】 帰還困難区域から避難を余儀なくされた申立人の所有（相続分を含む。）に係る建物内の家財道具について、東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に賠償が認められた事例

【公表番号374※2】 原発事故当時、仕事の都合上東京都に居住していたが、避難指示区域内に自宅を有していた申立人らについて、衣類等の家財が避難指示区域内の自宅に残置されていたことを考慮し、申立外の他の同居の親族らと申立人らを合わせた人数に基づいて家財の賠償額が算定され、賠償された事例

【公表番号468※1】 居住制限区域（富岡町）所在の不動産（自宅土地・建物）及び家財について、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、土地について金485万0575円、建物について金2020万0929円（土地及び建物については、いずれも平成22年度の固定資産税評価額を参考に算出している。）、家財について金595万円の賠償が認められた事例

【公表番号585※6】 原発事故当時、帰還困難区域において亡妻、息子夫婦と同居していた申立人について、住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、大人4人世帯の家財に係る東京電力の定額賠償額（715万円）から185万

円増額した家財賠償が認められた事例（同居していた息子夫婦の別事件があり、本件においては2分の1である450万円が賠償された。）

- 【公表番号586※10】 原発事故当時、帰還困難区域において夫の両親と同居していた夫婦について、住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、大人4人世帯の家財に係る東京電力の定額賠償額（715万円）から185万円増額した家財賠償が認められた事例（同居していた夫の父親の別事件があり、本件においては2分の1である450万円が賠償された。）
- 【公表番号598※1】 原発事故当時居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、浪江町の住居における家財と、亡母が原発事故前に居住していた帰還困難区域の実家における家財の双方について、東京電力の直接請求手続における定額賠償相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号675※5】 帰還困難区域から避難した申立人らについて、着物や仏壇等の高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、原発事故の時点において購入から3年以内の動産及び仏壇については取得価格を、それ以外の動産については経年劣化等を考慮し取得価格の約3割から4割（ただし、着物については使用可能年数を考慮して約6割。）をそれぞれ事故時価格として認め、それら動産の賠償額として合計1800万円が認められた事例
- 【公表番号774※3】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号861※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の居宅内の家財について、地震・津波により1階部分が倒壊流出したが、2階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における東京電力の回答額を超える、避難指示解除準備区域における大人3名世帯の家財の直接請求での定額賠償額（490万円）の5割相当額が賠償された事例
- 【公表番号875※7】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、東京電力の直接請求における帰還困難区域の基準での家財賠償を認めた事例
- 【公表番号898※1】 帰還困難区域（大熊町）で一人暮らしをしていた申立人の家財について、原発事故前は亡夫（平成22年11月死亡）も申立人宅で暮らしており、その死後に家財が処分されたとも認められないこと、申立人が高価な着物等を保有していたこと、申立人宅の間取り等を考慮し、直接請求手続における単身世帯・一般家財の定額賠償額（325万円）を290万円上回る賠償がされた事例
- 【公表番号956※3】 原発事故時、帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人の家財賠償について、申立人が多数の高価な着物を所有していたこと等を理由に、東京電力の直接請求における賠償基準額595万円（帰還困難区域、大人2名世帯の場合の直接請求基準額）に30万円を加算した625万円の賠償を認めた事例
- 【公表番号960※11】 帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、家財の財物損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、家財に係る損害についての和解方針が示されている。）
- 【公表番号985※3】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する家財等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例

- 【公表番号1015※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）から避難した申立人らの家財について、隣家に居住していた者の陳述書や陳述内容を裏付ける資料等から、申立人らが2世帯に分かれて生活していたことを認定し、うち1世帯については原発事故後に死亡した申立外同居者分及び高額家財も勘案し、2世帯分の家財に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号1031※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例
- 【公表番号1038※2】 平成12年から転勤により関東地方の社宅に居住し、原発事故時も同所に居住していた申立人らについて、社宅が狭いため、家族5人分の家財を置くことができず、筆筒等の多くの家財を避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に置いていたこと等の事情を認定し、150万円の家財賠償が認められた事例
- 【公表番号1236※2】 帰還困難区域（双葉町）の実家に居住しつつ、婚姻に伴い転居する予定があったため、原発事故の直前に住民票上の住所を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に移転させていた申立人らについて、引越計画の詳細や実家の自室の写真等により、実家に申立人所有の家財が存在したことが認められ、家財の財物損害等が賠償された事例
- 【公表番号1257※1】 帰還困難区域（大熊町）に所在し、原発事故当時、現実には居住の用に供されていなかった建物（居宅）に保管されていた、申立人らが亡父（昭和62年死亡）及び亡母（平成22年死亡）から相続した家財の財物損害について、原発事故以前から頻繁に上記居宅の掃除がされており、たまに家財が使用されることもあったこと等を踏まえ、東京電力の直接請求手続における単身世帯の定型賠償額の3割が賠償された事例
- 【公表番号1307※12】 申立人2名が定期的に滞在していた避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の実家に保管されていた同申立人ら所有に係る家財について、同実家に居住する他の申立人らの家財に係る財物賠償（東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定型賠償）とは別に、同申立人らの主張する購入時期、購入価格、品名等を総合的に考慮し、請求額の1割が賠償された事例
- 【公表番号1531※8】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名と夫の両親及び妻の母）の財物損害（家財）について、直接請求手続においては1世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、申立人らが生計は一にしていたものの2棟の建物に分かれて居住しており、家財もそれぞれの建物に備わっていた実態を考慮し、2世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例

【避難指示区域外に係る事例】

- 【公表番号173※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（川内村）に居住していた申立人が、避難を余儀なくされ、盆栽を持ち出せずに枯れさせてしまったとして、財物損害（ササキツツジ、ペットその他一切の動産を含む家財）の損害賠償を求めたところ、東京電力が盆栽を含む家財一切として245万円の賠償を認めたため、同額が賠償された事例
- 【公表番号792※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人らについて、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の相当因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例
- 【公表番号880※1、※2】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成25年8月に帰還した申立人らについて、長期間の不在により、自宅内に存した家財等にカビ

が発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用及び家屋補修・清掃費用が賠償された事例

- 【公表番号1164-1※2】 南相馬市原町区に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅内の家財について、申立人らが事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえ、東京電力の直接請求における居住制限区域等の基準額相当額の財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1164-2※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯（原発事故時は妊婦及び子供4名を含む。）の自宅内の家財について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、家財については東京電力の直接請求における居住制限区域等の基準額の少なくとも半額の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、申立人らから提出された資料に基づいて原発事故との相当因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例
- 【公表番号1261※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した後、平成28年秋に帰宅した申立人が帰宅に当たり支出した費用について、原発事故から帰宅までの期間等も踏まえ、自宅の修繕費用及びカーテン購入費用の一部並びに炊飯器、電子レンジ及び湯沸しポットの購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1322※3】 緊急時避難準備区域（川内村）に居住用物件を賃貸していた申立人のボイラー交換費用について、居住者等が避難を余儀なくされていた間等の凍結故障であるとして原発事故との相当因果関係を認めたと、交換によりボイラーの価値が上昇したとして、交換費用の2分の1の限度で賠償を認めた事例
- 【公表番号1476※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定され、実際に避難をした申立人の財物（家財）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとして、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例

(イ) その他個人用動産

【避難指示区域に係る事例】

- 【公表番号168※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車の推定評価額、登録事項等証明書の取得費用等の財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号472※1】 避難指示区域（富岡町）内の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等23万4927円の賠償が認められた事例
- 【公表番号501※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手続費用等が賠償された事例
- 【公表番号771※1】 避難中に避難指示区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例

【公表番号774※4】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らについて、事業として農業を行った事実は認められず営業損害は認められないものの、所有する農業機械の価値が全損したとして、家財、土地、墓地等の財物に加えて、農業機械に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号1081※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において馬一頭を飼育し、野馬追いや競馬等にも参加させていた申立人らの当該馬に係る財物損害について、財物はその社会的効用を喪失したとして価値減少率を全損と判断し、賠償額は原発事故時の価値＝取得価格×（使用可能年数－経過年数）÷使用可能年数という事業用動産に関する和解先例における数式を基礎として、馬の余命を使用可能年数とし、申立人らの主張する取得価格を基礎として、客観的資料が不足している点も加味して7割を乗じた33万6000円の賠償を認めた事例

【公表番号1104※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例

【公表番号1376※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人の財物損害（仏壇）について、東京電力が実施した専門家による評価による額が賠償された事例

【公表番号1443※1】 帰還困難区域（浪江町）の自宅敷地に駐車していた自動車を警戒区域設定前に持ち出して使用していた申立人が、同自動車の測定放射線量が高かったことを理由に買取りを拒否されたとする財物賠償の請求に対し、被曝していなかった場合の同自動車の下取り相当額85万円が賠償されるとともに、新規に自動車を取得した際に支払った諸費用が認められた事例

【避難指示区域外に係る事例】

【公表番号269※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から関東地方に長期間避難を余儀なくされ、申立人所有の多数のさつき盆栽が枯死するなどしたとして、業者の作成に係る鉢も含めた売値価格表の5割に相当する財物価値の減少に係る賠償が認められた事例

【公表番号724※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴って、自宅で飼育して野馬追（祭り）にも参加していたサラブレッド種の馬一頭を有償で引き取ってもらわざるを得なくなった申立人について、時間的余裕があれば同馬を有償で売却可能であったとして、処分した馬の事故時における時価相当額として18万円の財物損害が賠償された事例

(ウ) 事業用動産

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号200※2】 原発事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、避難指示区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、避難指示区域内に残置した式材（ドリル、足場等）について、再調達価格の2割相当の賠償が認められた事例

【公表番号204※2】 介護用品のレンタル・販売業を営んでいた申立人に対し、レンタルしていた避難指示区域内所在の介護用品について、東京電力の償却資産に係る直接請求の基準による額を財物価値の減少分として賠償が認められた事例

【公表番号206※14】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた申立人について、区域再編前であったが、帰還困難区域と同等の損害が発生したものと評価して、当時東京電力が公表していた直接請求における基準を参考に事業用資産の財物損害が認められた事例

- 【公表番号211※2】 原発事故当時、避難指示区域内において食品の製造・販売業を営んでいた申立人が避難を余儀なくされ、同区域内の棚卸資産の管理が不能等となり、当該資産の価値が失われたとして財物賠償が認められた事例
- 【公表番号293※2】 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害が賠償された事例
- 【公表番号294※2】 避難指示区域（浪江町）で薬局を経営する申立人の店舗内に残置された棚卸資産について、原発事故の影響割合等を考慮し、事故時の棚卸資産額（推計）の9割を損害額として財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号336※2】 避難指示区域内で飲食店等を営んでいた申立人について、原発事故時の在庫食品等（中心が生鮮食品等）が、管理も持ち出しもできず腐敗するなどして価値が滅失したとして、財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号386※2】 避難指示区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う財物損害（在庫等棚卸資産）約3億9000万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号403※1】 避難指示区域（居住制限区域）内でインドアゴルフ場を営んでいた申立人について、区域再編前であったが、価値減少率を全損として財物損害（インドアゴルフ練習場の建物及び建物内の事業用動産）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号505※3】 食品添加物等の製造販売業を営む申立会社の、避難指示解除準備区域内に有する工場内に放置された在庫品、営業資産である複合機及びフォークリフトについて、価値減少率を全損として財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号526※1】 建設用資材のリース業を営む申立会社について、避難指示区域の建設工事現場において工事会社にリースしていた建設用仮設資材が工事中止により現場に残置されたまま利用不能となったことによる財物損害が賠償された事例
- 【公表番号539※3】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを営む申立会社について、原発事故によって避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の複数の店舗（広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗）の営業を休止し、在庫商品を廃棄せざるを得なかったとして、各店舗の在庫商品の財物損害が、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号575※2】 避難指示区域及び緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、避難指示区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害（全額）が賠償された事例
- 【公表番号580※2】 避難指示区域において自営業を営む申立人の財物損害について、全部の事業用動産を全損認定した上、うち一部の事業用動産について、原発事故直前である平成23年時点での未償却残高を控除して賠償された事例
- 【公表番号581※1】 避難指示区域で海産物の卸売業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せず実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とした事例
- 【公表番号593※3】 避難指示区域で建設業を営んでいた申立人について、避難指示により避難を余儀なくされ財物の管理が不能になったとして、事業用の車両・機械器具等の財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号602※1】 避難指示区域でスポーツ関連事業を営んでいた申立人について、申立人所有の建物内に設置していた備品類が原発事故により価値を失ったとして財物賠償の請求があり、過去に法定耐用年数等を用いた算定により和解が成立している

たが、改めて取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて再算定された価格を財物価値として認定し、差額分の追加賠償が認められた事例

- 【公表番号610※3】 避難指示区域（富岡町）においてホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、ホテル内の動産（事業用動産）のうち、エアコン等の有体物で転用不可能なものについて財物損害が賠償された事例
- 【公表番号611※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市）の工場の操業停止に伴う土地建物の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号614※2】 避難指示区域（相双地域内）で獣医師業を営んでいた申立人について、診療所に保管していた医薬品の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号619※1】 帰還困難区域（大熊町）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機器等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（50年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せず取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号631※1】 宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、取引先にリースして避難指示区域の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板の財物損害として、類似品の価格を参考に効用持続年数を50年とした上で経年による価値減少を考慮して135万9600円の賠償が認められた事例
- 【公表番号643※1】 帰還困難区域（双葉町）で農業を営んでいた申立人ら所有の農機具等の財物損害について、取得価格に実際の使用可能年数を考慮して損害額を算定し、東京電力が認める金額から約1600万円を増額し、合計額約3000万円が賠償された事例
- 【公表番号648※3】 避難指示区域で観光牧場を営んでいた申立人が、避難指示区域内の観光牧場に残置した動物の損害について、当該動物の事故時における時価相当額から利益率である6割を控除した金額の賠償が認められた事例
- 【公表番号649※3】 原発事故当時、精密機械の製造業を営んでいた申立人について、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の委託加工先の工場内にあった申立人の仕掛製品及び完成製品の財物価値の全部を喪失したとして、当該製品の販売価格から負担を免れた費用等を控除して算出した時価の賠償が認められた事例
- 【公表番号656※1】 居住制限区域（双葉郡）でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を緊急時避難準備区域（双葉郡）に移転させた申立人の、旧店舗内で所有していた営業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（20年から40年までの範囲で動産ごとに認定した。）を基礎とする減価をして算定した損害額の賠償が認められた事例
- 【公表番号665※1】 帰還困難区域（双葉町）で農業を営んでいた申立人所有の農機具について、合理的に予想される使用可能年数を認定し（トラクターは30年、草刈機は7年、高圧洗浄機は15年）、取得価格相当額に、使用可能年数と経過使用年数の差を使用可能年数で除した値を乗じて損害額を算定し、また、経過使用年数が約1年以内の農機具は減価せず取得価格に基づき損害額を算定して賠償された事例
- 【公表番号673※1】 避難指示区域で曳家業を営んでいた申立人所有の工具等について、財産を記録した帳簿等は存在しないが写真等により当該工具等の存在を認定し、取得価格を直接証明する契約書等の書証や帳簿は存在しないが、同種品の現在価格から取得価格を推定し、実際の使用可能年数（50年、一部は30年）を考慮した減価を行って損害額を算定し、東京電力の認める額を大きく上回る約300万円の賠償がされた事例
- 【公表番号675※5】 帰還困難区域から避難した申立人らについて、着物や仏壇等の高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、原発事故の時点において購入から3年以

内の動産及び仏壇については取得価格を、それ以外の動産については経年劣化等を考慮し取得価格の約3割から4割（ただし、着物については使用可能年数を考慮して約6割。）をそれぞれ事故時価格として認め、それら動産の賠償額として合計1800万円が認められた事例

- 【公表番号680※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）の借地に選果場を設置して生産者から野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立人について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされ使用できなくなったパイプハウスの財物損害が、購入から2年程度、使用開始後1年半程度であったことを考慮され、取得価格を損害額として賠償された事例
- 【公表番号685※1】 避難指示区域（浪江町）から避難した申立人らに対し、原発事故時住所の農機具について、申立人らの避難に基づく管理不能により財産的価値が喪失したとして、申立人らの主張に係る中古農機具販売業者の立会調査に基づく原発事故時の推定市場価格による賠償がされた事例
- 【公表番号688※1】 居住制限区域（富岡町）で歯科医院を営んでいた申立人の歯科医院内の営業用動産について、取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の3割、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の5割が賠償された事例
- 【公表番号700※1】 居住制限区域（双葉郡）で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、敷地及び構築物、並びに事業用資産については実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償された事例
- 【公表番号707※1】 避難指示区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないが写真等からその存在を認定した上で、動産ごとに取得時期からの期間を考慮して新規調達価格の50%又は80%の金額で賠償額が算定された事例
- 【公表番号715※1】 いわき市を拠点に運輸業を営んでいた申立会社が原発事故前に福島第一原発敷地に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかったクレーン車の財物損害について、実際の使用可能期間を想定して法定耐用年数よりも長い償却期間を前提に損害額が算定された事例
- 【公表番号744※2】 避難指示区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、避難指示により養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号764※2】 避難指示区域（南相馬市小高区）において自動車・電機部品の工場を営んでいた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、同工場を閉鎖したことに伴い、他県に移設した同工場が再開するまでの平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益、事業拠点の移転費用等が賠償され、また、小高区内の工場についての不動産損害、動産損害については帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例
- 【公表番号772※4】 平成14年に帰還困難区域内の土地を購入し、翌年に建物を新築して居住していた申立人らについて、農機具及び太陽光発電装置等の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号806※3】 原発事故当時、帰還困難区域に事務所があった申立会社について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥し、また帳簿上記載の少ない動産について陳述から損害額を認定し、全損で財物損害の賠償が認められた事例

- 【公表番号840※1】 福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に帰還困難区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得なかったとして、当該車両に係る財物損害が賠償された事例
- 【公表番号858※3】 避難指示解除準備区域で造園業を営んでいた申立人が仕入れた植木等について、帳簿等に商品として記載されていたもののほか、申立人作成の目録、写真、原発事故直前の造園工事に関する受注伝票等から、その記載の半数について申立人の仕入れに係る植木等であるとして、申立人主張に係る価格の8割を損害として認めて財物損害が賠償された事例
- 【公表番号869※1】 避難指示解除準備区域で学習塾を営んでいた申立人の事務用品及び事務機器等の財物損害について、価値減少率を、浪江町教室にある動産についてはその社会的効用を喪失したとして全損と、同教室から持ち出した上使用していない動産については2分の1と判断し、損害額について、 $\text{原発事故時の価値} = \text{取得価格} \times (\text{実際の使用可能年数} - \text{事故時経過年数}) \div \text{実際の使用可能年数}$ という数式により、実際の使用可能年数を基礎に減価をして算定された事例
- 【公表番号875※8】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの財物損害（農業用機具）について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、農業用機具の実際の使用可能年数を基礎に減価をして賠償された事例
- 【公表番号905※2】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人が保有する事業用動産である工具等及び木材の財物損害について、その社会的効用は喪失し全損として扱うべきと判断し、工具等については、 $\text{原発事故時の価値} = \text{取得価格} \times (\text{実質耐用年数} - \text{事故時経過年数}) \div \text{実質耐用年数}$ という数式により、法定耐用年数は用いず実質耐用年数は一律35年、未使用の工具は取得額をそのまま認めるものとし、木材については見積書の内容と決算書の在庫の内容と相違がないことから請求額全額を認めるなど、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をするなどして損害額が算定された事例
- 【公表番号960※10】 帰還困難区域（飯舘村長泥地区）の申立人らについて、農機具等の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号984※1】 宮城県で工事現場用設備等のリース業を営む申立会社について、原発事故前に避難指示区域内の工事現場に設置したリース品が回収不能となったことによる財物損害として、リース品取得価格の5割相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号985※5】 避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人らの所有する農機具等の財物について、いずれも原発事故後6年間には使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号993※2】 帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を経営していた申立会社について、整体院の開業準備費用（車両代、資格取得費用、建物の内装工事費用、書籍・テキスト代、ベッド代金等）等が賠償された事例
- 【公表番号1034※1】 帰還困難区域（富岡町）で農業を営んでいた申立人が所有する農機具等（帳簿等に記載されていないものも含む。）について、写真等から農機具等の存在を認定し、取得価格に実際の使用可能年数（申立人が主張する年数に6割を乗じた年数）を考慮した減価を行って損害額を算定した事例
- 【公表番号1048※1】 帰還困難区域（大熊町）で食肉販売業を営んでいた申立人の事業用資産（償却資産及び棚卸資産）について、実際の使用可能年数を基礎とした減価償却を行った上で、立証の程度を考慮した割合を乗じて損害額が算定された事例
- 【公表番号1056※4】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有し、原発事故後、事業所から搬出できなかった建設機械・器具類、原材料等の事業

用動産のうち、購入時の資料や決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない動産について、申立人の主張する取得価格及び取得時期又は建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額等を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例

【避難指示区域外に係る事例】

- 【公表番号249※2】 いわき市山間部においてなめこの生産を業とする申立人について、なめこ原木から暫定規制値を超える放射線量が検出されて政府の出荷制限指示が出されたことにより、所有する原木800本の財物価値の減少に係る賠償が認められた事例
- 【公表番号394※1】 県中地域内の山林（原木しいたけの出荷制限の対象外）にしいたけの原木を所有していた申立人について、直接請求では財物（しいたけ原木代）賠償の支払を拒否されたが、原木の価値の喪失と原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人の請求額の約5割の賠償が認められた事例
- 【公表番号493※1】 県北地域で農業生産者向けの農業用資材等を販売している申立会社について、福島県産であることから買い手がつかず、財物としての価値を失った栽培用培土原料及びしいたけ菌床の財物損害等が賠償された事例
- 【公表番号518※5】 原発事故当時、緊急時避難準備区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、事業用の材木及び製品在庫に係る財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号539※3】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、原発事故によって避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の複数の店舗（広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗）の営業を休止し、在庫商品を廃棄せざるを得なかったとして、各店舗の在庫商品の財物損害が、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号561※6】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例
- 【公表番号607※2】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等によりきのこ栽培用の原木及び植菌が財物価値を喪失したとして、財物損害が賠償された事例
- 【公表番号612※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人が原発事故時保管していた肥料について、放射能汚染による財物価値の喪失を認めた事例
- 【公表番号728※1】 緊急時避難準備区域（広野町）で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後、事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠等）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割（840万円）を賠償すべき損害と認定した事例
- 【公表番号743※1】 緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産の財物損害（全損）について、損害額算定に当たり棚卸資産の個別の内訳を明らかにすべきとの東京電力の主張を、膨大な数の棚卸資産の内訳を提出させることは申立人に過度の立証の負担を負わせるもので妥当でないとして排斥し、原発事故年度の決算資料の数値を基に損害額を算定し賠償された事例
- 【公表番号773※3】 原発事故当時、南相馬市鹿島区において農業を営んでいた申立人が、所有する農機具について、原発事故により除染完了まで耕作ができなくなった

ため、農機具が活用できず無駄になる一方、メンテナンス費用がかかるとして、請求額の約5割相当額の財物損害（追加的費用を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号781※1】 福島県浜通りの避難指示等対象区域から避難を余儀なくされた申立人について、飼育していたレース鳩が管理不能により死亡したことによる財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号809※2】 岩手県でしいたけ栽培の事業を営む申立人に対し、原発事故による原木しいたけ用のほだ木の価値喪失分の賠償を認めた事例

【公表番号815※2】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、工事現場等に設置していたダストコンテナから放射線物質が検出されたために使用できなくなったとして、原発事故時の時価相当額が賠償された事例

【公表番号849※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成22年12月から平成23年3月までに購入したほだ木に関する費用及び植菌した原木しいたけに関する財物損害が賠償された事例

【公表番号873※5】 緊急時避難準備区域（広野町）で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後4年間は美容院再開が困難であること等を踏まえ店舗建物について取得価格の6分の4の価値減少、店舗内の事業用動産について管理不能によるカビ発生等も考慮して取得価格を基に全損とそれぞれ評価した財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号918※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する理容業者である申立人らの所有に係る帳簿に記載されていない理容道具について、避難中の管理不能により、ねずみによる被害が生じたり、金属製品がさび付いたりしたことを考慮して価値が喪失したと評価し、所有していた理容道具の品目や使用年数に関する申立人の陳述、事業再開に要する理容道具（中古品）の購入費見積り等を参考に、保有していた事業用資産の価値が算定されて財物損害の賠償がされた事例

【公表番号925※1】 宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいた申立人について、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたとして、石窯製作に要した費用相当額が、財物損賠として賠償された事例

【公表番号946※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）でしいたけの栽培・販売をしている申立人について、しいたけ栽培に使用する機具が食品生産のために使用されるものであること、機具の保管場所付近や機具自体から検出された放射線量の高さ、しいたけ原木から基準値以上のセシウムが検出されたこと等の事情を考慮して、避難指示等対象区域の財物に準じて上記機具の財物損害として35万円の賠償が認められた事例

【公表番号1035※2】 原発事故後に高い線量が検出されたために廃棄した、緊急時避難準備区域内の自宅ガレージ等で保管していた事業用資産（自動車部品等）について、棚卸資産の保管場所ごとの存置割合、廃棄の必要性、立証の程度等を総合的に考慮して、簿価の約25%に相当する額の賠償が認められた事例

【公表番号1053※1】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割までの範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号1102※3】 自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、廃棄処分をした抜根済みの造園木等の財物損害が賠償された事例

【公表番号1125※1】 電子部品等製造業を営み、緊急時避難準備区域（広野町）所在の工場に製品の仕掛品を保有していた申立会社の、原発事故当時の仕掛品（立入禁

止の解除後に完成させた一部の仕掛品も含む。)について、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に取引先の仕様が変更されたこと等の事情により、取引先から引き取られなかったとして、当該製品に係る財物損害が賠償された事例

【公表番号1294※1】 申立会社が所有する緊急時避難準備区域(田村市)所在の販売用の緑化木について、風評被害の影響や申立会社の代表者の避難による管理不能でその見栄えが悪くなったこと等を考慮して、原発事故の影響割合を7割とした上で、その財物損害及び廃棄・処分のための伐採費用(平成27年5月)が賠償された事例

カ その他(津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等)

【公表番号571※1】 避難中に居住制限区域(富岡町。被害発生時は警戒区域)の自宅から自動車等を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての購入額の一部が賠償された事例

【公表番号771※1】 避難中に避難指示区域(南相馬市小高区)の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、窃盗被害と原発事故との相当因果関係を認め、直接請求により窃盗被害の一部が賠償されていたものとし、依然賠償が尽くされていない被害品の価格が賠償された事例

【公表番号861※1】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の居宅内の家財について、地震・津波により1階部分が倒壊流出したが、2階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における東京電力の回答額を超える、避難指示解除準備区域における大人3名世帯の家財の直接請求での定額賠償額(490万円)の5割相当額が賠償された事例

【公表番号936※1】 帰還困難区域(双葉町)の自宅を二世帯同居するための居宅及び趣味の集まりに供するための建物に建て替える予定であったが、原発事故により建替えの断念を余儀なくされた申立人らについて、建物の建築予定地が帰還困難区域に指定されたこと、避難により申立人Aの家族及び申立人Bの家族の同居が困難となり、二世帯住宅を建築する理由が失われたこと、避難により、共通の趣味を有していた知人達と離れ離れになり、趣味の集まりに供するための建物を建築する理由が失われたこと等の事情から、上記設計図書が事実上利用不可能となったものと認定した上で、同損害と原発事故との間には相当因果関係が認められると判断して、設計会社に対して支払済みの設計料相当額の全額が賠償された事例

第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害 (中間指針第4)

1 中間指針等の整理

(中間指針第4)

[対象区域]

- (1) 政府により、平成23年3月15日に航行危険区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内海域（同海域のうち半径20kmの円内海域は同年4月22日に「警戒区域」にも設定され、その後の同月25日には、同海域全体につき航行危険区域が解除されるとともに、「警戒区域」以外の半径20kmから30kmの円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下、これら設定の変更前後における各円内海域を併せて「航行危険区域等」という。）
- (2) 政府により、平成23年3月15日に飛行禁止区域に設定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内空域（同年5月31日には、半径20kmの円内空域に縮小。）

[損害項目]

1 営業損害

- I) 航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は、②内航海運業者若しくは旅客船事業者を営んでいる者等が同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため費用が増加した場合は、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。
- II) 飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業者を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため費用が増加した場合には、当該追加的費用が必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能等に伴う損害

航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

(備考等抜粋： [損害項目] 1 営業損害関係)

ア 減収分の算定方法等は、中間指針第3の7（営業損害。前記第1の9）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考1）。

イ 政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域設定の前に自主的に制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等も賠償すべき損害と認められる（備考2）。

(備考等抜粋： [損害項目] 2 就労不能等に伴う損害関係)

減収分の算定方法等は、中間指針第3の8（就労不能等に伴う損害。前記第1の10）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

2 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

- 1 中間指針第4に関する事例を挙げた。航行危険区域等の設定が解除された場合、その後も風評被

害が残ることが通常であるので、風評被害に係る事例も参照されたい。

- 2 なお、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。
- 3 また、上記〔損害項目〕2の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第1の10(2)にまとめているので、そちらを参照されたい。

【公表番号198※1、※2】 原発事故当時、相馬市において、釣船業を営んでいた申立人について、航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外においても多数の魚から制限値以上の放射線量が検出されたり、風評被害が著しかったりしたため休業を余儀なくされたとして、漁業と同様の基準にはよらないものの、固定費及び変動費の振分けについて申立人の意見を踏まえるなどした貢献利益率方式による逸失利益（平成23年3月から同年11月まで）並びに返済猶予を受けたものの発生し続ける借入利息に係る追加的費用の賠償が認められた事例

第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）

1 中間指針等の整理

（中間指針第5）

〔対象〕

農林水産物（加工品を含む。以下第5において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害を対象とする。

〔損害項目〕

1 営業損害

- I) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II) また、農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
- III) 同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害と認められる。
- IV) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はIII)の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能等に伴う損害

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は1 III)の加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

3 検査費用（物）

同指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋：〔対象〕関係）

- ア 「政府が本件事故に関し行う指示等」：政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う出荷制限指示、摂取制限指示及び作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法の規定に基づく販売禁止、食品の放射性物質検査の指示等が含まれる（備考1）。
- イ 「地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」：例えば、特定の品目について暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由として、県が当該品目の生産者に対して出荷又は操業に係る自粛を要請する場合等が含まれる（備考2）。
- ウ 「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」：例えば、本件事故発生県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の

漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合等が含まれる（備考3）。

（備考等抜粋：〔損害項目〕1 営業損害関係）

- ア 指針Ⅰについて、例えば、農林産物の出荷制限指示は、その作付け自体を制限するものではないが、作付けから出荷までに要する期間、作付けの時点で制限解除の見通しが立たない状況等にかんがみ、その作付けの全部又は一部を断念することもやむを得ないと考えられる場合には、作付けを断念することによって生じた減収分等も、当該指示に伴う損害として賠償すべき損害と認められる（備考1）。
- イ 農林水産物等の出荷制限指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる（備考2）。
- ウ 減収分の算定方法等は、中間指針第3の7（営業損害。前記第1の9）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考3）。

（備考等抜粋：〔損害項目〕2 就労不能等に伴う損害関係）

減収分の算定方法等は、中間指針第3の8（就労不能等に伴う損害。前記第1の10）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

（備考等抜粋：〔損害項目〕3 検査費用（物）関係）

取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、中間指針第7（いわゆる風評被害について。後記第5）の損害となり得る（備考）。

2 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第5は、1（営業損害）、2（就労不能等に伴う損害）及び3（検査費用（物））を賠償すべき損害として挙げているところ、これらに関する事例をそれぞれに分けて挙げた。ただし、就労不能等に伴う損害については、第1の10(2)に集約しているので、具体的な事例についてはそちらを参照されたい。

(1) 営業損害

（補足説明）

- 1 農林水産物の出荷制限指示等が解除された場合について、指針Ⅳは同指示等に伴い生じた損害について賠償対象としているが、同指示等に伴い生じた損害とはいえない場合であっても、風評被害が残っている場合にはなお賠償対象となり得るので、風評被害に係る事例も参照されたい。
- 2 なお、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分

（補足説明）

中間指針第5の1指針Ⅰに関する事例である。

【公表番号212※1】 原発事故当時、福島県安達郡大玉村において直売所で野菜等の販売を行っていた申立人らについて、平成23年3月から平成24年10月までの間、出荷制限指示及び風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例

- 【公表番号213※1】 原発事故当時、須賀川市においてハウス栽培を行っていたカブが出荷制限指示により収穫が行うことができなくなり、同じハウスで行うはずであったキュウリの作付けを断念した申立人について、平成23年3月から同年7月までの逸失利益について原発事故との相当因果関係が認められた事例
- 【公表番号249※1】 いわき市山間部においてなめこの生産を業とする申立人について、なめこ原木から暫定規制値を超える放射線量が検出されて政府の出荷制限指示が出されたことにより、所有する原木により毎年得られたはずの一定の利益を失ったとして、逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号351※1】 岩手県のしいたけ栽培農家について、県による乾しいたけ（原木露地栽培）の出荷制限や自粛要請により出荷ができなくなり売上げが減少したとして、逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号370※1】 原発事故時、喜多方市において山菜きのこの生産業を営んでいた申立人について、確定申告等の資料がなかったが、証明の程度を緩和し、申立人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償が認められた事例
- 【公表番号384※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（伊達市）であんぼ柿を生産していた申立人について、平成24年分のあんぼ柿の出荷停止に伴い減収が生じたとして、平成23年分の同出荷制限に伴う損害として東京電力が申立人に賠償済みの金額と同額の賠償が認められた事例
- 【公表番号415※1】 会津地域でしいたけ・なめこ等を栽培・販売していたところ、原発事故後、栽培するしいたけから出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されたことによって、しいたけを出荷することができなくなり、また栽培に使用する原木（ほだ木）についても基準値を超える放射線量が検出されたことによって使用することができず、廃棄せざるを得なくなった申立人について、原発事故時に保有していたしいたけ及びなめこのほだ木5000本分に係る平成23年3月から平成29年12月までの逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号426※1】 県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故により生産している堆肥の放射性セシウムが暫定許容値を超えて出荷停止になったことによる減収分の逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号434※1】 茨城県でしいたけ栽培を営む申立人について、原木しいたけを生産するための原木に関して、国が定める放射線量の規制値を超えたため原木の伐採調達が不足し、植菌・しいたけの収穫等ができなくなったことによる逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号473※1】 原発事故当時、宮城県塩竈市において漁業を営んでいた申立人らについて、平成23年3月から平成24年5月までの間、操業自粛、出荷制限指示及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等の賠償が認められた事例
- 【公表番号486※1】 山形県で畜産業を営む申立人について、肉用牛の出荷自粛要請により生じた平成23年3月から平成24年9月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号497※1、※2】 自主的避難等対象区域（県北地域）できのこを栽培し平成23年から販売を開始する予定であった申立人について、原発事故前の販売実績はなかったが、出荷制限によって販売できなくなったため、平成23年3月から平成25年3月までの間の逸失利益及び直接請求手続に要した費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号512※1】 相馬市において船頭の仕事を請け負っていた申立人について、出荷制限により出漁不能な状態にあることに伴う減収分の賠償が平成24年2月から同年12月まで継続された事例
- 【公表番号561※2】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う平成23年7月及び同年8月の逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号563※1】 福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされたとして、果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号588※1】 福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分について、出荷制限指示ないし風評被害による逸失利益（平成23年3月分から同年12月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号607※1、※2】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等によりきのこの等の販売が将来にわたって不能になったとして、平成23年11月から平成29年12月までの間に生ずべき逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号612※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農産物の加工品を製造販売していた申立人について、平成23年販売分について出荷制限が課せられたため、これによって同年3月から同年12月までに生じた逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号616※1】 岩手県盛岡市で牧草販売業を営む申立人について、セシウムが検出された岩手県産牧草についての岩手県からの出荷制限指示により販売中止を余儀なくされたことに伴う平成24年12月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号618※1】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成23年3月から同年12月までに生じた逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号663※1】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため譲渡ができなくなったとして、その逸失利益（平成23年9月から同年11月まで）が賠償された事例
- 【公表番号695※1】 会津地域（福島県耶麻郡北塩原村）において、おがくずを菌床とするしいたけの栽培及び販売業を営むも、原発事故後に収穫したしいたけから規制基準値を超過する放射性物質が検出されたことから栽培及び販売を自粛していた申立人について、平成24年6月分から新たなおがくずを購入できるようになった平成25年4月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号723※1】 会津地域でしいたけを栽培・販売していたが原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠はなかったものの、申立人の陳述等に基づいて、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成29年12月分までの逸失利益が認められた事例
- 【公表番号735※1】 自主的避難等対象区域（県北地域）で農作物（野菜・果実）を栽培し市場に販売していた申立人について、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を7割に減額すべきとの東京電力の主張を排斥して、農林水産統計を参考とするなどして平成23年3月から平成24年3月までの出荷不能による逸失利益を53万円余と算定し、賠償された事例
- 【公表番号752※1】 原発事故当時、宮城県において、農林業（薪、木炭等の生産販売）を営んでいた申立人の、薪（平成23年8月から平成24年12月まで、返金相当額を含む。）及び木炭（平成24年1月から同年12月まで）に係る逸失利益について、政府による自粛要請及び風評被害により減収が生じたとして賠償が認められた事例
- 【公表番号783※1】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成23年3月から平成31年12月までの約9年分の逸失利益に相当する金額の賠償が認められた事例
- 【公表番号809※1、※2】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、販売実績がないことから賠償で

きないとの東京電力の主張を排斥し、平成23年3月から平成29年12月までの逸失利益及びほだ木の財物損害の賠償を認めた事例

- 【公表番号830※1】 宮城県で自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人に贈り、返礼品を受け取っていた申立人が、地域のブルーベリーから基準値を超えるセシウムが検出され出荷自粛措置となったため、自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人への贈答品とすることができなくなり、同等の価値の返礼品を得られなかったとして、平成24年1月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号849※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、平成23年3月から平成27年12月までの営業損害が賠償された事例
- 【公表番号851※1】 西郷村で畜産業を営んでいた申立人について、平成24年11月頃に出荷予定であった繁殖雌牛を出荷できなかったことによる逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号863※1】 避難指示区域（飯舘村）に居住し、近隣の山林で採取したきのこを販売していた申立人について、平成24年1月分から平成25年12月分までの営業損害（逸失利益）として、平成23年分について当センターの事務（公表番号416）で合意した賠償金額と同じ割合による金額が賠償された事例
- 【公表番号870※1】 岩手県の国有林においてきのこ、山菜類を採取し、販売していた申立人について、出荷制限及び風評被害に伴う平成23年5月から平成24年11月までの逸失利益（請求額の9割）が賠償された事例
- 【公表番号872※1】 群馬県においてほうれんそうを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、ほうれんそうの出荷制限による平成23年3月から同年4月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号882※3】 自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約2年後に廃業した申立人について、廃業による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号919※1】 宮城県で稲わら販売業を営む申立人について、県の給与自粛要請等により売上げが減少したとして、平成24年9月から平成25年8月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1012※1】 宮城県内で海産物の卸販売業を営む申立人について、事業全体の売上げは原発事故前より増加しているものの、この売上増加は、原発事故による風評被害及び出荷制限を受けた申立人が、それまで扱ったことのなかった海産物の卸販売を始めるなどの営業努力を行った結果であるとして、平成24年4月から平成25年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1053※1】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割の範囲の賠償額が算定された事例
- 【公表番号1085※1】 岩手県で牧草の生産販売業を営む申立人について、申立人の牧草地の除染が2年にわたり実施されたことにより、平成25年及び平成26年の2年間、牧草を販売できなかったとして、平成25年分及び平成26年分の逸失利益の全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1097※1】 自主的避難等対象区域（伊達郡国見町）であんぼ柿の生産販売業を営み、原発事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぼ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益（平成23年4月から平成27年3月まで）の賠償が認められた事例

- 【公表番号1195※1】 栃木県北部で、きのこ、山菜や川魚等の自然食材を旅館・ホテル等に対して販売したり、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営む申立人について、原発事故前に提供していた食材の7割近くがいまだに出荷規制により出荷できないこと等の事情から、平成27年1月分から同年12月分までの逸失利益（影響割合は、同年1月分から同年8月分まで6割、同年9月分4割（台風の影響を考慮。）、同年10月分から同年12月分まで5割）が賠償された事例
- 【公表番号1233※2】 申立人祖父（手続中死亡し、祖母及び父が受継。）は、原発事故当時、炭焼きの事業を行っていたところ、その焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、町からその製造等に関する制限が行われたために炭焼き事業の断念を余儀なくされて減収を生じたとして、平成23年3月から平成27年12月までの間につき20万円の営業損害が賠償された事例
- 【公表番号1274※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）所在の共有持分を有する山林で採取したきのこの販売業を営む申立人の営業損害について、同山林のきのこに出荷制限指示が継続していること等を考慮して、平成27年12月分から平成28年11月分までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1281※1】 宮城県でしいたけ原木販売業を営む申立人の営業損害について、申立人の仕入先の原木から基準値を上回る放射線量が検出されていること等を考慮して、①平成27年1月分から平成28年12月分までの逸失利益が賠償されるとともに、②平成29年1月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例
- 【公表番号1365※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の営業損害について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づき、平成29年1月以降の逸失利益として、平成28年12月以前と同様の損害額の算定方法により、直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償された事例
- 【公表番号1414※1】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づき、行政による出荷制限が課せられている農産物（柚子）についての営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号1415※1】 岩手県で山菜の栽培及び販売業を営む申立人について、原発事故の影響による出荷制限及び出荷自粛が課せられている山菜類に係る平成29年4月から同年7月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号1456※1】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の出荷制限に伴う平成29年分の営業損害（逸失利益）について、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、平成29年分について原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号1500※1】 緊急時避難準備区域（広野町）において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前年の平成22年は事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が原発事故直前及び請求対象年において具体的に販路を有し他品目を販売していたこと等を考慮して、平成22年の山菜等売上高の3倍相当額から廃棄等によるロス率1割と出荷経費を控除した上で、疎明の程度等を考慮した調整として0.9を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成28年1月分から平成29年12月分まで（ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成28年12月分まで。）が賠償された事例

イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用

(補足説明)

中間指針第5の1指針Ⅱに関する事例である。

- 【公表番号171※2】 千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、仕入れた原木から出荷制限指示の基準値に近い放射線量が検出されたため、原木洗浄機を購入し、1万6000本の原木の洗浄作業を余儀なくされることとなったとして、原木洗浄機購入費用及び洗浄作業対価相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号364※1】 県南地域（中島村）でしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、東京電力に対する直接請求では拒否された、菌床しいたけ栽培用おが粉の放射性物質付着を回避するために設置した保管用ガレージ建築費用相当額全額が、出荷制限指示等による事業への支障を避けるために生じた営業損害（追加的費用）として賠償が認められた事例
- 【公表番号471※1】 緊急時避難準備区域で野菜を栽培している申立人について、原発事故に伴う稲作の自粛により組合管理の揚水機場の稼働が停止されたため、畑に給水するために設けた井戸の設置費用等が賠償された事例
- 【公表番号496※1】 申立人は、栃木県那須地方において、畜産研究のための牛の飼育、飼料となる牧草の栽培、肉牛や牛乳の出荷を行っていたところ、牧草から国の定める許容値を超える放射性物質が検出されたことから、平成23年10月から平成24年8月までの間に発生した代替飼料購入費用が賠償された事例
- 【公表番号561※5、※7】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等が発表されたことにより取引先に対応するために支出した平成23年3月から同年8月までの追加的費用及び自社敷地内で製造・保管していたが廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号563※1】 福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされた果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号607※3】 宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、平成23年11月から平成24年10月までに支出したきのこ等の検査費用が賠償された事例
- 【公表番号618※3】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成23年3月から同年12月までに生じた保管費用及び除染費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号663※2】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため、原材料の除染に係る機器の購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号752※2】 原発事故当時、宮城県において、農林業を営んでいた申立人の、原木しいたけの出荷制限指示により不要となったしいたけ用の梱包資材について、棚卸資産相当額の賠償が認められた事例
- 【公表番号783※2】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、しいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号851※1】 西郷村で畜産業を営んでいた申立人について、平成24年11月頃に出荷予定であった繁殖雌牛を出荷できなかったことによって生じた追加的費用が賠償された事例

【公表番号882※1、※2】 自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖と牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約2年後に廃業した申立人について、放牧地・牧草地工事費用、牛小屋解体費用等が賠償された事例

【公表番号919※2】 宮城県で稲わら販売業を営む申立人について、放射性物質で汚染された稲わらを事業用倉庫に一時保管せざるを得ず、倉庫が事実上使用できなくなっていることから、見積り段階の代替倉庫建設予定費用が営業損害の追加的費用として認められた事例

【公表番号1022※1】 宮城県伊具郡丸森町で牧場を営む申立人について、これまで飼料として栽培していた牧草から原発事故後に高濃度の放射性物質が検出されたため、代替の粗飼料を購入して使用せざるを得なくなったとして、平成25年6月から平成26年8月までの代替の粗飼料購入費用が賠償された事例

【公表番号1156※1】 避難指示解除準備区域（田村市）の借地上の事業所において薪の製造販売等を営む申立人が、平成25年1月頃より、放射能汚染等を懸念した地主から、同事業所において屋外保管していた薪等の資機材の移動を求められ、申立人の所有地を保管場所の代替地とするために平成25年3月から平成26年5月までの間に実施した道路拡幅及び土地整地工事の費用について、その3割が追加的費用として賠償された事例

ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用

(補足説明)

中間指針第5の1指針Ⅲに関する事例であるが、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用

(補足説明)

中間指針第5の1指針Ⅳに関する事例である。

【公表番号460※1】 茨城県銚田市の米農家が、原発事故による政府等の出荷自粛要請の解除が遅れたため、平成24年産米の販売価格が予定販売価格より低下したとして、その差額分の賠償が認められた事例

【公表番号783※1、※2】 いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、平成23年3月から平成31年12月までの約9年分の逸失利益に相当する金額の賠償及びしいたけ原木の廃棄費用の賠償が認められた事例

【公表番号1281※1】 宮城県でしいたけ原木販売業を営む申立人の営業損害について、申立人の仕入先の原木から基準値を上回る放射線量が検出されていること等を考慮して、①平成27年1月分から平成28年12月分までの逸失利益が賠償されるとともに、②平成29年1月分以降の逸失利益について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号1365※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の営業損害について、当事者双方が、平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づき、平成29年1月以降の逸失利益として、平成28年12月以前と同様の損害額の算定方法により、直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償された事例

【公表番号1414※2】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、行政による出荷制限が課せられていない農産物（柿）に係る平成29年1月分から同年12月分までの風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

(2) 就労不能損害

(補足説明)

中間指針第5の〔損害項目〕2の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第1の10(2)にまとめているので、そちらを参照されたい。

(3) 検査費用

(補足説明)

中間指針第5の3に関する事例である。

【公表番号426※2】 県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、農場内で生産している堆肥の放射能測定費用が賠償された事例

【公表番号561※4】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う平成23年3月から平成24年5月までの検査費用が賠償された事例

【公表番号618※2】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成23年3月から同年12月までに生じた検査費用が賠償された事例

【公表番号663※2】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料や堆肥の原料として有償で譲渡していたが、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため、申立会社において発生した樹皮の検査に係る費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用が賠償された事例

【公表番号752※3】 原発事故当時、宮城県において、乾しいたけの食品加工業を営んでいた申立人について、原材料の出荷制限指示により負担を余儀なくされた検査費用の賠償が認められた事例

【公表番号809※3】 岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行うことができなかった申立会社について、原木しいたけ用のほだ木の放射線検査等に要した費用の賠償を認めた事例

【公表番号1148※1】 三重県で飼料の製造・販売業を営み、飼料の原料として東北産の米ぬかを用いている申立会社について、平成27年1月から同年4月までの間に取引先の信頼確保のため外部機関に委託して実施した放射線検査費用の全額の賠償が認められた事例

第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）

1 中間指針等の整理

（中間指針第6）

〔対象〕

前記第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。

〔損害項目〕

1 営業損害

I) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実には減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

II) また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

III) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2 就労不能等に伴う損害

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

3 検査費用（物）

同指示等に基づき行われた検査に関し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋：〔対象〕関係）

事業活動に関する制限又は検査について政府が本件事故に関し行う指示等は、次に掲げるもの等を含む（備考）。

- ① 水に係る摂取制限指導
- ② 水に係る放射性物質検査の指導
- ③ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導
- ④ 学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等

（備考等抜粋：〔損害項目〕1 営業損害関係）

ア 同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる（備考1）。

イ 減収分の算定方法等は、中間指針第3の7（営業損害。前記第1の9）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考2）。

ウ 校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける放射線量を低減するための措置について、少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追

加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる（備考3）。

（備考等抜粋：〔損害項目〕2 就労不能等に伴う損害関係）

減収分の算定方法等は、中間指針第3の8（就労不能等に伴う損害。前記第1の10）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考）。

（備考等抜粋：〔損害項目〕3 検査費用（物）関係）

ア 同指示等がなされる前に自主的に検査を行っていたものについては、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、賠償すべき損害と認められる（備考1）。

イ 同指示等に基づくものではなく、取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、中間指針第7（いわゆる風評被害について。後記第5）の損害となり得る（備考2）。

2 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第6に関する事例を挙げた。なお、その他の政府指示等が解除された場合について、中間指針第6の1の指針Ⅲは同指示等に伴い生じた損害について賠償対象としているが、同指示等に伴い生じた損害とはいえない場合であっても、風評被害が残っている場合にはなお賠償対象となり得るので、風評被害に係る事例も参照されたい。
- 2 上記〔損害項目〕2の就労不能等に伴う損害に係る事例については、第1の10(2)にまとめているので、そちらを参照されたい。
- 3 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

【公表番号174※4】 避難指示区域（旧計画的避難区域）内に複数の工場を有し、精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により汚染された工場内で稼働する従業員の飲料水のためのウォーターサーバーに係る費用（平成23年3月から同年8月まで）が、同区域における水道水の摂取制限が解除された同年5月以降についても追加的費用として賠償が認められた事例

【公表番号238※1】 埼玉県で東京都水道局管理に係る浄水場発生土を主原料とする人工土壌製造業の開業準備中であり、平成23年3月下旬に人工土壌製造請負契約を締結した申立人について、原発事故後当該浄水場から放射能が検出されたことにより発生土を利用しないよう通達が出され、当該事業を行うことが困難となり営業損害が発生したとして、過去に当該事業を行っていた他社の売上げ及び経費を参考に損害額を算定し、東京電力の直接請求により賠償された後の期間である平成24年3月から同年5月までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号646※1】 千葉県で産業廃棄物最終処分場の運営を行っている申立会社について、原発事故後に放射性物質が検出された廃棄物につき、政府の通知に基づいた自治体の指導によりその飛散を防止するための措置が必要となり、当日の作業終了後における覆土（即日覆土）を行うこととしたため、これにより処分場の埋立可能容量が減少し受入可能な廃棄物の量が減ったとして、平成23年10月から平成24年1月までの逸失利益等が賠償された事例

【公表番号679※1～※3】 栃木県で産業廃棄物（焼却灰等）の収集及び再生資源化を営む申立会社について、原発事故が原因で放射性物質汚染された焼却灰の収集停止を余儀なくされたことによる逸失利益（平成23年9月から同年10月まで）、再生資源化の過程で生じる煤塵が放射

性物質汚染のため処理委託先から受入停止されて処理単価の高い処理委託先に変更したことに伴う追加的費用（平成23年10月から平成24年6月まで）及び検査費用（平成23年9月から平成24年6月まで）が賠償された事例

【公表番号795※1】 福島県等の採取業者から漢方生薬の原料生薬を仕入れ、加工して取引先に販売していた申立人について、当該原料生薬に関し厚生労働省から放射性物質の検査・洗浄の徹底を指示する旨の通達が出され、取引先からも原料生薬洗浄を要求されたことから、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用が賠償された事例

【公表番号1422※1】 愛知県において自動車の輸出業を営んでいる申立人が平成28年11月に仕入れた中古自動車について、港湾における放射線検査の結果、基準値を超える放射線量が検出されたため輸出できなくなり、仕入価格より安価での国内販売を余儀なくされたことから、仕入価格と販売価格の差額分の全額が賠償された事例

第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7）

1 一般的基準（中間指針第7の1）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第7の1）

- I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。
- II) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- III) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。
- ① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（IV）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。
- ② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、II) の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。
- IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。
- ① 営業損害
取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）
- ② 就労不能等に伴う損害
①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- ③ 検査費用（物）
取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

（備考等抜粋）

- ア いわゆる風評被害は、少なくとも本件事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、賠償の対象となる（備考1）。
- イ 風評被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない（備考1）。
- ウ 「風評被害」には、農林水産物や食品に限らず、動産・不動産といった商品一般、あるいは、商品以外の無形のサービス（例えば観光業において提供される各種サービス等）に係るものも含まれる（備考2）。
- エ 「風評被害」の外延は必ずしも明確ではなく、本件事故との相当因果関係は最終的には個々の事案毎に判断すべきものであるが、この中間指針では、このような被害についても、本件事故に係る紛争解決に資するため、相当因果関係が認められる蓋然性が特に高い類型や、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項を示すこととする（備考3）。

- オ 指針Ⅲ①の類型に該当する損害については、それが本件事故後に生じた買い控え等による被害である場合には、それだけで本件事故と相当因果関係のある損害と推認され、原則として賠償すべき損害と認められる（備考3）。
- カ 指針Ⅲ①の類型に該当しなかった「風評被害」（指針Ⅲ②の風評被害）についても、別途、本件事故と相当因果関係があることが立証された場合には、賠償の対象となる。その場合には、例えば、客観的な統計データ等による合理的な立証方法を用いたり、指針Ⅲ①の類型に該当する損害との比較を行うことが考えられる（備考3）。
- キ 本件事故と他原因（例えば、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等）との双方の影響が認められる場合には、本件事故と相当因果関係のある範囲で賠償すべき損害と認められる（備考4）。
- ク 「風評被害」は、上記のように当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的状态に基づくものである以上、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある。一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において一律に示すことは困難であり、当面は、客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である（備考5）。
- ケ 営業損害又は就労不能等に伴う損害における減収分の算定方法等は、中間指針第3の7（営業損害。前記第1の9）又は第3の8（就労不能等に伴う損害。前記第1の10）に同じ（避難等に特有の部分は除く。）である（備考6）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

- 1 事例については、第5の2から5までの業種に関連するものについては、中間指針第7の1により賠償が認められたものについても、それぞれ第5の2から5までの業種に寄せて挙げることにした。その他の業種に係るものについては、第5の6に挙げているので、それぞれ参照されたい。
- 2 また、上記指針Ⅳ②に係る就労不能等に伴う損害については、第1の10(2)にまとめているので、そちらを参照されたい。
- 3 風評被害に係る損害として、逸失利益、追加的費用のほかに廃棄せざるを得なかった財物の価値の喪失等に係る損害も賠償対象となることがあるが、第1の12の財物価値の喪失又は減少等（主に事業用動産に係る(2)オ(ウ)）に事例を挙げたので、参照されたい。
- 4 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第7の2)

- I) 以下に掲げる損害については、1 III) ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。
- ① 農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。
 - i) 農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。
 - ii) 茶については、i) の各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。
 - iii) 畜産物（食用に限る。）については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
 - iv) 水産物（食用及び餌料用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。
 - v) 花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
 - vi) その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの。
 - vii) i) ないしvi) の農林水産物を主な原材料とする加工品。
 - ② 農業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。
 - ③ 農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品及び食品（以下「産品等」という。）に係るもの。
 - i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。
 - ii) 主たる原材料が①のi) ないしvi) の農林水産物又は②の牛肉であるもの。
 - iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料として使用する食品。
 - ④ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。
- II) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I) に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。
- III) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。
- IV) I) ないしIII) に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

(備考等抜粋)

ア 農林水産物及び食品については、

- ① 農林水産物は、農地、漁場等で生育する動植物であり、放射性物質による土地や水域の汚染の危険性への懸念が、これらへの懸念に直結する傾向があること
 - ② 特に食品は、消費者が摂取により体内に取り入れるものであることから、放射性物質による内部被曝を恐れ、特に敏感に敬遠する傾向があること
 - ③ また、食品は、日常生活に不可欠なものであり、かつ、通常はさほど高価なものではないから、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという原因で買い控え等に至ることは通常は考えにくいこと
 - ④ 花き等は、収穫後洗浄されない状態で流通し、消費者が身近で使用すること等から、接触を懸念する傾向があること
 - ⑤ 一般に農林水産物も食品も、代替品として他の生産地の物を比較的容易に入手できるので、それに対応して、買い控え等も比較的容易に起こりやすいこと
- 等の特徴があることから、一定の範囲において、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる(備考1)。

イ 農林漁業及び食品産業においては、本件事故以降これまでの取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、多くの品目及び地域において買い控え等による被害が生じていることが確認された。このうち、一部の対象品目につき暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため政府等による出荷制限指示があった区域については、その対象品目に限らず同区域内で生育した同一の類型(農林産物、畜産物、水産物等)の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至ったとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。同指示等があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴(特に本件事故発生地との距離、同指示等があった区域との地理的關係)、その製品の流通実態(特に産地表示)等から、同様の心情に至ったとしてもやむを得ない場合があると認められる(備考2)。

ウ 平成23年7月8日以降、牛肉やその生産に用いられた稲わらから暫定規制値を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛肉について多くの地域において買い控え等による被害が生じていることが確認された。この場合、放射性物質により汚染された稲わら等(具体的には、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたもの)が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県で産出された牛肉については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる。なお、指針I②では、このような都道府県として17の道県を挙げているが、これは、平成23年7月29日までに報告された当該稲わら等の流通・使用状況、当該道県産の牛肉の取引価格の動向等によるものであり、これ以外の都道府県について、指針I②に挙げられた道県と同様の状況であることが確認された場合は、これらの道県と同様に扱われるべきである(備考3)。

エ 農林水産物の加工業及び食品製造業では、消費者や取引先が懸念する農林水産物を主な原材料とする食品等の加工品(当該農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね50%以上であることを目安とする。)について、消費者や取引先が同様の懸念を有するとしても、合理性があると認められる。この他、その主たる事務所や工場の所在地、原料として使用する水を原因として、消費者や取引先が取引等を敬遠する心情に至ったとしても合理性がある場合が認められる(備考4)。

オ 農林水産物・食品の流通業では、風評被害に係る製品等を継続的に取り扱っていた事業者が生じた既に仕入れた当該製品等に係る被害については、買い控え等による被害を回避することが困難である点で、農林漁業者や加工業者・食品製造業者に生じた風評被害と同様と認められる(備考5)。

カ 風評被害に係る製品等の仕入れができなかったことにより加工・流通業者に生じた損害について

は、中間指針第8のいわゆる間接被害（後記第6）として賠償の対象となるかどうか判断される（備考6）。

キ 指針Ⅱの趣旨は、出荷、操業、作付け、加工等には費用がかかることから、買い控え等による被害を回避し又は軽減するため、事前に自らこれらの全部又は一部を断念することが合理的と考えられる場合に、賠償の対象と認めるものである（備考7）。

ク 指針Ⅲによって賠償の対象となる検査費用には、例えば、政府の指導によって水道水の放射性物質の検査を行っている都県において、食品の製造の過程で使用する水について、取引先からの要求等によって検査を行った場合の費用が含まれる（備考8）。

ケ 指針Ⅳは、指針ⅠからⅢまでに該当しない被害について、中間指針第7の1の指針Ⅲ②の類型として個別に検証する場合、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項を示すものである（備考9）。

（中間指針第三次追補第2）

I) 中間指針第7の2 I) に示されている損害に加え、以下に掲げる損害についても、中間指針第7の1 III) ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

① 農林漁業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

i) 農産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、岩手、宮城の各県において産出されたもの。

ii) 茶については、宮城、東京の各都県において産出されたもの。

iii) 林産物（食用に限る。）については、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡及び広島（ただし、広島についてはしいたけに限る。）の各都県において産出されたもの。

iv) 牛乳・乳製品については、岩手、宮城及び群馬の各県において産出されたもの。

v) 水産物（食用及び餌料用に限る。）については、北海道、青森、岩手及び宮城の各道県において産出されたもの。

vi) 家畜の飼料及び薪・木炭については、岩手、宮城及び栃木の各県において産出されたもの。

vii) 家畜排せつ物を原料とする堆肥については、岩手、宮城、茨城、栃木及び千葉の各県において産出されたもの。

viii) i) ないしvii) の農林水産物を主な原材料とする加工品。

② 農林水産物の加工業及び食品製造業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が①のi) ないしvii) の農林水産物及び食品（以下「産品等」という。）に係るもの。

③ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし②に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

II) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I) に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

ア 平成23年8月以降、飼料、家畜の排せつ物を原料とする堆肥等の肥料、薪・木炭及びきのこ原木等についての暫定許容値等並びに食品についての新基準値が設定されたこと等により、中間指針に明記されていない地域及び産品において、政府が本件事故に関し行う指示等が出されたことを踏まえて調査を行った結果、指針Ⅰ及びⅡの範囲において、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる（備考1）。

- イ 中間指針第7の2備考2に示されているとおり、一部の対象品目につき政府が本件事故に関し行う指示等があった区域については、その対象品目に限らず同区域内で生育した同一の種類の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至ったとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるほか、同指示等があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴、その製品の流通実態等から、同様の心情に至ったとしてもやむを得ない場合があると認められる。なお、少なくとも指示等の対象となった品目と同一の品目については、指示等の対象となった区域と近接している区域など一定の地理的範囲において買い控え等の被害が生じている場合には、賠償すべき損害が生じていると考えるべきである（備考2）。
- ウ 牧草等から暫定許容値を超える放射性物質が検出され、これを契機に牛乳及び乳製品について買い控え等による被害が生じていることが確認された。この場合、放射性物質により汚染された牧草等（具体的には、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたもの）が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県で産出された牛乳・乳製品については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる（備考3）。
- エ 中間指針第7の2備考4ないし7に示されている考え方は、上記指針Ⅰ及びⅡについても妥当する（備考4）。
- オ 中間指針第7の2指針Ⅲの検査費用に係る指針中、「取引先の要求等によって実施を余儀なくされた」とは、必ずしも取引先から書面等により要求されたものに限らず、客観的に実施せざるを得ない状況であると合理的に判断できるものについても含まれる（備考5）。
- カ 風評被害に係る個別の判断にあたっては、当該産品等の特徴等を考慮した上で、本件事故との相当因果関係を判断すべきである。例えば、有機農産物等の特別な栽培方法等により生産された産品は、通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されているという特徴があることから、通常のものに比べて風評被害を受けやすく、通常のものよりも広範な地域において風評被害を受ける場合もあることなどに留意すべきである（備考6）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

- 1 中間指針第7の2及び中間指針第三次追補に関する事例を挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第7の1の一般的基準により賠償対象となった事例についても、農林漁業・食品産業に関する風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。
- 2 アについては福島県に拠点のある場合ないし同県内の産品に係る事例を、イについては福島県以外の指針上明記された都道府県に係る事例を、ウについてはそれら以外の事例を、それぞれ挙げた。
- 3 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 福島県内

【公表番号212※1】 原発事故当時、福島県安達郡大玉村において直売所で野菜等の販売を行っていた申立人らについて、平成23年3月から平成24年10月までの間、出荷制限指示及び風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例

- 【公表番号226※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住する兼業農家である申立人が風評被害を懸念して平成23年の米の作付けを断念したことがやむを得ないものであったとして営業損害が認められた事例
- 【公表番号236※1、※2】 南会津地域でそば等の製造販売業を営み、福島県内の観光施設に商品を卸し、百貨店、スーパー等に仲介業者を介して商品の納入をしていた申立人について、原発事故の影響により、観光客が減少し、商品の取扱いが中止になるなどして平成23年3月から同年12月までの間売上げが減少したとして、貢献利益率45%、原発事故の影響割合10割として算出された逸失利益のほか、商品の放射能検査に係る費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号246※1】 相馬市で梨の生産をしている農家である申立人について、原発事故による風評被害により梨の価格が下落したとして、原発事故前の平成22年の単価を基準に平成23年3月から同年11月までの逸失利益等（農協経由出荷分を除く。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号281※1】 自主的避難等対象区域（三春町）及びその周辺地域において、原発事故前から福島県産農産物（主に米）の販売事業を立ち上げようとしていた申立人について、原発事故の風評被害で当該プロジェクトを中断したことによる損害（事業立上げの準備費用相当額）が賠償された事例
- 【公表番号313※1】 県南地域で農業（蕎麦栽培）を営んでいた申立人について、平成23年3月から同年12月までの風評被害による逸失利益の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号327※1】 いわき市に本店と製品保管倉庫を有し食品製造業を営む申立人について、販売先企業からの要請により、製品等の保管を首都圏にある貸倉庫に切り替えたことによる保管費用や運搬費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号334※1】 県南地域で養豚業を営む申立人について、原発事故の風評被害によって、1年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことにより減収が生じたとして営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号341※1】 県北地域できのこを材料とする食品等の製造・販売業等を営む申立人について、原発事故の風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号356※1～※3】 自主的避難等対象区域（県北地域）で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により、小売店への直接販売が減少したこと及び催事の中止により催事での販売ができなくなったことに伴う逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例
- 【公表番号361※1】 自主的避難等対象区域（田村市）で健康食品の製造・販売を営む申立人について、製品の原料を生産する桑園の表土の入れ替えによる除染費用全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号362※1】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、東京市場へ出荷する予定であった桃・柿等を仙台市場へ出荷したため、東京市場の単価での賠償請求をしたところ、申立人の陳述等により、実際に出荷した仙台市場ではなく東京市場の単価を基準に逸失利益が認定されて賠償された事例
- 【公表番号362※2】 申立人が、自主的避難等対象区域（国見町）で就農後間もなく原発事故に遭い、ワラビ・スナップエンドウ等の初出荷の自粛を余儀なくされたとして、仮に出荷できていた場合に想定される売上げを基に算出した損害額を請求したところ、申立人の陳述等により、過去の出荷実績にとらわれることなく逸失利益が認定されて賠償された事例
- 【公表番号372※1】 会津地方で米の販売業を営む申立人について、米の検査費用（外部の検査機関に委託した委託費用及び放射線量計購入費等）の全額が賠償された事例
- 【公表番号422※4】 南相馬市鹿島区で柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害（平成23年3月から同年12月まで）の計算において、販売形態が直売に近いことを考慮した計算方法を採用した事例

- 【公表番号426※3】 県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故で福島県内の農作物から放射性物質が検出されるとの風評により米の価格が低下したとして、米の風評被害による逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号431※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（伊達市）で果樹園を営んでいた申立人が、原発事故に起因する風評により大口の取引先から取引停止を通告されたことを受け、これ以上の風評被害の拡大を避けるべく平成23年4月に果樹園を県外に移転した際の費用について、その一部が賠償された事例
- 【公表番号459※1】 自主的避難等対象区域（田村市）でニンニクを栽培していた（ただし、原発事故以前の販売実績はない。）申立人について、風評被害による平成23年3月から平成25年3月までの逸失利益が、統計及び申立人の栽培実績等に基づき算定され、賠償された事例
- 【公表番号461※1】 二本松市のキュウリ栽培農家である申立人が、出荷自粛要請又は風評被害を恐れ、自主的な作付け見合せを行ったことによる平成23年3月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号474※2】 福島市で食品加工業を営む申立会社について、風評被害払拭のため原材料を福島県外産のものに切り替えたことにより原材料費が上昇したとして、追加的費用の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号519※1】 県北地域の餅米生産加工農家である申立人について、直接請求において出荷停止により廃棄した餅米の財物損害について賠償されたところ、これに加え、他県から餅米を仕入れて餅を生産したとしても、風評被害で申立人方で加工した餅は販売できず損害が発生しているとして、餅の重量897キログラム、餅1キログラム当たりの平均販売単価を500円として算定した逸失利益（平成24年3月から同年10月まで）から、餅米の精算金17万5628円を差し引いた金額の賠償が認められた事例
- 【公表番号525※1】 いわき市において有機米を生産する申立人について、風評被害により販売価格が下落したことに伴う逸失利益19万8000円（平成23年3月から平成25年2月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号531※1】 会津地域の野菜生産農家である申立人について、風評被害により廃棄を余儀なくされたかぼちゃ、キャベツに係る営業損害（平成24年4月から同年10月まで）が賠償された事例
- 【公表番号536※1】 会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益（平成23年9月分から平成24年8月分まで）について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法（本件における東京電力の主張）を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法（農作物一般に適用される東京電力の書式による方法）により、賠償がされた事例
- 【公表番号537※1】 県北地域で有機農産物を生産している申立人について、風評被害による、平成23年3月から同年12月までの間の逸失利益及び検査費用が賠償された事例
- 【公表番号549※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）においてブルーベリーの直売所を営んでいた申立人について、風評被害によって減収が生じたとして、平成24年1月から同年12月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号577※1】 緊急時避難準備区域（川内村）で植木栽培業を営む申立人らについて、原発事故の風評被害により植木が売れなくなったことによる逸失利益（平成23年3月から平成25年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号587※1】 果樹の栽培を福島県浜通り（避難指示区域外）で営む申立人について、風評被害により廃業することを余儀なくされたことに伴う損害（おおむね年間利益の5年分に相当）等が賠償された事例
- 【公表番号588※1、※2】 福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分について、出荷制限

指示ないし風評被害による逸失利益（平成23年3月分から同年12月分まで）及び検査費用等（平成23年3月分から平成24年11月分まで）が賠償された事例

- 【公表番号594※1】 会津地域で地元農産物を加工して大手菓子メーカーに納入する事業を営む申立会社について、大手菓子メーカーからの継続的取引の停止措置に伴う損害として、平成23年度の予定受注量の5割について受注の蓋然性があると認め、請求金額の5割が逸失利益として賠償された事例
- 【公表番号628※1】 県南地域で酪農業を営んでいたが、風評被害による売上減少のために平成24年9月に廃業を余儀なくされた申立人に対し、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例
- 【公表番号658※1、※3】 自主的避難等対象区域で桃の栽培を行っていたが、原発事故の影響で桃が売れなくなったとして農地及び住居を移転した申立人について、農地の移転によって発生した追加的費用（平成24年12月に支払った従前の農地の返還に伴う整地費用、平成25年1月から10年間分の農地の地代増額分等）の5割相当額の賠償と、従前の住居を平成24年12月に売却したことにより生じた不動産譲渡損失分の賠償がそれぞれ認められた事例
- 【公表番号663※2】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害を避けるために発生した、原材料の除染のための機器の購入費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号684※1】 県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人（個人事業）について、基準年度を原発事故直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成20年度から平成22年度までの3年間の所得金額の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号693※1】 緊急時避難準備区域の山林の分収造林事業を営む造林組合の組合員である申立人らについて、分収造林契約に基づき平成24年に分収木を伐採してしいたけ原木として出荷販売する予定であったところ、原発事故による放射性物質への曝露や風評被害のためにこれができなくなったことによる逸失利益が、同契約の収益分収割合で算定・賠償された事例
- 【公表番号703※1】 福島県（避難指示区域外）できのこ類を原料とする製品の製造販売業を営む申立人について、原発事故後の売上増加見込みを考慮して損害額を算定し、平成23年3月から平成25年6月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号720※1】 県南地域でしいたけ原木販売業及び伐出請負業を営む申立人について、しいたけ原木販売部門の売上減を補うため企業努力で伐出請負業の売上げを増加させたところ、全体の売上増のため損害はないとする東京電力の主張を排斥して、しいたけの出荷制限や風評被害に伴うしいたけ原木販売部門の逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号753※1】 自主的避難等対象区域で米穀類の集荷・販売業等を営む申立会社について、県の指導により平成24年9月に実施した放射能測定機器設置場所の間仕切り、壁面補強工事等の追加的費用554万円余が賠償された事例
- 【公表番号762※1】 会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家について、風評被害により販売できなかった平成23年度産米につき、他に販売することも可能であるとする東京電力の主張を排斥し、くず米としての販路はあるが、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号766※1】 自主的避難等対象区域（田村郡）で農業を営む申立人らの風評被害を理由とする作付けの断念について、出荷制限の対象でない農作物であり、原発事故から一定期間経過後に作付けを断念したのは申立人らの自主的な判断であるから原発事故との相当因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、直接請求では支払われなかった部分の逸失利益（原発事故による影響割合9割）が賠償された事例

- 【公表番号768※1】 自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、原発事故前から開発が計画されており原発事故後に稼働した増設施設の減収分についても原発事故との相当因果関係を認め、申立人の主張する想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益（平成23年3月から平成25年3月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号779※1、※2】 福島県の阿武隈山地において林業を営んでいた申立人について、風評被害による平成23年12月の薪売買契約の解除に係る逸失利益の賠償並びに風評被害及び放射性物質による汚染によって薪が売却できなくなったために在庫の木材を処分するための未支出の費用について見積額に基づいた賠償が認められた事例
- 【公表番号791※1】 群馬県において福島県内の契約農家から仕入れた農産物を用いて食品加工業を営む申立人について、原発事故に起因する食品に対する風評被害を回避するため平成23年度の契約栽培を見合わせ、翌年度以降の栽培再開に向けた環境整備のために契約農家に対して支払った支援金の一部について賠償が認められた事例
- 【公表番号817※1】 会津地域で山菜等の採取・販売を営む申立人らについて、風評被害及び出荷自粛に基づく売上減少による逸失利益（平成23年3月分から平成25年10月分まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号823※1】 福島県中通りのしいたけ栽培業者が、原発事故後、ほだ木の放射性物質汚染を防止するために井戸がある別の土地を借り、パイプハウスを設置して人工ほだ場とし、人工ほだ場の散水に必要なポンプを設置した事案について、今後も長期に利用することが見込まれるため申立人の資産と考えられるから賠償できないとか、予め水道施設の有無の確認義務を果たさずに設置したのは申立人の経営判断であるという東京電力の主張を排斥し、ポンプ設置費用全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号853※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、出荷制限等の指示がなかったが、申立人の水田の土壌から相当の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において出荷制限の指示があったこと等を考慮し、平成23年度の作付けを自主的に見合わせたことにより生じた逸失利益（平成23年10月から平成24年9月まで）が賠償された事例
- 【公表番号893※1】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買付けて卸売りをしている申立会社について、申立会社全体の営業利益は減少していないが、福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県産水産物の売上げが減少した点に着目して平成24年4月から平成25年3月までの間に生じた営業損害を認定した事例
- 【公表番号911※1、※2】 県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害としては、原発事故前の肉豚1頭の販売価格（過去5年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した3か年の平均値）と平成23年における肉豚1頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、当該基準価格差に平成23年度の販売頭数を乗じ、さらに原発事故の影響割合として8割5分を乗じた額が、風評被害に伴う堆肥売上減少による損害としては、平成22年度の堆肥売上額と平成23年度の堆肥売上額の差額に貢献利益率を乗じた金額が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号948※1】 宮城県で福島県産の鶏肉を使用した食品販売チェーンのフランチャイズ店を営む申立人について、福島県産の畜産物に対する風評被害が原則として賠償すべき損害と認められることを踏まえ、平成23年3月から平成25年8月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号978※1】 自主的避難等対象区域にて外壁のない工場で食品加工を行っていた申立人が、放射能汚染を懸念した複数の取引先からの要請を受けて上記工場を解体し、新たな工場を再築した費用を求めたのに対し、工場に外壁のみを設置する工事が困難であったこと等の事情を考慮し、工場の建て直し費用（解体及び再築の費用）の8割が賠償された事例

- 【公表番号1002※1】 自主的避難等対象区域（田村市）で有機野菜を栽培し、契約顧客に直販していたが、原発事故の風評被害により全ての顧客を失った申立人について、原発事故の影響割合を10割として平成25年度分の逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1057※1、※2】 会津地域でしいたけの生産・販売を行い、原発事故後の会社全体の売上高が原発事故前よりも増加していた申立会社について、平成23年3月から平成24年3月までの、廃棄したしいたけに係る逸失利益（廃棄量は申立人の主張する量の9割と認定。）及び売上げが減少した地域に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1102※1、※2、※4】 自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、買い控え等による逸失利益（平成23年3月から同年12月まで）、検査費用（平成23年3月から同年5月まで）及び追加的費用（平成26年3月から同年7月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1118※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で、福島県産のものを含む青果物等の卸売業を営んでいた申立会社について、取引先から福島県産以外の青果物を指定されるなどの理由で減収が生じたとして、原発事故の影響割合を6割として、平成26年8月分から平成27年1月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1127※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成27年に廃業することを余儀なくされたとして、3年分の年間利益に原発事故の影響割合5割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1155※1】 自主的避難等対象区域（須賀川市）で果物を栽培し、販売の直前に収穫し、直売所での販売及び固定客への配達による販売を行っていた申立人について、原発事故により注文が減少した結果、収穫が遅れ、収穫前に果物に虫がついたことにより大量に廃棄せざるを得なかったこと、申立人において上記以外の方法による販売が困難であったこと等の事情が考慮され、原発事故の影響割合を8割として営業損害122万1128円（平成26年1月分から同年12月分まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1162※2】 自主的避難等対象区域（本宮市）で、梅の実の生産販売業を営んでいたが、放射線量が高いため梅の木を伐採した申立人について、伐採後の一定期間について原発事故の影響割合を10割とする営業損害の賠償がされた事例
- 【公表番号1218※1】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成23年3月から平成27年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1238※1】 自主的避難等対象区域（玉川村）でマメ科野菜の栽培、販売をしていた申立人の風評被害による逸失利益について、売上高の減少には平成28年4月の遅霜の影響もあること等を考慮し、平成28年5月分及び同年6月分につき原発事故の影響割合を5割として損害が賠償された事例
- 【公表番号1249※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で主に業務用調味料の製造・販売業を営み、売上げのほとんどが食品会社からの受託製造によるものであった申立人について、原発事故直後に当該食品会社から受託製造に係る取引をいったん停止され、その後、取引が再開されるも、取引の条件として製造場所及び製品に係る放射能汚染検査の実施を求められていること等の事情を考慮して、平成27年8月分から平成28年7月分までの検査費用が賠償された事例
- 【公表番号1293※1】 会津若松市において主に観光客向けの土産用菓子の製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により減収が生じたとして、平成25年3月から平成27年2月までの営業損害（原発事故の影響割合につき平成25年3月分から平成26年2月

分までが6割、平成26年3月分から平成27年2月分までが4割)の賠償が認められた事例

- 【公表番号1340※1】 自主的避難等対象区域(須賀川市)で福島県産の米穀の販売業を営む申立人の営業損害(逸失利益)について、風評被害により大口取引先との取引がなくなったこと等を踏まえ、原発事故の影響割合を平成25年分は6割、平成26年分(は4割として賠償された事例
- 【公表番号1345※1、※2】 自主的避難等対象区域(福島市)で福島県産農産物を原料とした食品の製造加工業を営む申立会社の風評被害に基づく営業損害について、平成28年8月分から平成29年2月分までの逸失利益(原発事故の影響割合5割)及び追加的費用(サンプル商品配布費用(同5割)、井戸水検査費用(同10割))が賠償された事例
- 【公表番号1414※2】 南相馬市避難要請区域において農業を営んでいた申立人について、行政による出荷制限が課せられていない農産物(柿)に係る平成29年1月分から同年12月分までの風評被害による営業損害(逸失利益)が賠償された事例
- 【公表番号1417※1】 会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく請求においては原発事故との相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分から平成29年4月分までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、上記賠償を受けた年間逸失利益の1倍相当額とは別に、貢献利益率方式で算定した平成28年8月から平成29年4月までの損害額(原発事故の影響割合3割として223万3638円)が賠償された事例
- 【公表番号1421※1】 自主的避難等対象区域(福島市)で果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害(追加的費用)について、原発事故により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったとして、平成25年6月分から平成26年3月分までの出張費用(交通費、宿泊費、日当)が賠償された事例
- 【公表番号1433※1】 自主的避難等対象区域(伊達市)で果物の生産販売業を営む申立人の平成29年分の営業損害(逸失利益)について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額(平成29年1月から同年12月まで、合計449万5657円。ただし、出荷量が増加した果物については、8割の限度。)が賠償された事例
- 【公表番号1513※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)で酒類の製造販売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、商品の販売先の一つである大韓民国への輸出規制が継続していること等の事情を考慮し、平成28年10月から平成29年9月まで、原発事故の影響割合を約2割として逸失利益101万円が賠償された事例
- 【公表番号1516※1】 自主的避難等対象区域(伊達市)において畜産業(酪農)を営んでいたが原発事故後に廃業した申立人に対し、既に廃業損害として一定額が賠償されていたものの、営業損害として、廃業に先立って売却した牛の実売却額が原発事故の影響によって同等の牛の市場における平均売却額よりも低額となった価格差相当額(牛の売却に係る損害291万6011円)が賠償された事例
- 【公表番号1539※1】 自主的避難等対象区域(福島市)において青果物の卸売業を営む申立人の風評被害に基づく逸失利益について、申立人の平成25年4月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、これは申立人が平成25年4月に県外に事業所を新設したことによるものであること、平成25年4月から平成26年3月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成25年4月分から平成26年3月分まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を2割として、賠償された事例
- 【公表番号1548※1】 自主的避難等対象区域において給食用の食品等の製造販売を行っている申立会社の製品に関する放射線検査に係る費用について、同検査は県外の自治体等の納

入先の要請に従って行われたものであるなどとして、平成28年4月分から平成30年3月分まで全額が賠償された事例

【公表番号1553※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額（ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、原発事故の影響割合を8割として考慮。）が賠償された事例

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

【公表番号153※1】 原発事故当時、群馬県高崎市において牛肉の卸売業を営んでいた申立人が、放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被り、平成23年7月以降平成24年9月までの間に減収が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例

【公表番号171※1、※3】 原発事故当時、千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されて品薄となり、仕入れ単価が上昇したとして平成23年12月までの仕入費用の増加分の賠償が、また、販売先の取引停止措置や買い控え等により収益が減少したとして、平成23年3月から同年12月までの逸失利益の賠償が、それぞれ認められた事例

【公表番号203※1】 原発事故当時、千葉県において、県内産の野菜の通販事業等を営んでいた申立人について、平成23年3月から同年8月までの間、風評被害により減収が生じたとして、基準年（原発事故前の平成22年8月期）に係る売上高との差額に貢献利益率29.14%を乗じ、原発事故の影響割合を9割とするなどして算定された逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号205※1】 原発事故当時、埼玉県北部において、農業（深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ）を営んでいた申立人について、平成23年から耕作面積が増加していたとして、原発事故前の基準年度売上高を当該増減率により補正し、原発事故後平成23年3月から平成24年1月までの対象年度に係る売上高との差額を算定した上で利益率を乗じた額が逸失利益として認められた事例

【公表番号209※1】 原発事故当時、茨城県において、山菜及びきのこの類の販売、茶の集荷等を営んでいた申立人について、原発事故後山菜・きのこの仕入れができなくなって売上げが減少し、平成23年3月から同年12月までの間に減収が生じたとして、売上減少額から経費差額を差し引いた額が逸失利益として認められた事例

【公表番号216※1】 原発事故当時、茨城県において農業（野菜等）を営んでいた申立人について、原発事故後中国人実習生が辞めて人手が不足になったことや風評被害により野菜の生産・出荷ができなかったため平成23年3月から同年8月までの間に減収が生じたとして、原発事故前5年間の粗利及び経費の平均を基準として算定した額が逸失利益として認められた事例

【公表番号231※1】 茨城県で主に同県産サツマイモの卸売り及び加工を行っている申立人が、大口の取引先から全量について放射線量検査を求められ、原発事故直後は品薄のため手持ち型の放射能検査機器を購入していたが、後に発売されて購入した全量検査可能なベルトコンベア式の放射能検査機器代金全額556万5000円について賠償が認められた事例

【公表番号234※1】 茨城県で大規模な畑作を営む専業農家のキャベツ栽培について、風評被害により平成23年3月から同年12月までの間に減収が生じたとして、原発事故前に大幅に増加していた平成23年のキャベツの作付面積を前提に、取引価格の低下に基づき算定する方法により逸失利益が認められた事例

- 【公表番号247※1】 宮城県において牛タン料理店を経営する申立人について、原発事故により観光客が激減し、減収を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成24年12月までの減収分について、原発事故による影響割合を5割として賠償が認められた事例
- 【公表番号278※1】 千葉県千葉市において同県産農産物（落花生）の食品加工・販売業を営んでいた申立人について、収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、原発事故前に収穫された農産物の加工・販売分も含め、平成23年3月から平成24年2月までの間に発生した風評被害による逸失利益等の賠償が認められた事例
- 【公表番号417※1、※2】 宮城県で稲わらを買って付けて販売している申立人について、平成23年秋及び平成24年春に収穫した稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号425※1、※2】 宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による平成23年9月から平成24年3月までの間の逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号427※1】 茨城県で有機農産物の生産販売を営む申立人について、人参、小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が平成23年6月から平成24年10月まで賠償された事例
- 【公表番号445※1】 宮城県の漁港を拠点にして福島県沖及び宮城県沖で漁業を営んでいた申立人について、原発事故により操業を自粛したことによる平成23年3月から平成25年3月までの間に生じた逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号458※1】 群馬県できのこ類及びこれを原材料とする健康食品を生産販売している申立会社について、平成24年6月から同年12月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号460※1】 茨城県鉾田市の米農家が、原発事故による風評被害のために平成24年産米の販売価格が予定販売価格より低下したとして、その差額分の賠償が認められた事例
- 【公表番号463※1】 千葉県において県内産無農薬野菜等の会員制通販事業等を営む申立会社について、原発事故による会員減少に伴う平成23年9月から平成24年8月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号465※1】 原発事故当時、茨城県笠間市において、茨城県産の筍、栗等の加工販売業を営んでいた申立人について、平成23年3月から同年12月までの間、風評被害により減収が生じたとして逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号473※1】 原発事故当時、宮城県塩竈市において漁業を営んでいた申立人らについて、平成23年3月から平成24年6月までの間、操業自粛、出荷制限指示及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等の賠償が認められた事例
- 【公表番号561※3】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故による風評被害の影響で売上げが減少したとして、平成23年9月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号566※1】 茨城県で水産物の加工販売業を営む申立人について、風評被害による売上減少に伴い、廃棄を余儀なくされた原料在庫の財物損害及び廃棄費用が賠償された事例
- 【公表番号579※1】 茨城県で果物の無農薬栽培・加工・販売を行っていた農家について、風評被害により栽培の断念を余儀なくされたことに伴う営業損害（ほおづき苗の滅失による損害（90万円）、平成23年度及び平成24年度の農地の賃借料に関する損害（20万円）、農地開墾に要した損害（57万円）が賠償された事例
- 【公表番号600※1】 青森県の畜産農家である申立人について、飼育する肉牛の飼料として宮城県登米地区で産出された稲わらを使用していたところ、原発事故後、申立人が出荷した牛肉からセシウムが検出されたため、平成24年8月から同年11月までの間、牛肉の価格下落による風評被害による減収が生じたとして、損害の計算方法としては、東京電力とJAとの合意で採用された価格下落方式ではなく、当該請求期間前に関して採用されていた価格積み上げ方式によって算定された額の賠償が認められた事例

- 【公表番号634※1】 静岡県茶葉生産農家の風評被害による逸失利益について、平成23年は前年よりも出荷量が上回っているため損害がないという東京電力の主張を排斥し、平成22年の単価から平成23年の単価を控除した差額に、平成23年の出荷量を乗じる算定方法により、平成23年3月から同年12月までの逸失利益金42万5320円の賠償が認められた事例
- 【公表番号635※1】 原発事故当時、宮城県丸森町のキュウリ（加工用を含む。）を栽培・販売していた申立人が、平成23年7月から平成24年10月までの間、原発事故による風評被害による価格低下により減収が生じたとして営業損害の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号642※1～※3】 群馬県で酪農業を営む申立人について、風評被害による生乳廃棄に係る逸失利益、生乳廃棄処理費用及び放射性物質の検査費用等が賠償された事例
- 【公表番号683※1】 申立人は、原発事故当時、宮城県南部にて山林を所有していたところ、平成23年9月頃に山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の賠償を求めたところ、請求額全額が賠償された事例
- 【公表番号681※1】 宮城県石巻市で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止・自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害が賠償された事例
- 【公表番号713※1】 宮城県南部の木炭製造販売業者について、原料木に放射性物質が付着していることから売上げが減少したとして、平成25年2月分から同年8月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号732※1】 千葉県で主に有機野菜を栽培していた農家について、平成23年の風評被害による営業損害の算定に当たり、原発事故の影響割合を1割とする東京電力の主張を排斥し、同影響割合を10割として賠償された事例
- 【公表番号752※1】 原発事故当時、宮城県において、農林業（薪、木炭等の生産販売）を営んでいた申立人の、薪（平成23年8月から平成24年12月まで、返金相当額を含む。）及び木炭（平成24年1月から同年12月まで）に係る逸失利益について、政府による自粛要請及び風評被害により減収が生じたとして賠償が認められた事例
- 【公表番号805※1】 茨城県内で有機野菜を生産販売する申立人について、決算書等の提出はなかったが、所在場所、業種等に照らし、申立人の請求に近い額の営業損害（平成24年10月から平成25年6月まで）が賠償された事例
- 【公表番号818※1、※2】 茨城県内で福島県産の原材料を使用した加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、廃業損害として、5年分の年間利益に原発事故による影響割合として5割を乗じて算定した金額のほか、食品製造業用機械及び冷暖房設備に係る財物損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号870※2】 岩手県の国有林においてきのこ、山菜類を採取し、販売していた申立人について、出荷制限等及び風評被害に伴う平成23年5月から平成24年11月までの逸失利益（請求額の9割）が賠償された事例
- 【公表番号872※2】 群馬県においてねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、平成23年3月から、同年4月、同年5月又は同年7月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号881※1】 主に宮城県で産出された水産物を加工して販売する水産加工業を営んでいた宮城県石巻市の申立会社について、設備が復旧して事業を再開することができた平成24年9月から平成25年5月末までの期間、風評被害による売上減少によって生じた逸失利益が賠償された事例（原発事故の影響割合4割）
- 【公表番号893※1】 東京都において全国の出荷業者から水産物を買付け卸売りをしている申立会社について、申立会社全体の営業利益は減少していないが、福島、茨城、千葉、

栃木及び群馬の各県産水産物の売上げが減少した点に着目して平成24年4月から平成25年3月までの間に生じた営業損害を認定した事例

- 【公表番号917※1】 工場が津波被害を受け、平成23年9月に事業を再開した宮城県の水産加工業者の風評被害による逸失利益（請求期間である平成23年8月から平成25年9月までの分）について、原発事故前の売上変動が大きいため、原発事故前直近2年度分の売上高の平均値を原発事故がなければ得られたであろう収入額とし、工場再建前から外部業者への製造委託等によって生産量を維持する努力をしていたことを考慮し、原発事故の影響割合を8割とする和解が成立した事例
- 【公表番号925※2、※3】 宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいた申立人が、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたためガスオーブンを使用せざるを得なくなったとしてその追加的費用の賠償が認められ、また、取引先からの売上げが減少したとして平成25年1月から同年12月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号972※1】 宮城県で海産物を原料とする肥料等を製造販売している申立会社について、津波被害の影響等も考慮した上で原発事故の影響割合を6割と認定し、風評被害による平成23年3月から平成25年2月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号979※1】 千葉県で大根の生産販売をしている申立人について、原発事故後の売上げが原発事故前より増加していたところ、当該売上増加は原発事故の前年に大根の作付面積を拡大したことによるものであって、原発事故の風評被害がなければ更に売上げが増加していた蓋然性が高いとして、平成23年5月から同年6月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号996※1】 千葉県で漁業等を営む申立人について、平成23年の事業全体の売上高は原発事故前である平成22年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、平成23年5月までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、原発事故の影響割合を7割として算出された損害額での和解が成立した事例
- 【公表番号1018※1】 茨城県つくば市で農作物直売所を営む申立人の直売所における野菜の売上減少分について、原発事故による風評被害を認め、原発事故の影響割合を7割として平成26年4月から同年7月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1019※1】 茨城県産の農産物を原料とする酒類等の製造及び販売等を業としている申立会社について、原発事故による風評被害を認め、平成25年11月から平成26年3月までの営業損害（原発事故の影響割合につき平成25年12月まで10割、平成26年1月以降7割。）が賠償された事例
- 【公表番号1041※1】 宮城県内に所在し、同県内産の米をインターネットを通じ全国の顧客に小売りしていた業者の平成23年10月から平成26年4月までに生じた売上減少について、風評被害によるものと認めて申立人主張に係る平成25年10月からの年度における原価率を前提に逸失利益が計算されて賠償された事例
- 【公表番号1092※1】 東北地方において福島県産を含む東北地方産や北関東産の青果を中心とした卸売業を営んでいた申立会社について、東北地方産の青果について販売先から取引を中止され、申立会社が取引再開や販売先の新規開拓を試みていたにもかかわらず、東北地方産の青果の売上げが増加していないことから風評被害の継続を認め、原発事故の影響割合を10割として平成25年9月から平成26年12月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1094※1】 茨城県で、常陸牛等の県産牛肉を主力商品とする飲食店舗及び通信販売を営む申立人について、原発事故後、飲食店における売上げは一部上昇しているものの、通信販売において西日本の顧客からの注文が明らかに減少し、それにより、申立人の事業全体の売上げが低迷していること、商品である常陸牛の放射性物質汚染について顧客からの問合せが続いていることから、売上減少による損害の発生及び損害と原発事故との相当因果関係が認められるとし、平成23年3月分から平成26年2月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号1105※1】 茨城県産の大麦を用いた麦茶の製造販売業を営んでいる福島県外所在の申立会社について、販売先から取引量を減らされ、その後も風評被害により原発事故前の取引量まで回復させることができず、茨城県産以外の国内産や外国産の大麦に変更することも困難であった事情があること等を考慮して、平成26年8月分までの営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1109※1】 種苗や果実の生産販売業を営む申立会社が福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上減少について、当該果物の仕入先である生産農家のなかに風評被害の認められる県に所在するものがあり、実際に見積もりより販売価格を引き下げさせられた取引先が存在したこと等から、当該取引先に対する販売価格の下落分について原発事故の風評被害によるものと認め、平成23年3月から平成23年11月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1152※1】 茨城県でネギの生産販売業を営む申立人の風評被害に基づく売上減少による営業損害について、原発事故の影響割合を7割として6万5726円（平成26年5月から平成26年10月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1177※1】 茨城県水戸市で酒類の製造販売業を営んでいる申立会社の原発事故に伴う風評被害による営業損害（逸失利益）について、県外に多く販売していること等の事情を考慮し、売上減少と原発事故との相当因果関係を認め、平成26年10月から平成27年3月分まで原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1187※1】 茨城県で有機野菜の栽培・販売業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により販売先との取引が停止・減少し、その後も取引が再開していない販売先もあること等の事情から、平成26年1月まで賠償済みの販売先と原発事故以降賠償のされていない販売先とに分けたうえで、前者については平成26年2月分から平成26年11月分まで、後者については平成23年3月分から平成26年12月分までについて販売先ごとの売上減少額を計算し、平成26年分の原発事故の影響割合については8割として風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1215※1】 茨城県内で冷凍野菜等の加工販売業を営む申立人について、原料となる野菜が主に福島県及び北関東産であること、取引先が原発事故後に西日本産の冷凍野菜を取り扱う他社の代替品の取引量を増やし、申立人との取引量を減少させたこと、申立人が新たな取引先を開拓することが困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を約3割として、平成25年9月から平成27年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1218※1】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成23年3月から平成27年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1222※1】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ回復していないこと等を考慮して、平成27年9月分から平成28年2月分まで原発事故の影響割合を4割として賠償が認められた事例
- 【公表番号1237※1】 千葉県鴨川市で飲食店を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益について、同店では地元でとれた地魚にこだわり料理を提供していたこと等の事情を踏まえ、平成27年8月分から平成28年2月分まで原発事故の影響割合を5割として損害が賠償された事例
- 【公表番号1252※1】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ回復していないこと等を考慮して、平成28年3月分から同年8月分まで原発事故の影響割合を4割として賠償が認められた事例

- 【公表番号1290※1】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数がいまだ回復していないこと等を考慮して、平成28年9月分から平成29年2月分まで原発事故の影響割合を3割として損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1297】 茨城県内で有機農法により栽培した野菜等を生産販売する申立人の営業損害（逸失利益）について、申立人の野菜の購入者は、放射能に敏感な人が多いことを認定し、平成26年12月から平成27年11月まで、申立人の請求金額の約5割が賠償された事例
- 【公表番号1309※1】 千葉県成田市において関東地方近辺で生産された有機野菜の卸販売等を営む申立人の風評被害による逸失利益（平成26年4月分から平成27年3月分まで）について、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1313※1】 中国地方において貿易業を営み韓国に宮城県産のホヤを輸出していた申立会社における、韓国が原発事故による放射性物質漏出を理由とする輸入禁止措置をとり、宮城県産のホヤを輸出できなくなったことによる営業損害（逸失利益）について、地震や津波の影響でホヤの養殖施設等が被害を受けたこと等も考慮して、原発事故の影響割合を平成26年分は5割、平成27年分は4割、平成28年分は3割として賠償された事例
- 【公表番号1319※1】 群馬県内で有機米等を生産販売する申立人の逸失利益について、申立人の顧客のうち個人客については、原発事故の影響が強いとして請求額の9割が、業者については、取引上の駆引きも影響しているとして、平成25年10月から平成26年9月まで請求額の5割相当額が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1362※1】 宮城県内で水産加工業を営む申立会社について、平成27年8月分から平成29年7月分までの原発事故の風評被害による逸失利益として415万円の賠償（原発事故の影響割合は1割）が認められた事例
- 【公表番号1363※1】 宮城県内の漁協組合等から仕入れた同県産の水産物の加工・販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故直後は、地震及び津波による被害の影響が大きかったことから、平成24年5月分以降について風評被害を認めた上、売上高の減少の原因が風評被害以外にも複数考えられること等の事情を考慮し、平成29年4月分までの期間につき、原発事故の影響割合を2割5分として逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1366※1】 千葉県北部産の無農薬野菜を主たる商品として、会員制の通信販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、原発事故により減少した会員数が、いまだ回復していないこと等を考慮して、平成29年3月分から同年8月分まで、原発事故の影響割合を3割として賠償が認められた事例
- 【公表番号1393※1】 茨城県内でしいたけの生産販売業を営んでいた申立人らについて、原発事故による風評被害や、しいたけ原木の需給ひっ迫によりしいたけ原木の入荷が困難となったこと等の事情を考慮し、平成28年1月分から平成29年12月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号1403※1】 茨城県内で有機農法による農作物の生産・販売業を営む申立人の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響で取引量が減少した取引先（販売業者）に係る平成27年12月分から平成28年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例
- 【公表番号1415※1】 岩手県で山菜の栽培及び販売業を営む申立人について、原発事故の影響による出荷制限及び出荷自粛が課せられている山菜類に係る平成29年4月から同年7月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号1452※1】 茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人である申立人の営業損害（追加的費用）について、原発事故のために購入したきのこ原木の除染機10台（1台約100万円。平成24年8月に5台、同年12月に5台購入。）の費用のうち、補助金で充当されない半額部分につき、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を8割として賠償が認められた事例

- 【公表番号1469※1】 茨城県内でシメジ茸等の生産販売業を営んでいた申立人について、一般に、茨城県産のシメジ茸の平成26年以降の取引数量及び取引金額は、いずれも、原発事故前3年間の平均を上回っているものの、取引単価の下落が継続していること等から風評被害がなお継続しているとして、平成27年6月分から平成28年12月分まで（原発事故の影響割合は、当初の5割から1割まで漸減）の営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号1525※1】 宮城県で水産加工業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を平成26年7月から平成27年6月までは3割、平成27年7月から平成28年6月までは2割、平成28年7月から平成29年6月までは1割として賠償が認められた事例

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

- 【公表番号218※1】 原発事故当時、茨城県において近辺の海水を原料とする健康関連の食品等の製造・販売を業とする申立人について、原発事故に関して海に放出された放射性物質による汚染により風評被害による買い控えが生じたため平成23年9月から平成24年8月までの間に減収が生じたとして、原発事故前1年間の売上高との差額に貢献利益率を乗じて算定した額が逸失利益として賠償された事例
- 【公表番号277※1】 宮城県仙台市において食品販売業を営んでいた申立人について、商品の一部につき原発事故を理由とする買い控えがあり、平成23年3月から同年8月までの間に風評被害による逸失利益が生じたとして、営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号451※2】 東京都多摩地域できのこの卸売等を行っている申立人について、原発事故の風評被害により卸売の受注が減少したこと等による逸失利益を、売上減少額に貢献利益率85%を乗じたうえで原発事故の影響割合を8割として損害額が算定され、賠償された事例
- 【公表番号516※1】 長野県内の畜産農家等の申立人らについて、原発事故の風評被害により長野県産牛肉の販売価格が下落したことに伴う逸失利益等（平成23年7月から平成23年10月まで）が賠償された事例
- 【公表番号561※1】 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故による風評被害の影響で売上げが減少したとして、平成23年9月から同年12月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号592※2】 新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立人について、自社が生産して販売するしいたけの放射性物質検査費用（平成24年7月分）が賠償された事例
- 【公表番号702※1】 三重県において地元産の魚類の買取り、受託販売及び加工販売を行っている事業者について、魚類の外部検査費用（平成23年10月から平成24年3月まで）及び放射能測定器購入費・設置工事費（平成23年12月から平成24年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号973※1】 群馬県で食肉の流通業を営んでいる申立会社の逸失利益について、原発事故の風評被害により食肉の取扱量が減少したとして、平成25年9月から同年12月まで、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例
- 【公表番号1059※1】 宮城県において水産物の加工販売業を営み、平成23年8月に事業を再開した申立人の風評被害による逸失利益について、東京電力は申立人の売上減少は専ら申立人及び仕入先の震災・津波被害に起因すると主張していたところ、平成23年8月から平成24年6月までは原発事故の影響割合を4割と認め、その後の仕入先の震災・津波被害からの回復経過に応じて、原発事故の影響割合を平成24年7月から平成25年4月までは5割、同年5月から平成26年3月までは6割と認めて賠償された事例
- 【公表番号1095※1】 東北地方において農水産物加工品等の卸売業を営む申立会社について、売上げが減少している東北地方の販売先への売上げのみを対象として、原発事故による

影響割合を8割として、平成24年9月から平成25年8月までの風評被害に基づく営業損害が賠償された事例

- 【公表番号1109※1】 種苗や果実の生産販売業を営む申立会社が福島県の業者と共同で品種開発した果物の売上減少について、実際に見積もりより販売価格を引き下げさせられた取引先が存在したこと等から、当該取引先に対する販売価格の下落分について原発事故の風評被害によるものと認め、平成23年3月から平成23年11月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1119※1】 秋田県内で畜産業を営み、堆肥の販売をしていた申立人が、原発事故による風評被害のために堆肥の販売量が減少して在庫が増大し、堆肥保管用の小屋が保管可能容量を超えたために損壊したことから修繕が必要となり、また、知人から堆肥保管用地を賃借した事案において、損壊した小屋の修繕費用及び堆肥保管用地の賃料（平成26年1月から同年12月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1218※1】 宮城県で全国の飲食店等を取引先として主に東北産青果の卸売業を営む申立人について、原発事故による取引中止後に業績が大幅に上がった取引先があり、かつ原発事故がなければそれらの取引先との取引が継続していた蓋然性が高いこと等の事情を考慮し、基準年度の売上げを修正して算定された金額による風評被害に伴う逸失利益（平成23年3月から平成27年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1304※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が、原発事故後、取引先からの要望により、平成28年4月から平成29年2月までに実施した薪の放射線量遡減作業について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約5割に相当する50万円が賠償された事例
- 【公表番号1338※1、※2】 宮城県で水産物の加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、平成27年1月分から平成28年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償されるとともに、取引先の要請に基づいて実施した放射線量測定検査に要した費用について、平成27年2月分から平成29年1月分まで賠償された事例
- 【公表番号1344※1】 水揚業者から水産・海産物等を買付け、関東地方の市場にて仲卸業者等に販売する卸売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、売上高が原発事故前の水準に回復していないこと、申立会社においては一定程度買付商品の産地を選択することが可能であること等を考慮して、福島県産の商品のみについて風評被害が続いていることを認め、平成28年4月分から平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償された事例
- 【公表番号1354※1】 千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮎の販売業を営む申立会社の営業損害について、韓国からの輸入禁止措置や申立会社の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、平成23年3月分から平成28年9月分まで（原発事故の影響割合は、当初の9割5分から1割まで漸減）の逸失利益340万7323円が賠償された事例
- 【公表番号1499※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が、原発事故後、取引先からの要望により、平成29年3月から平成30年7月までに実施した薪の放射線量遡減作業について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約4割に相当する40万円が賠償された事例

3 観光業の風評被害（中間指針第7の3）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第7の3)

- I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実には生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、1 III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。
- II) I)に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、1 III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。
- III) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

(備考等抜粋)

ア いわゆる「観光業」については、

- ① ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業から、レジャー施設、旅客船等の観光産業やバス、タクシー等の交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業や小売業等までも含み得るが、これらの業種に関して観光客が売上に寄与している程度は様々である。
- ② 風評被害は、旅行の態様や地域によって程度の差があり、売上に影響している程度は様々であることを風評被害の検討に当たり考慮する必要があるが、本件事故以降これまでの旅行者数の動向、宿泊のキャンセル事例等に関する調査の結果、福島県を含む一定の地域を中心に解約・予約控え等による被害が生じていることが確認された。

観光業の特性として、観光客が地域に足を運ぶことを前提とすることから、上記調査や旅行意識に係る調査等を踏まえると、本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県において、放射性物質による被曝を懸念し、観光を敬遠するという心情に至ったとしても、原則として平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。また、ひとたび風評被害が生じると当該地域の観光業全体に影響を与える傾向が認められるため、観光客が来ないことによる影響は当該地域の観光業全体に対し、様々な影響を与え得ると認められる（備考1）。

イ これまでの調査の結果、本件事故以降外国人観光客の訪日キャンセルによる被害が生じていることが確認された。外国人観光客については、本件事故発生直後から、国際機関等において、本邦が渡航先として安全であるとの情報が提供されてきた一方で、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、渡航自粛勧告等の措置を講じた国もあることから、少なくとも本件事故当時に既に予約が成立しており、しかも本件事故発生からまだ間がない一定の期間内においてキャンセルがされたものについては、外国人観光客が訪日を控えるという心情に至ることには平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められる。その一定の期間については、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる平成23年5月末までとすることが合理的と考えられる（備考2）。

ウ 観光業におけるキャンセルは通常の場合でも一定程度生ずることは不可避と思われることから、通常の解約率を上回る解約が行われた部分についてのみ、原則として本件事故との相当因果関係が認められる（備考2）。

エ 観光業における風評被害については、備考1①及び②のとおり様々な事情が影響していることから、損害の判断に当たっては、個別具体的に判断せざるを得ない。特に、観光業は、特定の地域等において営まれている形態であり、地域ごとの事情も様々である。それゆえ、観光業における風評被害については、上記のとおり、中間指針第7の1指針Ⅲ①に該当する類型を定めることとするが、これらの類型に属さないものであっても、観光業者における個別具体的な事情にかんがみ、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、本件事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、本指針Ⅰの地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、福島県との地理的近接性や当該観光業の活用する観光資源の特徴等の個別具体的な事情によっては、本件事故を理由とする解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、本件事故と相当因果関係のある損害として認められ得る（備考3）。

総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）

- 1 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常解約率の範囲内の解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 2 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 3 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 4 1から3までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

（理由等抜粋）

- ア 中間指針第7の1の指針Ⅱ及びⅢによれば、我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害について、「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常解約率を上回る解約が行われたこと」（中間指針第7の3の指針Ⅱ参照）以外の原因により発生した減収等については、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる（理由1）。
- イ 観光業とはいえない事業であっても、訪日外国人を相手にする事業の風評被害については、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる（理由2）。
- ウ 本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理の合理性を検討するに当たっては、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることから、そのことを検討に当たっての留意事項とすることとした（理由3）。

総括基準（観光業の風評被害について）

- 1 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業において本件事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理によるものであり、かつ、当該心理は平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものと認められる。
- 2 1記載の減収等の損害の発生について、1に記載された原因以外の原因が、3割を超える寄与をしている（未成年者主体の団体旅行については1に記載された原因以外の原因が寄与をしている）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。

（理由等抜粋）

- ア 観光業については、中間指針において、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業に関する本件事故後の減収が、いわゆる「第7の1Ⅲ①の類型」として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められている。しかしながら、前記4県以外にも、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、その地に観光に赴くことを敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場所があることは、もちろんである（理由1）。
- イ 福島県以外の東北各県は福島県と同じ東北地方に属すること、東北各県は、特に他の地方（とりわけ関東地方以西）からは、東北地方として一体化して把握される傾向にあること、これに伴い、本件事故後は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方（特に関東地方以西）からの旅行者には福島県のみならず東北地方全体を回避する傾向がみられた（理由2）。
- ウ 千葉県は、海流の関係や放射性物質の飛散の関係において、実際の汚染の有無とは無関係に、福島県との近接性が想起される地域である。本件事故後は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方からの旅行者が、千葉県を回避する傾向がみられた（理由2）。
- エ 上記理由2記載の各県における本件事故後の減収等の損害についての本件事故の影響割合は、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響などを考慮しても、標準的な場合において、7割を下回らないと認められる。また、本件事故前に毎年継続的に実施されていた未成年者主体の団体旅行（修学旅行、スキー教室、臨海学校、林間学校等）が本件事故後に中止された場合については、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方の保護者の意向が大きく影響しているものとみて差し支えなく、本件事故後の減収等の損害についての本件事故の影響割合は、標準的な場合において、10割とみて差し支えない（理由3）。
- オ 上記と異なる影響割合を主張する場合には、その者が上記と異なる影響割合の立証責任を負うのが相当である。この場合において、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響が大きかった地域があることから、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響の存否及び程度にも留意して、適切な影響割合を判定していくべきである（理由4）。

（2）当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第7の3に関する事例を、営業の拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第7の1の一般的基準により賠償対象となった事例についても、観光業の風評被害に関するものについては、便宜上ここに挙げた。
- 2 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 福島県内

- 【公表番号196※1】 原発事故当時、会津地方において、遊漁船業を営んでいた申立人が平成22年11月から開始したわかさぎ釣りに係る遊漁船業について、原発事故による風評被害により本来得られるはずであった売上げが得られなかったとして、当該事業の部分に限定して、申立人主張に係る予想売上高に一定の係数を乗じて平成23年11月から平成24年3月までの対象期間の売上高を算出した上で、原発事故の影響割合を10割とした逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号198※1、※2】 原発事故当時、相馬市において、釣船業を営んでいた申立人について、航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外においても多数の魚から制限値以上の放射線量が検出されたり、風評被害が著しかったりしたため休業を余儀なくされたとして、漁業と同様の基準にはよらないものの、固定費及び変動費の振分けについて申立人の意見を踏まえるなどした貢献利益率方式による逸失利益（平成23年3月から同年11月まで）並びに返済猶予を受けたものの発生し続ける借入利息に係る追加的費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号217※1】 原発事故当時、猪苗代町において宿泊業を営んでいた申立人が、平成23年10月から個人経営に移行したが、ペンションが避難所として提供されていた間は増収等により損害が生じていないものの、個人経営となった同月から同年12月までの期間については損益相殺の対象とならないとして、法人経営であった平成22年の同期間の売上げを基準に、原発事故の影響割合を10割とする損害を算定し、賠償が認められた事例
- 【公表番号557※1】 会津地域で観光客向けの飲食店を営む申立人について、原発事故前の店舗の来客が激減したため、原発事故後に県内の別の場所に店舗を移転したが、なお原発事故前より減収減益であるとして、風評被害による逸失利益の請求があり、店舗移転を理由に賠償を拒否する東京電力の主張を排斥して平成24年10月から平成25年3月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号595※1】 緊急時避難準備区域でビジネスホテルを営む申立会社について、原発事故直後の時期の風評被害による宿泊客の減少に伴う、平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号674※1】 自主的避難等対象区域内の観光地で生活用品等の小売店を営む申立人が、平成24年までは売上減少がなかったが、平成25年以降売上げが減少したとして逸失利益の賠償を請求したところ、原発事故後1年半以上の間売上減少がなかったのは、原発事故の復旧作業員が利用したという特殊事情によるものとして、直接請求では支払を拒否された平成25年1月から同年6月までの風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号826※1】 原発事故当時、会津地域においてペンションの開業準備中であり、平成23年2月にペンション用建物を購入した申立人が、原発事故により開業を断念したとして、開業準備費用相当額の7割の賠償が認められた事例
- 【公表番号838※1】 自主的避難等対象区域（国見町）において、原発事故の数年前から温泉に付随する観光施設の開業準備をしていた申立人が、原発事故の影響により観光客の集客が見込めなくなったので建設工事を中止したとして、当初の開業予定時期以降の逸失利益を請求したところ、温泉調査費用500万円のほか、工事中止により無駄になった開業準備費用の一部約65万円を原発事故と相当因果関係がある損害として賠償が認められた事例

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

- 【公表番号187※1】 原発事故当時、茨城県内において、貸し農園業を営んでいた申立人が、原発事故後に予約キャンセル等が生じたことによって休業に追い込まれるとともに、原発事故前からの造園計画を断念せざるを得なくなったとして、平成23年4月から平成24年3

月までの逸失利益及び原発事故によって断念せざるを得なくなった造園計画に係る支出費用が賠償された事例

- 【公表番号199※1】 原発事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、原発事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した申立人について、原発事故の影響により観光客が減少し、開業後の売上げが事業計画上の予想売上げを下回ったとして、観光客入込数の推移、同種店舗の状況等から相当因果関係を認め、予想売上げに係る逸失利益の一部について賠償が認められた事例
- 【公表番号487※1】 栃木県内でいちご狩りの観光農園を運営していた申立人の風評被害について、基準年である平成22年度分に直近の売上げの伸び率を乗じて平成23年度に原発事故がなかった場合に想定される売上高（想定売上高）を算出し、これを基礎として平成23年3月分から同年8月分までの営業損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号538※1】 原発事故当時、茨城県において海水浴客向けの民宿業を営んでいた申立人について、風評被害により海水浴客が減少したために廃業を余儀なくされたとして、廃業に伴う損害（平成23年分の逸失利益の5倍相当額と解体費用の一部を合計した額）の賠償が認められた事例
- 【公表番号927※1】 関東地方の海水浴場で海の家を運営する申立人について、原発事故による風評被害が継続しているとして、平成25年夏季（6月23日から8月末日まで）の営業損害が賠償された事例
- 【公表番号1020※1】 群馬県で宿泊施設を運営する申立会社について、周辺地域の観光客数は回復しているものの、申立会社の宿泊施設を利用する幼児、小学生等の団体客が原発事故後に減少していること等から原発事故による風評被害を認め、原発事故の影響割合を3割として平成25年12月から平成26年8月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1065※1】 栃木県で川魚料理を提供する観光客向けの飲食店を営む申立会社について、風評被害による損害の継続を認め、原発事故の影響割合を、観光名物である設備が設置されていた期間は10割、設置されていなかった期間は8割として、平成26年7月から同年12月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1071※1】 茨城県で地域の食材を用いた観光客向けの食堂を営む申立人について、平成26年4月分から同年12月分までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1075※1】 茨城県において飲食店を複数店舗経営している申立人の風評被害に基づく営業損害について、原発事故後に閉鎖した店舗については個別に廃業損害を算定し、残りの会社全体については、年度ごとに原発事故の影響割合を考慮し（平成23年3月から平成24年2月までは6割、平成24年3月から平成25年2月までは4割、平成25年3月から平成26年3月までは3割。）、平成23年3月分から平成26年3月分までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1114※1】 栃木県で観光旅館を営む申立会社の逸失利益について、風評被害による売上減少が継続していると認め、平成26年10月から平成27年3月まで、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例
- 【公表番号1157※1】 茨城県において観光バス事業を営む申立会社の、福島県、栃木県、群馬県、茨城県を目的地とする運行について、目的地ごとに原発事故の影響割合（福島県6割、栃木県及び群馬県各4割、茨城県2割）を認定して、平成26年4月から同年6月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1183※1】 栃木県北部の観光地で旅館業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により、主に関西からのツアー客が減少したとして、平成27年4月分から同年6月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を5割として逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1195※1】 栃木県北部で、きのこ、山菜や川魚等の自然食材を旅館・ホテル等に対して販売し、また、これらの自然食材を使用した料理を提供する食堂を営む申立人について、食堂の主な客層は釣り、山菜採りや登山等を目的とする観光客であったところ、これらの観光客の減少は継続したままであること等の事情から、原発事故による風評被害は継続

しているとして、平成27年1月分から同年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、同年1月分から同年8月分まで6割、同年9月分4割（台風の影響を考慮。）、同年10月分から同年12月分まで5割）が賠償された事例

【公表番号1197※1】 栃木県内で観光やなを用いて観光業を営む申立会社の風評被害に基づく逸失利益について、平成27年2月分から同年6月分まで、原発事故の影響割合を8割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号1271※1】 茨城県で観光みやげ用の菓子を製造し、同県内を中心とした複数の店舗で販売する申立会社について、原発事故後、風評被害によって茨城県の観光客が減少した結果、申立会社の売上げも減少したとして、平成27年4月分から同年7月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を2割と認め、損害額1270万6132円のうち既払金731万3499円を超える539万2633円が賠償された事例

【公表番号1301※1】 茨城県で海の家を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響を考慮して、平成28年7月分及び同年8月分につき原発事故の影響割合を2割5分として賠償された事例

【公表番号1396※1】 茨城県で観光土産品・農産物加工品の卸売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害について、平成23年3月から平成27年2月まで（原発事故の影響割合は、当初の5割から2割まで漸減。）の逸失利益が賠償された事例

【公表番号1451※1】 原発事故当時、栃木県那須烏山市で観光やな（仕掛けを設置して川魚を捕るやな漁とこれらを食材とした飲食店の運営）等を営んでいた申立人が、原発事故の風評被害により観光客が減少し減収が続いているとして、平成27年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）について、同市のうち申立人が所在する地域の観光客入込数は平成26年の時点で原発事故前の水準を上回っているものの、川の周辺地域の状況等から風評被害の影響を肯定することができると判断し、原発事故の影響割合を1割として賠償が認められた事例

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

【公表番号147※1】 山梨県（河口湖）において宿泊業を営んでいる申立人について、原発事故により修学旅行客等の予約キャンセルが相次いだとして、当該キャンセル分の売上相当額の一部の賠償が認められた事例

【公表番号167※1】 原発事故当時、千葉県山武郡においてコンビニエンスストアを営んでいた申立人が、原発事故の影響により海水浴客らが減少したこと等から売上げが減少したとして、津波等の影響も一定程度考慮して風評被害による営業損害・逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号178※2】 原発事故当時、京都府に居住していた通訳案内士である申立人について、原発事故が発生したことにより、既に受注済みであった業務がキャンセルされ、新たな発注が減少して売上げが減少したとして、平成23年3月から同年12月までの間について、原発事故の影響割合を考慮して逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号247※1】 宮城県において牛タン料理店を営む申立人について、原発事故により観光客が激減し、減収を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成24年12月までの減収分について、原発事故の影響割合を5割として賠償が認められた事例

【公表番号451※1】 東京都多摩地域できのこ狩りの観光農園の経営等を行っている申立人について、原発事故の風評被害により来園客が減少したこと等による逸失利益を、売上減少額に貢献利益率85%を乗じたうえで原発事故の影響割合を8割として損害額が算定され、賠償された事例

【公表番号454※1】 千葉県内の海水浴場付近で小売店を営む申立人について、原発事故による観光客の減少に伴う平成23年7月から同年9月まで及び平成24年7月から同年9月までの逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号455※1】 岩手県の観光地で、地元のブランド牛を使用した食事を提供する旅館を経営する申立人について、原発事故の風評被害による宿泊客の減少等に伴う平成23年7月から平成24年10月までの逸失利益が、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例
- 【公表番号466※1】 山形県で旅館を経営する申立会社について、原発事故による宿泊客の減少等に伴う逸失利益の損害賠償（平成23年3月から同年11月まで）が認められた事例
- 【公表番号533※1】 秋田県で観光土産物店を経営する申立会社の風評被害に伴う逸失利益について、福島県を除く東北5県の観光業の風評被害の賠償終期を平成24年2月末とする東京電力の主張を排斥し、同年3月以降（平成24年3月から同年12月まで）の賠償の継続が認められた事例
- 【公表番号660※1】 山形県でレンタルスキー業を営む申立会社について、原発事故により修学旅行等のスキー客が減少したことに伴う逸失利益（平成23年3月から平成24年3月まで）が、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号711※1】 山形県のスキー場でリフト輸送事業を営む申立会社について、風評被害による利用客の減少に伴う逸失利益（平成23年3月から平成24年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号848※1】 東京都で修学旅行生や学生の各種大会時の団体宿泊等を主な顧客とする旅館を経営する申立会社について、原発事故以降、予約されていた修学旅行客の宿泊がキャンセルされたことに伴う平成23年3月から平成23年6月までの営業損害が賠償された事例
- 【公表番号926※1】 宮城県内で遊漁船業を営む申立人らについて、売上げの減少と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を7割として平成24年4月から平成25年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1008※1】 千葉県松戸市で宿泊業を営む申立会社について、原発事故の影響割合を4割として、平成24年3月から平成25年2月まで風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1033※1】 福島県外で海外旅行の代理店業務を主とする旅行業を営む申立人について、原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少し平成23年6月から同年12月までの間に生じた逸失利益につき、原発事故の影響割合を7割として賠償が認められた事例
- 【公表番号1036※1】 宿泊施設の経営等を業とする申立人について、原発事故直後に北陸地方で開店した宿泊施設に風評被害による逸失利益（平成23年3月から同年5月まで）が生じたとして、原発事故前の売上実績はないが平成24年から平成26年までの3か年の、それぞれ3月から5月までの宿泊分売上げの平均を参考として当事者が合意した原発事故の影響割合等を考慮した平成23年3月から同年5月までの逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1076※1】 千葉県でホテル業等を営んでいる申立人について、原発事故に伴う風評被害により平成24年4月に事業譲渡を受けたホテルに営業損害（逸失利益）が生じたとして、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、平成24年4月から平成26年12月までの賠償が認められた事例
- 【公表番号1276※1】 原発事故当時、山梨県で旅館業を営んでいた申立人が、原発事故により国外宿泊客のみならず国内宿泊客についても予約キャンセルが多発したとして、国内宿泊客の平成23年4月分の予約キャンセルによって生じた営業損害について、原発事故による風評被害を認めつつ、原発からの距離や震災の影響等も考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償が認められた事例

4 製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第7の4)

- I) 前記2及び3に掲げるもののほか、製造業、サービス業等において、本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、1Ⅲ)①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。
- ① 本件事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの
 - ② サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、本件事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの
 - ③ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、
 - i) 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの
 - ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
 - ④ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの（但し、水を製造の過程で使用するもののうち、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなどすることから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品に関する検査費用に限る。）
- II) なお、海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害（外国船舶が我が国の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、我が国の事業者が生じたものを含む。）のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたこと（寄港又は航行が拒否されたことを含む。）により発生した減収分及び追加的費用については、1Ⅲ)①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。
- III) 但し、I)及びII)の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによって発生する損害については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

(備考等抜粋)

- ア 製造業、サービス業等においては、これまでの具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等に関する被害や、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによる被害が確認された。本件事故の状況にかんがみれば、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し、これら福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等につき、買い控え等を行うことや、福島県への来訪を拒否することも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると考えられる（備考1）。
- イ 外国人の来訪については、前記中間指針第7の3の備考2に同じである（備考1）。
- ウ 製造業、サービス業等においてはいわゆる下請取引が見られるが、福島県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれがあることや、平成23年4月22日の経済産業大臣による下請中小企業との取引に関する配慮の要請等が出されていることに留意する必要がある（備考2）。
- エ 指針IIの「外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したこと」には、外国船舶が我が国のある港湾への寄港を拒否して我が国の別の港湾に寄港したことが含まれる（備考3）。

総括基準（減収分（逸失利益）の算定と利益率について）

中間指針第7の1又は第7の4に基づく風評被害による減収分（逸失利益）については、福島県内に所在する同業者が中間指針第7の4に基づき東京電力に対して直接請求をする場合において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率32%を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、当センターにおいては、平均利益率32%を用いて損害額の算定をするものとする。ただし、被害者により有利な損害額の算定方法を用いることを妨げない。

（理由等抜粋）

風評被害による減収分（逸失利益）の算定については、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において、東京電力が製造業の平均利益率32%を用いて損害額の算定をすることを認めている場合がある。信頼性のある統計数値（中小企業庁の中小企業実態基本調査に基づく平均利益率）を用いることは、一つの合理的な損害算定方法であり、莫大な数の案件の大量処理が必要な場合などには、紛争全体の適正迅速な解決を容易にする効果をもたらすという優れた方法である。また、被害者と東京電力との間の和解交渉（直接請求）において東京電力が許容している損害算定方法を、和解交渉の延長に当たる当センターの和解仲介手続において東京電力が否認するということは、被害者が当センターへの申立てをためらうことの原因となり、賠償問題の解決システムの円滑な運用を阻害するとも考えられる。したがって、直接請求において平均利益率を用いる損害算定を賠償義務者が許容しているときには、被害者により有利な損害算定方法がある場合を除き、当センターにおいても同様の方法を用いるのが相当である（理由）。

（2）当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第7の4に関する事例を、拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第7の1の一般的基準により賠償対象となった事例についても、製造業、サービス業等に関する風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。
- 2 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 福島県内

【公表番号146※1】 白河市で研磨材料の製造販売を営む申立人について、原発事故の風評被害により平成23年3月から平成24年3月までの期間に減収が生じたとして、平成21年4月から平成22年3月までの直近年度ではなく、同年4月から平成23年3月までの1年間を基準年度として平均利益率32%、原発事故の影響割合を10割として逸失利益を算定した額が賠償された事例

【公表番号262※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の自社工場において、製造業（外国産岩塩（食塩）の加工販売）を営んでいた申立人について、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用等（対象期間平成23年3月から平成24年6月まで）が賠償された事例

【公表番号292※1】 喜多方市で工場機械設備製造業を営んでいた申立人について、平成23年3月から同年11月までの間に減収が生じたとして、受注から売上計上までの一定程度のタイムラグを踏まえて損害額を算定し、風評被害による逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号312※1】 会津地域で住宅建築施工業等を営む申立人について、自主的避難等対象区域での建物新築工事が中止されたことに伴う平成23年3月から平成24年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号330※1】 県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号339※1】 福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号344※1】 県南地域で造園業を営む申立人について、原発事故の風評被害により造園工事の受注が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号353※1】 自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少、観光客の減少による売上げの減少により生じた逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号378※1】 自主的避難等対象区域内に所在する医療法人について、原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師等の職員不足のため、患者の受入れを制限したことによる逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号398※1】 自主的避難等対象区域で4校のスイミングスクールを営んでいる申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分が非控除とされた。）が賠償された事例
- 【公表番号430※1】 複数のガソリンスタンドを営む申立人について、企業全体の増収のため平成23年12月以降は営業損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、売上げが減少した猪苗代町の観光地に所在する1店舗に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号436※1】 会津地域でガソリンスタンドを営んでいたが、風評被害による売上減少等が原因で平成23年6月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号481※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を営む申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益として約138万円（平成24年4月から同年9月まで）が賠償された事例
- 【公表番号485※1、※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）で木材の製材、加工、販売を営む申立会社について、従業員らの避難に伴う休業及び事業再開後の風評被害による逸失利益5572万円（平成23年3月から同年8月まで）及び放射線測定器購入費用が賠償された事例
- 【公表番号495※1、※2】 いわき市で食品の通信販売事業を営んでいたが、原発事故による風評被害の軽減のために県外へ事務所を移転した申立会社について、風評被害による平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益及び事務所移転に伴う追加的費用等（荷造包装発送費用増加分、発送運賃増加分、機材の持ち出し費用、事務所移転費用及び事務所賃料等）が賠償された事例
- 【公表番号502※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育園を営む申立人について、自主的避難により園児が減少したとして、平成23年3月から平成24年2月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号524※1、※2】 県南地域で製麺業を営む申立会社について、平成23年3月から平成25年5月までの追加的費用として、原発事故により原材料の小麦を福島県産から他の産地のものに変更を余儀なくされたことに伴い、福島県産の表記のある商品袋を廃棄したことによる廃棄した袋代、袋処理費用、新たに商品袋を作成するための改版代等のほか、原発事故により風評被害により自社の取扱商品について放射能検査を余儀なくされたことに伴い負担した、放射能検査費用、検体として使用した商品代金相当額、放射能検査器具購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号559※1】 いわき市内の釣餌の卸売業者について、風評被害により廃業を余儀なくされたことに伴う営業損害（廃業損害）が賠償された事例

- 【公表番号565※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、平成23年3月から平成24年4月までに支出された、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例
- 【公表番号567※1】 競走馬の育成事業を行っている申立人について、風評被害により福島県内（自主的避難等対象区域内）の牧場の閉鎖を余儀なくされたことに伴う逸失利益（平成23年9月から平成24年10月まで）として2000万円が賠償された事例
- 【公表番号569※1】 県中地域で、完成品メーカーの下請けとして携帯電話部品の製造業を営む申立会社について、部品の製造や加工の一部が福島県内で実施されることを避けようとする完成品メーカーの行動による風評被害が原因で売上げが減少したことに伴う平成23年3月から同年11月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号604※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で車載部品製造業を営む申立会社の風評被害による売上減少に伴う逸失利益について、平成24年3月から同年12月まで原発事故の影響割合を9割として賠償された事例（同年2月までの期間については直接請求において賠償済み。）
- 【公表番号605※1】 福島県中通りで食料品等を販売している申立人について、配送業務に従事する従業員に個人線量計を配布するよう労働組合から要求されたため、平成23年9月から平成24年2月までの間に購入を余儀なくされた個人線量計の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号617※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益等が平成23年3月から平成24年9月まで賠償された事例
- 【公表番号621※1】 福島県中通りで建築用鉄骨等の加工販売業を営む申立会社について、風評被害により関東地方を中心とする取引先から受注が喪失・減少したことに伴う逸失利益の算定に当たり、基準年度を直前年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成19年度から平成21年度までの3年間の平均値とした上で、平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益として2159万円が賠償された事例
- 【公表番号636※1】 申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において廃品回収業を営み、回収した廃品を宮城県の廃品買取業者に売却する取引をしていたところ、原発事故後、放射性物質による汚染の懸念を理由として取引先から買取価格を下げられたり出入りを断られたりするなどして営業利益が減少し、平成23年6月に廃業に追い込まれたとして、これに伴う廃業損害（逸失利益）について、実利益3年分に原発事故の影響割合7割を乗じた額が賠償された事例
- 【公表番号659※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で歯科技工士を営む申立人について、放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により買い換えた歯科技工用の機械等の取得費用が賠償された事例
- 【公表番号677※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）で下請けとして電子部品の組立加工を営む申立会社について、原発事故後、風評被害対策のため取引先が移転したこと等により売上減少が認められるとして、風評被害に伴う逸失利益（平成23年12月から平成24年11月まで）が賠償された事例
- 【公表番号691※1】 会津若松市で飲食店を経営している申立人について、平成23年は営業努力によって売上げを維持したが、平成24年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年6月以降の売上げが減少したと認定され、原発事故から1年3か月経過後の売上減少であるから因果関係がないとの東京電力の主張を排斥し、逸失利益（平成24年6月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号701※1】 自主的避難等対象区域で貨物自動車運送業を営む申立会社について、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、他県ナンバーの車両を備車として用いたことで生じた、平成23年3月から平成24年2月までの備車費増加費用（追加的費用）が賠償された事例
- 【公表番号709※1】 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、

当該期間は増収しているの増収はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号742※1】 避難指示区域外である福島県内で呉服等を販売している申立人について、直接請求では原発事故後の店舗の移転(距離は数百メートル)を理由に支払を拒否された風評被害ないし間接被害に係る逸失利益(平成24年7月から平成25年1月まで)が賠償された事例
- 【公表番号756※1】 避難指示区域外である福島県内で半導体装置の製造・加工業者について、受注減・売上減の原因は業界の構造的不況にあるとして原発事故との因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、受注減・売上減には風評被害が一定程度寄与していると認定して平成23年3月から平成24年9月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号758※1、※2】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成24年9月までに避難のために学生が休学・退学したことによる納付金収入の減少に伴う逸失利益のほか、平成23年3月から平成25年3月までに支出を余儀なくされた放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号776※1】 会津地域で木材加工製品の製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益(平成23年8月から平成23年11月まで)、及び製造過程で発生する粉塵による放射性物質汚染を懸念して工場内に設置したダストブロー・ミスト発生機の購入費等の追加的費用(平成23年9月から平成23年10月まで)が賠償された事例
- 【公表番号778※1】 会津地域で地場の繊維製品を製造していた申立人が、風評被害の払拭を目的として各地で復興イベントを開催した際に支出した費用について、平成23年3月から同年12月までの期間分のうち約5割相当額である30万円が賠償された事例
- 【公表番号784※1】 自主的避難等対象区域でペットを繁殖させて販売するブリーダー業を営んでいたが、原発事故により買い手がつかなくなったこと等から廃業を余儀なくされた申立人について、5年分の年間収入額に原発事故の影響割合を8割として算定した金額の廃業損害が賠償された事例
- 【公表番号786※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故に伴う自主的避難に起因する患者(子供)の減少により生じた保険診療収入に係る逸失利益(平成23年3月から同年11月まで)が賠償された事例
- 【公表番号807※1】 県南地域でプラスチック加工業を営む申立人会社について、平成24年9月以降の取引減少についても、原発事故の風評被害によって生じたものとして、営業損害が賠償された事例
- 【公表番号811※1】 避難指示区域所在の荷造資材製造業者について、平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益が賠償された前回の和解以降も工場や製品が放射能汚染されているのではないかとの懸念に起因する風評被害の影響を認め、同年9月分から同年12月分までの逸失利益並びに本社移設費用、従業員の出張費及び放射線検査費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号815※1、※2】 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る平成24年7月から同年12月までの逸失利益が賠償されたほか、工事現場等に設置していたダストコンテナから放射線物質が検出されたために使用できなくなったとして、当該ダストコンテナの原発事故当時の時価相当額が賠償された事例
- 【公表番号843※1】 自主的避難等対象区域で半導体製品組立業を営む申立会社について、原発事故による風評被害が売上減少の唯一の原因であるとはいえないが、風評被害が完全になくなったともいえないとして、平成23年12月から平成24年11月まで、原発事故の影響割合を5割として営業損害が賠償された事例
- 【公表番号860※1】 会津地域で木材加工販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により主力商品である調理用の薪の加工販売ができなくなった申立人について、原発事故後の主力商品であるチップ用材の売上高が原発事故前より増加しているものの、調理用の薪のために必

要な木の伐採・搬出がチップ用材のための必要な木の伐採・搬出の6分の1程度であったこと等を考慮し、平成24年8月から平成25年6月までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

- 【公表番号887※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で飲食業を営んでいたが、原発事故に伴う顧客減少等により平成23年5月に廃業を余儀なくされた申立人について、廃業について原発事故の影響割合を5割とし、廃業損害（逸失利益6年分の50%に相当する額であり、廃業に伴う財物損害を含む。）等が賠償された事例
- 【公表番号967※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）の学校法人である申立人について、風評被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたこと等を考慮し、平成24年4月から平成25年3月までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号968※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で釣り船業を営んでいる申立人について、原発事故の影響により売上げがなかった期間中に申立人が支出した費用のうち、東京電力の直接請求手続において変動費に振り分けられた費用を固定費に分類し直すなどして貢献利益率を再計算し、広告宣伝費や船の維持費等が賠償された事例
- 【公表番号988※1】 会津地域で光学部品を仕入れ、光学機器メーカーに納入していた申立会社について、仕入先が主に福島県内の業者であること、唯一の納入先が外資系メーカーであること、納入していた部品は主に輸出向けの製品に使用されるものであること等を考慮し、納入先からの受注減少により生じた逸失利益（平成24年12月から平成25年7月まで）が、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号1060※1】 会津地域で衣類の製造販売業を営む申立人の風評被害による逸失利益について、特定の取引先に対する売上減少分が、平成26年4月分から同年9月分まで原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1072※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成23年3月から平成26年11月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1088※1】 自主的避難等対象区域（三春町）でプラスチック成形用の金型製造業を営む申立会社について、平成26年10月から同年12月までの風評被害に基づく逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1091※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）でガソリンスタンドを経営する申立会社について、原発事故に伴う自主的避難等に起因して来客数が減少したこと等を考慮して、逸失利益（平成24年度から平成26年度まで）が賠償された事例
- 【公表番号1167※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を経営していた申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成25年1月分から平成26年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成25年は7割、平成26年は6割。）が賠償された事例
- 【公表番号1185※1】 自主的避難等対象区域で電子部品等の製造販売業を営む申立会社が、取引先の要請に応じて県外に事業所を新設したことにより平成24年3月から平成25年2月までの間に発生した費用について、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例
- 【公表番号1305※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）で釣具店を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、売上減少の原因として、風評被害のほかに地震や津波の影響が認められること等も考慮して、平成25年3月分から平成27年2月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号1318※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成23年7月に教室内への放射性物質の侵入防止のために購入した泥落とし用マットの購入費について、購入額の6割相当額から購入に伴い市から支給された補助金を差し引いた差額分相当額が賠償された事例

- 【公表番号1336※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で不動産販売業を営む申立会社が、原発事故当時、同市に建築中であった建売住宅が販売できずに解体したことによる損害について、同住宅周辺の放射線量が比較的高かったこと、建築中であったために、建物の内部まで直接的に放射性物質により汚染されたおそれがあるといえること等を考慮して、平成22年11月から平成24年7月までの間に同住宅の建築及び解体のために支出した金額の8割相当額が賠償された事例
- 【公表番号1337※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に平成25年8月に幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）を交換したことによる損害について、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例
- 【公表番号1348※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で国際結婚仲介業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正し、平成24年4月分から平成25年3月分までの差額分が賠償された事例
- 【公表番号1371※1】 喜多方市で生麺等の製造販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益（損害額1863万0620円）について、平成27年8月分から平成28年2月分までは原発事故の影響割合を5割、同年3月分から平成29年2月分までは同割合を3割、同年3月分は同割合を2割として賠償された事例
- 【公表番号1373※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）でクリーニング業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成27年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1496※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）において釣舟業を営む申立人が、平成27年10月から平成28年9月までの間、風評被害により減収が生じたとして、原発事故の影響割合を8割とした営業損害の賠償が賠償された事例
- 【公表番号1552※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の温泉街においてガソリンスタンドを営む申立会社の原発事故による営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を平成26年8月分から平成27年7月分までは5割、同年8月分から平成28年7月分までは3割、同年8月分から平成29年7月分までは1割として損害額を算定し賠償された事例
- 【公表番号1526※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、風評被害により収入が減少し、平成23年9月に廃業した上で申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害（逸失利益）について、避難先において、平成24年8月頃からの開業準備期間を経て同年10月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、売上げの全くなかった平成24年8月分については原発事故の影響割合を8割、若干ながら売上げのあった同年9月分については同割合を4割として賠償された事例

イ 福島県外

- 【公表番号149※1】 原発事故当時、さいたま市において日本語学校を営んでいた申立人について、原発事故の影響により帰国による退学、入学辞退等が生じたとして、平成24年3月までの営業損害が賠償された事例
- 【公表番号237※1】 神奈川県所在の日本語学校について、原発事故の風評被害により訪日外国人留学生が減少して平成23年3月から平成24年2月までの間売上げが減少したとして、原発事故前直近2年間の売上げの平均を基準とした対象期間の売上減少額に貢献利益率を乗じ、原発事故の影響割合を8割として逸失利益を算定し、既払済みであった平成23年5月までに入学取消しがあったことによる損害賠償分を控除した残額が賠償された事例
- 【公表番号248※1】 岩手県で同県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者について、行政機関からの自粛要請通知があったことを受けた取引先から回収を求められ、平成23年3月以前に出荷した肥料を回収・廃棄せざるを得なかったとして、当該肥料の原価及び回収・廃棄

に要した費用（平成23年3月から平成24年11月まで）の8割5分の金額について、また、取引先から求められた平成23年4月から同年12月までに出荷した肥料に係る放射線検査費用及び線量計購入費用の全額について、それぞれ賠償された事例

- 【公表番号258※1】 神奈川県横浜市において外国人留学生を対象に寮を提供するサービス業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う風評被害により、平成23年3月期の入寮生が減少し、また、在寮生の一部が退寮し帰国したとして、平成23年3月から同年9月までの間の営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号279※1】 栃木県北部で不動産販売業を営む申立人について、風評被害により不動産売買取引が大幅に減少したとして、原発事故以外の要因による売上減少への影響は考慮せず、原発事故前後における売上高の差額から支払を免れた経費を控除した金額（平成23年3月から平成24年3月まで）が営業損害（逸失利益）として賠償された事例
- 【公表番号290※1】 茨城県内で得意先から工具を借り受けて商品を製造する製造業を営んでいた申立人について、原発事故の発生に伴い、申立人の所在地が避難対象区域に含まれると誤解した当該得意先から当該工具を引き上げられたとして、平成23年3月から同年8月までの期間につき風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号299※1】 神奈川県藤沢市でごみ焼却灰を関東地方から近畿地方に運搬する廃棄物運搬業を営む申立人について、焼却灰の放射能汚染を危惧した住民の反対運動等に起因する運搬委託の減少により平成23年12月から平成24年6月までの間に減収が生じたとして、風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号315※1】 栃木県北部で幼稚園を経営する申立人について、原発事故による放射線被曝の回避のために園児が退園して減少した保育料等の逸失利益（平成23年9月分から平成24年3月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号381※1】 宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故による風評被害により、固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う平成23年3月分から同年11月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を約8割5分として賠償された事例
- 【公表番号572※1、※2】 岩手県において東北、関東地方向けに牛乳販売業を営む申立会社について、東北地方での売上げは原発事故前より増加しているものの、申立人の特別の努力に基づくものとして控除せず、関東地方での風評被害による売上減少分の平成23年4月から平成24年9月までの逸失利益として786万0456円が賠償されたほか、同期間に要した検査費用として212万1246円が賠償された事例
- 【公表番号900※1】 宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上げの9割を占める取引先（有名ファッションブランド）からの要求により実施している製品の放射線検査（約2週間おきに、サンプルを抽出し専門機関において検査。）に係る費用について、東京電力が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月から平成26年1月までの費用が賠償された事例
- 【公表番号928※1】 茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していた申立組合について、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率93%、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率93.5%、さらに原発事故の影響割合として6割を乗じた額が逸失利益（平成23年3月から平成26年1月まで）として賠償された事例
- 【公表番号943※1】 栃木県那須町で別荘地等の不動産を販売・媒介していた申立人が、風評被害によって売上高が減少したとして請求した営業損害（逸失利益）について、東京電力が業界団体との間で合意した原発事故の影響割合等によらず、原発事故の影響割合を10割として営業損害（平成23年3月から平成24年7月まで）が賠償された事例
- 【公表番号998※1】 申立人は、外国人が発注したヨットの建造を行うクライアントとの間で、申立人がビジネス上の助言や広告等を行うコンサルタント契約を締結していたところ、原発事故に伴う風評被害の影響により外国人によるヨットの発注が減少したためクライアントから同契約を解消されたとして請求した逸失利益の賠償（契約解消から3年分）について、契約解消から2年分（平成23年7月から平成25年6月まで）を限度に、原発事故の影響割合等を考慮し

た一定の金額が賠償された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号31）

- 【公表番号1007※1】 原発事故当時、千葉県松戸市でウィークリーマンション業を営んでいた申立人について、平成24年3月から平成25年2月までの間の減収分について、原発事故の影響割合を5割として、風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1051※1】 栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成25年5月から平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1212※1】 茨城県内で、施設内の池に淡水魚を放流し、釣り客から施設入場料を得ることにより釣り場の経営をしている申立会社について、原発事故の風評被害により減収が生じたとして、平成26年1月から平成27年6月までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成26年1月から同年3月までは10割、同年4月から同年6月までは7割、同年7月から平成27年6月までは3割。）として、188万1002円が賠償された事例
- 【公表番号1432※1】 栃木県北部の別荘地及びその周辺地において別荘の分譲販売・管理業等を営む申立会社X並びに同所における別荘の建設等の工事を請負う申立会社Yの風評被害に基づく各営業損害（逸失利益）について、申立会社Xが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として、申立会社Xにつき平成28年5月分から平成29年4月分まで（逸失利益1414万8031円）、申立会社Yにつき平成27年12月分から平成28年11月分まで（逸失利益533万9405円）の損害が賠償された事例

5 輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第7の5)

- I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、1 III) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。
- II) 我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、1 III) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

(備考等抜粋)

- ア 本件事故以降、我が国の輸出に関し生じている被害は、外国政府の輸入規制が介在する場合を含めて一般的には、外国人が我が国の輸出品について放射性物質による汚染を懸念し、これを敬遠することによって生じているものと言え、いわゆる風評被害の一類型と考えることができる（備考1）。
- イ 輸出に係る被害についても、風評被害が平均的・一般的な人を基準に判断の合理性を問題にする以上、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲で「風評被害」を認めることを基本として考えることが適当である。しかしながら、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、外国政府の輸入規制など国内取引とは異なる事情があること等から、輸出に係る被害については、一定の損害項目や時期に限定して、国内取引よりは広く賠償の対象と認めることが適当である（備考2）。
- ウ 海外に在住する外国人と日本人との間の情報の格差や、輸入拒否による損害の発生を回避する必要性等にかんがみれば、我が国からの輸出品等について、検査や産地証明書等の各種証明書を求める心理は一般的には合理性を有していると認められる。したがって、本件事故が収束していない現状においては、当面の間、我が国からの輸出品全般についてそのような検査費用や各種証明書発行費用等は、原則として賠償すべき損害と認められる（備考3）。
- エ 一方、情報の格差等があるからといって、検査や各種証明書の発行等を要求するにとどまらず、広く我が国からの輸出品全般について輸入を拒否する心理についてまで、一般的に合理性を認めることは困難である。また、輸入拒否を受けた我が国の事業者においても、一般的には、別の国又は国内において販売するなど被害を回避又は減少させる措置を執ることを期待し得る。したがって、輸入拒否については、基本的に、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲でのみ原則として本件事故と相当因果関係のある「風評被害」と認められる。但し、被害を受けた我が国の事業者において、当該輸入先国による輸入拒否がされる以前に既に輸出し、又は当該国に対する輸出用に既に生産・製造をし、若しくは生産・製造を開始していた輸出品については、当該輸入拒否による損害を回避することは困難であることから、この場合の損害に限って原則として相当因果関係のある「風評被害」と認めることが適当である。また、その場合であっても、上述のとおり、我が国の事業者においても損害回避措置が期待されるところから、例えば輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害は損害として認められない（備考4）。
- オ 指針IIの「当該輸出先国向けに生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出先国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものを意味するものとする（備考5）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

- 1 中間指針第7の5に関する事例を、拠点ごとに区分して挙げた。これらの指針に直ちに該当はしないが、例えば中間指針第7の1の一般的基準により賠償対象となった事例についても、輸出に係る風評被害であるものについては、便宜上ここに挙げた。
- 2 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 福島県内

【公表番号181※1】 原発事故当時、福島市において、中古機械の輸出業を営んでいた申立人について、輸出先国の取引先から風評被害による買い控えを受けたとして、損害回避に関する期待可能性等の事情を考慮し、平成23年4月から同年9月までの営業損害（原発事故による影響割合は10割。）が賠償された事例

【公表番号346※1】 中国向けのプラスチック半製品の製造工場を避難指示区域外（県北地域）に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった申立人について、原発事故による輸出規制のため同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難となり同工場を閉鎖及び売却したことにより生じた工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された事例

【公表番号596※1】 福島県中通り所在の事業所で電池の設計・製造を営む申立会社について、原発事故の風評被害により海外取引先企業が製品の放射性物質汚染を危惧して売上げが大幅に減少したとして、平成23年7月分から平成24年6月分までの営業損害（逸失利益）等が賠償された事例

【公表番号1102※1、※2、※4】 自主的避難等対象区域で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、輸出先国の輸入拒否等によって現実に廃棄等を余儀なくされたために生じた逸失利益（平成23年3月11日から同年12月31日まで）、検査費用（同年3月11日から同年5月31日まで）及び追加的費用（平成26年3月1日から同年7月31日まで）が賠償された事例

イ 福島県外

【公表番号186※1】 原発事故当時、茨城県において、食品製造業を営んでいた申立人について、原発事故に伴う風評被害によって輸出先国における輸入禁止措置により輸出販売が不能等となり生じた営業損害（逸失利益）として、輸出販売実績を考慮した上で平成23年3月から平成24年3月までの期間につき相当額が賠償された事例

【公表番号257※1】 原発事故当時、東京都内においてロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた申立人について、輸出先国のロシアが、原発事故を受けて、福島・茨城等の1都6県から輸出された水産物等の輸入禁止措置を講じたことによって、予定していた輸出販売ができなくなったことから、平成23年3月から同年12月までの輸出に係る風評被害による営業損害（逸失利益）として、原発事故当時既に締結していた契約に基づく出荷予定数量から実際に出荷できた数量を控除した数量に見込利益を乗じた金額が賠償された事例

【公表番号301※1、※2】 中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県仙台市に本店を有する申立人について、原発事故により輸出先の中国が輸入規制をしたため冷凍魚を輸出できず、廉価で処分せざるを得なくなったことにより生じた逸失利益及び当該冷凍魚を寄託先の倉

庫に保管せざるを得なくなったことにより負担した保管料（追加的費用）について、風評被害による営業損害として賠償が認められた事例

- 【公表番号 888※1】 茨城県において金属スクラップ品の卸売業を営む申立人が、中国へ商品を輸出している取引先からの要望により平成24年6月に購入した大型（ゲート型）の放射線検知器について、購入設置費用全額が賠償された事例
- 【公表番号 950※1】 関西地方で家庭用品の輸出業等を営む申立会社について、原発事故に伴う風評被害により中止となった外国法人に対する輸出取引につき、原発事故前の交渉の進捗状況等からは、原発事故当時には既に契約成立と同視し得る状況にあったことを考慮し、原発事故の影響割合を7割として営業損害（逸失利益）が賠償されたほか、追加的費用の全額が賠償された事例
- 【公表番号 966※1】 南太平洋産等の魚を原料として茨城県で製造された食品添加物を仕入れて、外国に輸出していた申立会社について、当該外国政府による茨城県等を産地とする水産物の輸入禁止措置の影響で輸出先の当該外国の企業から取引を停止されたことによって生じた営業損害等が賠償された事例
- 【公表番号 990※1】 関東地方においてパン等の製造販売業を営む申立人について、中国及び韓国の輸入制限措置によりパン製品を輸出できなくなったことに伴う平成23年4月から同年12月までの間の営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号 1070※1】 米を特定の外国に輸出する準備をしていたが、当該国において輸入規制措置が講じられ、輸出ができなくなったと主張した申立会社について、原発事故前の輸出実績はなかったものの、輸出に向けた準備状況等の諸事情から、平成23年産の米について営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号 1120※1】 関東地方で水産加工業を営む申立会社について、原発事故後、輸出先のロシアや韓国等においてサンマの輸入禁止措置がとられたことによって生じた、サンマの売上減少分につき、平成25年9月から平成26年8月分までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号 1154※1】 愛知県豊橋市で大韓民国向けに水産物の輸出業を営む申立人について、大韓民国による水産物の輸入禁止措置により宮城県産の水産物輸出が困難となったこと等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を4割として、平成26年3月から同年12月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号 1354※1】 千葉県で主に韓国のホテルを取引先として国産干し鮑の販売業を営む申立会社の営業損害について、韓国からの輸入禁止措置や申立会社の顧客開拓のための努力等の事情を考慮して、平成23年3月分から平成28年9月分まで（原発事故による影響割合は、当初の9割5分から1割まで漸減。）の逸失利益340万7323円が賠償された事例
- 【公表番号 1367※1】 神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営む申立会社が原発事故により支出を余儀なくされた輸出用中古自動車の検査費用及びその付帯作業費用について、平成27年4月分から平成28年7月分までは原発事故の影響割合を5割として、同年8月分から平成29年2月分までは同割合を1割として賠償された事例
- 【公表番号 1478※1】 エジプトやベトナム等に千葉県産の冷凍サバ等を輸出している申立会社の冷凍魚の平成28年4月から平成30年3月までの放射線検査費用について、相手国の輸入規制に基づくものであるとして東京電力が全額の支払義務を認めた費用のほか、輸入規制が上記期間にされていないその他の相手国に輸出するための費用についても、取引先の要請に基づくものであるなどとして、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例

6 その他風評被害

(1) 中間指針等の整理

(中間指針)

中間指針第7の1～5、中間指針第三次追補、各総括基準参照

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

- 1 中間指針第7の2から5までに係る業種に限らず、その他の風評被害に関する事例について、拠点ごとに区分して挙げた。中間指針第7の1の一般的基準のみにより賠償対象となった事例も含まれる。
- 2 なお、営業損害に係る事例であって、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

ア 福島県内

【公表番号489※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）で農業を営んでいた申立人が、県外の避難先で農業を再開するに当たり、避難先の自治体職員から、いわき市から農機具を持ち込まないよう要請されたため新たに賃借した農機具の賃借料相当額（平成24年3月から平成24年8月まで）の全額である432万8780円が賠償された事例

【公表番号862※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を営んでいる申立人について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求手続で支払を拒否した期間（平成24年4月から平成25年3月まで）についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との相当因果関係が認められるとして、同期間に係る逸失利益が賠償された事例

【公表番号1232※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）の自宅に所有する庭木（松2本）について、原発事故前に110万円で売却する旨の売買契約を締結し、手付金として20万円を受領したが、原発事故後に買主の申出により合意解約をした申立人について、原発事故の影響割合として、移植のために根巻きして自宅住居建物至近に置いていた上記庭木が放射線量を帯び、水を掛けても放射線量がさほど下がらなかったことから切断処分するに至ったなどの事情を考慮して、上記売買代金相当額の5割とし、申立人が自主的に返金した上記手付金相当額20万円を控除した残額である35万円が逸失利益として賠償された事例

【公表番号1455※1～※3】 県中地域において金属スクラップ卸売業を営む申立会社の営業損害について、原発事故の影響により金属スクラップが放射性物質で汚染されたため県内の業者からの仕入れが減少したことを考慮して、県内業者からの仕入減少分に対応する売上高の減少と売上単価の減少から算定した平成26年8月から平成28年9月までの逸失利益（原発事故の影響割合は、当初の7割から2割5分まで漸減。）が賠償されたほか、放射線検査機器の修理に要した平成27年1月から平成29年4月までの追加的費用が賠償された事例

イ 福島県外

【公表番号290※1】 茨城県内で得意先から工具を借り受けて商品を製造する製造業を営んでいた申立人について、原発事故の発生に伴い、申立人の所在地が避難対象区域に含まれる

と誤解した当該得意先から当該工具を引き上げられたとして、平成23年3月から同年8月までの期間につき風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号1330※1】 栃木県で、主に関東圏の顧客に対する別荘用不動産の販売・仲介業を営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱物件の周辺が汚染状況重点調査区域となっており、観光客の風評被害の継続を示すような報道等もされていたこと、その一方で、原発事故からの時間の経過に伴い他の減収要因も考えられること等の事情を踏まえ、原発事故の影響割合を、平成26年4月分から同年12月分までは2割、平成27年1月分から同年12月分までは1割として、賠償された事例

【公表番号1453※1】 茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人が、原発事故直後の時期に放射能汚染による健康被害を懸念して多数の外国人実習生が予定された実習期間の途中で帰国したことによる収入減少に伴う営業損害（逸失利益）について、平成23年3月分から平成26年3月分まで、基準年度の利益額と対象年度の利益額（ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、基準年度から支出が増えた費目の増加分については費用として計上しない。）との差額分に原発事故の影響割合（当初の5割から2割まで漸減。）を乗じた額が賠償された事例

第6 いわゆる間接被害（中間指針第8）

1 中間指針等の整理

（中間指針第8）

- I) この中間指針で「間接被害」とは、本件事故により前記第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」という。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（以下「第一次被害者」という。）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとする。
- II) 「間接被害」については、間接被害を受けた者（以下「間接被害者」という。）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようなものが挙げられる。
- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
 - ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
 - ③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- III) 損害項目としては、次のものとする。
- ① 営業損害
第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ② 就労不能等に伴う損害
①の営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

（備考等抜粋）

- ア 指針Ⅱに例として挙げた類型以外にも、本件事故によって生じた被害を個別に検証し、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との相当因果関係が認められる。例えば、第一次被害者との取引が法令により義務付けられている間接被害者において、第一次被害者との取引に伴って必然的に生じた被害についても、相当因果関係が認められる（備考1）。
- イ 指針Ⅱの③については、事業者には、一般に、取引におけるリスクを分散する取組みをあらかじめ講じておくことが期待されるため、「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合とは、そのような事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合、例えば、ある製品に不可欠な原材料が特殊な製法等を用いて第一次被害者で生産されているため、同種の原材料を他の事業者から調達することが不可能又は著しく困難な場合などが考えられる。この場合でも、一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をするなどして、被害の回復を図ることが可能であると考えられるため、賠償対象となるべき期間には限度があると考えられる（備考2）。
- ウ 必ずしも指針Ⅰで定義する間接被害には当たらないが、第三者が、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる（備考3）。

2 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

- 1 中間指針第8に関する事例を挙げた。避難等対象区域外に拠点のある間接被害者の被害は、必ずしも風評被害と区別できない場合も多く、重複をいとわずに紹介しているので留意されたい。また、必ずしも同指針には該当しないが商圏喪失等原発事故と間接的な相当因果関係により損害が

生じた事例について、後半部分にまとめて紹介しているので、そちらも参照されたい。

- 2 上記指針Ⅲ②に係る就労不能等に伴う損害については、第1の10(2)にまとめているので、そちらを参照されたい。
- 3 また、廃業損害に係る事例については第1の9(2)エに、特別の努力・中間収入の非控除に係る事例については同オ(イ)に、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に関する事例については同オ(ウ)に、追加的費用のうち除染費用に関する事例については第11の1(2)に、それぞれ集約して挙げているので、そちらを参照されたい。

【公表番号162※1】 原発事故当時、東京都において温泉附属設備等の製造・販売業を営んでいた申立人が、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた栃木県の温泉旅館業者から売買契約を解約され平成23年3月から同年10月までの間に減収が生じたとして、営業損害が賠償された事例

【公表番号164※1】 原発事故当時、群馬県桐生市においてきのこ栽培のための種菌に関する製造業を営んでいた申立人について、原発事故により避難等対象区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの注文がキャンセルとなって平成23年3月から同年8月までの間に逸失利益が生じたとして、間接被害による営業損害（原発事故による影響割合は10割。）が賠償された事例

【公表番号171※1、※3】 原発事故当時、千葉県において福島県内の業者からしいたけ原木を仕入れてしいたけ栽培業を営んでいた申立人について、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されて品薄となり、仕入単価が上昇したとして平成23年12月までの仕入費用の増加分が、また、販売先の取引停止措置や買い控え等により収益が減少したとして、平成23年3月から同年12月までの逸失利益がそれぞれ賠償された事例

【公表番号209※2】 茨城県において山菜・きのこの販売、茶の集荷等を営んでいた申立人について、原発事故による出荷制限により第一次被害を受けた農家から茶の集荷の依頼等がなくなり、平成23年3月から同年12月までの間に手数料収入が減少したとして、売上減少額から支払を免れた経費を控除した残額分が逸失利益として賠償された事例

【公表番号214※1】 会津若松市において農産物の運送業を営んでいた申立人について、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた農業関係事業者からの委託が減少し、平成23年3月から同年11月までの間に減収が生じたとして、原発事故前の基準年からの減少額に利益率を乗じ、原発事故の影響割合を7割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号225※1、※2】 いわき市において設備製造、メンテナンス工事関連機器類の販売等を業とする申立人について、原発事故により避難指示区域内にある取引先が避難したことにより、孫請けしていたメンテナンスに関する取引を失ったことで売上げが減少し（平成23年3月から平成24年9月まで）、また、新規取引が成立せずに損害が生じたとして、過去3年間の売上実績の平均値又は売上見込額に貢献利益率を乗じた額が逸失利益として賠償された事例

【公表番号227※1】 宮城県の飼料販売業者について、原発事故に伴う避難指示等により休業、廃業等を余儀なくされる第一次被害を受けた福島県浜通りの畜産業者に対する売上げが大幅に減少し、平成23年3月から同年12月までの間に減収が生じたとして、貢献利益率11%、原発事故の影響割合を8割5分（残は地震・津波による影響）として逸失利益が賠償された事例

【公表番号228※1、※2】 郡山市において、①福島県、栃木県及び茨城県の取引先に包装資材の販売等を、並びに②福島県内の取引先からしいたけ等のパック詰めの請負を、いずれも業としている申立人について、①について販売先が原発事故に伴う避難指示等により休業、廃業等を余儀なくされ、又は風評被害により売上げが減少するという第一次被害を受け、②について委託先が風評被害により販売量が減少するという第一次被害を受け、いずれの取引も減少し、平成23年3月から同年12月までの間に減収が生じたとして、①について貢献利益率19%、原発事故の影響割合を8割、②について貢献利益率を42%、原発事故の影響割合を10割として、逸失利益が賠償された事例

- 【公表番号235※2】 茨城県において製造業を営み、避難指示区域内の自動車部品メーカーの工場
で製造される製品の部品を納入していた申立人について、原発事故に伴う避難指示のために当該工
場が製品の製造ができなくなって第一次被害が生じ、第一次被害者から受注予定であった部品の加
工・販売ができなくなって平成23年3月から平成24年5月までの間に間接被害が生じたとして、
原発事故前の平成22年の第一次被害者との取引による営業利益を基礎に、平成23年3月から同
年5月までは原発事故の影響割合を6割、それ以外の期間は同割合を10割として逸失利益が賠償
された事例
- 【公表番号276※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において運送業を営んでいた申立人につ
いて、避難指示区域内にある取引先が事業を停止したことにより、長年運送してきた農産物の運送
需要がなくなったため、平成23年3月から平成24年9月までの期間につき逸失利益が生じたと
して、間接被害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号314※1】 茨城県内の運送業者について、原発事故に伴う風評被害によって同県産の農
産物が販売不振となり、同運送業者の取扱輸送量が減少して被った間接損害（平成23年3月分
から同年11月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号321※1】 千葉県で釣エサの卸売業等を営む申立人について、原発事故により販売先が
風評被害による第一次被害が発生し、これにより申立人の売上げが減少したとして、間接損害によ
る営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号340※1】 群馬県で農機具等の販売業を営む申立人について、顧客である農家が、原発
事故の風評被害により収入が減少する第一次被害を受け農機具等の購入を断念したことにより、減
収が生じたとして、間接被害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号345※1】 福島県産のしいたけ原木の出荷・流通を行っていた流通商社から運送の委託
を受けていた栃木県の運送業者について、原発事故により福島県内のしいたけ原木に対する出荷制
限や自粛要請等の影響で、同流通業者が現地栽培のしいたけ原木を出荷・流通させることができな
くなる被害を受けたことにより、申立人が同流通業者から運送の受託ができなくなったために輸送
量が減少したとして、間接損害による逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号368※1】 宮城県で食品の運送業を営む申立人について、避難指示区域内の取引先の工
場が原発事故の影響により休止し、当該食品の運送業務がなくなったことにより、平成23年3月
から同年11月までの間に逸失利益が生じたとして、営業損害（間接損害）が賠償された事例
- 【公表番号373※1】 茨城県で食品販売業を営む申立人について、販売先である同県内の旅館・ホ
テルが風評被害で来客数が減少したため申立人の当該販売先への売上げが減少したことに伴い、平
成23年3月から同年11月までの間に減収が生じたとして、当該減収分のうち原発事故の影響割
合を9割として算定し、逸失利益（間接損害）が賠償された事例
- 【公表番号380※1】 千葉県で自動車用製品製造業を営む申立人について、原発事故の第一次被害
者である避難指示区域内所在の取引先から部品納入が停止されたことにより、代替先から部品を調
達して製品販売を試みたが、販売先1社と取引停止になったことに伴う逸失利益及び代替部品の調
達に関する追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号423※1】 自主的避難等対象区域に所在し、漁師を対象とした安全祈願の例祭を行い、
例祭におけるお札販売・祈祷等により収益を得ていた神社である申立人について、原発事故により
漁師による漁が不能となり例祭を開催できなくなったとして、その減収分の7割相当額が賠償され
た事例
- 【公表番号428※1】 県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、避難指示区域内
の取引先への売上げに係る平成23年12月から平成24年11月までの間の逸失利益（間接損害）
につき、平成23年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検の代替取引先の開拓は容
易でないとして賠償された事例
- 【公表番号435※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で理美容機具の卸売業を営む申立人につ
いて、原発事故により避難指示区域等に所在する発注元からの受注済みの契約が解約となったこと
による逸失利益（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例

- 【公表番号457※1】 フランチャイズ形式による英会話教室フランチャイザーである申立会社について、フランチャイジーの営む避難指示区域内の教室が閉鎖され第一次被害を受けたことに伴いロイヤリティ収入が減収し、平成23年3月から平成24年2月までの間に逸失利益が生じたとして、間接損害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号498※1】 避難指示区域（南相馬市小高区）の生産農家から農産物を仕入れて販売していた申立会社について、原発事故により生産農家が休業したために仕入れができなくなったことに伴う平成23年3月から平成25年3月までの逸失利益（間接損害）等が賠償された事例
- 【公表番号512※1】 相馬市において漁船の船頭を請負っていた申立人について、水産物の出荷制限により漁船の出漁が不能となり生じた逸失利益（間接損害）につき、平成24年2月から同年12月まで賠償された事例
- 【公表番号529※1】 南相馬市原町区で野菜、果物、花等の直売所を営む申立人について、風評被害による売上減少に伴う手数料収入減少により生じた逸失利益（平成23年3月から平成25年4月まで）が賠償された事例
- 【公表番号552※1】 栃木県で観光ホテル、観光施設等向けの業務用惣菜及び土産物の製造販売を営む申立会社について、風評被害により観光客が減少したことにより取引先が第一次被害を受けたため、取引量が減少したことに伴う平成24年6月分から同年8月分までの営業損害（間接損害）が賠償された事例
- 【公表番号592※1】 新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立人について、取引先が仕入れていたオガ粉で作られた菌床から林野庁の当面の指標値を超えるセシウムが検出されたこと等から、当該取引先会社の仕入先がそれまでとは異なる県産のオガ粉へと切り替えられ（第一次被害）、それに伴って申立人へのオガ粉販売単価も上昇したため、間接追加的費用としてオガ粉購入費用増加分（平成24年4月から同年11月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号601※1】 原発事故当時、伊達市に本店を置き、下請企業とし緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において公共用道路建設工事を施工中の土木業を営んでいた申立人について、避難指示により当該工事が一時休止となったとして、平成23年3月から同年8月までの間の逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号608※1】 会津地域でタウン誌発行業を営む申立人について、原発事故による風評被害により第一次被害を受けた観光業者が、申立人のタウン誌への広告掲載を断念したことにより、広告料収入が減少したとして、平成23年3月分及び同年4月分の減収分の一部が賠償された事例
- 【公表番号672※1】 原発事故当時、会津地域で農業資材等の卸小売業を営んでいた申立会社について、申立会社の被った損害が原発事故との間に相当因果関係のある間接被害であることを前提に、売上が基準年より増加したとして東京電力に対する直接請求手続では支払を拒否された平成23年3月から同年8月までの期間についても、第一次被害者に対する減収分から売上減少額を算定するなどした上で平成23年3月から平成24年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号718※1】 県北地域で衣料品製造業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により主要取引先に第一次被害が生じて県外に移転し、これに伴い、平成23年9月から平成24年2月までの間に減収が生じたとして営業損害（逸失利益）が賠償された事例
- 【公表番号727※1】 宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益（間接損害）が、平成23年3月から平成24年2月まで賠償された事例
- 【公表番号755※1】 宮城県の養豚業者である申立人が、原発事故により堆肥の引取先が搬入の停止を余儀なくされる第一次被害を受け、そのために要した間接被害としての追加的費用として、平成23年8月から同年10月までの間の堆肥の一時保管費用、堆肥の自社処理を実施したことによる電気代増加分等のほか、新規堆肥処理施設の設置工事費用（原発事故の影響割合8割）が賠償された事例
- 【公表番号761※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に主たる事務所を置き、工場棟の電気設備の保安管理事業を行っていた申立人について、顧客であった避難指示区域内の得

意先5社の工場等が閉鎖されたことにより生じた減収分につき平成23年12月から平成25年5月までの逸失利益（間接損害）が賠償された事例

- 【公表番号763※1】 県北地域の包装用資材製造販売業者である申立人について、第一次産業や食品製造業等を中心とする取引先が原発事故により不振又は廃業となったことに伴う平成24年4月から平成25年3月までの減収分の営業損害（間接被害）及び加工自粛要請のあった福島県産農作物の出荷用に作成していた専用段ボール原紙等の在庫廃棄損が賠償された事例
- 【公表番号803※1】 申立会社は、原発事故前、避難指示区域所在の海水浴場から委託を受けて、海水浴客の監視業務を行っていたところ、原発事故により海水浴場運営会社が海水浴場閉鎖となる第一次被害を受けたため、平成23年以降に海水浴場の監視業務を受託できなくなったことに伴い、平成23年から平成25年までの間に逸失利益が生じたとして、間接被害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号812※1】 福島県下の商工組合について、原発事故により避難指示区域内に所在していた組合員である事業者から賦課金の徴収ができなくなったことにより生じた平成23年3月から平成25年3月までの逸失利益及び組合員に対する原発事故損害賠償に関する法律説明会等の開催に要した追加的費用等が賠償された事例
- 【公表番号846※1、※2】 避難指示区域等の小中学生用体操着の製造・販売を行っていた申立会社について、原発事故による卸売先及び小中学生の避難に伴い売上げが減少したとして、平成23年3月から平成24年12月までの逸失利益及び在庫品の財物損害が賠償された事例
- 【公表番号929※1】 宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上げは増加していたが、当該売上げの増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの企業努力の結果、福島県産の水産物以外の売上増加が寄与したことによるものであり、福島県産の水産物等については原発事故による風評被害が認められるとして、平成23年4月から平成24年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号959※1】 避難指示区域を商圈の一部として飼料販売業を営んでいる宮城県内所在の申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの受注減少等による売上減少を回避するために、原発事故発生から約2年の期間内において他の取引先を開拓することが困難である中、申立会社において、販路確保のための十分な営業努力を行っていること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を10割として平成25年1月から同年12月までの間の逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号989※1】 栃木県北部所在のホテル等を中心とした取引先に酒類や調味料等の卸売販売をする事業を行っていた申立会社について、申立会社の規模や原発事故前の取引状況等に照らし、他の地域で代替取引先を開拓することは困難であったとして、平成23年3月から平成24年3月までの間の営業損害として、風評被害による観光客等の減少により取引先との取引量が減少したことに伴う逸失利益（間接損害）の8割（原発事故の影響割合）が賠償された事例
- 【公表番号998※1】 申立人は、外国人が発注したヨットの建造を行うクライアントとの間で、申立人がビジネス上の助言や広告等を行うコンサルタント契約を締結していたところ、原発事故の影響により、外国人によるヨットの発注が減少してクライアントが第一次被害を受けたことに伴い、申立人もクライアントから同契約を解消されたとして、間接被害による逸失利益（平成23年7月から平成25年6月まで）につき、原発事故の影響割合を考慮した一定の金額が賠償された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号31）
- 【公表番号1063※1】 宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少する第一次被害を受けたため、申立会社の売上げが減少し逸失利益が生じたとして、取引先の地域ごとに原発事故の影響割合を認定して（福島県10割、栃木県8割、東北5県7割）、平成25年3月から平成26年2月までの間接損害が賠償された事例
- 【公表番号1082※1】 北関東の酪農家に対して機具の販売及び修理業を営んでいた申立人の売上げについて、自治体から酪農家に対し牧草利用の自粛要請があったこと等により減少したことを考

慮し、平成24年2月までの売上減少のうち原発事故の影響割合を5割とする営業損害(間接損害)が賠償された事例

- 【公表番号1153※1】 宮城県で包装資材の販売業を営む申立会社について、原発事故後、風評被害によって主な取引先である水産加工業者の売上げが減少したことに伴い、申立会社の売上げが減少したと認め、売上減少額の算定に当たって、原発事故後に取引先が復興補助金や助成金等を用いた取引に係る売上げについては原発事故以外の影響があることを考慮して当該売上分の7割を控除した金額を原発事故後の売上げとし、平成23年10月から平成27年2月までの逸失利益(原発事故の影響割合は平成25年7月まで5割、同年8月から平成27年2月まで2割。)として1433万2318円が賠償された事例
- 【公表番号1159※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で家畜の運搬業を営む申立人について、取引先の畜産業者の多くが相双地域に所在し原発事故の影響により廃業又は休業したこと、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、原発事故の影響割合を10割として、平成26年1月から同年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償がされた事例
- 【公表番号1170※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)で水産業者から委託を受けて水産物の運送業を営む申立人が、原発事故により県内の漁港が操業を停止したために取引先の水産業者からの委託がなくなり、休業せざるを得なくなったために生じた逸失利益について、申立人は30年以上同じ水産業者とのみ取引を行っていたこと、原発事故後の浜通りにおいて新たな取引先を個人で開拓することは困難であること、県内の漁港はいまだ試験操業中であり、水揚高は原発事故前の水準に回復していないこと等の事情を考慮して、平成27年4月分から同年9月分までの期間につき原発事故の影響割合を6割として賠償された事例
- 【公表番号1172※1】 宮城県で飼料販売業等を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの売上げが失われたことにより生じた減収分につき、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、平成26年1月から同年12月まで、原発事故の影響割合を7割として、間接被害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号1184※1】 静岡県で主に茶栽培用の農機具等の販売業を営む申立人の逸失利益(間接損害)について、平成26年においても静岡県産の茶に対する風評被害が一定程度あると認められること、申立人の事業規模からは新たな取引先の開拓は困難であること、申立人の商圏で茶以外の農機具の販売業へ業態転換することは困難であること等の事情を考慮し、平成26年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1239※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成28年2月に廃業した会社について、廃業損害が賠償されたほか、取引先の多くが避難指示区域内にあったために大幅な売上減少が継続していたこと等を考慮して、平成26年7月分から平成28年2月分までの逸失利益(原発事故の影響割合を平成26年7月分から平成27年5月分までは3割、同年6月分から平成28年2月分までは2割とする。)が賠償された事例
- 【公表番号1250※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)の土地建物について借主より賃料収入を得ていたが、平成23年11月に借主が撤退したために減収が生じた申立会社について、原発事故当時、当該賃貸借契約(契約期間3年)は4度の更新により13年以上続いており、原発事故がなければ少なくとも平成26年11月までは契約が更新される蓋然性があったと認め、平成23年12月分から平成26年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例
- 【公表番号1262※1】 北陸地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により原木の入手が困難な状況が継続していること等を考慮して、植菌事業の逸失利益につき、平成28年6月までの減収分に係る損害365万2988円(原発事故の影響割合を平成26年7月分から平成27年6月分までは4割、平成27年7月分から平成28年6月分までは2割5分とする。)、栽培事業の逸失利益につき、平成28年植菌分までの減収分に係る損害2

72万6477円（原発事故の影響割合を平成26年植菌分は5割、平成27年植菌分は4割、平成28年植菌分は2割5分とする。）がそれぞれ賠償された事例

- 【公表番号1269※1】 宮城県南部で飼料販売業等を営む申立会社について、原発事故により避難指示区域内の取引先が事業継続困難となる第一次被害を受け、当該取引先からの売上げが失われたことにより生じた減収分につき、新たに別の地域の取引先を開拓することも困難であること等の事情を考慮し、平成27年1月から同年12月までの避難指示区域内の取引先に係る売上減収分につき、原発事故の影響割合を5割として、間接被害による営業損害が賠償された事例
- 【公表番号1325※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）で、農業振興公社からの委託を受けて緑化苗の育成事業を営む申立人の営業損害（逸失利益）について、平成24年1月から同年12月までに作付けを断念した契約農家からされたキャンセルの一部は原発事故に起因するものと認め、その苗数に応じた委託料相当額につき、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号1349※1】 宮城県において同県内の水揚業者や水産物加工業者を取引先として運送業を営む申立会社の営業損害について、申立会社の売上減少は、原発事故の風評被害に伴う取引先の売上減少に起因するものであるとして、原発事故の影響割合を、平成27年4月分から平成28年3月分まで2割、同年4月分から平成29年3月分まで1割として逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1381※1】 九州地方できのこ種菌の製造販売業等を営む申立会社の間接損害による営業損害（第一次被害者は風評被害対象地域のきのこ生産者）について、売上減少の判断において種菌事業部門全体を基礎とした上で、取扱商品の特性や東北・関東地方の取引先に対する売上減少の程度を考慮して、平成25年10月分から平成27年9月分までは原発事故の影響割合を10割、平成27年10月分から平成28年9月分までは同割合を8割として賠償された事例
- 【公表番号1387※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で船舶用部品及び漁船の製造販売・修理等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、顧客である漁業者の試験操業状態が継続しており、受注が減少していることを考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分まで原発事故の影響割合を2割として賠償された事例
- 【公表番号1388※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で相双地域の学校等を顧客として教材・文具等の卸販売業等を営んでいた申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故に伴う閉校や生徒の避難があったこと等を考慮し、平成26年8月分から平成27年5月分までは原発事故の影響割合を5割、同年6月分から平成28年5月分までは同割合を4割、同年6月分から平成29年5月分までは同割合を2割として賠償された事例
- 【公表番号1392※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、原発事故の影響に伴い、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成28年11月分から平成29年10月分まで原発事故の影響割合を2割5分として賠償された事例
- 【公表番号1450※1】 原発事故当時、鉄道会社の代理店として主に浜通り地域及び茨城県内の交通機関の駅・沿線の広告・看板制作等の広告業を営んでいた申立人が、原発事故により避難指示区域に指定されたエリアについて広告業務が激減したとして、平成25年3月から平成29年7月までの営業損害について、相双方面への売上げに係る分に限った上で、原発事故の影響割合を平成25年3月から平成27年7月までは10割、同年8月から平成29年7月までは8割として賠償された事例
- 【公表番号1524※1】 自主的避難等対象区域（福島市及びいわき市）において生活用品の卸売事業を営んでいる申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故により避難指示区域内に所在していた小売店等への売上げが減少したことや、取扱商品が地域的に限定される性質のものでないこと等を考慮し、平成29年4月分から同年10月分までについては原発事故の影響割合を5分、同年11月分及び同年12月分については同割合を4分として62万9523円が賠償された事例
- 【公表番号1549※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の

生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成29年11月分から平成30年10月分までの期間につき原発事故の影響割合を約1割5分として賠償された事例

【商圈喪失に伴う減収等、連鎖的に生じた損害について相当因果関係が認められた事例】

(補足説明)

原発事故により顧客層が避難して商圈が縮小するなどして減収が生じたような事例は、必ずしも中間指針第8が想定する間接被害（中間指針が想定するいずれかの営業損害が生じた第一次被害者との取引におけるもの）には該当しないが、一定の損害類型として公表事例となっている。また、避難指示、出荷制限指示等により第一次被害が生じた場合でなくとも、間接的に相当因果関係のある損害が生じる事例もある。このような類型は、なお相当因果関係が認められるとして賠償される場合のほか、風評被害に係る指針等に基づくものとして賠償されていることも多いが、ここでは、特に根拠となる指針等にこだわらずに集約して紹介することを試みた。

- 【公表番号260※1】** 宮城県仙台市の釣り具販売業者について、商圈内の各河川及び近海の魚から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて河川を管理する漁業協同組合から魚の採捕の自粛要請があったことを原因として釣り客が減少し、釣り具の売上げが減少したとして売上減少に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号315※1】** 栃木県北部で幼稚園を経営する申立人について、原発事故による放射線被曝の回避のために園児が退園して減少した保育料等の逸失利益（平成23年9月分から平成24年3月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号330※1】** 県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号339※1】** 福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号353※1】** 自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少、顧客の収入減少及び観光客の減少に伴い、売上げが減少したことによる逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号381※1】** 宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故に伴う風評被害により、固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う平成23年3月分から同年11月分までの逸失利益につき、原発事故の影響割合を約8割5分として賠償された事例
- 【公表番号398※1】** 自主的避難等対象区域で4校のスイミングスクールを経営している申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求手続で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分を控除せずに損害額が算定された。）が賠償された事例
- 【公表番号400※1】** 避難指示区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益（平成23年3月から平成24年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号446※1】** 中通りの食品販売会社について、自主的避難による地域の園児の減少に伴い幼稚園・保育所に対する食品販売部門の売上げが減少したことによる逸失利益（平成23年3月から平成24年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号478※1】** 中通りで診療所を開設する申立人について、近隣の子供の自主的避難により保険診療が減少したことに伴う逸失利益の損害賠償（平成23年3月から同年8月まで）が賠償された事例
- 【公表番号481※1】** 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を営んでいる申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益約138万円（平成24年4月から同年9月まで）が賠償された事例

- 【公表番号502※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により園児が減少したとして、平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号541※1、※2】 平成23年から帰還困難区域（双葉町）において乾燥薪及び柿の販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により自己のみならず入手先や販売先が避難を余儀なくされ、当該製品を製造販売できなくなったため、平成23年3月から同年12月までの間の逸失利益が生じたとして営業損害がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号562※1】 県北地域の病院を経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する医師の退職に伴い受入れ入院患者を減らさざるを得なかったことにより生じた逸失利益等が賠償された事例
- 【公表番号617※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で保育園を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益等が平成23年3月から平成24年9月まで賠償された事例
- 【公表番号629※1】 南相馬市避難要請区域で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、平成23年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は生じていないとする東京電力の主張を排斥し、特別の努力を認めて、平成23年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号709※1】 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収となっており損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号742※1】 避難指示区域外である福島県内で呉服等を販売している申立人について、直接請求では原発事故後の店舗の移転（距離は数百メートル）を理由に支払を拒否された風評被害ないし間接被害に係る逸失利益（平成24年7月から平成25年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号758※1】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成24年9月までに避難のために学生が休学・退学したことによる納付金収入の減少に伴う逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号786※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故に伴う自主的避難に起因する患者（子供）の減少により生じた保険診療収入に係る逸失利益（平成23年3月から同年11月まで）が賠償された事例
- 【公表番号862※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）において小児科及び産婦人科を含む総合病院を経営している申立人について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求手続において支払を拒否した期間（平成24年4月から平成25年3月まで）についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との相当因果関係が認められるとして、同期間に係る逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号896※1】 自主的避難等対象区域内の自治体による水道事業について、販売先である住民の自主的避難により水道利用料金の収入が減少し、いわゆる間接損害としての逸失利益が生じたとして、平成23年4月から平成24年3月まで、前年度と比較した営業利益の減少額に、原発事故の影響割合として8割（震災の影響等を考慮）を乗じた額が賠償された事例
- 【公表番号909※1】 避難指示区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分（平成23年度から平成25年度までの卒業生分）の逸失利益（平成23年3月から平成26年2月まで）が賠償された事例
- 【公表番号963※1】 下水道事業を行っている自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人について、住民が避難したこと等によって下水道使用料収入が減少したとして、平成23年4月から平成24年3月までの逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号967※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）の学校法人である申立人について、風評

被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたこと等を考慮し、平成24年4月から平成25年3月まで、原発事故の影響割合を8割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号1033※1】 福島県外で海外旅行の代理店業務を主とする旅行業を営む申立人について、原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少し平成23年6月から同年12月までの間に生じた逸失利益につき、原発事故の影響割合を7割として賠償が認められた事例

【公表番号1072※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を営む申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成23年3月から平成26年11月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1089※1】 北関東で農業を営む申立人が、原発事故により外国人実習生が帰国したことに伴う労働力の不足のために、農作物を出荷できず廃棄するに至ったことについて、原発事故との相当因果関係を認め、廃棄した農作物の数量を申立人の陳述を参考に認定し、平成23年4月から平成23年8月分までの営業損害が賠償された事例

【公表番号1091※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）でガソリンスタンドを営む申立会社について、原発事故による自主的避難等に起因して来客数が減少したこと等を考慮して、逸失利益（平成24年度から平成26年度まで）が賠償された事例

【公表番号1145※1】 茨城県北部の観光地の宿泊施設や土産店等を主な設置場所とする自動販売機用飲料の販売業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により観光客が減少し、それにより自動販売機における売上げも減少したとして、原発事故の影響割合を平成24年6月から平成25年5月までは10割、平成25年6月から平成26年5月までは7割として逸失利益が賠償された事例

【公表番号1167※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を営む申立人について、原発事故に伴う避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成25年1月分から平成26年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成25年は7割、平成26年は6割）が賠償された事例

【公表番号1283※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上げを増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上げの3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上げから控除した上で、原発事故の影響割合を6割として賠償された事例

【公表番号1341※1】 宮城県に本社を置き、避難指示区域を含む商圏で飲食店へのカラオケ機器のリース事業を営んでいた申立会社の営業損害について、原発事故により避難指示区域内の顧客が避難したことを考慮して、平成28年1月から同年12月までの期間につき原発事故の影響割合を1割として賠償された事例

【公表番号1353※1】 宮城県内でゴルフ場を営む申立会社について、原発事故によりインシシが増加したことからの追加的費用（平成25年4月から平成27年10月までの期間に実施した対策費用。）の支出を余儀なくされたとして、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例

【公表番号1373※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）でクリーニング業を営む申立会社の風評被害による逸失利益について、平成27年1月分から同年12月分までの期間につき原発事故の影響割合を4割として賠償された事例

【公表番号1391※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて土地を賃貸している申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響による固定資産税評価額の下落に伴い賃料も下落したことを考慮し、平成29年4

- 月分から平成30年3月分までの期間につき原発事故の影響割合を9割として賠償された事例
- 【公表番号1453※1】 茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人が、原発事故直後の時期に放射能汚染による健康被害を懸念して多数の外国人実習生が予定された実習期間の途中で帰国したことによる収入減少に伴う営業損害（逸失利益）について、平成23年3月分から平成26年3月分までの期間につき、基準年度の利益額と対象年度の利益額（ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、基準年度から支出が増えた費目の増加分については費用として計上しない。）との差額分に原発事故の影響割合（当初の5割から2割まで漸減）を乗じた額が賠償された事例
- 【公表番号1470※1】 自主的避難等対象区域（県中地域）においてホテル及び結婚式場等を経営する申立人について、申立人の商圏における人口が避難により減少したこと等により結婚披露宴の実施数が減ったことを考慮して、平成27年9月分から平成28年8月分までの期間につき原発事故の影響割合を3割として逸失利益が賠償された事例
- 【公表番号1540※1】 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。）

第7 放射線被曝による損害（中間指針第9）

1 中間指針等の整理

（中間指針第9）

本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。

（備考等抜粋）

ア ここで示した「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、中間指針第3の6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである（備考1）。

イ 放射線被曝による生命・身体的損害については、晩発性の放射線障害も考えられるが、本件事故に係る放射線に曝露したことが原因であれば、これも賠償すべき損害と認められる（備考2）。

2 当該指針に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第9に関する事例は、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

第8 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）

1 中間指針等の整理

（中間指針第10の1）

本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

（備考等抜粋）

ア 一般の不法行為法上、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けた場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、その利益の額を加害者が賠償すべき損害額から控除すること（損益相殺の法理）が認められている（備考1）。

イ 具体的にどのような利益が損害額から控除されるべきかについては、個々の利益毎に損害との同質性の有無を判断していくほかないが、少なくとも、以下のもの（①・②）については、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる。なお、この際、同質性のある利益を損害賠償金から控除することができるのは、既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視し得る程度に支払われることが確実である利益に限られ、将来受けるであろう利益の額まで控除することはできない（備考2）。

① 労働者災害補償保険法及び厚生年金保険法に基づく各種保険給付（前者については、附帯事業として支給される特別支給金を除く。）並びに国民年金法に基づく各種給付（死亡一時金を除く。）同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

② 国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に基づく各種補償金並びに国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく各種長期給付同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

ウ 以下のもの（③～⑤）については、損益相殺の対象となるものではないが、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる（備考3）。

③ 地方公共団体から被害者に支払われた宿泊費又は賃貸住宅の家賃に関する補助避難費用の金額から控除する。

④ 賃金の支払の確保等に関する法律に基づき立替払がなされた未払賃金就労不能等に伴う損害の金額から控除する。

⑤ 損害保険金
財物価値の喪失又は減少等の金額から控除する。

エ 以下のもの（⑥～⑪）については、損害額から控除されるべきではないと考えられる（備考4）。

⑥ 生命保険金

⑦ 労働者災害補償保険法に基づき附帯事業として支給される特別支給金

⑧ 国民年金法に基づく死亡一時金

⑨ 雇用保険法に基づく失業等給付

⑩ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金（損害を填補する目的である部分を除く。）

⑪ 各種義援金

オ 被害者が、東京電力株式会社に対する損害賠償請求と各種給付金等の請求のいずれをも行うことができる場合には、当該被害者はいずれの請求を先に行うことも可能である（備考5）。

2 当該指針に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第10の1に関する事例を挙げた。

【公表番号322※4】 避難指示区域に居住し、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していた申立人が、避難により退職を余儀なくされ、申立て当初は支給された失業給付金を控除して請求していた就労不能損害について、その後請求を拡張し、失業給金を控除せずに就労不能損害（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例

第9 地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）

1 中間指針等の整理

（中間指針第10の2）

地方公共団体又は国（以下「地方公共団体等」という。）が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとともに、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象となる。

（備考等抜粋）

- ア 地方公共団体等が被った損害のうち、地方公共団体等が所有する財物の価値の喪失又は減少等に関する損害及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業（水道事業、下水道事業、病院事業等の地方公共団体等の経営する企業及び収益事業等）に関する損害については、個人又は私企業が被った損害と別異に解する理由が認められないことから、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断されることとなる（備考1）。
- イ 地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、中間指針第8（いわゆる間接被害）の備考3で述べたこと（第三者が、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合）と同様に、賠償の対象となる（備考1）。
- ウ 地方公共団体等が被ったそれ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得る（備考1）。
- エ 本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない（備考2）。

（第45回原子力損害賠償紛争審査会とりまとめ）

地方公共団体における不動産の賠償について

1. 公有財産については、中立的かつ公平な賠償の観点や、以下の特徴を考慮し、民間財産とは賠償における取扱いを異なるものとするを基本とすることが適当である。
 - ①公有財産は、行政財産¹であれ、普通財産²であれ、主として公用・公共用に供する行政的な価値を有し、売却等の譲渡を想定しない財産であり、商業的な価値を有する民間財物とは、本質的に異なる性質を有する。
 - ②公有財産は、利用可能な状態になれば、住民に対する行政サービスの提供など、避難指示以前と同様に公用・公共用に供されることが期待される。
 - ③中間指針においては、被害者の生活・営業等の迅速な再建を可能にすることに配慮して、利用再開や移住等を待たずに早期の賠償を行う必要があったが、地方公共団体には国の様々な支援がなされていることも踏まえれば、少なくとも利用の再開された公有財産については、同様の取扱いとすることが必要かつ合理的であるとまではいえない。
2. 公有財産のうち、不動産の賠償額の算定に関し、第45回紛争審査会での論点等は、以下の通り整理できる。
 - ①当該不動産の賠償額の算定に当たり、一定期間の利用阻害を理由に交換価値が下落したものとみな

す考え方と、利用が阻害されたこと自体の損害を基準とする考え方がある。利用阻害による損害を基準とする場合、当該不動産の収益率等の定型化された基準によって算定する方式と個別事例毎に具体的な損害額を算定する方式が考えられるが、後者の方式については、地方公共団体の事務負担の増加、人的・資金的・時間的負担の増加等のコスト増が懸念される。

②当該不動産の種類や使用目的等によって損害のあり方が異なる面があることは否定できないが、当該不動産の種類ごとに異なる損害の算定方法を用いて個別事例毎に損害額を評価した場合、地方公共団体の事務負担の増加、人的・資金的・時間的負担の増加等のコスト増が懸念される。

1. に加え、上記①②及び賠償手続の簡便性、迅速性の要請等も含めて総合的に勘案すると、当該不動産の賠償については、事故による一定期間の利用阻害により、行政的な利用による利益を享受ないし提供することができなかつたことを損害とみなして、一律の基準による賠償を行うことが適当である。

3. ただし、利用が阻害されている不動産について、将来的な利用再開の見通しが当面立たず、現時点において、減少した行政的な利用価値の回復が見込まれない場合は、必要かつ合理的な範囲の損害（ただし、「財物損害」の性質上、「全損」を超えることはない）の適切な賠償について、当事者間で円滑な話し合いと合意形成が図られることを期待する。

4. 不動産の種類や使用目的等に応じた個別の事情により、上記2. に基づく一律の基準による賠償が適当ではない損害については、必要かつ合理的な範囲で賠償が認められる。その際、上記2. の基準を適用することで、早期に避難指示が解除されるよう努力した地域がかえって不利益を受けることがないように留意することが必要である。

当該損害については、例えば、中間指針第3「7（備考）7）」及び「10（指針）Ⅲ）」に照らして、避難指示が解除される前に、不動産について早期に本格的な利用が再開できるようにするために行った準備作業等のために要した費用等が想定される。

5. 本件事故による被害は極めて広範かつ多様であり、被災地における生活環境、産業・雇用等の復旧・復興がなければ、被害者の生活再建を図ることは困難である。このため、本審査会としても、迅速、公平かつ適正な賠償の実施に加え、政府等による復興施策等が着実に実施されることを期待する。

1 行政財産は、公用・公共の用に供する財産であり、貸付け等の制限がある。

2 普通財産は、公有財産のうち行政財産以外のものを指すが、準公共的な観点から、公的な要件を充足するとき無償あるいは廉価な貸付け等が行われる場合がある。

（第46回原子力損害賠償紛争審査会とりまとめ）

地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて

- 道路・堤防・ダム等のインフラについては、存在する場所で本来の機能や役割を果たすものであることや、設置者としての使用利益が損なわれていないことを考慮すれば、原則として損害はないものの、本来の機能や役割を果たすための追加的な原状回復費用などは、賠償の対象とすることが適当である。
- 山林については、防災林などについてはインフラと同様の扱いとするものの、販売を目的とする営林などにおける収入の減少や追加的費用を要するものについては、賠償の対象とすることが適当である。

2 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第10の2に関する事例を、損害の類型を整理して挙げた。

(1) 財物損害

(補足説明)

地方公共団体の財物賠償については、上記のとおり、第45回及び第46回原子力損害賠償紛争審査会において審議され、一定の考え方が示されたが、本事例集に掲載している公表番号1553までに該当する公表事例はない。

(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害

(補足説明)

中間指針第10の2は、地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとしており、当該事例について挙げた。

【公表番号896※1】 自主的避難等対象区域内の自治体による水道事業について、販売先である住民の自主的避難により水道利用料金の収入が減少し、いわゆる間接損害としての逸失利益が生じたとして、平成23年4月から平成24年3月まで、前年度と比較した営業利益の減少額に、原発事故の影響割合として8割(震災の影響等を考慮。)を乗じた額の賠償が認められた事例

【公表番号963※1】 下水道事業を行っている自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人について、住民が避難したこと等によって下水道使用料収入が減少したとして、平成23年4月から平成24年3月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号1045※1】 し尿処理等を行う、地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人について、脱水汚泥、水処理用活性炭等の引取先から要求されたために実施した放射性物質濃度検査に要した費用が賠償された事例

【公表番号1370※1】 千葉県内の普通地方公共団体である申立人が管理するゴミの最終処分場について、原発事故により発生した放射性物質を含むゴミ焼却灰を最終処分場に埋め立てるに当たり、土壤汚染対策や飛散防止対策として、土壤層の敷設や覆土等を実施した結果、最終処分場の埋立容量が減少したことによる損害(平成23年4月から平成28年3月まで)が賠償された事例

【公表番号1431※1】 千葉県内の地方公共団体である申立人が水道事業として平成29年3月までに実施した汚泥処分に係る費用について、原発事故前に行っていた農家に対する有償譲渡が原発事故後はできなくなったことに照らし、平成28年4月から平成29年3月までに発生した処分費用から当該譲渡を行う際の積込みに係る費用分を控除した金額が賠償された事例

(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用

(補足説明)

中間指針第10の2は、地方公共団体等が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となるとしており、当該事例について挙げた。

【公表番号1244※3、※6】 関東地方の普通地方公共団体(都道府県)である申立人が支出した福島県からの避難者に対する補助金や避難者を受け入れた私立学校に対する補助金等の費用(平成23年4月から平成24年3月まで)については、地方公共団体が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を負担したものとして、観光業者に対する補助金等の風評被害対策費用(平成23年4月から平成24年5月まで)についても、地震や津波の影響等も踏まえた上で、それぞれ相当な範囲で賠償された事例

(4) それ以外の損害

(補足説明)

中間指針第10の2備考1は、地方公共団体等が被った同指針記載のもの以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしており、当該事例について挙げた。

ア 測定経費

【公表番号1014※1】 東北地方の地方公共団体である申立人について、空間線量や食品検査における測定のための測定経費（平成24年1月から平成25年3月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号1244※1、※2、※4、※5、※7】 関東地方の普通地方公共団体（都道府県）である申立人が原発事故の関連で支出した食品衛生法に基づく放射性物質検査に関する費用、廃棄物処理事業に係る追加的費用、空間線量検査費用、学校等屋外プール水に係る検査費用、その他の費用（平成23年4月から平成24年5月まで）について、相当な範囲で損害が賠償された事例

【公表番号1247※3】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（放射性物質検査に関する費用）について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（液化窒素ガス購入費用は平成23年6月から平成27年3月まで100%、放射線量測定器点検・校正業務委託費用のうちゲルマニウム半導体検出器点検委託費用については平成25年6月から平成26年12月まで100%、放射線量測定器点検・校正業務委託費用については平成25年6月から平成26年3月までの間は50%、以降は0%。）で損害が賠償された事例

イ 機器購入費

【公表番号921※1】 福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成23年度及び平成24年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号1014※1】 東北地方の地方公共団体である申立人について、空間線量や食品検査における測定のための機器購入費（平成24年3月から同年11月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

ウ 除染費用

【公表番号1014※2】 東北地方の地方公共団体である申立人について、除染費用として牧草地の除染を効率的に進めるためのGPS購入費（平成24年3月）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

エ 広告費用

【公表番号921※1】 福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災

害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成23年度及び平成24年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号1014※3】 東北地方の地方公共団体である申立人について、広報経費（平成23年10月から平成25年3月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号1247※2】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（検査結果等の広報及び住民に対する説明に関する費用等）について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（ホームページ作成及び更新作業委託費用について平成23年4月から平成25年3月まで100%、平成25年4月から平成26年3月まで50%、平成26年4月から平成27年3月まで30%の範囲。）で損害が賠償された事例

オ 旅費・交通費

【公表番号921※1】 福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、原発事故災害対応等に関する費用、放射線対策に係る経費その他一般会計に係る追加的費用（平成23年度及び平成24年度分）の賠償が認められた事例

カ 人件費

【公表番号921※1】 福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計に係る追加的費用（平成23年度及び平成24年度分）の和解が成立した事例

【公表番号1014※5】 東北地方の地方公共団体である申立人について、原発事故の対応業務で生じた人件費（平成23年5月から平成25年4月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

【公表番号1247※1】 関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（時間外勤務休日勤務手当）について、平成23年3月から平成23年10月までの原発事故に対応を余儀なくされたと判断できるものに対する当該手当相当額が賠償された事例

キ その他損害

【公表番号921※2】 福島県浜通りの市町村（避難指示区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計に係る手数料収入の逸失利益（平成23年度及び平成24年度分）の賠償が認められた事例

【公表番号1014※4】 東北地方の地方公共団体である申立人について、汚染廃棄物対策費用、風評被害に伴う逸失利益等の種々の損害（平成23年8月から平成25年3月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）

第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3）

1 中間指針等の整理

（中間指針追補第2）

[自主的避難等対象区域]

下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。

（県北地域）

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

（県中地域）

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

（相双地域）

相馬市、新地町

（いわき地域）

いわき市

[対象者]

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。

また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

（備考等抜粋：中間指針追補第2〔自主的避難等対象区域〕関係）

ア 本件事故を受けて自主的避難に至った主な類型は2種類考えられるが、いずれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある（備考1）。

イ 自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、中間指針追補では、下記の〔対象者〕に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする（備考2）。

ウ 自主的避難等対象区域以外の地域についても、下記の〔対象者〕に掲げる場合には賠償の対象と認められ、さらに、それ以外の場合においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る（備考3）。

（備考等抜粋：中間指針追補第2〔対象者〕関係）

ア 損害賠償請求権は個人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個人に対してなされるべきである（備考1）。

イ 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難等対象者と同様の損害を被っていると認められる場合には、同様に賠償の対象とすべきと考えられる。この場合、中間指針による賠償と重複しない限りにおいて中間指針追補による賠償の対象とすべきであるから、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間（例えば、平成23年4月22日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間）が対象となる（備考2）。

ウ 一方、避難指示等対象区域内に住居していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対象とされているが、これは避難生活等を長期間余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内に住居に滞在し続ける者としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、中間指針追補の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供及び妊婦が該当する。後記〔損害項目〕の指針Ⅲ及び備考3参照。）（備考2）。

エ 〔対象者〕以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る（備考3）。

（中間指針追補第2）

〔損害項目〕

- I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。
- ① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内に住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。
 - i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - iii) 避難及び帰宅に要した移動費用
 - ② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。
 - i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用
- II) I) の①のi) ないしiii) に係る損害額並びに②のi) 及びii) に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。
- III) II) の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。
- IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。
- ① 中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、III) に定める金額がIII) の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
 - ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

（備考等抜粋：中間指針追補第2〔損害項目〕関係）

ア 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては

賠償すべき損害と観念することが可能である（備考1）。

イ 滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である（備考1）。

ウ 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。

一方、自主的避難者と滞在者とは、現実に被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者が滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とはいえない。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した（備考2）。

エ 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる。

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする（備考3）。

オ 備考3の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にし、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした（備考4）。

カ 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした（備考5）。

キ 指針IないしIVについては、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得る（備考6）。

（中間指針第二次追補第3）

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険

を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の〔損害項目〕で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(備考等抜粋：中間指針第二次追補第3関係)

平成24年1月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする(備考2)。

総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

- 1 自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額(40万円又は8万円)を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。
- 2 賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。
 - 1) 避難費用及び帰宅費用(交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分)
 - 2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用
 - 3) 営業損害、就労不能損害(自主的避難の実行による減収及び追加的費用)
 - 4) 財物価値の喪失、減少(自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの)
 - 5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害
- 3 1及び2により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほか、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)が含まれているものと扱う。
- 4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者(滞在者を含む。)に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。
- 5 1及び2に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)を上回る場合には、前記1から4までの基準を準用する。

本件事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記1、2及び4の規定を準用する。
- 6 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があつた者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。

(理由等抜粋)

ア 中間指針追補には、「中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないとい

うものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」という記載があり（中間指針追補2頁。同趣旨の記載が、対象区域について3頁、対象者について5頁、損害項目について8頁にある。）、個別具体的な事情により相当因果関係のある損害と認める場合の基準を定める必要がある（理由1）。

- イ 自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害が賠償の対象になるかどうかを考慮する際には、中間指針追補に表れた各種の要素を検討するのが相当である。賠償の対象となる損害項目については、政府指示により避難した者について検討された項目に準じて検討するのが相当である（理由2）。
- ウ 実費等の損害を賠償しても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない。そのため、中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（40万円又は8万円）のうち、精神的苦痛に対する損害額とみられる部分を賠償する必要がある。このようにして算定された金額（40万円又は8万円を上回る。）が賠償された場合には、中間指針追補記載の金額（40万円又は8万円）も賠償されたものと扱うのが相当である（理由3）。
- エ 家族などのグループ単位での避難が実際には多いと思われることから、グループ単位での計算も、個人単位での計算も、和解案として許容されることとした（理由4）。
- オ 実費等の損害の合計額が中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（40万円又は8万円）を下回る場合であっても、実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を合算した金額が上記損害額の目安（40万円又は8万円）を上回るときには、当該合算した金額（40万円又は8万円を上回る。）を賠償するのが相当であるから、1から4までの基準を準用することとした（理由5前段）。
- カ 本件事故後の転勤命令により新たに避難指示等対象区域又は自主的避難等対象区域のいずれかに勤務することになったが、転勤先の放射線量等の影響を考慮して家族のうち妊婦又は子供などが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合は、子供又は妊婦を含むグループが自主的避難を実行した場合に準ずるものであるから、前記1、2及び4の規定を準用することとした（理由5後段）。
- キ 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合についても、その者の居住地が自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、自主的避難等対象区域居住者と同様に扱うのが相当であるから、中間指針追補及び1から5までの基準を準用することとした（理由6）。

2 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補第3による自主的避難等に係る損害に関する事例を、[自主的避難等対象区域]、[対象者]、[損害項目]に区分して挙げた。

(1) 対象区域

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第2 [自主的避難等対象区域]に関連し、主に同区域の内外等、地域に係る問題を有する事例等を挙げた。

【公表番号170※1～※4】 原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成23年10月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各3万2000円、子16万円。）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

- 【公表番号247※2】 宮城県仙台市に居住していた外国出身の母及び子2名が、平成23年3月に同外国政府が国外退避を勧告したこともあり、同月から平成24年3月まで同国に自主的避難を実行したところ、避難により生じた費用の一部である宿泊費、二重生活による生活費増加、移動交通費について相当因果関係があるとして、賠償が認められた事例
- 【公表番号264※1】 県南地域（矢吹町）から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同等の賠償が認められた事例
- 【公表番号272※1】 茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料（平成23年3月から同年12月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号286※1】 県南地域（白河市）から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同等の賠償が認められた事例
- 【公表番号300※1】 原発事故時には自主的避難等対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難等対象区域内への引越しが決まっており、現に原発事故時以降自主的避難等対象区域内での滞在と生活を継続し、その後の平成23年中に懐妊した女性について、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償が認められた事例
- 【公表番号365※1】 県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、中間指針第一次追補第2記載の自主的避難等対象区域と同等の金額が賠償された事例
- 【公表番号500※1】 県南地域（白河市）から平成23年4月22日以前に避難を開始した母と子供について、平成23年3月から同年12月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号708※1】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、原発事故直後から半月余り他県の親戚宅に避難した未成年者である申立人に生活費増加費用及び移動費用等が賠償された事例
- 【公表番号794※1】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に、自主的避難区域と同水準としている。）が認められた事例
- 【公表番号829※1】 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合において、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した事例
- 【公表番号854※1】 県南地域（白河市）から平成23年3月13日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年12月31日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号871※1、※6】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号885※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1名（大人）が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号983※2】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素

を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

- 【公表番号1005※1】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成23年3月22日までの期間における避難交通費、及び宿泊謝礼が賠償された事例
- 【公表番号1028※1】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（自主的避難等対象区域以外の地域）に住居する申立人らについて、居住地の①福島第一原子力発電所との位置関係（方角及び距離）、②避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況を自主的避難等対象区域と比較、検討して、自主的避難等対象区域と同水準の賠償が認められた事例
- 【公表番号1043※1】 福島県県南地域から平成23年3月に避難を開始した申立人ら（母と未成年の子1名）について、平成23年3月から同年4月までの避難費用、平成23年3月から同年9月までの生活費増加費用のほか、未成年の子につき本件事故発生当初から平成23年12月までの精神的損害が認められた事例
- 【公表番号1090※1】 宮城県丸森町耕野地区（自主的避難等対象区域以外の地域）から平成23年3月中旬に避難を開始した妊婦以外の大人である申立人について、福島第一原子力発電所との位置関係、公表された同地区の放射線量等を考慮し、避難費用、放射線量計購入費、就労不能損害等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1100※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成23年3月に避難を開始した申立人ら（祖父母、父母、避難後に出生した子を含む幼児2名）について、平成23年10月に祖父母が自宅に帰宅した後も避難を継続した申立人父母、幼児2名の避難の合理性を認め、平成25年12月末日までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1111※1】 県南地域（白河市）から避難した申立人ら母子（未就学児を含む。）について、自宅付近の除染状況、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、自主的避難等対象区域内の者と同等の精神的損害の賠償が認められたほか、自宅付近の除染が実施されてから相当期間経過後の平成25年5月分までの避難費用、生活費増加分等が賠償された事例
- 【公表番号1171※1】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難した申立人らについて、自宅周辺が高線量であること等を考慮して、平成26年12月分までの避難費用等が、自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例
- 【公表番号1233※1】 宮城県伊具郡丸森町大内地区（自主的避難等対象区域以外の地域、以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の精神的損害（平成23年3月から平成24年8月まで）等の賠償がされた事例
- 【公表番号1241※1】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人と事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人B及びC、D（原発事故当時7歳、4歳）並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人Eについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における賠償と同等の賠償を平成23年3月から平成24年3月まで認めた事例
- 【公表番号1256※1】 平成23年3月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成25年9月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号1266※1】 宮城県伊具郡丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）の住居費、通勤費増加費用、避難雑費等について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成27年3月分まで自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例
- 【公表番号1359※1】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、自主的避難に伴い生じた避難費用、生活費増加費用、避難雑費、就労不能損害等の請求について、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、同区域に準じた賠償された事例
- 【公表番号1401※1】 宮城県丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成23年4月から申立人らが実家に滞在していた平成24年10月までの生活費増加費用及び避難雑費並びに平成24年2月から平成24年7月までの申立人父の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1413※1～※3】 宮城県丸森町（自主的避難等対象区域以外の地域）から避難をした申立人らについて、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成23年3月から平成24年11月までの避難交通費、引越費用、住居費、避難雑費等が賠償された事例

(2) 対象者

(補足説明)

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第2〔対象者〕に関連し、主に、原発事故時に同区域に住居がなかった場合等に関する事例を挙げた。避難等対象区域に住居のあった者に対する自主的避難等対象者に準じた精神的損害等（中間指針第一次追補第2の指針IV）に係る事例もここに挙げたので参照されたい。

- 【公表番号152※1、※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各1名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく60万円及び身体障害者に対する増額分10万円を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号161※1、※2】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成23年12月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号180※1】 平成23年3月9日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月17日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号182※1】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成23年4月に同市に転入した申立人ら（大人2名、子供2名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号188※1】 原発事故当時、福島県外に単身赴任しており、原発事故前からの予定どおり、平成23年3月末に勤務先を退職し、自主的避難等対象区域（須賀川市）の自宅に戻った申立人（大人）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害等の賠償が認められた事例

- 【公表番号192※1】 原発事故当時、会津地方に住民票を置いていたが、自主的避難等対象区域（福島市）への転勤が予定されており、平成23年3月末に同市に転入した申立人ら夫妻及び子供2名について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号193※1】 原発事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、自主的避難等対象区域（福島市）に建築中の新居への引越を予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した申立人夫妻及び子供1名（同年4月から同区域内の小学校に通っている。）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号197※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人らのうち子供1名について、平成23年3月から平成24年5月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円に加え、避難等対象区域に住居のあった者に対する自主的避難等対象者に準じた精神的損害等として40万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号201※1】 平成22年末に、関東地方から実家のある自主的避難等対象区域（郡山市）に里帰りして出産し、原発事故当時も同市の実家に滞在していた申立人ら（大人1名、子供2名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号263※1】 原発事故当時会津地域に居住していたが、平成23年4月に自主的避難等対象区域（福島市）の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生について、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者と同等に扱うのが相当であるとして、40万円の定額賠償金が認められた事例
- 【公表番号308※1】 原発事故時は関東地方に居住し、平成23年4月から自主的避難等対象区域（福島市）内で就労することが原発事故前から決まっていた申立人が、原発事故により営業維持に不安を抱いた就労予定先から就労を断られたことによる就労不能損害について、平成23年5月分から平成24年4月分まで賠償された事例
- 【公表番号318※1】 原発事故当時は福島県外に居住していたが、転勤により平成23年3月13日に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居することが原発事故前から決まっていた家族4名について、自主的避難等対象者（滞在者）と同等に平成23年3月から同年12月までの精神的損害及び生活費増加費用として定額賠償金が賠償された事例
- 【公表番号338※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）内所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同市内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生について、直接請求では住民票がないため支払を拒否された定額賠償金が、平成23年12月までの損害賠償として認められた事例
- 【公表番号352※1】 原発事故前に自主的避難等対象区域（福島市）の実家で里帰り出産をして平成23年3月下旬に関東地方の自宅に戻った母子2名について、中間指針第一次追補第2の対象者として、同区域の居住者と同等の金額が賠償された事例
- 【公表番号366※1】 福島県外の大学に通っており、自主的避難等対象区域（郡山市）内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた大学生について、中間指針第一次追補の対象者として、同区域と同等の金額が賠償された事例
- 【公表番号831※2】 福島県外に住民票があるが、自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人（身体障害等級1級）について、同市に生活の本拠があったことが認められた上で、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされ、更に各地の病院を転々とさせられて十分な透析治療を受けられなかったこと等を考慮し、精神的損害として、20万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1017※1、※2】 屋内退避区域（いわき市）から平成24年9月に避難した申立人ら（夫婦と子供3名（うち1名は、避難中である平成24年10月に出生。））について、平成24年9月から平成25年5月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1503※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名）について、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人父も、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと等の事情を考慮し自主的避難者に当たるとして精神的損害等の賠償がされた事例

(3) 損害項目

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕に関し、以下のとおり損害項目を区分して事例を挙げた。総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の2に例示されている賠償の対象となるべき実費等の損害のほか、精神的損害の増額等の事例に係る項目や比較的多く見られた損害項目を加えるなどした。複数の損害項目に該当する事例は、重複をいとわずに紹介した。なお、自主的避難等に伴う営業損害については、ケ（その他損害）に挙げているので留意されたい。また、自主的避難とは必ずしも関連しない自主的避難等対象区域内の除染費用については、第11の1(2)イを参照されたい。

ア 避難及び帰宅に要した移動費用

【公表番号151※1～※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人2名。うち1名は要介護3・身体障害等級2級）について、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼及び帰宅費用の損害賠償が認められた事例

【公表番号152※1、※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各1名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく60万円及び身体障害者に対する増額分10万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号156※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（大人2名、子供2名）が、順次自主的避難を実行したとして、避難費用（別離している間の面会交通費、後の一時帰宅費用を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号165※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行した申立人（大人、妊婦ではない。）について、第一次追補に係る精神的損害、生活費増加費用等のほか、これを超える部分の避難費用、一時帰宅費用等の賠償が認められた事例

【公表番号166※1、※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（大人2名）について、第一次追補が認める精神的損害等のほか、平成23年3月から平成24年1月までの海外を含む複数回の避難に係る交通費、宿泊費等のうち、平成23年3月及び同年4月の相当額に限り認められた事例

【公表番号170※1、※4】 原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成23年10月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各3万2000円、子16万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号177※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、第一次追補が認める精神的損害、避難費用等に加えてこれを超える移動交通費及びホテル滞在に伴う生活費増加費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号184※5】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した夫婦及びその子2名について、自主的避難に要した平成23年3月から同年12月までの移動交通費、住居費、教育費増加等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例
- 【公表番号190※2】 自主的避難等対象区域に居住し、原発事故後自主的避難を実行した子供及び原発事故当時妊婦であった者を含む申立人ら8名について、自主的避難に要した平成23年3月から同年12月までの交通費のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例
- 【公表番号194※1、※3、※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成23年7月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年8月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号219※1】 自主的避難等対象区域である県北区域に居住し、妻の実家のある中国へ自主的避難を実行した夫妻及びその子2名（夫妻のみ平成23年4月に帰還。）について、東京電力の直接請求における定額賠償のほか、自主的避難に要した移動交通費が認められ、また、平成23年3月から平成24年3月までの子2名が滞在している妻の実家への宿泊謝礼、夫妻が面会のために移動する交通費を含む二重生活による生活費増加及び子らの避難雑費並びに夫の自主的避難実行に伴う退職により生じた減収分3か月相当分の賠償が認められた事例
- 【公表番号224※1】 自主的避難等対象区域（小野町）から自主的避難をした家族3名（子供1名、その他2名）の平成23年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例
- 【公表番号230※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から東京都に自主的避難を実行した母親及びその子供3名並びに避難しなかった夫について、自主的避難に要した平成23年3月から同年12月までの移動交通費、引越費用等の避難費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例
- 【公表番号250※1】 父が仕事のため郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年に避難先を新潟市内で変更した避難交通費及び引越費用が賠償された事例
- 【公表番号251※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族5名について、避難交通費及び引越費用が賠償された事例
- 【公表番号264※2】 県南地域（矢吹町）から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、避難交通費及び引越費用等が賠償された事例
- 【公表番号274※1】 父が仕事のために福島市に残り、母と子2名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から同年3月までの移動交通費等が賠償された事例
- 【公表番号283※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、移動交通費が賠償された事例
- 【公表番号319※2】 平成23年4月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例
- 【公表番号347※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成24年1月から同年7月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号349※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人5名が米国在住の親族を頼って平成23年3月末から同年4月までの間に米国へ自主的避難した際の避難交通費について、全額の賠償が認められた事例

- 【公表番号355※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供3名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成24年分の面会交通費の賠償が認められた事例
- 【公表番号396※1】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成23年3月から平成24年12月までの移動交通費や一時帰宅費用等の避難費用が賠償された事例
- 【公表番号397※2】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成24年5月に宮城県へ転居した家族4名（大人2名、子供2名）について、平成24年1月から同年6月までに支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号467※2】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、避難費用及び一時帰宅費等が賠償された事例
- 【公表番号469※1】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族5名（うち子供3名）について、平成23年3月から平成24年8月までの避難及び帰宅に要した費用及び平成24年1月から同年8月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号476※2】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、避難費用及び引越費用等が賠償された事例
- 【公表番号511※1】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供2名が平成24年3月に自主的避難を実行した申立人らについて、同年2月から同年3月までの避難費用、同月から同年10月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例
- 【公表番号547※3】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同年9月から平成24年12月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号584※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成25年3月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号591※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示解除準備区域の事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、福島県外の事業所に単身赴任した申立人について、平成23年6月から平成25年2月までの間の帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号599※1】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成25年4月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号622※2】 原発事故時自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と18歳未満の子2名が平成23年7月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族4名について、母及び子らが避難を行っていた平成25年3月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号625※3】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供・妊婦1人当たり月額2万円）等が賠償された事例

- 【公表番号637※1】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成24年8月から平成25年3月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成24年7月分までは、前回の和解で賠償済み）
- 【公表番号652※2】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために、子供の長期休みや週末に他の都道府県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供2名）について、避難関連費用（対象期間平成23年3月から同年12月まで）、及び短期又は週末に実行した避難の移動交通費（対象期間平成24年1月から同年8月まで）が認められた事例
- 【公表番号653※4】 長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域（福島市）に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供2名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に山形県への短期の避難を実行するのに要した平成24年分の避難費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号654※1】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に関東地方等への短期避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供2名）が、短期の避難に要した移動交通費及び宿泊費（対象期間平成24年3月から同年4月まで、同年11月及び平成25年1月）について月1回2万円の範囲で損害賠償が認められた事例
- 【公表番号666※2】 長期の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供3名）について、生活費増加費用（いわゆる定額賠償金に相当する部分（対象期間平成23年3月から同年12月まで）及び移動に要する交通費（福島・山形間のガソリン代。対象期間平成24年1月から同年10月まで）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号671※1～※3】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（子供1名を含む。）について、原発事故発生当初の時期の避難に要した移動交通費及び宿泊謝礼のほか、平成24年3月から同年8月までの間に放射能から少しでも逃れるために週末等に福島県外への短期の避難を実行した際に要した移動交通費等の一部の賠償が認められた事例
- 【公表番号676※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成24年12月までの期間における避難費用が賠償された事例
- 【公表番号682※1～※4】 自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在。）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成25年5月に避難終了した申立人らについて、平成23年3月から平成25年5月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例
- 【公表番号705※2】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら（夫・妻）について、平成23年12月までの期間における移動交通費が賠償された事例
- 【公表番号767※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人2名、子供1名）について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号777※1】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（桑折町）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人3名、子供3名）に対し、平成24年の短期の避難に要した移動費用の一部が、証拠の裏付けがあるものの範囲で賠償された事例

- 【公表番号794※1】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例
- 【公表番号796※1】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（郡山市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に福島県外（新潟県）への短期の避難を実行した申立人らについて、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例
- 【公表番号813※1】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（妊婦・避難中に出産）と幼児3名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成25年12月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号814※1、※2】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供1名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成24年及び平成25年の移動交通費の一部が賠償された事例
- 【個票番号819※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成25年9月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号827※1】 自主的避難等対象区域から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したことを考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ6万円増額して賠償された事例
- 【公表番号866※3】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が福島市渡利地区（自主的避難等対象区域）に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成25年12月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号867※1】 自主的避難等対象区域から避難した右上下肢機能全廃（身体障害等級1級）の身体障害がある申立人を含む申立人らについて、平成23年3月から平成23年7月までの避難及び帰宅に要した移動費用（移動交通費）が賠償された事例
- 【公表番号871※3、※4】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号883※4】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に妻子が避難し、夫も平成24年5月に妻子の避難先へ避難した事案について、避難した夫の移動交通費及引越費用（いずれも平成24年5月分）が賠償された事例
- 【公表番号885※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1名（大人）が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったことを考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号904※2】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号947※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同居居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成25年3月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号957※1】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成23年3月から同年8月末までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用及び④宿泊費並びに⑤自主的避難に伴う6か月分の就労不能損害が認められた事例
- 【公表番号983※2】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1004※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族3名について平成23年3月から平成26年7月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1005※1】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成23年3月22日までの期間における避難交通費及び宿泊謝礼が賠償された事例
- 【公表番号1024※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等（平成23年3月から平成24年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1040※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、子供又は妊婦を含まない世帯である申立人らのうち、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待つ自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成23年8月までの避難費用及び平成26年6月の帰還費用が賠償された事例
- 【公表番号1117※2】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1174※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1196※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母子が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成27年3月までの避難費用及び平成27年10月に帰還した費用が賠償された事例
- 【公表番号1216※1】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人（平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ。）について、平成24年3月から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1230※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）で申立人夫と同居し、原発事故後に申立人夫と離れて他県のアパートに避難した申立人妻及び申立人子2名に

ついて、平成28年4月、申立人夫と同居するために、同アパート付近に建築した戸建て住宅に転居したことに關し、その転居費用等が賠償された事例

【公表番号1241※1】 県南地域(西白河郡矢吹町)で申立人Aと事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人B及びC、D(原発事故当時7歳、4歳)並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人Eについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して避難及び帰宅に要した移動費用として平成23年3月及び平成24年3月の移動交通費14万7400円並びに平成23年3月から平成24年3月までの引越関連費用9万7050円を認めた事例

【公表番号1246※1】 原発事故時自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人らのうち未成年者を含む3名が原発事故後相当期間を経過している平成25年7月に自主的避難を実行したが、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて避難及び帰宅に要した移動費用として平成25年7月の避難交通費1万2800円及び平成25年7月の引越関連費用11万4000円を認めた事例

【公表番号1256※1】 平成23年3月に県南地域(西白河郡矢吹町)から避難した申立人ら(母子)について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成25年9月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号1282※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人ら(父・母・未成年の子)について、県外に避難したことによって生じた平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分に加え、移住を決断して平成28年10月に上記避難先に家財道具を運搬したことに係る引越費用が賠償された事例

【公表番号1302※1】 自主的避難等対象区域(伊達市)から福島県外に避難をした申立人らについて、平成29年3月に福島県内に帰還した際に支出した引越費用が賠償された事例

【公表番号1315※2】 自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたほか、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例

【公表番号1316※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していた申立人(大人1人世帯)が平成23年6月に避難を実行したことによりかかった避難及び帰宅に要した移動費用(移動交通費、引越費用)について、平成23年8月分まで賠償された事例

【公表番号1346※1】 自主的避難等対象区域(伊達市)に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人(大人)について、平成23年9月10日分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号1352※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号1364※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号1398※1】 自主的避難等対象区域(相馬市)から県外に避難した申立人ら(夫婦及び未成年の子ら)について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成23年3月から平成27年3月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成23年10月から平成24年3月までの就労不能損害が賠償された事例

- 【公表番号1400※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成25年1月分から平成27年3月分までの避難費用等のほか、平成28年7月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例
- 【公表番号1411※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成23年8月分までの避難費用（避難交通費）、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1420※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1430※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の県外への避難に伴う避難（近隣住民からの嫌がらせ等によりやむなく平成24年2月に避難先の県内で引っ越した費用を含む。）及び帰宅に要した移動費用（平成26年3月分）が賠償された事例
- 【公表番号1461※1】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成24年8月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成25年8月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1468※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例
- 【公表番号1471※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子1名）のうち、県外に避難した申立人母子が、平成28年3月に自宅に帰還した際の帰還交通費及び引越関連費用が賠償された事例（なお、県外への避難費用は前件の和解で賠償済。）
- 【公表番号1473※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら母子について、平成30年3月に避難先から申立人父の居住先（郡山市）に帰還した際に支出した交通費及び引越費用が賠償された事例
- 【公表番号1480※1、※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人ら（祖母、父母、子2名、父の弟）のうち、申立人父母及び子2名が避難したことにより生じた避難費用（平成23年3月から平成26年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1481※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成23年4月中旬頃まで避難していた申立人について、平成23年3月から平成23年4月までの避難費用（避難交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1486※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外に避難した申立人B、C、D及びE並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Aについて、申立人B、C、D及びEが避難を開始した平成23年8月から帰還した平成26年3月までの避難費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用）並びに平成24年1月から平成26年3月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1490※2】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成23年6月頃までに申立人母が申立人子のうちの1名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成23年3月から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成28年3月の検査費用が賠償された事例

- 【公表番号1491※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母及び申立人子が避難したことから、避難費用（交通費、宿泊費及び引越関連費用。平成23年6月分から同年8月分まで）が賠償された事例
- 【公表番号1521※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年3月に関東地方に避難した申立人ら（成人2名及び子2名）について、平成24年3月に関東地方の避難先から関西地方の避難先に引っ越した移動交通費及び引越費用等が賠償された事例
- 【公表番号1534※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子1名につき月額2万円の避難雑費が平成24年1月分から平成27年3月分まで賠償された事例
- 【公表番号1547※1、※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（母及び未成年の子供2名）について、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（一時立入費用）及び避難雑費（平成24年1月から平成26年8月まで子供1名につき月額2万円、平成26年9月から平成27年3月まで子供1名につき月額1万4000円。）が賠償された事例
- 【公表番号1551※2】 自主的避難等対象区域から避難した4名（父、母及び子2名）について、平成24年1月から平成27年3月までの移動交通費（避難交通費）、引越費用及び一時帰宅費用が賠償された事例

イ 生活費増加費用

- 【公表番号151※1～※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人2名。うち1名は要介護3・身体障害等級2級。）について、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼及び帰宅費用の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号152※1、※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各1名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく60万円及び身体障害者に対する増額分10万円を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号154※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人（高齢かつ身体に障害がある。）について、避難費用（移動費用及び生活費増加費用）及び精神的損害（5万円の増額を含む。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号161※1、※2】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成23年12月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号170※1、※4】 原発事故当時、県南地域（西白河郡西郷村）に居住し、平成23年10月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各3万2000円、子16万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号177※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、第一次追補が認める精神的損害、避難費用等に加えてこれを超える移動交通費及びホテル滞在に伴う生活費増加費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号180※1】 平成23年3月9日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月17日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号182※1】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成23年4月に同市に転入した申立人ら（大人2名、子供2名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号184※5】 自主的避難等対象区域（相馬市）に住居し、自主的避難を実行した夫婦及びその子供2名について、自主的避難に要した平成23年3月から同年12月までの移動交通費、住居費、教育費増加等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例
- 【公表番号190※3】 自主的避難等対象区域に住居し、原発事故後自主的避難を実行した子供及び原発事故当時妊婦であった者を含む申立人ら8名について、平成23年3月から同年12月までの避難先の宿泊費等の生活費増加費用のうち第一次追補による賠償分を超える部分の賠償が認められた事例
- 【公表番号191※2、※3】 自主的避難等対象区域に住居し、平成23年3月から自主的避難を実行した夫妻及びその子供（夫は1か月程度で帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した同年12月分までの家賃、礼金、仲介手数料に加え敷金の2割相当分の額が住居に係る生活費増加費用の賠償として認められた事例
- 【公表番号194※1、※3、※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に住居し、平成23年7月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年8月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号224※1】 自主的避難等対象区域（小野町）から自主的避難をした家族3名（子供1名、その他2名）の平成23年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例
- 【公表番号229※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成23年3月及び同年4月に新潟市と東京都に自主的避難をしていた家族3名（大人）について、避難先の宿泊費、親族に対する宿泊謝礼の一部の賠償が認められた事例
- 【公表番号250※1】 父が仕事のために郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から同年8月までの面会交通費が賠償された事例
- 【公表番号251※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族5名について、家財道具購入費用が賠償された事例
- 【公表番号264※2】 県南地域（矢吹町）から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、避難先の居住費及び家財道具購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号274※1】 父が仕事のために福島市に残り、母と子2名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から同年3月までの生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号283※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、平成24年分の住居費、面会交通費、家財道具購入費用等の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号316※1】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている家族4名について、平成24年1月から同年10月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例

- 【公表番号319※2】 平成23年4月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例
- 【公表番号323※3】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と2人の子が新潟県に自主的避難をした家族4名について、平成23年3月から同年8月までの二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や、平成24年1月から同年8月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号347※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成24年1月から同年7月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号349※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人5名が米国在住の親族を頼って平成23年3月末から同年4月までの間に米国へ自主的避難した際の避難交通費について、全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号355※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供3名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成24年分の生活費増加費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号396※1】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成23年3月から平成24年12月までの住居費、面会交通費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号397※2】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成24年5月に宮城県へ転居した家族4名（大人2名、子供2名）について、平成24年1月から同年6月までに支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号467※2】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、面会交通費、家財道具購入費及び二重生活に伴う生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号476※2】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、平成23年分のほか、平成24年1月から同年12月までの生活費増加費用（月額3万円）等の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号511※1】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供2名が平成24年3月に自主的避難を実行した申立人らについて、平成24年2月から同年3月までの避難費用、平成24年3月から同年10月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例
- 【公表番号547※3】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同年9月から平成24年12月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号584※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、平成24年11月から申立ての前月である平成25年3月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号597※1】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例

- 【公表番号599※1】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成25年4月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号622※2】 原発事故時自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と18歳未満の子2名が平成23年7月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族4名について、母及び子らが避難を行っていた平成25年3月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号625※3】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供・妊婦1人当たり月額2万円）等が賠償された事例
- 【公表番号637※1】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成24年8月から平成25年3月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成24年7月分までは、前回の和解で賠償済み。）
- 【公表番号652※2】 長期間の自主的避難は実行せず自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために、子供の長期休みや週末に他の都道府県への短期の避難を実行したとして家財道具購入費用等の賠償を求めた申立人ら家族（大人2名、子供2名）について、避難関連費用（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号654※1】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末等に関東地方等への短期避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供2名）が、短期の避難に要した移動交通費及び宿泊費（対象期間は平成24年3月から同年4月まで、同年11月、及び平成25年1月。）について月1回2万円の範囲で損害賠償が認められた事例
- 【公表番号666※2】 長期の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供3名）に、生活費増加費用（いわゆる定額賠償金に相当する部分。対象期間平成23年3月から同年12月まで）、及び移動に要する交通費（福島・山形間のガソリン代。対象期間平成24年1月から同年10月まで）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号671※1、※2】 原発事故当初、自主的避難等対象区域から自主的避難を実行した申立人に、原発事故発生当初の時期の避難に要した移動交通費、宿泊謝礼の賠償が認められた事例
- 【公表番号676※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成24年12月までの期間における生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号682※1～※4】 自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成25年5月に避難終了した申立人らについて、平成23年3月から平成25年5月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例
- 【公表番号705※1】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら（夫・妻）について、平成23年12月までの期間における生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号733※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟

県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活を余儀なくされたことによる生活費増加分が賠償された事例

- 【公表番号767※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人2名、子供1名）について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号770※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成25年7月に夫が宮城県に転勤となり、宮城県の社宅で同居を再開することができた申立人ら（大人2名、子供2名）について、平成25年9月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号794※1】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例
- 【公表番号804※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県に避難している申立人らについて、幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成25年10月末（和解提案日の前月末）までの避難費用、避難雑費等が認められた事例
- 【公表番号813※1】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（原発事故当時は妊婦であり、避難中に出産。）と幼児3名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成25年12月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号814※1、※2】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供1名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成24年及び平成25年の移動交通費の一部が賠償された事例
- 【公表番号819※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成25年9月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号827※1】 自主的避難等対象区域から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したことを考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ6万円増額して賠償された事例
- 【公表番号829※2、※3】 県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合において、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の面会交通費の賠償が認められた事例
- 【公表番号854※1～※4】 県南地域（白河市）から平成23年3月13日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年12月31日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号866※3】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が同じく自主的避難等対象区域である福島市渡利地区に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成25年12月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号867※1】 自主的避難等対象区域から避難した右上下肢機能全廃（身体障害等級1級）の身体障害がある申立人を含む申立人らについて、平成23年3月から平成23年7月までの生活費増加費用（宿泊費）が賠償された事例
- 【公表番号871※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号883※4】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に妻子が避難し、夫も平成24年5月に妻子の避難先へ避難した事案について、平成24年1月から平成24年5月の夫の避難開始までの、二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費が賠償された事例
- 【公表番号885※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1名（大人）が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号901※1】 自宅近隣の住宅が特定避難勧奨地点の設定を受け、自宅の放射線量も高かったため、自主的避難等対象区域（伊達市霊山町）から平成23年10月に大人のみで避難を開始した申立人らについて、平成23年10月から平成25年2月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号904※2】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号937※2】 自主的避難等対象区域内に居住していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と3名の子）の平成25年12月までの生活費増加費用について、申立人父が母子と面会するための交通費については月2往復で算定した金額が、避難先と避難元で二重に負担していた水道光熱費その他生活費の増加分については月額3万円が、避難先で子が転校等する必要が生じたため負担した教育費については請求額の8割の限度で、賠償が認められた事例
- 【公表番号947※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成25年3月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号957※1】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成23年3月から同年8月までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用、④宿泊費及び⑤自主的避難に伴う6か月分の就労不能損害が認められた事例
- 【公表番号983※2】 父が仕事のために県南地域（西白河郡西郷村）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号992※1】 腎臓移植後の経過観察等のために定期的に仙台市内の病院に通院していた自主的避難等対象区域（いわき市）の申立人について、原発事故の影響により仙台市までの交通路の変更を余儀なくされ、移動距離が従来よりも往復で約100キロメートル増加

したとして、平成26年8月までの通院交通費の増加分（ガソリン代と高速道路料金）が賠償された事例

- 【公表番号1004※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族3名について平成23年3月から平成26年7月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1005※1】 県南地域（泉崎町）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成23年3月22日までの期間における避難交通費及び宿泊謝礼が賠償された事例
- 【公表番号1017※1】 屋内退避区域（いわき市）から平成24年9月に避難した申立人ら（夫婦と子供3名（うち1名は、避難中である平成24年10月に出生））について、平成24年9月から平成25年5月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1024※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等（平成23年3月から平成24年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1040※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、子供又は妊婦を含まない世帯である申立人らのうち、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成23年8月までの生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1049※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に申立外の妻子とともに居住していたが、原発事故直後に妻子のみが関東地方に避難し、その後、平成25年中に妻と離婚した申立人について、申立人が居住する福島市から子が居住する関東地方まで面会する際に支出した交通費につき、平成26年9月まで毎月1回分の面会交通費（1km当たり22円のガソリン単価に往復の距離を乗じて得られる金額）が賠償された事例
- 【公表番号1068※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年12月に関東地方の専門学校に進学し入寮した申立人について、申立人の進学には自主的避難の側面もあることを考慮して、寮費の5割の限度で賠償を認め和解が成立した事例
- 【公表番号1083※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人らのうち、申立人父の通勤費増加分について、申立人父の勤務状況、通勤状況等を考慮して、新幹線定期代利用分の全額（勤務先から支給された通勤費を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1117※2】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1162※3】 自主的避難等対象区域（本宮市）で、原発事故前から自家消費野菜を栽培していたが、原発事故後は同野菜の放射線量が高いため食用に供することができず、そのため、市販の野菜を購入する費用が増加した申立人ら（成人）について、原発事故後、実際にかかった野菜購入費用から、原発事故前の同費用を控除した額について、平成26年12月まで賠償された事例
- 【公表番号1174※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの生活費増加費用が賠償された事例

- 【公表番号1196※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成27年3月までの生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1202※1、※2】 自主的避難等対象区域（田村市）から避難した申立人ら（原発事故当時89歳の申立人母と息子夫婦）について、平成23年4月分及び同年5月分の、避難先で申立人母が宿泊した介護施設の利用料と原発事故以前に申立人母が利用していたサービスの利用料との差額分につき8割の限度で賠償された事例
- 【公表番号1213※1】 自主的避難等対象区域外である会津地域で自宅近隣の自己所有林から伐採した薪を薪ストーブの燃料に使用していたが、原発事故後、当該薪から規制値以上の放射性物質が検出されたため使用ができなくなった申立人について、平成27年11月及び同年12月に支出した薪の購入費用、運搬費用等が賠償された事例（なお、申立人所有林の立木については賠償未了である。）
- 【公表番号1216※1】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人（平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ。）について、平成24年3月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1224※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年4月に県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子3名）のうち、原発事故当時、福島県内の公立高校に通学していた長女について、避難先の県内の公立高校に転校できずに、私立高校に転校したことにより増加した授業料等（平成24年1月1日から平成26年3月末日まで）が、増加分の5割の限度で賠償された事例
- 【公表番号1229※5】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子2名（兄、妹））について、申立人（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成27年4月分以降の面会交通費が賠償された事例
- 【公表番号1233※1】 宮城県伊具郡丸森町大内地区（自主的避難等対象区域以外の地域。以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田及び山林）を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の生活費増加費用（平成23年3月から平成26年3月まで）等の賠償がされた事例
- 【公表番号1241※1】 県南地域（西白河郡矢吹町）で申立人Aと原発事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人B及びC、D（原発事故当時7歳、4歳）並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人Eについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して生活費増加費用のうち平成23年3月から同年8月までの二重生活に伴う生活費増加分18万円、同年3月から同年8月までの家財道具等購入費用15万円、同年5月から同年8月までの面会交通費16万6400円及び同年6月から同年8月までの駐車場費用9000円を認めた事例
- 【公表番号1246※1】 原発事故時自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む3名が原発事故後相当期間を経過している平成25年7月に自主的避難を実行したが、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて生活費増加費用として平成25年7月から平成27年3月までの家賃等82万0200円を認めた事例
- 【公表番号1248※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）所在の賃貸住宅に居住し、かつ平成25年4月に同区域内（本宮市）に建築予定の一戸建て住宅に転居する計画を有していた申立人らについて、上記賃貸住宅の所在地の放射線量よりも上記転居予定先

の放射線量の方が高かったことから、上記一戸建て住宅の建築を延期し、上記賃貸住宅に居住し続けたことにより負担した家賃相当額につき、地方公共団体による除染の完了時期等を踏まえ、平成26年6月分までの賠償がされた事例

【公表番号1256※1】 平成23年3月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成25年9月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号1264※1】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子1名）について、自主的避難を実行するに伴い負担した生活費増加費用（平成24年3月から平成27年3月までの避難先での町内会費）1万4800円の賠償を認めた事例

【公表番号1315※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例

【公表番号1316※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人（大人1人世帯）が平成23年6月に避難を実行したことによりかかった生活費増加費用（宿泊費、住居費、いわき市の病院に通院するための交通費・宿泊費）について、平成23年8月分まで賠償された事例

【公表番号1324※6】 自主的避難等対象区域（福島市）から妻子とともに県外に避難した申立人父について、勤務先の始業時刻が早く、避難により公共交通機関を利用して出勤するのが困難になったことを考慮して、生活費増加費用（通勤費増加費用）として、ガソリン代相当分に加え、自動車購入費用の一部（車両本体価格の1割程度）が賠償された事例

【公表番号1332※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（申立人母・孫）が、避難先で申立人孫が通う認可外保育園の保育料を負担するようになったことについて、平成24年4月から福島市においても住民票を移さなくても認可保育園に入所できる広域入所が認められ、無料で認可保育園に通うことが可能になったものの、申立人孫は心臓病を抱えており、保育園が替わることによるストレスを避ける必要があったこと等の事情を考慮して、平成24年4月分から同年9月分までの保育料が賠償された事例

【公表番号1346※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人（大人）について、平成23年9月10日までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

【公表番号1352※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例

【公表番号1364※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例

【公表番号1385※4】 自主的避難等対象区域（三春町）に居住し、平成24年3月末に福島県外に長期の避難を行った申立人について、平成24年4月分から退職した平成26年6月分までの通勤費増加分（勤務先から支給されず自己負担となった新幹線特急券相当分）が賠償された事例

【公表番号1398※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成23年3月分から平成27年3月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成23年10月から平成24年3月までの就労不能損害が賠償された事例

- 【公表番号1400※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成25年1月分から平成27年3月分までの避難費用等のほか、平成28年7月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例
- 【公表番号1411※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用（申立人夫との面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用一般、家財道具購入費用、自家消費野菜に係る生活費増加費用）及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1420※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1430※1～※3】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の県外への避難に伴う生活費増加費用（平成23年3月から平成26年3月まで）のほか、避難により申立人子の監護を同市内に居住する申立外の祖父母に依頼できなくなったため、新たに幼稚園に入園させる必要が生じたこと等を考慮し、幼稚園に要する費用の3割相当額等（平成24年4月から平成26年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1459※1】 自主的避難等対象区域（国見町）に居住していた申立人ら（父母、子及び祖父母）のうち、平成23年3月に申立人父母及び子が避難したことにより生じた生活費増加費用について、面会交通費、二重生活による生活費増加費用及び自家消費米について平成24年1月分から平成27年3月分まで、自家消費野菜について前回の申立てで和解が成立した以降の平成26年1月分から平成27年3月分までが賠償された事例
- 【公表番号1461※1】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成24年8月に行った線量より低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成25年8月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1468※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例
- 【公表番号1480※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人ら（祖母、父母、子2名、父の弟）のうち、申立人父母及び子2名が避難したことにより生じた二重生活に伴う生活費増加費用（平成24年1月から平成26年3月まで）について、申立外の同居者（祖父）の存在を考慮して増額して賠償された事例
- 【公表番号1481※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成23年4月中旬頃まで避難していた申立人について、平成23年3月から平成23年4月までの生活費増加費用（家財道具購入費用及び宿泊謝礼）が賠償された事例
- 【公表番号1486※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外に避難した申立人B、C、D及びE並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Aについて、申立人B、C、D及びEが避難を開始した平成23年8月から帰還した平成26年3月までの避難費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用）並びに平成24年1月から平成26年3月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1490※2】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成23年6月頃までに申立人母

が申立人子の中の1名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成23年3月から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成28年3月の検査費用が賠償された事例

【公表番号1491※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母及び申立人子が避難したことから、平成23年7月分から平成27年3月分までの生活費増加費用（二重生活に伴う生活費分等）が賠償された事例

【公表番号1498※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、二重生活に伴う生活費増加分（平成23年3月分から平成25年3月分）、申立人子が幼稚園を転園したことによる保育料の差額及び転園先の幼稚園で必要とされたスキーウェア代の一部等（平成23年3月分から平成25年3月分）が賠償された事例

【公表番号1503※1、※2、※6】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名）について、生活費増加費用として申立人子が避難先で入園した幼稚園の入園費用、避難先の幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額（平成24年4月分から平成25年3月分まで）等が賠償された事例

【公表番号1521※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年3月に避難した申立人ら（成人2名及び子供2名）について、避難以前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では養鶏が行うことができなくなったこと、野菜についても平成24年3月以降は避難先での栽培を再開したものの収穫量は避難以前よりも減少したこと等の事情を考慮し、平成25年3月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・米・鶏卵）が賠償された事例

【公表番号1534※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子供2名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子供1名につき月額2万円の避難雑費が平成24年1月分から平成27年3月分まで賠償された事例

【公表番号1551※2、※3】 自主的避難等対象区域から避難した原発事故発生当時同居の4名（父、母及び子供2名）について平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分及び同4名間の面会交通費）が賠償されたほか、同4名の住居と近所（数百メートル）の別の住居に居住していた同区域滞在者である祖母について同期間中（平成25年及び平成26年各1回）に避難先の同4名に面会するため負担した交通費が賠償された事例

ウ 精神的損害

【公表番号151※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（大人2名。うち1名は要介護3・身体障害等級2級）について、第一次追補により認められる精神的損害に加え、夫の避難時の苦痛、障害者仕様となっていない避難先で不自由な生活（42日間）を強いられた苦痛等につき10万円の増額が認められた事例

【公表番号152※1、※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（妊婦、胎児及び半身不随の身体障害者各1名を含む。）について、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害（自主的避難開始後出生に係る子供についての東京電力の直接請求に係る基準に基づく60万円及び身体障害者に対する増額分10万円を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号154※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人（高齢かつ身体に障害がある）について、避難費用（移動費用及び生活費増加費用）及び精神的損害（5万円の増額を含む。）の賠償が認められた事例

【公表番号158※1、※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）内の社宅に居住していた申立人（大人）が、緊急時避難準備区域にある勤務先が閉鎖し、居住継続が困

難となって自主的避難の実行を余儀なくされ、避難所における2か月間（平成23年4月及び同年5月）の避難生活による精神的損害（合計20万円。ただし、受領済みの8万円のうち4万円と精算処理。）及び避難に起因するストレスによる帯状疱疹等の身体的損害（同年3月から平成24年6月まで通院）による精神的損害（通院慰謝料合計14万円）の賠償が認められた事例

【公表番号161※1、※2】 原発事故当時、里帰り出産のため、自主的避難等対象区域（福島市）の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び原発事故後出生した子）が、母子手帳により自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとされ、第一次追補が妊婦及び子供に平成23年12月末までの精神的損害及び生活費増加として認める損害の賠償が認められた事例

【公表番号165※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行した申立人（大人・非妊婦）について、第一次追補に係る精神的損害、生活費増加費用等のほか、これを超える部分の避難費用、一時帰宅費用等の賠償が認められた事例

【公表番号166※1、※2】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した申立人ら（大人2名）について、第一次追補が認める精神的損害等のほか、平成23年3月から平成24年1月までの海外を含む複数回の避難に係る交通費、宿泊費等のうち、平成23年3月及び同年4月の相当額に限り認められた事例

【公表番号170※1、※3】 原発事故当時、福島県西白河郡西郷村（区域外）に居住し、平成23年10月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各3万2000円、子16万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例

【公表番号177※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に住んでいた申立人ら（大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴がある。）が自主的避難を実行し、避難費用（生活費増加費用を含む。）及び第一次追補が認める精神的損害に加えて各2万円の増額が認められた事例

【公表番号180※1】 平成23年3月9日において同月下旬に自主的避難等対象区域（郡山市）内の勤務先へ移動する予定であり、同月17日に実際に転入したが同月中は東京への滞在を余儀なくされた者及びその妻子について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める生活費増加費用及び精神的損害の賠償が認められた事例

【公表番号182※1】 原発事故当時、福島県外から自主的避難等対象区域（郡山市）への転勤が予定されており、平成23年4月に同市に転入した申立人ら（大人2名、子供2名）について、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等と扱うことが相当であるとして、第一次追補が認める精神的損害及び生活費増加費用の賠償が認められた事例

【公表番号184※2、※3】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行した夫婦及びその子供2名について、第一次追補が認める精神的損害が認められたほか、妻については避難開始後に精神的ストレス等による心因性の末梢性めまいを発症したこと等を考慮し、20万円の精神的損害の増額が認められた事例

【公表番号191※2、※3】 自主的避難等対象区域に居住し、平成23年3月から自主的避難を実行した夫妻及びその子供（夫は1か月程度で帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した同年12月分までの家賃、礼金、仲介手数料に加え敷金の2割相当分の額が住居に係る生活費増加費用の賠償として認められた事例

【公表番号194※1、※3、※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成23年7月に千葉の実家に自主的避難を実行した夫婦及びその子供（夫は同年8月に帰還。）について、第一次追補が認める精神的損害のほか、自主的避難に要した移動交通費及び引越費用、家財道具購入等の生活費増加費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号229※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、自主的避難を実行した家族3名（大人）について、第一次追補が認める精神的損害が認められた事例
- 【公表番号264※3】 矢吹町（県南地域）から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、原発事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号272※1】 茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料（平成23年3月から同年12月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号379※2】 自主的避難等対象区域内に居住し地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を20万円増額した事例
- 【公表番号388※4】 原発事故当時は自主的避難等対象区域に居住し、平成23年6月以降は転勤のため緊急時避難準備区域に居住した申立人について、自主的避難等対象区域に居住していた時期分につき中間指針第一次追補に基づく精神的損害が賠償された他、平成23年6月以降に緊急時避難準備区域に居住した時期分についても中間指針に基づく日常生活阻害慰謝料（平成23年9月分まで月額10万円、平成23年10月分以降月額8万円）が賠償された事例
- 【公表番号395※3】 申立人夫妻及び身体に障害があり要介護5であった申立人夫の母が自主的避難等対象区域（いわき市）から自主的避難を実行したが、要介護状態及び介護しながらの自主的避難の実行の労苦について、それぞれ中間指針第一次追補が認める精神的損害にそれぞれ10万円の増額が認められた事例
- 【公表番号396※2】 父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族4名について、中間指針第一次追補に基づいて支払われた賠償を、両親については4万円、子供については20万円を、平成23年3月から同年12月までの精神的損害に対する賠償として扱った事例
- 【公表番号397※2】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成24年5月に宮城県へ転居した家族4名（大人2名、子供2名）について、平成24年1月から同年6月に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号467※1】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号469※1】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族5名（うち子供3名）について、平成23年3月から平成24年8月までの避難及び帰宅に要した費用及び平成24年1月から同年8月までの精神的損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号476※1】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号500※1】 福島県県南地域（白河市、区域外）から平成23年4月22日以前に避難を開始した母と子供について、平成23年3月から同年12月までの第一次追補が認める精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号514※1】 原発事故発生前から、自主的避難等対象区域内の病院で看護師主任をしていた申立人が、原発事故直後から病院に泊まり込むなどの過重労働を余儀なくされたとして、派遣の看護師が配置されるまでの原発事故後1年間について、慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号591※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内の事業所に勤務していた申立人について、原発事故による事業所閉鎖に伴い、県外の事業所に転勤

し単身赴任したことに加え、劣悪な環境での生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年6月から平成25年2月まで、中間指針が認める日常生活障害慰謝料に加え、21万円を増額する賠償が認められた事例

【公表番号597※1】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例

【公表番号622※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、母と18歳未満の子2名が平成23年7月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家族4名について、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（18歳以下の子については40万円、本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円（18歳以下の子については20万円）を精神的損害に対する賠償として扱った事例

【公表番号637※2】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、追加賠償が精神的損害等に対する賠償として扱われた事例

【公表番号652※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（18歳以下の子供及び妊婦）、及び8万円（子供及び妊婦以外）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ20万円、及び4万円（対象期間平成23年3月から同年12月まで）を精神的損害に対する賠償として扱われた事例

【公表番号666※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（18歳以下の子供）、及び8万円（大人）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ20万円、及び4万円（対象期間平成23年3月から同年12月まで）を精神的損害に対する賠償として扱われた事例

【公表番号690※1】 自主的避難等対象区域から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、新生児）について、母親が帝王切開により出産した直後に新生児とともに避難せざるを得なかったこと、新生児が帝王切開で生まれた翌日に避難せざるを得なかったこと、幼児が両肢の重い移動機能障害により自力で歩くことができない状態であったこと、父親がこれらの家族を連れて避難したことを考慮し、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料とは別に、申立人らに対し各10万円の慰謝料が賠償された事例

【公表番号705※1、※2】 原発事故時、福島市に居住していた申立人ら夫婦について、平成23年12月までの期間における精神的損害が賠償された事例

【公表番号733※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で家族とともに居住し、避難指示区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された事例

【公表番号760※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、避難指示区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、平成25年7月までの11か月間に生じた、病気を抱えながら単身赴任を余儀なくされたことによる精神的損害として11万円の賠償が認められた事例

【公表番号794※1】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

- 【公表番号814※1、※2】 長期間の自主的避難の実行を終了した後（その際の避難費用及び生活費増加費用についても賠償されている。）に自主的避難等対象区域に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供1名）に、放射能から少しでも逃れるために週末等に周辺の県内外への短期の避難を実行するのに要した平成24年及び平成25年の移動交通費の一部が賠償された事例
- 【公表番号827※2】 自主的避難等対象区域から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、避難費用、生活費増加費用のほか、精神的損害をそれぞれ6万円増額して賠償された事例
- 【公表番号831※2】 福島県外に住民票があるが、自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人（身体障害等級1級）について、同市に生活の本拠があったことが認められた上で、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされ、更に各地の病院を転々とさせられて十分な透析治療を受けられなかったこと等を考慮し、精神的損害として、20万円の増額が認められた事例
- 【公表番号854※1～※4】 県南地域（白河市）から平成23年3月13日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年12月31日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号866※1、※2】 自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が自主的避難等対象区域（福島市渡利地区）に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号867※1】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らの精神的損害について、右上下肢機能全廃（身体障害等級1級）の身体障害がある姉に20万円（原発事故発生当初の時期）、姉に付き添って避難した母と弟にそれぞれ10万円（原発事故発生当初の時期）の増額がされた事例
- 【公表番号871※2、※5】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、定額の精神的損害の賠償のほか、小さな子供3人を連れて、特に末子が生まれて間もない時期の避難であったこと等を考慮し申立人母に6万円の増額が認められた事例
- 【公表番号883※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に妻子が避難し、夫も平成24年5月に妻子の避難先へ避難した事案について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号923※1】 特定避難勧奨地点が多数存在した地域である伊達市霊山町や月舘町（自主的避難等対象区域）に居住していたものの、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、同地域の特定避難勧奨地点が設定された平成23年6月30日から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月までを対象期間として、1人当たり月額7万円の精神的損害等が賠償された事例（和解案提示理由書（掲載番号25）に賠償期間、和解案の理由等が示されている。）
- 【公表番号937※1】 自主的避難等対象区域の申立人ら（父母と3名の子）のうち、障害を有する子1名を含む3名の子を連れて同区域から避難した母と障害を有している子の平成23年分の慰謝料について、それぞれ14万円の増額が認められた事例
- 【公表番号947※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに住居を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成23年12月末日までの精神的損害が賠償された事例

- 【公表番号957※2】 自主的避難等対象区域から避難した身体障害等級1級の子（成人）及びその介護をしていた両親について、定額賠償金よりそれぞれ16万円増額された精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号977※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子2名の世帯）について、持病をもつ妻と子1名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として40万円増額された事例
- 【公表番号1004※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族のうち、障害を抱えた子について、避難先で従前と同じ日数の療育を受けるために複数の施設での療育が必要となるなどして混乱し、精神的に不安定になり、母もその付添いにより精神的苦痛を被ったとして、原発事故に伴い主たる介護者である母及び障害を有する子に負担が増えたことについて相当因果関係が認められ、それぞれに対して精神的損害5万円ずつの増額賠償が認められた事例
- 【公表番号1005※1】 泉崎町（県南地域・自主的避難等対象区域外）から原発事故直後に秋田県に避難を開始した申立人らについて、足が悪く、歩行やトイレに介助を要する80歳代の高齢者を連れた避難であったこと等を考慮して、平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、申立人4名全員で5万円の精神的損害の増額が認められた事例
- 【公表番号1011※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、平成23年3月分から平成26年2月分までの避難費用等の他、自宅並びに避難前に子2名が通っていた小学校及び幼稚園の放射線量が高く、申立人らが被曝の不安を抱えていること等を考慮して、精神的損害の増額分（世帯合計64万円）が賠償された事例
- 【公表番号1112】 自主的避難等対象区域から避難した申立人ら夫妻について、申立人夫が透析治療の必要な腎臓機能障害及び視力障害等の身体障害（併せて身体障害等級）を有していたこと、避難に伴い申立人夫への介護の負担が増大したこと等の事情に鑑み、申立人らの精神的損害（原発事故発生当初の時期）につき、合計24万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1016※2】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らのうち、体幹機能障害（身体障害等級3級）がある申立人と右上下肢機能の著しい障害（身体障害等級3級）がある申立人について、原発事故発生当初の時期の精神的損害がそれぞれ10万円増額された事例
- 【公表番号1024※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、中間指針第一次追補定額分の精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1079※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らのうち、視覚障害（身体障害等級1級）を有する母の精神的損害について、避難生活において、外出や通院に支障が生じたなどとして、一時金として16万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1147※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）の病院で定期的な治療を受けていたが、県外に避難して同所で透析治療を受けていた申立人（身体障害等級1級）について、避難状況や病院での治療時間が短縮されたこと等の事情を考慮し、精神的損害の増額分として10万円が賠償された事例
- 【公表番号1233※1】 自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町大内地区（以下「大内地区」という。）にある自宅において同居する申立人ら（祖父母、父母及び子ら。なお、祖父は手続中死亡し、祖母及び父が受継。）について、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域と同等の賠償実績がある同町筆甫地区（以下「筆甫地区」という。）に近接していること、大内地区の線量は筆甫地区と同程度といえること、亡祖父が筆甫地区に不動産（田

及び山林)を所有しており、申立人らが筆甫地区とも密接に関連した生活状況であったこと等を考慮し、自主的避難等対象区域と同等の精神的損害(平成23年3月から平成24年8月まで)等の賠償がされた事例

- 【公表番号1241※1】 県南地域(西白河郡矢吹町)で申立人Aと原発事故時に同居していたが、原発事故直後に避難した申立人B及びC、D(原発事故当時7歳、4歳)並びに避難先で平成23年5月に出生した申立人Eについて、その避難時期や自主的避難等対象区域との近接性、更には原発事故により家族が離れて生活することになったこと等の事情を考慮して、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象区域における賠償と同等の精神的損害の賠償(原発事故当時妊婦であった申立人母及び子3名について、それぞれ、原発事故発生から平成23年12月末までの損害の賠償として20万円ずつの合計80万円。)を認めた事例
- 【公表番号1291※1】 自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部の住居が特定避難勧奨地点に設定されたことを踏まえ、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11月から平成25年3月まで(ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで。)の間、1人当たり月額7万円が賠償された事例
- 【公表番号1315※1】 自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住していた申立人夫婦が、申立人夫が透析治療を受けるために、また、被曝を懸念して避難をしたことについて、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例
- 【公表番号1352※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人らについて、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円(18歳以下の子供)、及び8万円(大人)(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち、それぞれ20万円、及び4万円(対象期間平成23年3月から同年12月まで)を精神的損害に対する賠償として扱われた事例
- 【公表番号1364※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例
- 【公表番号1374※3】 自主的避難等対象区域(郡山市)から避難をした身体障害等級1級の申立人子(成人)及びその介護をした申立人父母の精神的損害について、避難先での申立人子の生活状況、申立人父母の介護の負担等の事情を考慮し、平成23年3月から同年8月までの期間について、それぞれ16万円の増額分等が賠償された事例
- 【公表番号1411※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していた申立人ら夫婦について、申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難をしたことを考慮し、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1420※1】 自主的避難等対象区域(相馬市)の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら(夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら)について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1430※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の県外への避難等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に基づく慰謝料(平成23年3月から同年12月まで)が賠償された事例

【公表番号1464※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成23年3月に避難した申立人ら（父母及び子2名。子のうち1名は避難中に出生。）のうち、原発事故当時妊娠中であつた母について、同年5月に胎児を死産したことに鑑み、同年3月から同年12月までの精神的損害として15万円の増額分が賠償された事例

エ 生命・身体的損害

【公表番号156※4、※5】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、勤務先を退職して平成23年7月に子供らとともに自主的避難の実行をした母親について、退職したことや被曝に関するストレス等により解離性障害を発症して同年9月から平成24年2月まで入退院を繰り返したとして、生命・身体的損害（入通院費用、入通院慰謝料、夫の見舞い費用等）、避難による精神的損害等の賠償が認められた事例

【公表番号184※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、自主的避難を実行したが、避難開始後に精神的ストレス等による心因性の末梢性めまいを発症した申立人について、避難生活による精神的負担に起因するものとして、治療費及び薬代の賠償が認められた事例

【公表番号223※1、※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から3週間程度の自主的避難をした家族4名（子3名とその親権者）について、子3名の定額賠償金とは別に、親権者のストレス性の疾患及び既往症の悪化による生命・身体的損害等の実費相当額、それに伴う休職等による就労不能損害等の賠償が認められた事例

【公表番号395※2】 身体に障害があり要介護5の状態自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により施設から自主的避難を要請されて平成23年3月中に避難を実行し、避難生活中に体調を悪化させて平成23年6月に死亡した申立人の被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の相当因果関係の存在を認め、死亡慰謝料700万円等の賠償が認められた事例

【公表番号639※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇され、うつ病が悪化した申立人の精神的損害に慰謝料が支払われた事例

【公表番号676※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、母に対し平成25年6月までの期間における検査費用が賠償された事例

【公表番号736※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた90歳近い高齢者が、原発事故による病院閉鎖のため転院を余儀なくされ、その後、元の入院先に戻ったものの平成23年6月に肺炎により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例

【公表番号777※1】 長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（桑折町）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行した申立人ら家族（大人3名、子供3名）について、平成24年12月に実施したホールボディカウンターによる検査費用が賠償された事例

【公表番号814※4】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、平成24年8月に実施したホールボディカウンターによる検査費用の賠償が認められた事例

【公表番号827※1】 自主的避難等対象区域から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したこと等を考慮し、精神的損害がそれぞれ6万円増額して賠償されたほか、介護施設の利用費用の増加分につき平成25年7月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例

- 【公表番号937※2】 自主的避難等対象区域内に居住していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と3名の子）の平成25年1月から同年8月までに実施した放射線検査費用全額が賠償された事例
- 【公表番号1004※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族3名について平成23年3月から平成26年7月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1058※1】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人について、避難直後に放射能に対する恐怖から持病の統合失調症が再発し、入院に至ったところ、原発事故の影響割合を6割として、治療費及び入院慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1123※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、失職及び約1か月間の自主的避難により日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係があると認め、平成25年12月から平成27年1月までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）が賠償された事例
- 【公表番号1136※1、※2】 自主的避難等対象区域の介護老人保健施設に入所していたが、同施設が避難者を大量に受け入れたために介護環境が悪化し、平成23年7月に肺炎を患って転院先の病院で死亡した高齢者である申立人の被相続人について、原発事故と死亡との間の相当因果関係を認めつつ、原発事故の影響割合（1割）を考慮した上で、死亡慰謝料及び逸失利益の賠償が認められた事例
- 【公表番号1168※1】 自主的避難等対象区域から県外に避難している申立人家族について、平成27年10月に自主的避難等対象区域（郡山市）所在の病院でホールボディカウンター検査を受けるために支出した交通費が賠償された事例
- 【公表番号1246※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む3名が事故後相当期間を経過している平成25年7月に自主的避難を実行したが、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて生命・身体的損害として平成25年7月から平成26年12月までの通院交通費3万9100円及び同期間の検査費用1万5240円を認めた事例
- 【公表番号1264※1】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子1名）について、生命・身体的損害として、放射線検査を受けるために平成27年8月から平成28年8月までに負担をした避難先から福島県までの検査交通費2万4886円の賠償を認めた事例
- 【公表番号1329※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住する申立人ら（父母及び子）について、検査の経過等も踏まえ、平成26年3月から平成29年3月までの甲状腺検査費用、検査交通費が賠償された事例
- 【公表番号1389※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、避難指示区域内のタクシー会社で運転手として稼働していた申立人について、原発事故の影響により事業所が閉鎖して失職したことに伴い、申立人の日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との相当因果関係を認め、平成25年6月分から平成28年11月分までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）及び診断書等取得費用が賠償された事例
- 【公表番号1420※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分（面会交通費、二重生活に伴う増加分）、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1490※2】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成23年6月頃までに申立人母が申立人子のうちの1名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子

らがいずれも出生したことから、平成23年3月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等及び平成28年3月の検査費用が賠償された事例

【公表番号1506※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から避難した申立人（成人2名）について、平成29年12月に受検した甲状腺検査代が賠償された事例

オ 除染費用

【公表番号155※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、農地の表土鋤取り、表土移設、埋立て及び客土による除染費用等約48万円（平成23年3月から同年9月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号166※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、住居等について除染を実施した者について、提出された除染証明書等の資料により除染の必要性相当性が認められ、除染実施に係る費用が認められた事例

【公表番号207※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人が、平成23年9月に自宅周辺の立木を伐採する除染を実施したとして、除染実施に係る49万円の費用の賠償が認められた事例

【公表番号243※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅周りの除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）94万5000円が賠償された事例

【公表番号254※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅建物（原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成）の基礎部分の除染費用が賠償された事例

【公表番号255※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人について、自宅敷地の除染費用（庭土の除去工事及びコンクリート舗装工事等）、除染のために必要な放射線測定器及び高圧洗浄機の購入費用が賠償された事例

【公表番号287※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（除去土壌運搬費用、ブロック塀設置代、作業用器具購入費用、線量計購入費用、申立人による除染作業に対する労賃相当額等）が賠償された事例

【公表番号355※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供3名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、除染費用として、線量計購入費用相当額の賠償が認められた事例

【公表番号358※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅建物及び庭について平成24年4月から同年6月までにかけて行われた除染費用（高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等）が賠償された事例

【公表番号383※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地について、平成23年3月から同年12月までに業者に依頼して行われた除染費用全額が賠償された事例

【公表番号393※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅敷地について、平成23年3月から同年4月までにかけて業者に依頼して行われた除染費用が賠償された事例

【公表番号402※1】 郡山市に所在する自宅の庭の芝生が放射性物質に汚染されたとして、当該芝生の除去及び運搬を園芸業者に依頼した申立人について、除染費用（芝撤去工事代）及び線量計購入費用が賠償された事例

【公表番号407※1】 本宮市所在の自宅敷地内の汚染土除去等の作業（平成24年7月）を業者に依頼した費用について、除染費用として賠償された事例

【公表番号432※1】 申立人が、福島市の自宅を除染する目的で購入した高圧洗浄機の購入費用及び外壁等除染洗浄作業のため支出した費用（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例

【公表番号444※1】 原発事故により自主的避難等対象区域（天栄村）に所在する自宅の敷地が放射性物質に汚染されたとして、平成23年10月に敷地内の樹木の伐採及び搬出を造

- 園業者に依頼し、平成24年7月に敷地内の表土の除去及び搬出を電気工事会社に依頼した申立人らについて、これらに支出した除染費用等が賠償された事例
- 【公表番号450※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する申立人所有の自宅建物及び敷地について、平成23年3月から同年12月までの、外構工事代、除染作業代、線量計購入費及び高圧洗浄機等の購入費用が除染費用として賠償された事例
- 【公表番号467※2】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、検査費用が賠償された事例
- 【公表番号480※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する高層マンション（申立人は、区分所有者全員で構成されたマンション管理組合。）について、領収書の金額の限度で、平成23年3月から平成24年8月までの除染工事費用が賠償された事例
- 【公表番号535※2】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（平成23年9月に実施した表土入替え、コンクリート舗装等）が賠償された事例
- 【公表番号551※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人について、自宅建物の外壁、屋根、土間コンクリートの高圧洗浄、敷地の表土入替、庭木の伐採剪定の方法による除染費用60万円（平成23年3月から同年5月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号609※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住する申立人が、放射線測定器及び高圧洗浄機を購入し、また、公的除染に先立って平成23年8月から同年9月にかけて自宅敷地の除染（表土削り取り・入替、レンガ洗浄・敷きなおし、枕木の除去等）を業者に依頼したところ、これらの費用が賠償された事例
- 【公表番号625※4】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、除染のために購入した高圧洗浄機及びレインコートの取得費用等が賠償された事例
- 【公表番号632※1】 自主的避難等対象区域所在の申立人所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入替え費用については全額が、人工芝の張替え費用については半額が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号637※3】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らが、帰還先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成24年2月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号652※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らが、自宅庭の芝部分の除去及びコンクリート舗装工事の方法による除染を実施し、その費用等約10万5000円（対象期間平成23年3月から平成24年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号666※3、※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染費用等（自宅の庭撤去費用）約37万6000円のほか、除染や被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の損害賠償（いずれも、対象期間は平成23年3月から同年12月まで。）が認められた事例
- 【公表番号705※3】 福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用（屋根の葺き替え工事委託費用）の約半分が賠償された事例
- 【公表番号708※2】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、白河市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例
- 【公表番号814※3】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、線量計購入費用のほか、自宅の除染について、自ら行った部分については労賃相当額の、業者に依頼して行った部分については業者への支払相当額の、各賠償が認められた事例
- 【公表番号853※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、自ら水田の除染作業（稲わらの除去、草刈り等）を行った作業労賃（平成23年3月か

- ら平成24年5月まで)及び深耕作業に適した中古トラクターへの買替え費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号871※8】 自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人ら(大人2名、子供3名)について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号937※2】 自主的避難等対象区域の申立人ら(父母と3名の子)について、除染のための高圧洗浄機及び線量計の購入費の賠償が認められた事例
- 【公表番号1006※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費用として平成24年3月に実施した店舗改装工事に要した費用の一部(工事内訳:①仮設工事、②木工事、③内装工事、④家具工事、⑤看板工事、⑥諸費用)が賠償された事例
- 【公表番号1011※3】 自主的避難等対象区域(福島市)から同一市内に新居を建てて避難した申立人ら世帯(夫婦と子2名)について、避難先の線量も高く不安を抱いたこと等から、自宅の除染費用等を認めた事例
- 【公表番号1024※2】 自主的避難等対象区域(郡山市)で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、線量計購入費用(平成23年7月)が賠償された事例
- 【公表番号1080※1】 自主的避難等対象区域外に居住する申立人について、提出された除染作業報告書から除染の必要性を認め、自宅敷地の除染費用(芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等)及び除染見積等作成費用(平成23年3月から平成24年12月まで)の全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1108※1】 山形県東部に居住する申立人が平成24年3月に実施した自宅の除染費用(庭等の土壌入替やコンクリート敷設等)について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み、除染のため外部委託した外構工事代金の賠償(東京電力からの直接請求における外部委託費用についての既払金との差額)が認められた事例
- 【公表番号1130※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人が、原発事故に伴い購入した放射線量測定器について、購入後の点検校正費用、電池購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1131※1】 自主的避難等対象区域内に居住する申立人が原発事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償(期限の定めなし)が認められた事例
- 【公表番号1219※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)に所有する旧自宅で生活していた申立人らについて、平成23年9月の大雨により旧自宅がり災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊した上、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地の自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先についても自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮して除染費用の8割が賠償され、転居先の除染についても、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮して除染費用の8割が賠償された事例
- 【公表番号1256※3】 申立人ら(母子)が、県南地域(西白河郡矢吹町)にある自宅を平成23年5月に除染した工事費用(汚染された土壌の除去等)の一部が賠償された事例
- 【公表番号1260※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人について、申立人が自宅除染で生じた汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備が進んでいないことを考慮して、自宅の除染で生じた汚染土の仮置きのために支払った土地使用料年額5万円(平成28年4月から平成29年3月までの期間)につき、その全額が除染費用として賠償された事例

- 【公表番号1352※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用（対象期間平成23年11月）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号1359※3】 県南地域（白河市。自主的避難等区域外）に居住する申立人らについて、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1419※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体を実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間（平成27年9月1日から平成30年6月30日まで）の賃料相当額が、除染関連費用（汚染土砂保管費用）として賠償された事例
- 【公表番号1430※4】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、避難実行等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が（平成23年6月分）賠償された事例
- 【公表番号1490※3】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らが、一時立入先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成25年10月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例

カ 財物損害

- 【公表番号655※1】 自主的避難等対象区域（いわき市内）で申立外の妻とともに観賞用植物の栽培を行っていた申立人について、申立外の妻が自主的避難を実行したために、水撒き等の十分な管理が困難となって商品が枯死したことにより生じた平成23年出荷分の営業損害（逸失利益）及び平成24年以降出荷分の営業損害（逸失利益）について、それぞれ、平成22年度分の営業利益を基準として、支出を免れた必要経費（4割相当額）を控除した額が賠償された事例

キ 就労不能損害

- 【公表番号152※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、妊婦及び身体障害者とともに自主的避難の実行をした者であって、自主的避難の実行に伴い勤務先を退職したものについて、平成23年3月から同年12月までの減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号156※2、※3】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住した申立人らについて、勤務先を退職して平成23年7月に子供らとともに自主的避難の実行をした申立人母には、平成23年7月から同年12月までの減収分（給与月額25万円の6か月分及び賞与50万円）の半額の賠償が、解離性障害により入院した自主的避難中の申立人母のために介護休暇を取得した申立人父には、介護休暇を取得した期間である平成23年9月及び同年10月の減収分の2分の1並びに自ら自主的避難を実行したため役職変更となって生じた平成23年11月及び同年12月分の減収分について、それぞれ就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号165※2】 自主的避難等対象区域（鏡石町）に居住し、自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、再就職するまでの4か月のうち3か月分の減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号170※1、※2】 原発事故当時、福島県西白河郡西郷村（区域外）に居住し、平成23年10月に他県へ自主的避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）について、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する

- 情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、精神的損害（両親各3万2000円、子16万円）、自主的避難の実行により発生した避難費用、家財道具購入に係る生活費増加費用、就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号190※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故当時妊婦であって、平成23年7月頃に出産のため退職を予定していた申立人が、自主的避難を実行し、同年3月に退職を余儀なくされたとして、平成23年3月から同年7月までの減収分が認められた事例
- 【公表番号191※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成23年3月に子供とともに自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、同月分から同年8月分までの6か月分の減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号194※2】 自主的避難等対象区域に居住し、平成23年7月に子供とともに自主的避難を実行して勤務先を退職した者について、同年8月分から同年12月分までの5か月分の減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号219※1】 県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、妻の実家のある中国へ自主的避難を実行した夫妻及びその子2名（夫妻のみ平成23年4月に帰還。）について、東京電力の直接請求における定額賠償のほか、自主的避難に要した移動交通費が認められ、また、平成23年3月から平成24年3月までの子2名が滞在している妻の実家への宿泊謝礼、夫妻が面会のために移動する交通費を含む二重生活による生活費増加及び子らの避難雑費並びに夫の自主的避難実行に伴う退職により生じた減収分3か月相当分の賠償が認められた事例
- 【公表番号224※1】 自主的避難等対象区域に居住し、自主的避難を実行した申立人について、自主的避難の実行により有期雇用契約が更新されなかったとして、平成23年4月から同年9月までの減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号240※3】 県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、平成23年9月頃に自主的避難を実行した申立人について、同年10月頃に勤務先を退職し、同年11月頃に避難先で再就職をしたものの、収入が減少したとして、平成24年2月分までの減収分の賠償が認められた事例
- 【公表番号251※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族と避難している申立人について、避難実行による就労不能損害（平成24年1月から同年6月まで）が賠償された事例
- 【公表番号333※1】 自主的避難等対象区域内（いわき市）に居住し、自己の勤務先は同市内であったが夫の勤務先が警戒区域内であった申立人が、自主的避難のために夫が福島県外に転勤したことに伴い夫と子供（幼児）とともに福島県外に引っ越したことにより被った就労不能損害について、平成24年3月分まで賠償された事例
- 【公表番号396※1】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、母親の就労不能損害（平成23年3月から平成24年12月までの間における6か月分）が賠償された事例
- 【公表番号467※2】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、妻の避難に基づく就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号547※2】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同年9月から平成25年2月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号584※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、平成

24年11月から申立ての前月である平成25年3月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号597※2】 自主的避難等対象区域（本宮市）から関西地方に自主的避難を実行した原発事故当時妊娠中であった申立人について、自主的避難を行わなければ産前産後休暇及び育児休暇終了後の平成24年4月に復職することができたのに、退職を余儀なくされたとして、事故前収入を基に平成24年4月分から同年9月分までの6か月分の就労不能損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号622※3】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住し、18歳未満の子2名を連れて平成23年7月に県外に避難した申立人（母）について、事故前、ガス会社から業務委託を受け検針を行い月額平均5万4296円の収入を得ていたところ、自主的避難したことにより就労不能となったため、月額平均給与の6か月分が賠償された事例
- 【公表番号625※2】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（避難中に妊娠・出産）と子供2名が自主的避難を実行した申立人らのうち申立人母について、自主避難に伴い退職を余儀なくされたとして、平成23年10月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号767※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人2名、子供1名）について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号871※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、申立人夫について、原発事故時の勤務先を辞め、避難先で自営業を開始したところ、平成23年分の就労不能損害については、中間指針第一次追補第2に基づく損害とは別に賠償が認められた事例
- 【公表番号947※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職したところ、避難先での勤務地が避難当初一定期間は遠方にあり電車通勤せざるを得なかったため、原発事故前とはかからなかった通勤交通費が新たにかかるようになったことから、平成24年1月以降の通勤費の増加分として合理的に認められる額が賠償された事例
- 【公表番号957※1】 自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、平成23年3月から同年8月までの期間に係る①移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用、④宿泊費及び⑤自主的避難に伴う6か月分の就労不能損害が認められた事例
- 【公表番号1058※1】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人について、避難直後に放射能に対する恐怖から持病の統合失調症が再発し、退職後の再就職が困難であった事情を考慮し、退職した平成23年4月分から平成25年3月分までの就労不能損害（ただし、平成23年9月以降は原発事故の影響割合は6割。）が賠償された事例
- 【公表番号1117※2】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1174※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1264※1】 申立人が平成24年3月に避難を実行したため勤務先を退職したことに伴う減収分について、平成24年3月から同年4月までの就労不能損害として20万8360円（原発事故前の就職先の収入を勤務日数で除した額×40日分）の賠償を認めた事例
- 【公表番号1359※2】 県南地域（白河市。自主的避難等区域外）に居住する申立人らについて、自主的避難に伴い生じた就労不能損害の請求について、原発事故時の住所付近の放射

線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、同区域に準じた賠償された事例

- 【公表番号1364※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、自主的避難の実行に伴う平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例
- 【公表番号1398※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成23年3月から平成27年3月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成23年10月から平成24年3月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1468※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例
- 【公表番号1498※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、申立人母の就労不能損害（平成23年7月から平成24年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1551※2】 自主的避難等対象区域から避難した子2名及び妻に付き添うべく避難を実行したため退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約6か月間（平成24年2月分から同年8月分まで）について、避難前の勤務先の賃金を基に算定した賃金相当額が賠償された事例

ク 避難雑費

- 【公表番号230※2】 自主的避難等対象区域に居住し、自主的避難を実行した子3名について平成24年1月から同年9月までの間月額各2万円の避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号250※1】 父が仕事のために郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から同年8月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号251※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中部地方に家族全員で避難している家族5名について、避難雑費（平成24年1月から同年10月まで）が賠償された事例
- 【公表番号274※1】 父が仕事のために福島市に残り、母と子2名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から同年3月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号283※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、避難雑費（平成24年1月から同年9月まで）が賠償された事例
- 【公表番号304※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県新潟市に自主的避難した母と子について、避難雑費（平成24年1月から同年10月まで）等が賠償された事例
- 【公表番号307※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から関東圏に避難を実行した家族3名のうち未成年の子1名について、平成24年1月から同年3月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号316※1】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている家族4名について、平成24年1月から同年10月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例
- 【公表番号323※3】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と2人の子が新潟県に自主的避難をした家族4名について、平成23年3月から同年8月までの二

重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費のほか、平成24年1月から同年8月までの避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号326※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難をした家族5名（うち子供3名）について、平成24年1月及び同年2月分の避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号347※2】 自主的避難等対象区域（須賀川市）から群馬県に避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃や引越費用等のほか、平成24年1月から同年7月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号355※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅に戻り、母と子供3名が福島県外に自主的避難を続けている家族について、平成24年分の避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号396※1】 自主的避難等対象区域である郡山市に居住していた家族のうち、母親と子供が茨城県に自主的に避難したことについて、平成24年1月から同年12月までの避難雑費（子供1人当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号397※2】 原発事故後、家族で福島県外に避難するため父親が勤務先会社に転勤願いを出していたところ、転勤が認められた後の平成24年5月に宮城県へ転居した家族4名（大人2名、子供2名）について、平成24年1月から同年6月に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号467※2】 自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号469※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難継続中の家族5名（うち子供3名）について、平成24年3月から同年12月までの避難雑費の賠償が認められた事例
- 【公表番号476※2】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、平成23年分のほか、平成24年1月から同年12月までの避難雑費（子供1人当たり月額4万円）等が賠償された事例
- 【公表番号511※1】 夫は自主的避難等対象区域（二本松市）の自宅に残り、妻及び子供2名が平成24年3月に自主的避難を実行した申立人らについて、平成24年2月から同年3月までの避難費用、同月から同年10月までの二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例
- 【公表番号547※3】 自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対等の理由により決断が遅れ、退職して子供とともに避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同年9月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号584※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成25年3月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号597※1】 父は仕事のため自主的避難等対象区域（本宮市）に残り、母子が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、申立てのあった月である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された事例
- 【公表番号599※1】 自主的避難等対象区域（本宮市）から新潟県へ避難した申立人ら（母と幼児）について、平成25年4月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号622※2】 原発事故時は自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していたところ、母と18歳未満の子2名が平成23年7月に県外に避難し、父が事故時住所に残った家

族4名について、母及び子らが避難を行っていた平成25年3月までに生じた避難費用、宿泊費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号625※3】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、申立人らが請求している期間である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供・妊婦1人当たり月額2万円）等が賠償された事例

【公表番号637※1】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成24年8月から平成25年3月までに生じた避難先家賃、引越し費用、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例（平成24年7月分までは、前回の和解で賠償済み。）

【公表番号676※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償金の他に、平成24年9月より妊娠していた母に対し平成24年4月から平成25年6月までの期間のうち10か月分につき月額2万円の避難雑費を、幼児に対し平成24年4月から平成25年6月までの期間につき月額2万円の避難雑費が賠償された事例

【公表番号682※1～※4】 自主的避難等対象区域から父が同区域内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在。）、妻と子供が北海道へ自主的避難を実行し、平成25年5月に避難終了した申立人らについて、平成23年3月から平成25年5月までの間の生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに自主的避難等対象区域内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例

【公表番号767※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人2名、子供1名）について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【公表番号770※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成25年7月に夫が宮城県に転勤となり、宮城県の社宅で同居を再開することができた申立人ら（大人2名、子供2名）について、平成25年9月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号794※1】 県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、自主的避難区域の居住者と同様に取り扱い、請求期間である平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費（全体的に自主的避難区域と同水準）が認められた事例

【公表番号804※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県に避難している申立人らについて、幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成25年10月末（和解提案日の前月末）までの避難費用、避難雑費等が認められた事例

【公表番号813※1】 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（妊婦・避難中に出産）と幼児3名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成25年12月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例

【個票番号819※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成25年9月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例

【公表番号829※4】 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない福島県県南地域（西郷村）に住居があった申立人らの一部が自主的避難を実行した場合にお

いて、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価され、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号866※3】 自主的避難等対象区域（小野町）に住居していたが、夫が福島市渡利地区（自主的避難等対象区域）に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が転勤先に単身赴任をした事案において、平成25年12月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例

【公表番号871※7】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていること等を考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号883※4】 自主的避難等対象区域（いわき市）に住居していたが、平成23年3月に妻子が避難し、夫も平成24年5月に妻子の避難先へ避難した事案について、同年1月から同年8月までの避難雑費が賠償された事例

【公表番号904※2】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（いわき市）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている申立人ら家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号937※2】 自主的避難等対象区域内に住居していたが母子のみが避難した申立人ら（父母と3名の子）について、平成25年12月分まで子1人当たり月額2万円の避難雑費の賠償が認められた事例

【公表番号947※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母と子2名）について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同住居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったこと等の個別事情を考慮し、平成25年3月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号977※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子2名の世帯）について、持病をもつ妻と子1名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、子が19歳となる平成25年10月まで避難雑費合計44万円が認められた事例

【公表番号983※2】 父が仕事のために西白河郡西郷村（県南地域・自主的避難等対象区域外）の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例

【公表番号1004※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した家族3名について平成23年3月から平成26年7月までの住宅保険費用、避難交通費、甲状腺検査費用及び避難雑費（合計57万円）が賠償された事例

【公表番号1017※2】 屋内退避区域（いわき市）から平成24年9月に避難した申立人ら（夫婦と子供3名（うち1名は、避難中である平成24年10月に出生。））について、平成24年9月から平成25年5月までの住居費、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1024※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、避難雑費（平成24年1月から同年3月まで）が賠償された事例

- 【公表番号1117※2】 原発事故当時、いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、原発事故後、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難し、避難により三重生活となった申立人らについて、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1174※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から山形県に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難雑費（母の妊娠期間中に係る平成24年8月分から平成25年4月分、避難開始後に出生した子に係る平成25年5月分から平成27年3月分を含む。）が賠償された事例
- 【公表番号1196※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち母子が自主的避難を実行したことにより支出した費用について、平成27年3月までの生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1216※1】 自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から子供の就学時期に合わせて平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人（平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ）について、平成24年3月から平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1246※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む3名が、事故後相当期間を経過している平成25年7月に自主的避難を実行したが、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めて平成25年7月から平成27年3月までの避難雑費35万8000円を認めた事例
- 【公表番号1256※1】 平成23年3月に県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人ら（母子）について、避難時の自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったことやその後の自宅付近の放射線量の推移等を総合的に考慮し、平成25年9月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1264※1】 福島市から県外へ避難した申立人ら（夫婦及び子1名）について、平成26年8月から平成27年3月までの避難雑費として11万2000円（子供1人当たり2万円×0.7×8か月）の賠償を認めた事例
- 【公表番号1324※6】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人母及び避難開始後に誕生した申立人子について、平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1352※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例
- 【公表番号1398※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成23年3月分から平成27年3月分までの移動交通費、住居費、一時帰宅費用、面会交通費、家財道具購入費、避難雑費と平成23年10月分から平成24年3月分までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1400※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人らについて、平成25年1月分から平成27年3月分までの避難費用等のほか、平成28年7月に県内の自宅に帰還した際に支出した引越費用が、荷物を移動した回数及び荷物量等を考慮した金額の範囲内で賠償された事例
- 【公表番号1420※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）の自宅付近の放射線量が高かったことから県外に避難した申立人ら（夫婦、夫の祖母及び未成年の子ら）について、申立人夫のみが自宅に帰還したことにより世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成27年3月分まで

の避難費用、生活費増加分(面会交通費、二重生活に伴う増加分)、避難雑費等が賠償された事例

- 【公表番号1430※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母子の県外への避難に伴う避難雑費(平成24年1月から平成26年3月まで)が賠償された事例
- 【公表番号1461※1】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、平成24年8月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難の合理性を認め、実家に転居するなどして避難を終了した平成25年8月分までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1480※2】 自主的避難等対象区域(大玉村)に居住していた申立人ら(祖母、父母、子2名、父の弟)のうち、申立人父母及び子2名が避難したことにより生じた避難雑費(平成24年1月から平成26年3月まで)が賠償された事例
- 【公表番号1459※1】 自主的避難等対象区域(国見町)に居住していた申立人ら(父母、子及び祖父母のうち、平成23年3月に申立人父母及び子が避難)について、前回の申立てで和解が成立した以降の平成26年1月分から平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1468※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等も賠償された事例
- 【公表番号1486※3】 自主的避難等対象区域(福島市)から福島県外に避難した申立人B、C、D及びE並びに原発事故後も福島県内にとどまった申立人Aについて、申立人B、C、D及びEが避難を開始した平成23年8月から帰還した平成26年3月までの避難費用(移動交通費、引越費用)及び生活費増加費用(面会交通費、二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用)並びに平成24年1月から平成26年3月までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1490※2】 自主的避難等対象区域(本宮市)から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らについて、遅くとも平成23年6月頃までに申立人母が申立人子のうちの1名を妊娠したことが判明し、その後、避難を継続する中で、申立人子らがいずれも出生したことから、平成24年1月分から平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1491※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父母及び子)について、申立人母及び申立人子が避難したことから、平成24年1月分から平成27年3月分までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1498※1】 自主的避難等対象区域(福島市)から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、避難雑費(平成24年1月から平成25年3月まで)が賠償された事例
- 【公表番号1502※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(祖父母、父母及び子2名)について、原発事故当時1歳の申立人第一子の避難雑費(平成24年1月分から平成27年3月分まで)の他、申立人母の避難雑費(妊娠期間中である平成26年4月分から平成26年11月分まで)及び平成26年12月に避難先で出生した申立人第二子の避難雑費(同月分から平成27年3月分まで)についても賠償された事例
- 【公表番号1521※3】 自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年3月に避難した申立人ら(成人2名及び子2名、子らのうち1名は平成23年10月に出生)について、平成24年1月分から平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1534※2】 自主的避難等対象区域(須賀川市)から避難した申立人ら(夫婦及び子2名)について、避難費用(引越費用)、生活費増加費用(家財購入費)等のほか、子

ども1名につき月額2万円の避難雑費が平成24年1月分から平成27年3月分まで賠償された事例

【公表番号1547※1、※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（一時立入費用）及び避難雑費（平成24年1月から平成26年8月まで子ども1名につき月額2万円、平成26年9月から平成27年3月まで子1名につき月額1万4000円）が賠償された事例

【公表番号1551※2】 自主的避難等対象区域から避難した申立人ら4名（父、母及び子2名）について、避難雑費（平成24年1月分から平成27年3月分まで）が賠償された事例

ケ その他損害

【公表番号319※2】 平成23年4月に、夫婦でペットとともに、自主的避難等対象区域（郡山市）から妻の実家がある中国に避難した際の国際航空運賃やペットの検疫費用、宿泊費等の避難実費相当額等が賠償された事例

【公表番号376※1】 いわき市内で園芸業を営む申立人の、子供とともに自主的避難を実行したため出荷ができなかったことによる平成23年3月から同年4月までの逸失利益について、前年の同期間の売上額との差額が賠償された事例

【公表番号418※1】 相馬市で農業を営む申立人について、水稻の作付けをしなかったことによる逸失利益（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例

【公表番号476※2】 父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、母親の避難に基づく営業損害が賠償された事例

【公表番号655※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で申立外の妻とともに観賞用植物の栽培を行っていた申立人について、申立外の妻が自主的避難を実行したために、水撒き等の十分な管理が困難となり商品が枯死したことにより生じた平成23年出荷分の営業損害（逸失利益）及び平成24年以降出荷分の営業損害（逸失利益）について、それぞれ、平成22年度分の営業利益を基準として、支出を免れた必要経費（4割相当額）を控除した額が賠償された事例

【公表番号1066※2】 自主的避難等対象区域から平成23年10月に避難を開始した申立人らについて、平成23年3月から平成26年3月までの避難費用、生活費増加費用等のほか、原発事故以前に締結していた福島市内の自宅の新築工事請負契約を避難直後に合意解約したことにより発生した平成23年中の解約金について全額の賠償を認める和解が成立した事例

【公表番号1526※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、風評被害により収入が減少し、平成23年9月に廃業した上で申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害（逸失利益）について、避難先において、平成24年8月頃からの開業準備期間を経て同年10月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、売上げの全くなかった平成24年8月分については原発事故の影響割合を8割、若干ながら売上げのあった同年9月分については原発事故の影響割合を4割として賠償された事例

(4) その他論点

（補足説明）

自主的避難等に係る損害に関し、上記(1)から(3)まで以外の論点に係る問題を有する事例を挙げた。避難開始時期の問題を含む事例、避難継続に係る事例等がある。

【公表番号240※1、※2、※4、※5】 県北地域（自主的避難等対象区域）に居住し、平成23年8月頃に母親と子供が、同年9月頃に父親がそれぞれ中部地方に自主的避難を実行し、

これに要した平成24年3月分までの移動費用、引越代金、面会交通費、家財道具購入費、二重生活費増加等の避難費用及び生活費増加費用、平成23年3月から同年12月までの夫婦の精神的損害、同年3月から平成24年3月までの子供の精神的損害及び同年1月から同年3月までの避難雑費について、既払金を控除して賠償が認められた事例

- 【公表番号584※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、合理性を有する避難をした者に当たるとして、同月から申立ての前月である平成25年3月までの避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号844※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らについて、自宅付近に比べて放射線量が著しく低い同一市内の地域への転居を避難と認めて、避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号949※1～※5】 自主的避難等対象区域（相馬市）に居住している申立人ら（両親と子1名）のうち、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の専門学校に通っていた子について、原発事故により同校が会津地方に移転したため、自宅を離れ、同校の寮に入ることを余儀なくされたこと等による平成23年5月から平成24年3月までの精神的損害（月額2万円）、生活費増加費用（寮費及びタイヤ購入費用等）及び一時帰宅費用（実家への帰省費用）が賠償された事例
- 【公表番号1028※2】 宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に転入することが原発事故前から確実に予定されており、原発事故発生当初の時期以降の平成23年中に同地区に転入した申立人について、同地区に原発事故時に居住していた者を対象とする平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加的費用等として4万円の賠償（平成23年3月から平成24年8月まで）が認められた事例
- 【公表番号1040※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に自主的避難を行うことを原発事故直後から計画していたこと、長男の妻の出産を待って自主的避難を開始したこと、長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接していたこと等の事情を考慮し、平成23年8月までの避難費用及び平成26年6月の帰還費用が賠償された事例
- 【公表番号1054※2】 自主的避難等対象区域（鏡石町）から原発事故直後に避難を開始した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら（うち1名は事故後に出生））について、避難継続の合理性を認め、平成24年6月までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1227※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）で申立人夫と同居し、平成23年6月、申立人夫と離れて他県に避難した申立人妻及び申立人子ら（長女、二女）について、申立人夫が平成24年3月に避難先とは別の県に転勤した後も避難先での生活を継続したことに関し、小学生である申立人長女の就学環境、申立人夫が短期間で再び福島県に転勤となる可能性があったこと等を考慮して、申立人長女の小学校卒業時期である平成26年3月までの避難費用、生活費増加分が賠償された事例
- 【公表番号1229※5】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子2名（兄、妹））について、申立人（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成27年4月分以降の面会交通費が賠償された事例
- 【公表番号1246※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らのうち未成年者を含む3名が事故後相当期間を経過している平成25年7月に自主的避難を実行したが、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから原発事故と自主的避難との相当因果関係を認めた事例
- 【公表番号1275※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難した申立人について、申立人と同居する子（20歳代）が知的障害等を抱えており、子1人では被曝を回避する

ための合理的な行動をとるのが困難であること等の事情を考慮し、原発事故当初から平成23年12月までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例

- 【公表番号1316※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人（大人1人世帯）が平成23年6月に避難を実行したことの合理性が認められ、避難実行によりかかった避難及び帰宅に要した移動費用（移動交通費、引越費用）及び生活費増加費用（宿泊費、住居費、いわき市の病院に通院するための交通費・宿泊費）について、平成23年8月分まで賠償された事例
- 【公表番号1385※3】 自主的避難等対象区域（三春町）に居住していたが、原発事故後に短期間の避難を繰り返した後、平成24年3月末に福島県外に長期の避難を行った未成年の子1名を含む申立人ら家族（うち大人1名は事故時住所に引き続き滞在）について、平成24年1月分以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1401※1】 宮城県丸森町から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成23年4月から申立人らが実家に滞在していた平成24年10月分までの生活費増加費用及び避難雑費並びに平成24年2月から同年7月までの申立人父の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1424※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年6月末頃から週末等に県外へ避難した申立人（成人）について、申立人が指定難病や精神疾患にり患していたこと等の事情を考慮して避難の合理性を認め、平成23年6月分から同年8月分までの避難費用（避難先と自宅との往復に要する避難交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1467※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、平成26年3月から長期間の自主的避難を開始した申立人ら母子について、母が通学していた看護学校の卒業時期が同月であったこと、同月までの間も、子の夏休み等の時期に短期間の避難を繰り返していたこと等の事情を考慮し、同月からの避難開始の合理性を認め、避難費用（引越費用、住居費：平成26年3月1日から同月末日まで）、生活費増加費用（二重生活増加費用：平成24年1月1日から同年4月末日まで）の他、避難雑費（平成24年1月1日から平成27年3月末日まで）が賠償された事例

第 1 1 その他

1 除染費用（中間指針第二次追補第 4）

(1) 中間指針等の整理

中間指針における除染に係るもの

- ・ 中間指針第 3 政府による避難等の指示等に係る損害について

（中間指針第 3 の 3 : 一時立入費用）

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（中間指針第 3 の 7 : 営業損害（一部抜粋））

- I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II) また、I) の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
- III) さらに、同指示等の解除後も、I) の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（中間指針第 3 の 1 0 : 財物価値の喪失又は減少等（一部抜粋））

財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

- II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、
 - ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、
 - ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

- ・ 中間指針第 5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

[対象]

農林水産物（加工品を含む。以下第 5 において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害を対象とする。

[損害項目]

1 営業損害（一部抜粋）

IV) さらに、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はⅢ)の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

・ 中間指針第6 その他の政府指示等に係る損害

[対象]

前記第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。

[損害項目]

1 営業損害（一部抜粋）

II) また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

・ 中間指針第7 いわゆる風評被害について

（中間指針第7の1：一般的基準（一部抜粋））

IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

① 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

（中間指針第7の5：輸出に係る風評被害（一部抜粋））

I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、1Ⅲ)①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

（備考等抜粋：中間指針第3の3一時立入費用関係）

対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について負担する場合も否定できず、このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことに伴い、「一時立入り」を行う者が住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる（備考2）。

（備考等抜粋：中間指針第3の10財物価値の喪失又は減少等関係）

指針I及びIIについて、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る（備考4）。

(中間指針第二次追補第4)

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

- I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。
- II) 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

(備考等抜粋)

ア 指針Ⅰについて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十四条第一項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法第四十四条第一項の対象となるか否かにかかわらず、指針Ⅰに該当するものは原子力損害として賠償の対象となる（備考1）。

イ 指針Ⅱについては、現存被曝状況や避難状況にある住民の放射線被曝に対する不安や恐怖は深刻であり、これらの不安や恐怖を緩和するため、地方公共団体及び教育機関が、子供を対象とした外部被曝線量の測定、日常的に摂取する食品の放射能検査等の対策を余儀なくされていることを考慮した（備考2）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

上記各指針に示されているように、除染費用が原発事故との相当因果関係のある損害に当たる場合は多く、ある意味当然の費用である。しかしながら、避難等対象区域はもとより自主的避難等対象区域においても公の除染計画があるのが通常であるから、以下に示す事例は、それを待たずに自主的に除染を行った場合等が多い。東京電力が自主的除染の費用の賠償について直接請求の手續における取扱い公表したのは平成26年9月18日付けプレスリリースからである。

なお、避難等対象区域とそれ以外の自主的避難等対象区域等に係る事例に区分して紹介した。

ア 避難等対象区域に係る事例

【公表番号160※1】 原発事故当時、避難指示区域（富岡町）に居住していた申立人らについて、車の部品交換を含む洗浄等、洋服のクリーニング等に係る除染費用の賠償が認められた事例

【公表番号157※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、平成23年7月に同区域に帰還した者が、自宅の放射線量が高かったために帰還後に行った植木の伐採、屋根の洗浄等に係る費用が除染費用として認められた事例

【公表番号174※1、※2】 原発事故当時、避難指示区域（旧計画的避難区域）所在の事業所において精密機械等の製造業を営んでいた申立人について、原発事故による放射性物質の放出により、各工場の除染費用、出入口エアシャワー室の設置、改修及び屋根修理に係る費用の負担を余儀なくされたとして、いずれの費用についても追加的費用の賠償が認められた事例

- 【公表番号179※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（大人3名）が避難を余儀なくされ、平成23年6月に帰還し、自宅敷地の除染を自主的に行ったとして、当該除染費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号189※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号220※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）市街地に居住していた者が行政区长からの指示で行った自宅敷地の庭木の伐採に係る費用が除染費用として認められた事例
- 【公表番号222※3】 避難指示区域（大熊町）に居住し、墓を所有していた申立人が原発事故により避難を余儀なくされ、墓の解体・除染・運搬費用、改葬費用、永代使用料及び塔婆立建立代について、必要かつ合理的な額として賠償が認められた事例
- 【公表番号521※5】 緊急時避難準備区域から2か月間避難していた申立人ら家族所有の自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用について、その半額が原発事故と相当因果関係があるものとして賠償された事例
- 【公表番号539※2】 フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営し、原発事故により避難指示区域内及び緊急時避難準備区域内の店舗の営業休止を余儀なくされた申立会社について、店舗の営業再開のために生じた平成23年3月分から同年8月分までの追加的費用（店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用）が賠償された事例
- 【公表番号583※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅敷地内除染費用について、樹木の枝葉打ちでは不十分であるとして、樹木伐採に要した費用200万円（対象期間平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号789※1】 宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器（設置型放射線測定器等）購入費用等（平成23年3月分から平成25年2月分まで）について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に対する代金転嫁されているため損害がなく、もし仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張を、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償を認めた事例
- 【公表番号798※1】 避難指示区域の宗教法人について、本殿の壁を高圧洗浄機で洗浄するなどした除染費用が賠償された事例
- 【公表番号880※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人が、業者に樹木伐採を依頼した際にかかった費用7万円余りについて、除染費用として賠償が認められた事例
- 【公表番号952※3】 帰還困難区域（大熊町）で不動産販売業等を営んでいた申立会社が、事業所から資料を持ち出す際の従業員の安全を確認するため及び不動産取引の際の重要事項として線量を説明するために必要であるとして購入した放射線測定器の購入費用18万9000円が賠償された事例
- 【公表番号974※1】 南相馬市避難要請区域にある自宅敷地の除染を自主的に行った申立人について、業者の請求書や領収書、除染作業の状況や除染作業中における放射線量の測定結果を撮影した写真、業者の作業日報等の証拠に基づき、請求額と同額の除染費用（樹木伐採、枝葉処理、木の根起こし、庭石の洗浄、庭土の入替え処理に係る費用）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1035※1】 緊急時避難準備区域内の自宅建物及び敷地の平成23年8月実施の除染費用（屋根と外壁の高圧洗浄、敷地の表土剥ぎ及び砕石敷き）全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1042※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成26年8月に除染目的で自主的に屋敷林を伐採した申立人について、伐採前の線量の高さ等を考慮して、伐採費用の全額が賠償された事例

- 【公表番号1055※2】 自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、平成25年7月と同年11月に除染のために屋敷林を伐採し、平成26年4月に伐採後の枝葉等を処分した伐採・処分費用が賠償された事例
- 【公表番号1073※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成26年11月に除染のために業者に依頼して自宅の屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、平成26年4月に行われた南相馬市による除染作業後も放射線量があまり低下しなかったことや、申立人が小中学生の孫と同居していること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1107※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、平成24年から平成26年にかけて複数回実施された自宅等の植木伐採や草取りの費用が、除染費用として賠償された事例
- 【公表番号1146※1】 南相馬市避難要請区域（南相馬市鹿島区）所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された事例
- 【公表番号1228※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の申立人らの自宅に係る除染費用について芝生撤去工事及び生垣手入れの費用が賠償されたことに加え、除染に伴い必然的に生じた追加的費用として芝生植栽工事の見積金額20万5200円の一部15万円が賠償された事例
- 【公表番号1280※2】 緊急時避難準備区域から避難し平成24年3月に帰還した申立人らについて、自治体による除染後も自宅の放射線量が高かったこと等を考慮し、自主的に実施した除染のための費用が賠償された事例
- 【公表番号1306※1】 申立人が所有する緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の土地の樹木の平成26年8月から平成27年5月までに実施した伐採費用等について、同土地が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等から除染の必要性を認めた上で、除染のために必要かつ合理的な範囲を考慮し、支出額の約5割が賠償された事例
- 【公表番号1493※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難実行により自宅を管理できず補修の必要が生じたため、また、自宅内の線量を低減させるためとして、平成25年に実施した自宅の修繕工事代の一部（工事場所ごとに2割から5割相当額）等が認められた事例
- 【公表番号1505※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、平成28年12月に除染のために業者に依頼して自宅の屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、南相馬市による除染作業後も放射線量があまり低下しなかったことや、申立人宅で、孫2名（小学生）が日中過ごしていること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた事例

イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例

- 【公表番号155※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、農地の表土鋤取り、表土移設、埋立て及び客土による除染費用等約48万円（平成23年3月から同年9月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号166※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、住居等について除染を実施した者について、提出された除染証明書等の資料により除染の必要性相当性が認められ、除染実施に係る費用が認められた事例
- 【公表番号175※1】 原発事故当時、茨城県牛久市に居住していた申立人ら（大人4名）について、平成23年3月から平成24年3月までに発生した庭木の剪定・枝葉の処理費用、ゴミ処理にかかった費用等を主とする除染費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号207※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人が、平成23年9月に自宅周辺の立木を伐採する除染を実施したとして、除染実施に係

- る49万円の費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号226※2】 自主的避難等対象区域（二本松市）に居住する兼業農家である申立人が自家消費分の野菜の作付けを再開するために表土剥ぎ取りの方法で行った除染に係る費用7万円が認められた事例
- 【公表番号243※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅周りの除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）94万5000円が賠償された事例
- 【公表番号254※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅建物（原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成）の基礎部分の除染費用が賠償された事例
- 【公表番号255※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人について、自宅敷地の除染費用（庭土の除去工事及びコンクリート舗装工事等）、除染のために必要な放射線測定器及び高圧洗浄機の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号287※1】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（除去土壌運搬費用、ブロック塀設置代、作業用器具購入費用、線量計購入費用、申立人による除染作業に対する労賃相当額等）が賠償された事例
- 【公表番号356※1～※3】 県北区域（自主的避難等対象区域）で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害により、小売店への直接販売が減少したこと及び催事の中止により催事での販売ができなくなったことに伴う逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例
- 【公表番号358※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）市街地の自宅建物及び庭について平成24年4月から同年6月までに行われた除染費用（高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等）が賠償された事例
- 【公表番号361※1】 自主的避難等対象区域（田村市）で健康食品の製造・販売を営む申立人について、製品の原料を生産する桑園の表土の入れ替えによる除染費用全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号383※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地について、平成23年3月から同年12月までに業者に依頼して行われた除染費用全額が賠償された事例
- 【公表番号393※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の自宅敷地について、平成23年3月から同年4月までに業者に依頼して行われた除染費用が賠償された事例
- 【公表番号402※1】 郡山市に所在する自宅の庭の芝生が放射性物質に汚染されたとして、当該芝生の除去及び運搬を園芸業者に依頼した申立人について、除染費用（芝撤去工事代）及び線量計購入費用が賠償された事例
- 【公表番号407※1】 本宮市所在の自宅敷地内の汚染土除去等の作業（平成24年7月）を業者に依頼した費用について、除染費用として賠償された事例
- 【公表番号412※1、※2】 茨城県所在の株式会社の社員寮敷地の除染費用及び線量計購入費用が賠償された事例
- 【公表番号417※2】 宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号432※1】 申立人が、福島市の自宅を除染する目的で購入した高圧洗浄機の購入費用及び外壁等除染洗浄作業のため支出した費用（平成23年3月から同年12月まで）が賠償された事例
- 【公表番号444※1】 原発事故により自主的避難等対象区域（天栄村）に所在する自宅の敷地が放射性物質に汚染されたとして、平成23年10月に敷地内の樹木の伐採及び搬出を造園業者に依頼し、平成24年7月に敷地内の表土の除去及び搬出を電気工事会社に依頼した申立人らについて、これらに支出した除染費用等が賠償された事例
- 【公表番号450※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する申立人所有の自宅建物及び敷地について、平成23年3月から同年12月までの、外構工事代、除染作業代、線量計購入費及び高圧洗浄機等の購入費用が除染費用として賠償された事例

- 【公表番号474※1】 福島市で食品加工業を営む申立会社について、工場の除染費用（工場屋根交換費用）の損害賠償が認められた事例
- 【公表番号480※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に所在する高層マンション（申立人は、区分所有者全員で構成されたマンション管理組合）について、領収書の金額の限度で、平成23年3月から平成24年8月までの除染工事費用が賠償された事例
- 【公表番号510※1】 白河市所在の申立人が平成24年5月及び同年6月に実施した自宅敷地についての除染の費用が賠償された事例
- 【公表番号535※2】 自主的避難等対象区域（福島市）所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用（平成23年9月に実施した表土入替え、コンクリート舗装等）が賠償された事例
- 【公表番号551※1】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人について、自宅建物の外壁、屋根、土間コンクリートの高圧洗浄、敷地の表土入替、庭木の伐採剪定の方法による除染費用60万円（平成23年3月から同年5月まで）の賠償が認められた事例
- 【公表番号560※1】 福島県中通りにおいて総合病院を経営する申立人について、患者のリハビリ等に使用される場所である庭園の除染費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号565※1】 自主的避難等対象区域（福島市）内の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、平成23年3月から平成24年4月までに支出された、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例
- 【公表番号609※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住する申立人が、放射線測定器及び高圧洗浄機を購入し、また、公的除染に先立って平成23年8月から同年9月にかけて自宅敷地の除染（表土削り取り・入替、レンガ洗浄・敷きなおし、枕木の除去等）を業者に依頼したところ、これらの費用が賠償された事例
- 【公表番号618※3】 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより平成23年3月から同年12月にかけて生じた保管費用及び除染費用等の追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号625※4】 自主的避難等対象区域（二本松市）から母子避難を実行した申立人らについて、除染のために購入した高圧洗浄機及びレインコートの取得費用等が賠償された事例
- 【公表番号632※1】 自主的避難等対象区域所在の申立人所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入替え費用については全額が、人工芝の張替え費用については半額が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号637※3】 自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らが、帰還先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成24年2月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号652※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らが、自宅庭の芝部分の除去及びコンクリート舗装工事の方法による除染を実施し、その費用等約10万5000円（平成23年3月から平成24年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号663※2】 福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害を避けるために発生した、原材料の除染に係る機器の購入費用、工場内や製品の放射線量を測定する検査機器の購入費用等が賠償された事例
- 【公表番号666※3、※4】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染費用等（自宅の庭撤去費用）約37万6000円のほか、除染や被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の損害賠償（いずれも、対象期間は平成23年3月から同年12月まで。）が認められた事例

- 【公表番号705※3】 福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用（屋根の葺き替え工事委託費用）の約半分が賠償された事例
- 【公表番号708※2】 県南地域（白河市）に居住する申立人らについて、白河市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例
- 【公表番号758※2】 自主的避難等対象区域に学校を設置する申立人について、平成23年3月から平成25年3月までに支出を余儀なくされた放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための追加的費用が賠償された事例
- 【公表番号782※1】 原発事故当時、宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営んでいた申立人らが、原発事故により牧草地の除染を余儀なくされたとして、牧草地の除染費用（除染資材購入費及び除染作業費）が領収書に基づく請求額で賠償された事例
- 【公表番号785※1】 宮城県丸森町の畜産農家を組合員とする組合である申立人について、原発事故後、牧草から許容値を超える放射性物質が検出されたことを受け実施することとなった牧草地の除染及び除染後の整地作業のために使用する機械の購入にかかった費用が賠償された事例
- 【公表番号795※1】 福島県等の採取業者から漢方生薬の原料生薬を仕入れ、加工して取引先に販売していた申立人について、当該原料生薬に関し厚生労働省から放射性物質の検査・洗浄の徹底を指示する旨の通達が出され、取引先からも原料生薬洗浄を要求されたことから、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用が賠償された事例
- 【公表番号814※3】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについて、線量計購入費用のほか、自宅の除染について、自ら行った部分については労賃相当額の、業者に依頼して行った部分については業者への支払相当額の、各賠償が認められた事例
- 【公表番号824※1、※2】 福島県中通り（自主的避難等対象区域）で放し飼いの養鶏業を営んでいた申立人について、平成24年3月から同年4月までの養鶏場敷地の除染費用（表土除染工事代金）及び養鶏場の土壌の放射性物質の検査のために要した交通費（平成24年4月から平成25年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号853※1】 自主的避難等対象区域（二本松市）で稲作をしていた申立人について、自ら水田の除染作業（稲わらの除去、草刈り等）を行った作業労賃（平成23年3月から平成24年5月まで）及び深耕作業に適した中古トラクターへの買替え費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号871※8】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号894※2】 原発事故発生当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人が自宅の宅地について行った自主除染費用の賠償が認められた事案
- 【公表番号913※1】 伊達市内で水田用水路の管理等を行っている水利組合が、用水路に土砂が堆積したものの、放射性物質を含む土砂の処理が困難であるため、土砂の堀上げを断念し、通水のために揚水ポンプを設置した事案において、上記水利組合が平成25年5月から同年9月までの間に負担した揚水ポンプ一式の購入費用及びポンプ設置費用相当額が賠償された事例
- 【公表番号937※2】 自主的避難等対象区域の申立人ら（父母と3名の子）について、除染のための高圧洗浄機及び線量計の購入費の賠償が認められた事例
- 【公表番号986※1】 会津地域で幼稚園を運営する法人について、平成23年中に行われた除染費用（砂場の入換え工事費用、園庭の除草作業の委託費用、外壁の洗浄や再塗装等の園舎除染工事費用）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1006※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費

- 用として平成24年3月に実施した店舗改装工事に要した費用の一部（工事内訳：①仮設工事、②木工事、③内装工事、④家具工事、⑤看板工事、⑥諸費用）が賠償された事例
- 【公表番号1011※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から同一市内に新居を建てて避難した申立人ら世帯（夫婦と子2名）について、避難先の線量も高く不安を抱いたこと等から、自宅の除染費用等を認めた事例
- 【公表番号1014※2】 東北地方の地方公共団体である申立人について、牧草地の除染を効率的に進めるためのGPS購入費（平成24年3月から同年11月まで）が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）
- 【公表番号1024※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、線量計購入費用（平成23年7月）が賠償された事例
- 【公表番号1080※1】 自主的避難等対象区域外に居住する申立人について、提出された除染作業報告書から除染の必要性を認め、自宅敷地の除染費用（芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等）及び除染見積等作成費用（平成23年3月から平成24年12月まで）の全額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1108※1】 山形県東部に居住する申立人が平成24年3月に実施した自宅の除染費用（庭等の土壌入替やコンクリート敷設等）について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み自主的除染の必要性を認め、除染のため外部委託した外構工事代金の賠償（東京電力からの直接請求における外部委託費用についての既払金との差額）が認められた事例
- 【公表番号1130※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人が、原発事故に伴い購入した放射線量測定器について、購入後の点検校正費用、電池購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1131※1】 自主的避難等対象区域内に居住する申立人が原発事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償（期限の定めなし）が認められた事例
- 【公表番号1160※1】 自主的避難等対象区域（石川郡浅川町）の耕作地を賃借して米作を営んでいたが、耕作地の近隣の水田で栽培された米から放射性物質が検出されたため、賃料として収穫した米を納めていた地主から除染の実施を求められ、平成24年4月から同年5月までに反転耕による除染作業を行った申立人について、除染作業の費用の一部が賠償された事例
- 【公表番号1219※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所有する旧自宅で生活していた申立人らについて、平成23年9月の大雨により旧自宅が災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊した上、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地の自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先についても自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮して除染費用の8割が賠償され、転居先の除染についても、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮して除染費用の8割が賠償された事例
- 【公表番号1255※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の建物の除染のために屋根の葺き替え工事が実施されたことについて、葺き替え前の屋根の素材（アスファルトシングル屋根材）の性質上、高圧洗浄の方法を採ることができず、葺き替え工事の実施が合理的と考えられることを考慮して、平成28年7月から平成28年8月までに実施された工事費用の一部（解体工事費用の全額と新たな屋根工事費用を含むその他の工事費用の2割に相当する額）が除染費用として賠償された事例
- 【公表番号1256※3】 申立人ら（母子）が、県南地域（西白河郡矢吹町）にある自宅を平成23年5月に除染した工事費用（汚染された土壌の除去等）の一部が賠償された事例
- 【公表番号1260※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人について、申立人が自宅除染で生じた汚染土の仮置きをしている地区において自治体による仮置き場の整備

が進んでいないことを考慮して、自宅の除染で生じた汚染土の仮置きのために支払った土地使用料年額5万円（平成28年4月から平成29年3月までの期間）につき、その全額が除染費用として賠償された事例

【公表番号1318※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成23年7月に教室内への放射性物質の侵入防止のために購入した泥落とし用マットの購入費について、購入額の6割相当額から購入に伴い市から支給された補助金との差額分相当額が賠償された事例

【公表番号1337※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に平成25年8月に幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）を交換したことについて、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例

【公表番号1352※3】 原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、線量計の購入費用（対象期間平成23年11月）の損害賠償が認められた事例

【公表番号1359※3】 県南地域（白河市。自主的避難等区域外）に居住する申立人らについて、原発事故時の住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上存在すること等を考慮し、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用が賠償された事例

【公表番号1419※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体を実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間（平成27年9月1日から平成30年6月30日まで）の賃料相当額が、除染関連費用（汚染土砂保管費用）として賠償された事例

【公表番号1452※1】 茨城県内のきのこ生産者を構成員とする農業法人である申立人の営業損害（追加的費用）について、原発事故のために購入したきのこ原木の除染機10台（1台約100万円。平成24年8月に5台、同年12月に5台を購入。）の費用のうち、補助金で充当されない半額部分につき、各除染機ごとに購入の必要性の観点から使用頻度に応じた減額をした上、さらに原発事故の影響割合を8割として賠償が認められた事例

【公表番号1490※3】 自主的避難等対象区域（本宮市）から避難した申立人父母及び原発事故後に避難先で出生した申立人子らが、一時立入先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成25年10月に購入した線量計の購入費用が賠償された事例

2 弁護士費用

(1) 中間指針等の整理

総括基準（弁護士費用について）

- 1 原子力損害を受けた被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てをするについて自己の代理人弁護士を選任した場合においては、下記の損害が、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる。
 - 1) 標準的な場合
和解により支払を受ける額の3%を目安とする。
 - 2) 和解金が高額（おおむね1億円以上）となる場合
和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額
和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位に考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができる。
 - 3) 例外的な取り扱い
和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。
和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

（理由等抜粋）

- ア 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、高度の法律知識を必要とする。本人による申立ては、本人が提出した申立書及び証拠書類だけでは審理がなかなか進まず、仲介委員又は調査官からの数多くの質問に回答することにより、ようやく審理が前に進む事件が多く、この場合であっても、申立人が真に主張立証したいことが審理の対象から漏れるリスクを否定することはできない。そうすると、申立人が弁護士を代理人に選任した場合の弁護士費用は、相当な範囲内で、本件事故と相当因果関係のある損害とみることが相当である（理由1）。
- イ 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、責任原因論の争いがないのが通常であることや、訴訟におけるような厳格な主張、立証手続の規制がないという点において、弁護士にとって、損害賠償請求訴訟を委任された場合ほどには手間がかからない。そうすると、判決における標準的な弁護士費用相当額の損害（認容額の10%）よりも低めの額（和解により支払を受ける額の3%）を、弁護士費用として賠償すべき損害と定めるのが相当である（理由2）。
- ウ 和解により支払を受ける額が増加する割合ほどには、弁護士の手間は増加しないのが通常であるとみられる。したがって、和解により支払を受ける額が高額（おおむね1億円以上）にわたる場合には、標準的な割合（3%）よりも低い割合で弁護士費用相当額の損害を算定することとした。
また、事案によっては、和解により支払を受ける額が高額にわたるかどうかは、弁護士に委任をした複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとに判断することが相当であることから、そのような基準を定めた（理由3）。
- エ 和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、通常の事案よりも手間がかかり、複雑困難であったといえるような場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、損害額を和解により支払を受ける額の3%よりも増額することが相当であり、弁護士費用相当額の損害を増額することができることとした。
和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相当額の損害を認定する基礎を欠く。このような場合には、弁護士費用相当額の損

害を認定しないことができることとした（理由4）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

上記総括基準（弁護士費用について）に関する事例であるが、現段階では公表事例に該当するものが見当たらなかった。

3 遅延損害金

(1) 中間指針等の整理

総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）

和解の仲介の手續において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものとする。この場合においては、利率は民事法定利率年5%の割合とし、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する。なお、和解により支払いを受ける額を基準として弁護士費用相当額の損害を算定する場合においては、遅延損害金は、和解により支払いを受ける額には含めないものとする。

（理由等抜粋）

- ア 和解の仲介において遅延損害金を和解金に含めることは必ずしも一般的な取扱いではない。しかしながら、大規模な原子力事故を引き起こし、甚大な被害を受けたおびただしい数の被害者が賠償の実現を待っているのに、加害者が審理を不当に遅延させることは、明らかに不当である。このような場合に、被害者に対して、法律により認められている履行遅滞による損害賠償（遅延損害金）の請求権の行使を差し控えさせる理由はない（理由1）。
- イ 審理を不当に遅延させる態度の例としては、仲介委員・調査官からの求釈明に応じない、又は回答期限を守らない行為、和解の提案に対して回答期限を守らない行為、賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取るに足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合、確立した和解先例を無視した主張をする場合などが考えられる（理由2）。
- ウ 遅延損害金の起算日は平成23年3月11日とすることも考えられるが、中間指針の策定日及び東京電力の最初の個人の賠償基準の策定日が平成23年8月、東京電力の最初の法人の賠償基準の策定日が平成23年9月であったことにかんがみ、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する（平成23年10月1日を起算日とする。）こととする（理由3）。

(2) 当該指針等に関する和解事例

（補足説明）

上記総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）に関する事例である。

- 【公表番号754※3】 過去に当センターの和解仲介手續で和解した経験のある申立人が再度の申立てをしたところ、東京電力に対する直接請求手續における包括請求の請求書用紙の交付を再度の手續において一部和解したことを理由に東京電力から拒否された事例について、当センターを利用したことによる包括請求書の送付拒否にほかならず、被害者による当センターの利用の妨害行為であって審理の不当遅延に準じるものとして、損害額の一部について遅延損害金を付した和解案が提示され、和解が成立した事例
- 【公表番号835※2】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手續の包括請求用紙の交付を依頼したところ、東京電力から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、請求用紙の交付依頼の拒否は本件申立て前に行われた行為ではあるものの、被害者が賠償金を受領するのを徒に遅滞させた行為であり、東京電力に帰責性が認められるとして、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものと規定する総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）に準じて、遅延損害金の賠償が認められた事例
- 【公表番号864※1】 帰還困難区域からの避難者であり、平成24年8月分までの精神的損害等について和解をし、その後直接請求で平成24年9月分以降の精神的損害について包括請求方式による賠償を求めたところ、東京電力から直接請求の包括請求方式の始期が一律に同年6月とされている

ることから同方式による取扱いを断られ、再度の申立てに至った申立人らについて、東京電力が直接請求手続において先行する和解仲介手続を理由に不当に賠償を遅延させたとして、遅延損害金を付することとされた事例

4 立証方法等（集団案件含む。）

(1) 中間指針等の整理

(中間指針第2の5)

加えて、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。

また、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることが考えられる。

(2) 当該指針等に関する和解事例

(補足説明)

上記中間指針第2の5に記載されているような、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和する方法、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いるなどした事例を紹介した。なお、大量の請求を迅速に処理することに関連し、集団的な申立事例についても、後半に集約しているので参照されたい。

【公表番号354※4】 避難指示区域から避難を余儀なくされた申立人らについて、親族宅に滞在していた期間については支払った宿泊謝礼が、賃貸住宅に滞在していた期間について月額5万円の賃料が、それぞれ陳述書により認められて賠償された事例

【公表番号370※1】 原発事故時、喜多方市において山菜・きのこの生産業を営んでいた申立人について、確定申告等の資料がなかったが、証明の程度を緩和し、本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償が認められた事例

【公表番号433※1】 避難指示区域（浪江町）で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき平成24年1月から同年12月までの間の営業損害が賠償された事例

【公表番号523※3】 避難指示区域（双葉町）の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき平成23年3月から平成24年6月までの営業損害（野菜の生産販売事業の逸失利益）が賠償された事例

【公表番号721※1】 飯館村（旧計画的避難区域）内で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益（対象期間平成23年3月から平成24年12月まで）が賠償された事例

【公表番号723※1】 会津地域でしいたけを栽培・販売していたが原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠はなかったものの、申立人の陳述等に基づいて、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成29年12月分までの逸失利益が認められた事例

【公表番号728※1】 緊急時避難準備区域（広野町）で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠等）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄

した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割（840万円）を賠償すべき損害と認定した事例

【公表番号735※1】 県北地域（自主的避難等対象区域）で農作物（野菜・果実）を栽培し市場に販売していた申立人について、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を7割に減額すべきとの東京電力の主張を排斥して、農林水産統計を参考とするなどして平成23年3月から平成24年3月までの出荷不能による逸失利益を53万円余と算定し、賠償された事例

【公表番号743※1】 緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産の財物損害（全損）について、損害額算定に当たり棚卸資産の個別の内訳を明らかにすべきとの東京電力の主張を、膨大な数の棚卸資産の内訳を提出させることは申立人に過度の立証の負担を負わせるもので妥当でないとして排斥し、原発事故年度の決算資料の数値を基に損害額を算定し賠償された事例

【公表番号798※1】 避難指示区域の宗教法人について、収入額の認定に現金出納帳や経験則上発生が見込まれる収入については陳述書を利用し、客観的資料の不足を補った上で、営業損害等が賠償された事例

【公表番号805※1】 茨城県内で有機野菜を生産販売する申立人について、決算書等の提出はなかったが、売上明細表等から原発事故前の販売価格と原発事故後の販売単価の差額を認定するなどして損害額を概括的に算出し、平成24年10月から平成25年6月までの営業損害が賠償された事例

【公表番号817※1】 会津地域で山菜等の採取・販売を営む申立人らについて、風評被害及び出荷自粛に基づく売上減少による営業損害につき、手書帳簿や預金通帳等の間接的な資料と本人の陳述から一定の金額を算定し、平成23年3月分から平成25年10月分までの逸失利益の賠償が認められた事例

【公表番号1053※1】 自主的避難等対象区域においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上、事業用資産について計算書類の提出はないものの資料の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割の範囲の賠償額が算定された事例

【公表番号1056※3、※4】 帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社が所有する倉庫・事務所等の事業用不動産のうち、未登記かつ決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない建物について、申立人の主張する取得価格及び取得時期を基礎として、財物損害の賠償額が算定され、また、申立会社が所有し、原発事故後、事業所から搬出できなかった建設機械・器具類、原材料等の事業用動産のうち、購入時の資料や決算報告書上の記載がなく、賠償額算定の根拠となる客観的資料がない動産について、申立人の主張する取得価格及び取得時期又は建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額等を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例

【公表番号1072※1】 自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を経営する申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少したとして、園児票や領収証から収入を認定し、平成23年3月から平成26年11月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1104※1】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例

【公表番号1133※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、平成23年3月から平成24年12月までの間に避難に伴い新たに購入した物品等の生活費増加分が認められた事例

【公表番号1137※2】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（楡葉町）の土地及び山林の立木について、申立人の陳述、農地法上の転用許可書、現地の写真撮影報告書等を基に、立木の種類及びその数量（割合）を個別に認定し、東京電力による直接請求における賠償額を上回る財物損害の賠償がされた事例

【公表番号1273※1】 居住制限区域（富岡町）所在の申立人が所有する建物（母屋、浴場、物

置)の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された原発事故時の時価相当額について賠償された事例

【公表番号1495※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人の避難先での家賃及び共益費について、平成28年4月分及び同年5月分の賃料支払の証拠がないものの、前後の期間における賃料支払状況等から、平成28年4月分及び同年5月分についても賃料支払の蓋然性が高いとされ、平成28年3月分から平成30年3月分までの全額が賠償された事例

【集団的処理がされている案件】

【避難指示等対象区域の住民からの申立て】

【公表番号331】 南相馬市原町区の住民約130名からの滞在者慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準を定め、残りの世帯の検討に同解決基準を用いるという審理方法により集団的解決が図られた事例

【公表番号698】 東日本大震災で被災し津波等で死亡した被災者の遺族約330人からの、原発事故による避難指示によって行方不明者の捜索活動や遺体の収容作業が震災から遅れたことを理由とする精神的損害の賠償を求める申立てについて、賠償の対象となる親族の範囲、賠償額やその上限等の内容を定めて和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号907】 南相馬市原町区大原地区に居住していた住民約120名からの、同地区に多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害(平成23年10月以降)等及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号910】 旧警戒区域(避難指示解除準備区域及び居住制限区域)である南相馬市小高区の住民(本件ほか3件合計約600人)からの、慰謝料、生活費増加費用等の賠償を求める申立てについて、当事者間に争いのない避難慰謝料につき、一部和解を成立させるとともに、その他の損害項目につき、申立世帯の一部の代表世帯の審理を先行させて解決基準等を定め、残りの世帯の審理に同解決基準を用いるという審理方法により集団的解決が図られた事例

【公表番号939】 南相馬市原町区高倉地区に居住していた住民約100名からの、同地区に多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害(平成24年9月以降)及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号941】 南相馬市原町区馬場地区に居住していた住民13名からの、同地区には多数の特定避難勧奨地点が存在することから、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害(平成24年9月以降)及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例(なお、その後同種の申立てが約800人からあったが、本件を踏まえた解決が図られた。)

【公表番号944】 多数の特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区大谷地区に居住していた住民約40名からの、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害(平成24年9月以降)及び生活費増加費用の賠償を求める申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた同地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

- 【公表番号960】 帰還困難区域である飯舘村長泥地区から避難した住民約150名（申立人の追加等を経て、最終的には約190名）からの、精神的損害（日常生活阻害慰謝料の他、放射線被曝への恐怖や不安に係る精神的損害を含む。）、避難費用、生活費増加費用、財物損害、生命・身体的損害、就労不能損害等の賠償を求める申立てについて、申立世帯の一部の代表世帯から口頭審理において直接聴取した結果等を踏まえ和解方針を策定した上で、各世帯の審理を行うという審理方針により、集団的解決が図られた事例
- 【公表番号985】 葛尾村に居住していた住民約200名からの、不動産、家財、農機具等の財物損害の賠償を求める申立てについて、申立初期の段階から審理方針を当事者に示すとともに、申立人らに対して個別の釈明のほか、一律の釈明を求めるなどして集団的解決が図られた事例
- 【公表番号1192】 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内のX地区）の住民約230人（同地区の住民の9割）からの、平成24年9月以降の精神的損害月額10万円の支払等を求める申立てについて、申立人らに対し、質問を記載した陳述書用紙を送付するなどの方法で調査し、小学生以下の子供及びその兄弟である中学生の子供については共通した避難継続の特段の事情があることを認め、1人当たり月額5万円（平成24年9月から平成26年9月まで）の精神的損害等を認める和解が成立した事例
- 【公表番号1404】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害の増額及び同年9月から平成27年3月までの避難費用（生活費増加分含む。）につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例
- 【公表番号1426】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害の増額、転校により新たに発生した費用及び同年9月から平成27年3月までの避難費用（生活費増加分含む。）につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例
- 【公表番号1427】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区石神地区）に居住していた申立人らについて、申立人らが多数に及ぶことから、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害の増額及び同年9月から平成27年3月までの避難費用（生活費増加分含む。）等につき、合理的な範囲で証明の程度を緩和して、一定額の賠償を認める方法により和解案を提示した事例
- 【自主的避難等対象区域の住民等、避難指示等対象区域以外の住民からの申立て】
- 【公表番号923】 自主的避難等対象区域のうち特定避難勧奨地点が多数存在した地域である伊達市霊山町や月舘町に居住していたものの、その住居が特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人ら約990名による、特定避難勧奨地点に設定された住居の住民と同等の精神的損害の賠償を求める申立てについて、申立人が多数に及ぶことから、同地域内において居住場所の偏りがないように配慮した上で選定した代表複数世帯の申立人らから、生活実態などを口頭審理期日において直接聴取するなどの審理方法により、一律の賠償を認める和解案を提示し、集団的解決が図られた事例
- 【公表番号1028】 自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた住民約690名からの、自主的避難等対象区域の住民と同等の賠償を求める申立てについて、口頭審理において一部の申立人から意見陳述を聴取するなどして、申立人らに共通する損害を認定する方法により、集団的解決が図られた事例
- 【公表番号1291】 自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11

月から平成25年3月まで（ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで。）の間、1人当たり月額7万円が賠償された事例